

人間科学

第33巻 第1号

2015年 9月

研究論文

教員・学生間のコミュニケーションおよび主体的な学習態度とアクティブ・ラーニング型初年次教育科目への学習意欲との関連性 …………… 石川 勝博 1

大学生アルバイトと事故リスクについて：ヒヤリ・ハットおよび怪我事例から考える
…………… 申 紅仙 13

我が国及びアメリカ合衆国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の現状
— 首都圏及びカリフォルニア州における例を参考として —
…………… 千手 正治・富田 信穂 23

芭蕉百回忌と常陸茨城郡の俳諧（上）— 佐久間青郊著『三百六十日々記』を通じて —
…………… 二村 博 118 (一)

国勢調査からみた茨城県常陸太田市里美地区における直系制家族の動向
…………… 水嶋 陽子 37

研究ノート

大学資源の活用に向けたゲーミフィケーションの実践
…………… 石田 喜美・関 敦央・寺島 哲平 49

民族融和の〈身振り〉としてのリルケの『家神への捧げもの』と『ポーフェシュ王』
— チェコ・ナショナリズムとリルケ — …………… 市川 宏子 65

コアを活用した基本語の学習と指導における理論的枠組み
…………… 森本 俊 73

訳注

會澤正志齋『中庸釋義』訳注稿（三）…………… 松崎 哲之 94 (二十五)

常磐大学人間科学部紀要『人間科学』編集規程

- 第1条 この規程は、人間科学部紀要編集委員会（以下、委員会と言う）が行う編集作業に関して必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 この規程は人間科学部紀要編集委員会規程第4条に基づく。
- 第3条 常磐大学人間科学部の研究発表誌『人間科学』（HUMAN SCIENCE）（以下、研究紀要と言う）は、毎年度に1巻とし、2号に分けて編集し冊子体で500部発行する他、その電子版を常磐大学のホームページに公表する。
- 第4条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、本学部の専任教員および委員会が認めた者とする。
- 第5条 委員会は、委員会に提出された論文が学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものであることを確認しなければならない。
- 第6条 研究紀要に掲載される論稿は次の1から6のいずれかに当てはまるものでなければならない。
1. 論文 論文は学術論文に相応しい内容と形式を備えた理論的又は実証的な未発表の研究成果をいう。
 2. 研究ノート 研究ノートは研究途上にあり、研究の原案や方向性を示した未発表の研究成果をいう。
 3. 書評 書評は新たに発表された内外の著書・論文の紹介であって未発表のものをいう。
 4. 学界展望 学界展望は諸学界における研究動向の総合的概観であって未発表のものをいう。
 5. 課題研究助成報告 本学課題研究助成制度に基づく研究の経過報告および研究成果の報告をいう。
 6. その他 その他の論稿であって委員会が寄稿を認めたものをいう。
- 第7条 研究紀要の編集は前条までに規定された事項を除く他、次の各号に従って行われなければならない。
1. 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
 2. 論文の体裁（紙質、見出し、活字など）は可能な限り統一する。
 3. 紀要のサイズはB5とし、論文、研究ノート、書評、学界展望は二段組、その他は一段組で、いずれも横組とする。活字の大きさは論文、研究ノート、書評、学界展望、その他いずれも10ポイントとし、いずれも明朝体とする。

常磐大学人間科学部紀要『人間科学』寄稿規程

- 第1条 この規程は、冊子体および電子媒体で公表される常磐大学人間科学部の研究発表誌『人間科学』（HUMAN SCIENCE）（以下、研究紀要と言う）に寄稿を希望する執筆者について必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 この規程は人間科学部紀要編集委員会規程第4条に基づく。
- 第3条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、常磐大学人間科学部紀要『人間科学』編集規程第4条に定める者とする。
- 第4条 研究紀要への寄稿希望者は、寄稿に関してはこの規程を遵守するほか、この規程の解釈については紀要編集委員会（以下、委員会と言う）の決定に従わなければならない。
- 第5条 寄稿希望者は、委員会が定める原稿募集要領に従って寄稿希望書ならびに原稿を委員会に提出しなければならない。
- ②委員会に提出する原稿は編集規程第6条に定める論稿の種別に当てはまるものでなければならない。
 - ③委員会に提出できる原稿は原則として一号につき一人一編とする。
 - ④原稿は、手書きの場合は横書きで、A4判400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合にはテキストファイルのフロッピー・CD-R等のメディアと、横書き40字30行でA4判用紙に印刷されたものを提出する。
 - ⑤原稿の長さは、図表等を含め、論文は24000字（400字詰め原稿用紙換算60枚）、研究ノートは12000字（30枚）、書評は4000字（10枚）、学界展望は8000字（20枚）を基準とする。課題研究助成報告は1300字（3.25枚）以内とする（ただし、研究計画年次終了分に関しては、論文又は研究ノートに準じたものとする）。そのほかのものについては委員会で決定する。
 - ⑥提出原稿は執筆者がコピーをとり、オリジナルを委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。
- 第6条 寄稿希望者は原稿執筆にあたっては、次の各号に従わなければならない。
- (1) 原稿の1枚目には原稿の種別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
 - (2) 論文には200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なお、アブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4判ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。
 - (3) 書評には著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
 - (4) 日本語以外で執筆された部分については、執筆者の責任においてネイティブチェックを行う。
 - (5) 数字は、原則として算用数字を使用する。
 - (6) 人名、数字、用語、注および（参考）文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従う。
 - (7) 図、表は一つにつきA4判の用紙に1枚に描き、本文には描き入れない。なお、本文には必ずその挿入箇所を指定すること。
 - (8) 図表の番号は図1.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
 - (9) 図表の補足説明、出典などはそれらの下に書くこと。
- 第7条 初校の校正は執筆者が行う。
- 第8条 執筆者は、本人が寄稿した研究紀要の発行報告に代えて、論稿が掲載された当該研究紀要2冊と抜刷50部を学事センター研究教育支援係において受取ることができる。
- ②執筆者が前項に規定する数量を超える複製を希望する時は本人がその実費を負担しなければならない。

教員・学生間のコミュニケーションおよび主体的な学習態度と アクティブ・ラーニング型初年次教育科目への学習意欲との関連性¹⁾²⁾

石川 勝博 (常磐大学人間科学部)

A study on the relation between teacher-student communication, active class attitude and motivation to learn active learning class in college freshmen education

ISHIKAWA Masahiro (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

The purpose of this study is to investigate the relation among teacher-student communication, active class attitude and an active learning class evaluation based on the ARCS (Attention, Relevance, Confidence, Satisfaction) model (Keller, 2010) for college freshmen education. A questionnaire survey was conducted among the freshmen from the Department of Communication in the College of Human Sciences to address the purpose of this study. The results of the analysis indicate that teacher-student communication facilitate attention and satisfaction of the class evaluation, but does not facilitate relevance and confidence. The active class attitude facilitates four aspects of the class evaluation based on the ARCS model. But the results were not consistent in some of the class units. Analysis taking into account other variables (contents and teaching style etc.) is necessary. Uneasiness towards studying in college was very high, I found that it can be suggested as an important problem for the student regardless of higher or lower academic records.

はじめに

アクティブ・ラーニングとは、文部科学省(2013)によると、「従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、教員と学生が意思疎通を図りつつ、一緒になって切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する場を創り、学生が主体的に問題を発見し解を見いだしていく能動的学修」である。その充実のために、学生には主体的な学修に要する総学修時間の確保が求められる。その一方、教員には、教員と学生あるいは学生同士のコミュニケーションを取り入れた授業方法の工夫などが求められる(中央教育審議会, 2012; 文部科学省, 2013)。すなわち、1) 学生による主体的な学修、2) 教員と学生間のコミュニケーション

ン、3) 学生同士のコミュニケーションが問題になると言えよう。石川(2014)は1)と3)に着目し、本学の初年次教育科目「学びの技法Ⅰ・Ⅱ」における学生間コミュニケーションと主体的な授業態度(畑野, 2011)が学習意欲に関するARCS(Attention: 注意、Relevance: 関連性、Confidence: 自信、Satisfaction: 満足)モデルに基づく授業への評価とどのように関連するのかを明らかにした。一方で、教員と学生間のコミュニケーションについては扱うことができなかった。

以上に鑑み、本研究では、当該授業における教員と学生とのコミュニケーションに着目し、学習意欲との関連を明らかにすることを目的とする。また、筆者

は、新入学生の問題として、「大学における学業への意識」の問題があると考えている。大学生の自己評価を規定する重要な文脈に学業があることを示している研究（溝上，2001）があることから、学生の学業への不安の実態も探索的に検討することにしたい。

1. 研究の背景

1. 1. 初年次教育科目の取り組み

初年次教育の主たる目的は、高校までの学習から大学における能動的学習への転換を図ることである。そこで、本学では、大学生としての「アカデミック・スキル」の習得を目的とした「学びの技法Ⅰ・Ⅱ」が、少人数クラスによる演習形式で開講されている。2014年度のコミュニケーション学科においては、Ⅰは教員5名、Ⅱは4名によるチームティーチングで実施された。授業スケジュールは表1の通りである。各回の終わりには、本学所定のリアクション・カードに授業内容について記述させ、次回に教員がコメントを加えて返却した。教員・学生間のコミュニケーションの活性化を視野に入れたためである。さらに、学生間のコミュニケーションの活性化をはかり、グループ学習も取り入れた（石川，2014）。同学科では、こうしたかたちで授業内のコミュニケーションを重視している。

「学びの技法Ⅰ」は4つの単元で構成される。1）授業の受け方（以下、ノートテイキング）の単元では、教員による模擬授業を聴いてのノートテイキング演習とノートの内容を確認するグループ学習を行った。2）説明のコツ（以下、スピーチ）の単元では、スピーチ・コミュニケーション論に関する講義ののち、学生による3分間スピーチおよび相互評価を行った。3）情報を読み取る（テキストを精読する。以下、テキスト）の単元においては、森（2011）『世界を信じるためのメソッド ほくらの時代のメディア・リテラシー』をテキストとして内容理解のためのワークシートに取り組みさせた。作業終了後は、グループ学習を行い、ディスカッションおよび答え合わせをした。4）情報をまとめる（授業内容をまとめる。以下、授業まとめ）では、学科科目「コミュニケーション論入門」「デザイン概論」の内容をまとめるためのワークシートを用意し、グループ学習を行った。

「学びの技法Ⅱ」は、レポートを書く力の養成を主たる目的とした。そこで、森村（2011）『「美しい」ってなんだろう？—美術のすすめ』をテキストとして、1）引用の書き方（以下、引用）、2）レジュメの書き方（テキストの内容を要約する。以下、要約）、3）レポートの書き方で学んだことを基礎に、自由課題として自らが選んだテキストをレジュメにまとめる（文章の書き方、以下、文章）という単元を設けた。それぞれにおいて、教員が講義を行い、その後、ワークシートに沿ってのグループ学習およびディスカッションを実施した。

いずれの授業においても、教員は学生の興味を喚起するために教材や授業展開を工夫するよう心がけ、大学での学習を進めるためのアカデミック・スキル習得の重要性を学生に周知した。さらに、教員・学生間のコミュニケーションの活性化のために、グループ学習やディスカッションを行う際には、複数の教員が机間巡視を行い、戸惑っている学生に声をかける、ヒントを与えるなどするように指導した。

以上、本節では、同学科の実践を紹介した。次に教育コミュニケーション研究の視点から、教員・学生間のコミュニケーションについて検討したい。

1. 2. 教員・学生間のコミュニケーション

教員・学生間のコミュニケーションを研究する領域は様々である。社会的不平等（地域格差など）の問題を扱う社会学的アプローチ（ブルデューら，1999）、コーチングの理論や臨床心理学の知見を援用して捉える立場もある（千々布，2013；土岐，2013）。教育・発達コミュニケーション（Instructional / Developmental Communication）研究においては、生徒（学生）コミュニケーション（Student Communication）、教師コミュニケーション（Teacher Communication）が挙げられる（Waldeck・Kearney・Plax，2001）。教師コミュニケーションで扱われる内容は、教員への親近性、信頼性、教授法の効果といったものが多い（Nussbaum・Friedrich，2005）。

日本では、2000年代のはじめまで大学教員と学生間のコミュニケーションに関する研究例はそれほど多く

表1 2014年度学びの技法Ⅰ・Ⅱ 授業スケジュール

	学びの技法Ⅰ (春semester)	学びの技法Ⅱ (秋semester)
第1回	学びをどうはじめるか	学びをどうはじめるか
第2回	授業の受け方1 (ノートテイキング)	引用の書き方1: 直接引用
第3回	授業の受け方2 (ノートテイキング)	引用の書き方2: 長い引用・間接引用・参照形式
第4回	授業の受け方3 (ノートテイキング)	レジュメの書き方1: 意義と方法
第5回	説明のコツ1 (全体から部分へ)	レジュメの書き方2: 構成
第6回	説明のコツ2 (Show & tell speech)	レポートの書き方1: 情報の整理 (基礎編)
第7回	説明のコツ3 (Show & tell speech)	レポートの書き方2: 情報の整理 (応用編)
第8回	説明のコツ4 (Show & tell speech)	レポートの書き方3: 視点を定める
第9回	情報を読み取る1 (精読する)	レポートの書き方4: 文章を改善する
第10回	情報を読み取る2 (キーワードを書き出す)	自由課題1: 選択テキストのレジュメを書く
第11回	情報を読み取る3 (キーワードを書き出す)	自由課題2: 選択テキストのレジュメを書く
第12回	情報をまとめる1 (授業内容を整理する)	フィードバック
第13回	情報をまとめる2 (授業内容を整理する)	自由課題3: 選択テキストのレポートを書く
第14回	テストの受け方	学びのふりかえり
第15回	学びのふりかえり	学びをどう続けていくか

なかった(佐々木, 2005)。稲木(1984)の研究は、日本における先駆的なものと捉えられる。彼は大学教育における「マスプロ教育(大人数の授業)」「大学の大衆化」、そして「教員側の意識」の観点から教員・学生間のコミュニケーションの問題を検討した。この論文は約30年前に発表されたものであるが、現在にも当てはまるところが多い。例えば、学生が教員に求めることとして「わかりやすい授業をする」「学生の就職の世話をする」「授業外にも学生と議論すること」が上位に挙げられた。

佐々木(2005)は、アメリカにおける先行研究を概観し、教員・学生間のコミュニケーションを扱う研究の多くが、学生の学習意欲と正の相関があることを示していることを紹介している。さらに、欧米で用いられている教員への親近性、信頼性尺度は、日本での文脈にそぐわない点を考慮し、新たに尺度作成を試みた。日本の大学教員に対する「親近性」は、自己開示、近づき易さ、学生への関心で構成され、「信頼性」は、専門性、熱意、透明性、社会的認知度で構成されることを明らかにした。さらに、この2つの要因が学習意欲に影響を与える可能性を示唆している。

教師・学生間コミュニケーションが学習意欲を促進することを示す研究例は多い。教員に授業の質問をする、授業外に談笑するといった関与が、知的活動力(自ら進んで勉強する、積極的に調べる)に影響していること(作田, 2007)、教員に学習や大学生活について

相談することが、学習意欲(学習時間、読書冊数、学習への能動的姿勢)に影響を与えること(見館・永井・北澤・上野, 2008)が示されている。さらに、ゼミナール担当教員の姿勢と能力に対する評価は、学生の学習意欲(協調志向と探求志向)や学習の共同体意識などの要因と正の相関があること(伏木田・北村・山内, 2011)が明らかになっている。

以上のように、各研究が扱う教員・学生間のコミュニケーションの概念、学習意欲の概念は様々であり、一般化することは困難ではあるが、教師・学生間コミュニケーションが学習意欲を促進する蓋然性が示されていると捉えて良いであろう。

1. 3. 学習意欲の問題

初年次教育科目には、今後の学習を進めるためのスキルだけでなく、学びの意欲の涵養も目指すという一面がある。川嶋(2013)によれば、初年次教育に共通して多い取り組みには、「論文の書き方」「プレゼンテーション技能」「大学教育への動機づけ」「図書館利用の仕方」「情報収集の仕方」が上位に上がる。本研究では、初年次教育の目的として、「大学教育への動機づけ」としての学習意欲の向上に着目したい。

旧来、学力とは到達した能力の達成度、すなわち「学んだ力」を指すものとされてきた。しかし、1990年以降の学習現場で実施されている新学力観における学力とは「学ぶ力」すなわち学習意欲という潜在的学

力を指すものと認知されるようになってきた（藤田、1997）。

本研究は、ARCSモデル（Keller, 1979；1983）に基づき学習意欲を捉える。Keller（2010）は、学習意欲に関する文献の詳細な調査を行い、共通する属性に基づいて概念の分類を試みた。その結果、注意（Attention）、関連性（Relevance）、自信（Confidence）、満足感（Satisfaction）の4つに分類できることを見出した。ARCSモデルによれば、学習意欲は次のような要因をたどる（鈴木、1995）。先ず、「面白そうだ、何かありそうだ」という注意の側面（A）にひかれる。

次に、学習課題が何であるかを知り、「やりがいがありそうだ、自分の価値とのかかわりがみえてきた」という関連性の側面（R）に気づく。さらに、成功体験を重ね、それが自分の努力に帰属できれば「やればできる」という自信の側面（C）が刺激される。そして、学習を振り返り、努力が実を結び「やってよかった」との満足感（S）が得られれば、次への意欲につながる。学習意欲を高めるためには、授業の工夫が必要であり、市川（2011）は、鈴木（2002）とKeller（2010）の研究に基づき表2の通りまとめている。

表2 学習意欲を高めるための工夫（市川，2011，p.115）

下位分類	設計プロセスにおける問いかけと学習意欲を高める工夫の例
A-1. 知覚的喚起	■学習者の興味をひくために何ができるか？ 驚きのある・物珍しさ（新奇性）のある・ユーモアのある事象を提示する、抽象的ではなく具体的に、図などの視覚的手段を用いる
A-2. 探求心の喚起	■どうすれば探求的な態度を引き出せるか？ 好奇心を刺激する、問題の提示や解決への関与、問題を学習者に作成させる、これまでの知識との矛盾を提示、疑問や謎のなげかけ、学習者のなぜを大切に
A-3. 変化性	■どうすれば学習者の注意を維持できるか？ マンネリを避ける、声に抑揚をつける、環境を変える（教室移動）、普段と違う授業の組み立て、気分転換をはかる、ダラダラ進めずに時間を区切る
R-1. 目的指向性	■どうすれば学習者のニーズを満たすことができるか？ 意義のある目標設定、将来的価値の指摘、今努力することのメリット（有用性や意義）の強調、目的を自分で決めさせる
R-2. 動機との一致	■いつどのようにして、妥当な選択・責任・影響を学習者に提供できるか？ 学習プロセスそのものを楽しませる、友達との共同作業、班対抗の競争、ゲーム化、目標達成の手段を自分で選ぶ、安心感、心地よさ
R-3. 親しみやすさ	■どうすれば学習者の経験と授業を結びつけることができるか？ 親近感の持てる（身近な）例、学習者の関心のある得意分野からの例、これまでの勉強とのつながりの説明、比喩やたとえ話、学習者の名前で呼ぶ
C-1. 学習要求	■どうすれば成功の期待感を持つように支援できるか？ ゴールの明示、頑張ればできそうな・高すぎず低すぎないゴール設定、チャレンジ精神の刺激、目標との隔たりの確認、評価基準の提示
C-2. 成功の機会	■学習の経験はどのように学習者の有能さを高めていくのか？ 一歩ずつでき具合を確かめながら進ませる、リスク無しの練習の機会、失敗から学べる環境、過去の自分との比較による成長の実感、やさしいものから難しいものへ
C-3. コントロールの個人化	■成功の結果を自らの努力と能力によるものと認識できるか？ 自分が努力して成功したという実感を持たせる、個別のペースで、学習者が学習方法を制御できる、勉強のやり方やヒントの提供、選択式ではなく記述式のテスト
S-1. 自然な結果	■どうすれば獲得した知識やスキルを活用する機会を提供できるか？ 成果を生かすチャンス（成果活用場面の埋め込み）、応用問題への挑戦、設定した目標に基づく成果の確認、子ども同士で教え合う機会の提供
S-2. 肯定的な結果	■何が学習者の成功を強化するだろうか？ ほめて認める、教師からの励まし、何らかの報酬を与える、成果の重要性や利用価値の強調、成果を喜びあう仲間づくり、できたことに誇りをもたせる
S-3. 公平さ	■どうすれば自らの成果を肯定的に捉えるよう支援できるか？ えこひいきなしの公平感を与える、首尾一貫した授業運営を行う、テストに引っかけ問題を出さない、期待（授業中の約束事）を裏切らない

1. 4. 学業への不安の問題

近年、大学進学率の上昇に伴う大衆化によって、多様な学生が入学してくる現状があり、本学もその例に漏れない。こうした学生達は、大学における学業をどのように意識しているのだろうか。例えば、自己評価が高い大学生も低い大学生も、最も重視するのは「学業」であり(溝上, 2001)、大学生生活に充実している者ほど学業への興味関心が高く、充実していない者は低いこと(日本私立大学連盟, 1997)が示されている。溝上(2004)は、この2点から、「大学生生活に充実していない者は学業への興味関心が低いが、これは彼らにとって学業がどうでもよいということの意味するのではなく、彼らにとってとても気になること、これではいけないと不安にさせるものであるということの意味している(p.6)」と解釈している。すなわち、大学生生活の充実には、学業は避けて通れないと言える。

日本私立大学連盟学生委員会(2011)によれば、大学生が、現在興味や関心を持っていること(2つまで選択)として、最も多く選択されたのが学業(22.9%)であった。次いで、クラブ・サークル活動(21.9%)、資格の取得(21.4%)、就職活動(15.8%)、友人との交際(13.7%)、アルバイト(11.2%)となった。このように、少なくとも意識の上では、大学生にとって学業は重要な問題であると言える。そこで、本研究では、本学科学生の学業への意識の実態について、探索的に検討したい。

2. 研究の目的

先述したように、先行研究では、教師・学生間のコミュニケーションと学習意欲との関連性が示唆されている。本学コミュニケーション学科の事例では、学生間コミュニケーションと主体的な授業態度と学習意欲との関連が示されたが、教員・学生間のコミュニケーションについては検討していない(石川, 2014)。よって、本研究では、「学びの技法Ⅰ・Ⅱ」における教師・学生間のコミュニケーションに着目する。さらに、アクティブ・ラーニング型授業の成否には、学生の主体的授業態度も重要な要因であるため、今回も変数に含めて検討したい。

また、大学生にとって学業は自己評価にも繋がる重

要な問題である(溝上, 2001)。そこで、本学科の1年生が、学業に対してどの程度の不安を持っているのかも検討したい。以上に鑑みて、本研究では、以下のReserch Questionsを設定する。

RQ1: 教師・学生間コミュニケーションおよび主体的な授業態度が、学習意欲のどの側面と関連しているのかを明らかにする。

RQ2: 学生達の学業への不安について探索的に明らかにする。

3. 調査

3. 1. 調査の方法と調査対象者

2014年度に開講された「学びの技法Ⅰ・Ⅱ」を受講した1年生28名を対象とした。学びの技法Ⅰ・Ⅱの授業終了後である2015年1月29日に質問紙調査を実施した。一斉配布により質問紙に回答するように求めた。回収率は100%であり、回答に不備があるものは見られなかった。性別と入試種別でクロスした結果は、表3の通りである。

表3 調査対象者の内訳

	試験入試	推薦入試	合計
男	2	7	9
女	8	11	19
合計	10	18	28

3. 2. 質問紙の構成

次の(a)~(e)の順に回答を求めた。(b)~(e)については、リッカート法による5点尺度で測定した。

(a) 属性情報

性別、入試種別

(b) 教員・学生間のコミュニケーション

本研究では、伏木田ら(2011)による教員の「姿勢」と「能力」に対する評価尺度のうち、「姿勢」に関する尺度(5項目)を用いた。「学生の立場になって物事を考えてくれる」「親身になって相談ののってくれる」「話しかけやすい雰囲気がある」などの項目で構成されている。

なお、教員の「能力」に関する項目は専門性を尋ね

る内容である。「学びの技法Ⅰ・Ⅱ」の授業内容は、担当教員の専門とは異なるため、評価項目として妥当ではないと判断し除外した。

(c) 主体的な授業態度

主体的な授業態度とは、「単位や卒業のためだけでなく、自らの成長のために授業・授業で出される課題に主体的に取り組もうとする学習態度」と定義される(畑野, 2011)。本研究では、畑野・溝上(2013)の尺度(9項目)を用いた。

(d) 授業への学習意欲

桑原・喜多・合田・根本・鈴木(2014)が作成した項目を参考にした。当該授業の各単元についてARCSモデルに基づく質問を2項目ずつ用意した。その内容は、注意(興味がわいた、面白かった)、関連性(やりがいがあった、自分のためになった)、自信(やればできると思った、今後でもできそうだと自信がついた)、満足感(やってよかった、満足できた)である。各2項目の評定値を合計して当該下位尺度の得点と見なした。

(e) 学業への不安

日本私立大学連盟学生委員会(2011)の項目と大学生活不安尺度(藤井, 1998)から、コミュニケーション学科の現状に即していると考えられる10項目を選定して用いた(表8を参照)。

4. 分析

まず教員・学生間のコミュニケーションと主体的な授業態度に関する尺度得点の分布とクロンバック α 係数を算出した(表4)。 α 係数は共に、77と概ね満足できると考えられる。

表4 教員・学生間のコミュニケーション、主体的な授業態度の尺度得点の分布と信頼性係数

	<i>M</i>	<i>SD</i>	α
教員・学生間のコミュニケーション	17.71	3.23	.77
主体的な授業態度	28.39	5.27	.77

4. 1. RQ1の検討

RQ1を検討するため、教員・学生間のコミュニケーションと主体的な授業態度が、当該授業の各単元に対する学習意欲とどのように関わるのかを明らかにする。各単元における学習意欲得点の分布は表5の通りである。さらにRQ1を検討するため相関分析を行った(表6と7)。なお、教員・学生間のコミュニケーションと主体的な授業態度との相関は有意ではなかった($r=.28$)。換言すれば、教員・学生間のコミュニケーションが活発であるからといって、主体的に授業に取り組んでいるわけではない。すなわち、表6と7に示す相関分析結果は、疑似相関であるとは考えにくい。

教員・学生間のコミュニケーションと学習意欲との相関は次のとおりである。「注意」ではノートテイキング($r=.47$)、スピーチ($r=.51$)、要約($r=.43$)、文章の書き方($r=.57$)の4つが、「関連性」ではノートテイキング($r=.39$)のみが、「自信」では要約($r=.39$)と文章の書き方($r=.47$)の2つが、そして「満足感」では授業まとめを除いた6つの単元、すなわち、ノートテイキング($r=.59$)、スピーチ($r=.47$)、テキストの読み方($r=.42$)、引用($r=.58$)、要約($r=.45$)、文章の書き方($r=.45$)で有意な相関が認められた。「注意」と「満足感」の側面で相関が認められた単元が多いことが分かる。

主体的な授業態度と学習意欲との相関は次のとおりである。「注意」ではスピーチ($r=.56$)、テキストの読み方($r=.45$)、引用($r=.55$)、要約($r=.47$)、文章の書き方($r=.45$)の5つで、「関連性」では引用($r=.45$)、要約($r=.41$)、文章の書き方($r=.54$)の3つで、「自信」でノートテイキング($r=.63$)、テキストの読み方($r=.44$)、引用($r=.39$)、文章の書き方($r=.43$)の4つで、そして「満足感」ではノートテイキング($r=.43$)、引用($r=.51$)、要約($r=.41$)の3つの単元で有意な相関が認められた。ARCSの4側面において比較的均等に相関が認められることが分かる。

その一方、単元によっては、異なる傾向が見られる。例えば、学びの技法Ⅰにおいては、ノートテイキングの単元は相関が認められる側面が比較的多く、授業をまとめるの単元では1つもなかった。学びの技法Ⅱにおいては、各単元で相関が認められた側面が多かった。

表5 学びの技法 I・II の各単元における学習意欲得点の分布

	A		R		C		S		
	M	SD	M	SD	M	SD	M	SD	
I	ノートテイキング	6.39	1.62	7.68	1.28	7.00	1.36	7.54	1.26
	スピーチ	7.00	2.14	7.89	1.52	6.61	2.18	7.46	1.64
	テキストの読み方	6.21	2.13	7.29	1.54	6.46	1.82	7.18	1.66
	授業まとめ	6.54	1.82	7.82	1.57	6.29	1.56	7.36	1.34
II	引用	6.21	2.04	8.36	1.25	7.61	1.75	8.00	1.39
	要約	6.21	1.83	8.04	1.40	6.57	1.93	7.61	1.66
	文章の書き方	6.18	2.11	8.04	1.26	6.68	1.93	7.82	1.89

表6 教員・学生間のコミュニケーションおよび主体的な授業態度と学習意欲との相関係数 (学びの技法 I)

	ノートテイキング				スピーチ				テキストの読み方				授業まとめ			
	A	R	C	S	A	R	C	S	A	R	C	S	A	R	C	S
教員・学生間のコミュニケーション	.47 [*]	.39 [*]	.31	.59 ^{**}	.51 ^{**}	.32	.23	.47 [*]	.35	.30	.23	.42 [*]	.29	.14	.31	.16
主体的な授業態度	.28	.37	.63 ^{**}	.43 [*]	.56 ^{**}	.31	.14	.32	.45 [*]	.29	.44 [*]	.18	.20	.30	.27	.18

^{*}p<.01 ^{**}p<.05

表7 教員・学生間のコミュニケーションおよび主体的な授業態度と学習意欲との相関係数 (学びの技法 II)

	引用				要約				文章の書き方			
	A	R	C	S	A	R	C	S	A	R	C	S
教員・学生間のコミュニケーション	.09	.20	.27	.58 ^{**}	.43 [*]	.30	.39 [*]	.45 [*]	.57 ^{**}	.36	.47 [*]	.45 [*]
主体的な授業態度	.55 ^{**}	.45 [*]	.39 [*]	.51 ^{**}	.47 [*]	.41 [*]	.32	.41 [*]	.45 [*]	.54 ^{**}	.43 [*]	.35

^{*}p<.01 ^{**}p<.05

表8 学業への不安 (GT表)

	めったにない %	あまりない %	ときどきある %	よくある %	いつもある %	M	SD
1) 4年間で卒業できるか不安になる	7.1	10.7	32.1	28.6	21.4	3.46	1.17
2) 3年生になれない(留年してしまう)のではないかと不安になる	3.6	14.3	39.3	28.6	14.3	3.36	1.03
3) 卒業後、就職できるかどうか不安になる	0.0	0.0	17.9	28.6	53.6	4.36	0.78
4) 4年次の卒業研究(論文や作品制作)がうまくできるか不安になる	0.0	0.0	14.3	35.7	50.0	4.36	0.73
5) 授業中、先生の言っている内容が分からなくて、不安になる	0.0	3.6	39.3	42.9	14.3	3.68	0.77
6) 必修科目の成績が「不可」だったらどうしようかと心配になる	0.0	3.6	7.1	39.3	50.0	4.36	0.78
7) 選択科目の成績が「不可」だったらどうしようかと心配になる	0.0	3.6	21.4	25.0	50.0	4.21	0.92
8) 大学の成績のことを考えると落ち込んだ気持ちになる	0.0	17.9	17.9	25.0	39.3	3.86	1.15
9) これからうけるテストで、悪い点をとってしまうのではないかと心配になる	0.0	3.6	7.1	25.0	64.3	4.50	0.79
10) これから発表の課題があったとき、悪い点をとってしまうのではないかと、心配になる	0.0	3.6	14.3	35.7	46.4	4.25	0.84

4. 2. RQ2の検討

RQ2を検討するため、大学での学業への不安について質問した。各項目の詳細を示すため、松井(2010)によるGT(Grand Total または Gross Total)表を作成した(表8)。GT表は回答分布の偏りをチェックしたり、追試研究の基礎資料として、大変有用な情報を提供するものである(松井, 2010, p.177)。表8から分かるように、各項目の平均点はおしなべて高く、項目によっては天井効果が生じている。特に「これからうけるテストで、悪い点をとってしまうのではないかと心配になる」については、64.3%の学生が「いつもある」と回答しており、学生にとって極めて重要な問題であることが分かる。そのほか、「いつもある」の回答が50%を超える項目も散見する。このように学業への不安は高いと考えられる。

5. 考察

本研究の目的は、教育コミュニケーションの視点から、初年次教育科目「学びの技法Ⅰ・Ⅱ」における教員・学生間コミュニケーションおよび主体的な授業態度が、当該授業に対する学習意欲とどのように関連するのかを明らかにすることであった。また、学生達の学業への不安の実態を示すことも試みた。以下、分析結果について考察を進める。

5. 1. RQ1の考察

表6と7から分かるように、「学びの技法Ⅰ・Ⅱ」における教員・学生間のコミュニケーションが活発であるほど、4つの単元で面白いという「注意」が高まり、6つの単元でやってよかったという「満足感」が高まることが明らかになった。すなわち、教員・学生間のコミュニケーションは、ARCSモデルにおける「注意」と「満足感」を促すことに比較的有効であることが示唆された。当該授業は、担当教員の講義ののち、グループ学習という構成で展開された。Keller(2010)の指摘にしたがえば、授業内の講義において、授業方法の工夫が「注意」を促し、グループ学習で行き詰まっている学生を励ますなどしたことが「満足感」を促したと考えられる。今後も表2のような工夫が求められる。

その一方で、役立つという「関連性」と相関がみられた単元はノートテイキングだけであった。授業では教員がアカデミック・スキルを学ぶ意義を強調しているが、調査を実施した一年次終了の時点では、スキルを実際に用いる機会があまりなかったため、このような結果になったのかもしれない。また、「自信」についても相関が認められた単元は要約と文章の書き方の2つと比較的少なかった。教員・学生間のコミュニケーションが「自信」を促すとは言い難いようである。今後は、Keller(2010)が指摘するような「成功への期待感をもたせる、学習者の有能性を高める、自らの努力による成功であること認識させる」(表2)ためのコミュニケーションが必要になるとと思われる。

主体的な授業態度については、興味をひくという「注意」は5つの単元で、役立つと思う「関連性」は3つで、「自信」をもつことは4つで、「満足感」は3つで、正の相関が認められた。教員・学生間のコミュニケーションと比較して、学生の主体的取り組みは、ARCSモデルに基づく4側面全ての学習意欲の向上に繋がる可能性が示唆された。アクティブ・ラーニング型授業における学生の主体的な取り組みは、学習意欲を促進すると解釈され、その重要性が改めて示されたと考えられる。これは、石川(2014)による2013年度調査の結果を支持するものである。

表6と7に基づき、教員・学生間のコミュニケーションと主体的な授業態度とで、相関がみられた単元の数を比較してみると、「注意」では4:5、「関連性」では1:3、「自信」では2:4、「満足感」では6:3となる。学習意欲としての「注意」は、教員・学生間のコミュニケーションと主体的な授業態度によって促されると考えられる。さらに、「関連性」と「自信」を促すためには主体的な授業態度が、「満足感」を促すためには教員・学生間のコミュニケーションが相対的に有効であると解釈できよう。教員・学生間のコミュニケーションと主体的な授業態度が補い合うかたちになっていると考えられる。

ただし、個々の単元に着目すると、学習意欲との関連に一貫性があるとは言えない。それは、他の要因、例えば、課題の難易度、授業の進め方などが関連していると思われる。今後は、単元ごとの詳細な検討が求

められよう。

5. 2. RQ2の考察

表8に示したとおり、学業への不安に関するいずれの項目も得点が高い傾向が見られた。溝上(2004)が指摘しているように、学生にとって学業は重要な問題であることの証左と捉えられる。今回は学業成績を尋ねてはいないが、成績が良い学生であれ芳しくない学生であれ、学業への不安が高いことを間接的に示すものと考えられる。成績上位の者は熱心に取り組んでいるからこそ大学での学業の大変さを理解しており、溝上(2004)が指摘するように、下位の学生は学業を決して軽視しているわけではない、といった理由から不安があるのではなからうか。一方、自分が学業に不安がないとは表明しにくいといった謙遜、あるいは「社会的望ましさ」に基づく回答であるとも解釈できよう。

項目別に見ると、「いつもある」と「ときどきある」の回答の合計が90%にのぼった項目は、「これからうけるテストで、悪い点をとってしまうのではないかと心配になる」と「必修科目の成績が『不可』だったらどうしようかと心配になる」であった。単位を取得できるか否かは、学生にとって喫緊の問題である。成績上位者であっても下位者であっても、単位取得への不安は強いと考えられる。

80%以上であったのは、「卒業後、就職できるかどうか不安になる」「4年次の卒業研究(論文や作品制作)がうまくできるか不安になる」「これから発表の課題があったとき、悪い点をとってしまうのではないかと、心配になる」であった。先の2項目ほど喫緊の問題ではないが、今後、課される課題や卒業後の就職についても不安が強いと解釈される。

およそ60%が同意しているのは、「授業中、先生の言っている内容が分からなくて、不安になる」「大学の成績のことを考えると落ち込んだ気持ちになる」といった普通の授業への意識である。この2項目については、「いつもある」の回答が少ないが、「よくある」が多い点特徴的である。授業が全く理解できない訳ではないが、分からないと感じることが多いと考えられる。

一方で、50%以下と相対的に不安が低かったのは、

「4年間で卒業できるか不安になる」「3年生になれない(留年してしまう)のではないかと不安になる」であった。不安がないとは言いきれないが、進級や卒業はできると考えているようである。以上を踏まえると、進級卒業や必ずしも難しくないが、大学での学業を修められるのか道筋が見えていないのではないかと思われる。

5. 3. まとめと今後の課題

本研究の知見をまとめると、教員・学生間のコミュニケーションは、「注意」と「満足感」という学習意欲を高める可能性が示されたと言えよう。一方で、「関連性」「自信」については相関が認められた単元が少なかった。今後はこれらを高めるための方策を練っていくことが必要である。ただし、各単元の授業内容や進め方にもよると考えられるが、調査デザインと関係から、今回は十分に検討できなかった。今後の課題としたい。

そして、主体的な授業態度は、概ね、注意、関連性、自信、満足感の学習意欲を高める可能性が示唆された。アクティブ・ラーニング型授業への主体的な取り組みの重要性があらためて示されたと解釈される。

また、学業への不安度は総じて高かった。間接的ではあるが、成績上位であれ下位であれ不安が強いことが示唆された。今後は、その原因をさぐるためのアプローチが必要になると考えられる。

本研究の限界としては、一学科の事例であるため調査対象者が少なく一般化には問題があること、各変数間の相関を分析したにすぎず因果関係は別途検討しなければならないことが挙げられる。さらに、授業の各単元について、詳細な検討を行う必要性も示唆される。例えば、ノートテイキングに関する筒井(2006)のような検討も求められよう。本研究には、以上のような限界はあるが、一学科の取り組みの効果を検証したもとのとして資料的な価値を有すると考えられる。

- 1) 常磐大学人間科学部コミュニケーション学科の岩田温先生、石原亘先生、西澤弘行先生、中村泰之先生、寺島哲平先生、太幡直也先生（現愛知学院大学）には、調査の実施、本論文の作成にあたり、ご協力ならびに有益なコメントをいただいた。ここに記して御礼申し上げます。もちろん本研究の内容についての責任は、筆者に帰するものである。
- 2) 本研究は常磐大学研究倫理委員会の承認を受けて実施したものである。

引用文献

- ブルデュー, P.・パスロン, ジャン・クロード, マルタン, S.(1999). 教師と学生のコミュニケーション 藤原書店
- Bourdieu, P., Passeron, Jean-Claude, & Martin, S.(1965). *Rapport pédagogique et communication, Cahiers du Centre de Cahiers du Centre de Sociologie Européenne, Sociologie de L'éducation*2, Paris-La Haye, Mouton & Co.
- 千々布敏弥 (2013). 教師のコミュニケーション能力を高めるには —ダイアログとコーチングの可能性— 教育と医学, 61 (5), 57-63.
- 中央教育審議会 (2012). 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～ (答申) (抜粋) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/055/gijiroku/_icsFiles/afiedfile/2013/04/04/1331530_6.pdf (2014年4月28日)
- 藤井義久 (1998). 大学生生活不安尺度の作成および信頼性・妥当性の検討 心理学研究, 68, 441-448.
- 藤田英典 (1997). 教育改革 岩波新書.
- 伏木田稚子・北村智・山内祐平 (2011). 学部3、4年生を対象としたゼミナールにおける学習者要因・学習環境・学習成果の関係 日本教育工学会論文誌, 35 (3), 157-168.
- 畑野快 (2011). 「授業プロセス・パフォーマンス」の提唱及びその測定尺度の作成 京都大学高等教育研究, 17, 27-36.
- 畑野快・溝上慎一 (2013). 大学生の主体的な授業態度と学習時間に基づく学生タイプの検討 日本教育工学会論文誌, 37 (1), 13-21.
- 市川尚 (2011). 魅力ある授業をつくる (2) —学習意欲を高める方法— 稲垣忠・鈴木克明 (編) 教師のためのインストラクショナルデザイン 授業設計マニュアル 北大路書房, pp.111-120.
- 稲木哲郎 (1984). 大学における教員と学生のコミュニケーション ある私立大学の事例を中心として 水原泰介・辻村明 (編) コミュニケーションの社会心理学. 東京大学出版会, pp.79-93.
- 石川勝博 (2014). コミュニケーションと教育: —「学びの技法 I・II」におけるアクティブ・ラーニングの分析— 人間科学, 32 (1), 1-12.
- 川嶋太津夫 (2013) 高大接続と初年次教育 初年次教育学会 (編) 初年次教育の現状と未来 世界思想社, pp.43-66.
- Keller, J.M.(1979). Motivation and instructional design: A theoretical perspective. *Journal of Instructional Development*, 2 (4) , 26-34.
- Keller, J.M.(1983). Motivational design of instruction. In C. M. Reigeluth(ed.) *Instructional design theories and models: An overview of their current status*. New York: Lawrence Erlbaum Associates, pp.383-434.
- Keller, J. M.(2010). *Motivational design for learning and performance: The ARCS model approach*. New York : Springer.(ケラー, J. M. 鈴木克明(監訳) (2010). 学習意欲をデザインする —ARCSモデルによるインストラクショナルデザイン 北大路書房)
- 桑原千幸・喜多敏博・合田美子・根本淳子・鈴木克明 (2014). 初年次キャリア教育科目における相互評価学習の実践と進路選択自己効力の向上 日本教育工学会論文誌 38 (2), 79-89.
- 松井豊 (2010). 改訂新版 心理学論文の書き方—卒業論文や修士論文を書くために— 河出書房新社.
- 見館好隆・永井政洋・北澤武(2008). 大学生の学習意欲、大学生生活満足度を規定する要因について 日本教育工学会論文誌, 32, 198-196.
- 溝上慎一 (2001). 自己評価を規定する自己とそれに関連する大学生的文脈 溝上慎一 (編) 大学生の自

- 己と生き方—大学生固有の意味世界に迫る大学生心理学 ナカニシヤ出版, pp.69-95.
- 溝上慎一 (2004). 学び支援プロジェクトの背景 溝上慎一 (編) 学生の学びを支援する大学教育 東信堂, pp.4-19.
- 文部科学省 (2013). 学修環境充実のための学術情報基盤の整備について (たたき台) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/031/attach/1334223.htm (2014年4月13日)
- 森達也 (2011). 世界を信じるためのメソッド ほくらの時代のメディア・リテラシー イースト・プレス.
- 森村泰昌 (2011). 「美しい」ってなんだろう?—美術のすすめ— イースト・プレス.
- 日本私立大学連盟学生会 (1997). 新しい大学のあり方を求めて (大学生生活白書) 開成出版.
- 日本私立大学連盟学生会委員会 (2011). 私立大学学生生活白書2011 日本私立大学連盟.
- Nussbaum, J.F. & Friedrich, J. (2005). Instructional /developmental communication : Current theory, research, and future trends. *Journal of Communication*, 55 (3), 578-593.
- 作田良三 (2007). 教職履修学生の「社会人としての資質能力」. 大学教育学会誌, 29 (1), 146-154.
- 鈴木克明 (1995). 「魅力ある教材」設計・開発の枠組みについて—ARCS動機づけモデルを中心に— 教育メディア研究, 1 (1), 50-61.
- 鈴木克明 (2002). 教材の魅力を高める作戦～ ARCSモデルに基づくヒント集～ 教材設計マニュアル 北大路書房, pp.178-179.
- 佐々木輝美 (2005). 大学教育における教師—学生コミュニケーション～教師の信頼性と親近性を中心に～ 国際基督教大学学報 I-A 教育研究, 47, 125-134.
- 土岐圭子 (2013). 教師に必要なコミュニケーション能力の基本 教育と医学, 61 (5), 57-63.
- 筒井美紀 (2006). ノートを取る学生は授業を理解しているのか?—<大事なところがわからない=83% >を前にして— 現代社会研究, 9, 5-21.
- Waldeck, J.H., Kearney, P., & Plax, T.G. (2001). Instructional and developmental communication theory and research in the 1990s: Extending the agenda for 21st century. In W.B.Gudykunst (Ed.), *Communication Yearbook*, 24 (pp.207-229). Thousand Oaks, CA: Sage.

大学生アルバイトと事故リスクについて： ヒヤリ・ハットおよび怪我事例から考える

申 紅仙（常磐大学人間科学部）

A survey on university students' part-time job and accident risk:
From Hiyari-Hatto (incident) and injury experiences

SHIN HongSon (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

A survey was investigated on accident risks of university students who have part-time jobs. In the research, all participants were requested to answer their experiences of "Hiyari-Hatto(incident)" and their injured accidents, its frequency rate, as well. 103 cases were collected from 198 subjects, through questionnaires. There were 31cases from "retail trade" (13 injuries, 18 incidents), and 57 cases of "restaurant business" (13 injuries,44 incidents) from 103cases. It accounted for 85.4% of the whole. "Restaurant business" and "retail trade" also had a higher frequency rate for injury experience. Especially, there was high frequency at "burn injury" in restaurant business.

These results suggests that there may be high risk on part-time job especially in restaurant business, and students may not recognize actual risk levels. Some educations or appropriate information or support systems for students may be needed at their troubles.

1. はじめに

1.1 日本の産業別労働災害について

日本の労働災害による死傷者数は、長期にわたり減少傾向にある。年間死者数の最高は、昭和36年(1961年)の6712名であったが、「労働安全衛生法」施行(1972年)を機に減少を続け、近年は微増減を繰り返しながらも数年おきに最少記録を更新し続けている(平成25年1030人、平成26年1057名)(厚生労働省公表データより)。この中で死者数の多い業種は、「建設業：377人(前年比35人・10.2%増)」、「製造業：180人(同21人・10.4%減)」、「陸上貨物運送事業：132人(同25人・23.4%増)」であった。また、死傷者数(死亡および休業4日以上)は平成25年118,157人から平成26年

119,535名と1,378人増と12%以上の増加となった。死傷者数の多い業種は、「製造業：27,452人(前年比375人・1.4%増)」、「商業：17,505人(同669人・4.0%増)」、「建設業：17,184人(同5人・0.03%減)」、「陸上貨物運送事業：14,210人(前年比20人・0.1%増)」となっている(表1、2：同省公表データ参照)。

死傷者数の増加に最も寄与した産業は「商業(4%増)」であり、近年継続的に受傷件数の増加が見られる。「商業」は死者数は少なく重篤な事故の多い「建設」「製造業」「陸上貨物運送事業」に比べ、これまで注目度が低かったが、近年の受傷件数の急激な増加により第3次産業(小売業・サービス産業・宿泊業)の事故防止対策の必要性が強く指摘されている。

表1 平成26年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上之死傷災害）
（厚生労働省公表データを基に作成）

業種	平成26年（1月～12月）		平成25年（1月～12月）		対25年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
全産業	119,535	100.0	118,157	100.0	1,378	1.2
製造業	27,452	23.0	27,077	22.9	375	1.4
鉱業	244	0.2	239	0.2	5	2.1
建設業	17,184	14.4	17,189	14.5	-5	0.0
交通運輸事業	3,348	2.8	3,209	2.7	139	4.3
陸上貨物運送事業	14,210	11.9	14,190	12.0	20	0.1
港湾運送業	349	0.3	296	0.3	53	17.9
林業	1,611	1.3	1,723	1.5	-112	-6.5
農業、畜産・水産業	2,752	2.3	2,814	2.4	-62	-2.2
第三次産業	52,385	43.8	51,420	43.5	965	1.9

(注) 1 労働者死傷病報告より作成したもの。
2 「-」は減少を示す。

表2 平成26年における死傷災害発生状況（死亡災害及び休業4日以上之死傷災害）
（厚生労働省公表データを基に作成）

業種	平成26年（1月～12月）		平成25年（1月～12月）		対25年比較	
	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)
第三次産業	52,385	100.0	51,420	100.0	965	1.9
商業	17,505	33.4	16,836	32.7	669	4.0
（うち小売業）	13,365	—	12,808	—	557	4.3
金融・広告	1,277	2.4	1,339	2.6	-62	-4.6
通信	2,469	4.7	2,513	4.9	-44	-1.8
保健衛生業	10,342	19.7	9,964	19.4	378	3.8
（うち社会福祉施設）	7,224	—	6,831	—	393	5.8
接客・娯楽	8,213	15.7	8,148	15.8	65	0.8
（うち飲食店）	4,477	—	4,416	—	61	1.4
清掃・と畜	5,989	11.4	6,037	11.7	-48	-0.8
警備業	1,386	2.6	1,420	2.8	-34	-2.4
その他	5,204	9.9	5,163	10.0	41	0.8

(注) 1 労働者死傷病報告より作成したもの。
2 「-」は減少を示す。
3 「その他」は教育研究、映画演劇業等の合計値である。

1.2 大学生アルバイトを取り巻く現況について

先に記した3次産業における雇用者数は、2010年度集計によると全産業の73.2%を占めており、その多くは、いわゆる非正規雇用と言われる雇用形態が多い(2010年度第3次産業における非正規雇用率:83.9%)(厚生労働省、2013)。とりわけ、卸売り・小売り・飲食店の労働従事者の多くは時間制労働(アルバイト)であり、年齢では16-25歳の占める割合も高い。この年齢層は高校生および大学生に相当する年代であり、社会的にも適切な支援が必要とされる年代層である。他方、違法性の高い長時間労働の強制やノルマの強要などが指摘される「ブラックバイト」による高校生・大学生の被害報告が近年増加傾向にある。

長時間労働による健康被害や学業への悪影響なども指摘されているが、学生アルバイトの受傷事故につい

ても注目する必要がある。厚生労働省による業種・被災者年齢別死傷災害発生状況公表データを基に、年齢別・業種別の受傷事故件数を図1にまとめた(図1参照)。図1が示すように、全産業では19歳以下の受傷事故率は最も低く、その他の年代では大きな差が見られないが、「飲食店」「接客・娯楽」業種においては、【19歳以下】および【20-29歳】の受傷件数が突出して高いことが分かる。これらの資料が示すように、高校生および大学生のアルバイトによる受傷事故リスクは無視できないレベルに至っており、早急に事故防止のための教育や対策を施す必要が強く感じられた。しかし残念なことに学生アルバイトの勤務状況を把握する調査は若干散見されるものの、受傷リスク体験や事故情報を詳細に調べた研究は少なく、学生が抱える問題の把握が正確に行なう必要が示された。

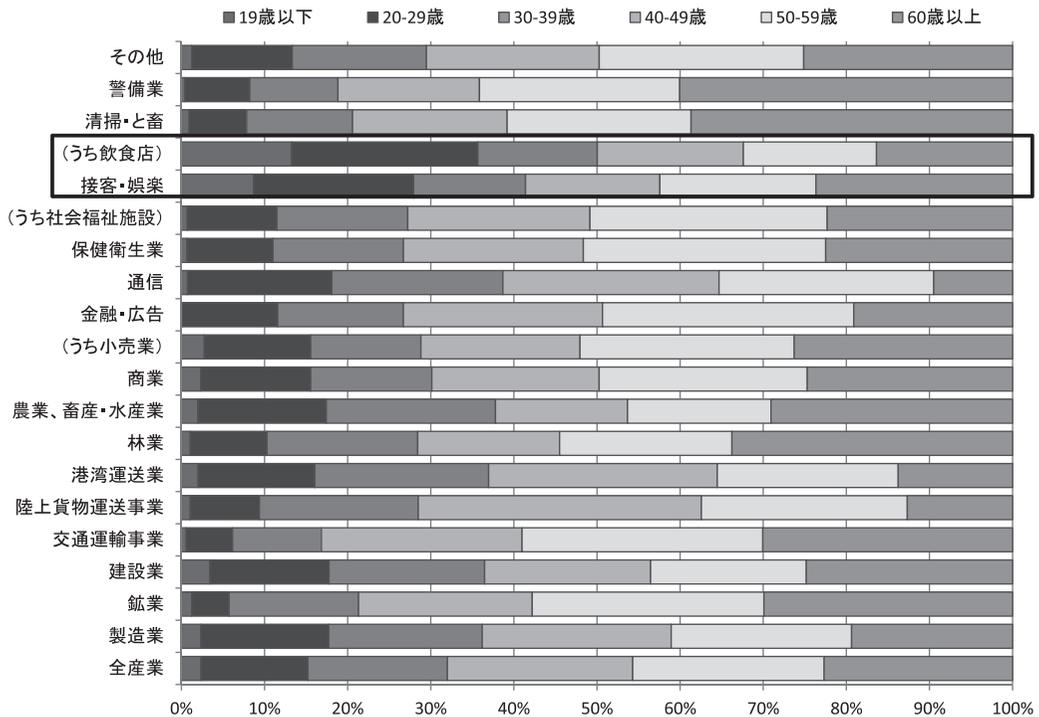


図1 業種・被災者年齢別死傷災害発生状況(平成26年)(厚生労働省公表データより作成)

1.3 第3次産業における事故防止対策試行の難しさについて

これらの受傷事故や死亡事故の多くの原因は、人間のエラーや意図的な不安全行動に起因するといわれている。産業界では、実際に作業従事者の教育やエラーを起こしづらいデザインを施した機器類の導入などをおこなうことで、事故発生件数を抑えることに一定の成果を上げてきている。また、実際の受傷事例（怪我体験）や怪我・失敗までいかないヒヤリとした体験（ヒヤリ・ハットまたはインシデントという）を収集し、大きな事故になりえるリスク源を洗い出し適切な対策を施すことで重篤な事故を未然に防ぐという手法がとられている。

しかしこれらの対策は主にこれまで事故対策重点領域に限定されることが多かった。重点領域とは、死亡事故件数の高い「建設」「製造業」「陸上貨物運送事業」、そして一度大きな事故が起ってしまうと重大な結果をもたらすような「原子力」「医療」「航空」（高信頼性産業とも言われる）などである。このように第3次産業ではいまだ着手が遅れていたり、対策が進んでいなかったりする傾向が強い。この理由として、先述の事故高頻度・高重篤度業種に比べ、3次産業は重篤度の高い事故が少ないため対策の必要性を意識しづらいこと、大規模な組織が少なく従業員10名以下の企業が多数を占めるために現況が把握しにくいこと、事故防止対策を推奨するような協会・団体が無いために連携・連絡が難しく教育も困難であることなどが挙げられる。その他にも個人経営店において安全対策を施すコストに二の足を踏む傾向が見られることも推察される。

学生アルバイトおよび労働災害の現況を整理した結果、学生のアルバイトによる受傷事故リスクを避けるため、勤務状況や受傷体験などを調べ、事故防止のための有効な対策を行う必要性が明らかとなった。適切な対策を講じるためにも、1) 学生アルバイトの勤務状況（時間・勤務理由・選択理由・業種）の把握、2) 学生が勤務する業種別災害特性を知り、3) 作業特性や環境に適合した事故対策の立て方と活動方法を整理することとした。

2. 目的

大学生がアルバイト勤務を通して体験した、ヒヤリ・ハットおよび怪我体験を調べ、職種別事故リスクを調べることを目的とした。

3. 方法

大学生を対象に質問紙調査を行った。

3.1 参加者

茨城県水戸市T大学生および千葉県J大学生でアルバイト経験のある学生198名（男性82名、女性107名、無記名9名、平均年齢は20.2歳）のうち、ヒヤリ・ハットおよび怪我体験のある被調査者103名（男性32名、女性66名、無記名5名、平均年齢20.51歳）を分析対象とした。

3.2 実施時期

2014年7月から9月の間、2つの授業開講教室に出向き、その場で配布、調査実施後に回収した。

3.3 質問項目

質問紙は、i) アルバイトに関する項目(11項目)、ii) ヒヤリ・ハット体験およびケガ体験に関する質問項目(16項目、自由記述含む)、iii) インターネット利用に関する項目(2項目)を用意した。i) は、インテリジェンス(2006)「高校生・大学生アルバイト実態調査2006」を参考とし、ii) は自由記述項目は申(2008)による質問項目を使用し、選択項目は厚生労働省公表事例から参考にした。本研究では合計29項目のうち18項目の集計結果から結果を報告する(報告目的が異なるため、勤務理由・業種選択理由などの学生の疲労感・働き方に関する項目の集計結果は割愛する。)

調査後に希望者および協力を快諾いただいた被調査者を対象にインタビューと実際のアルバイト先の飲食店においてフィールド調査を行った。これらの結果報告は割愛し別の機会に改めて報告するものとする。

4. 結果

アルバイト経験者から勤務時に経験した「ヒヤリ・ハット体験」および「ケガ体験」を調べた結果、ヒヤリ・ハット体験73件、ケガ体験30件の経験が寄せられた(表3参照)。これは全対象者のうち約半数の被調査者が事故になり得る危ない経験していることが明らか

表3 業種別ヒヤリ・ハットおよびケガ体験数

職 種	人数 (ヒヤリ・ハット)	割合 (%)
小売業	31 (18)	30.10
飲食業	57 (44)	55.34
教育業	3 (1)	2.91
宿泊	7 (5)	6.80
生活関連	2 (2)	1.94
その他	3 (3)	2.91
合 計	103 (73)	100

ヒヤリ・ハット 発生頻度	人数	割合
1回	16	21.92
2-4回	41	56.16
5-7回	11	15.07
8-10回	4	5.48
11回以上	1	1.37
合 計	73	100

かとなった。業務別に分類した結果、「飲食業」57件(うちヒヤリ・ハット44件)が最も多く、次いで「小売業」31件(うちヒヤリ・ハット18件)が多かった。ヒヤリ・

ハットの発生頻度も「2-4回」が41名(56.16%)、「1回」16名(21.92%)、高頻度である「5-7回」は11名(15.07%)と、かなりの高頻度での経験があることが分かった。

次に、ケガおよびヒヤリ・ハットの種類別・業種別に分類した結果、ケガ体験については「切れ・こすれ」38件45.78%、「やけど」24件28.92%が多く見られ、両項目合計で全体の74.6%をしめる結果となった。ヒヤリ・ハットの種類では、【飲食業】における「モノの落下」20件と「やけど」10件と「転倒」6件、【小売業】における「激突」5件と「切れ」3件などが多かった。全体として、【飲食業】【小売業】における「落下物」「やけど」「切れ」「転倒」については何らかの対策が必要であることが明らかとなった。

最も多く寄せられた【飲食業】のケガ・ヒヤリ・ハット体験の自由記述を表5・表6にまとめた。これを見ると、フロアでのケガよりも「キッチン」「厨房」などの、いわゆる「バックヤード」においてのケガまたは危険な体験をより多く経験していることが分かった。

表4 ケガおよびヒヤリ・ハットの種類別・業種別集計

ケガの型(順位)	業 種						合計	割合
	小売業	飲食業	教育業	宿泊娯楽	生活関連	その他		
1 切れ・こすれ	15	20	0	2	0	1	38	45.78
2 やけど	3	19	1	0	0	1	24	28.92
3 複数	2	5	0	1	0	0	8	9.64
4 はさまれ	3	0	0	1	0	0	4	4.82
5 激突	1	1	1	0	0	0	3	3.61
7 動作の反動	0	0	0	1	1	0	2	2.41
7 その他	1	1	0	0	0	0	2	2.41
9 転落	1	0	0	0	0	0	1	1.20
9 転倒	0	1	0	0	0	0	1	1.20
12 落下	0	0	0	0	0	0	0	0
12 倒壊	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	26	47	2	5	1	2	83	100
割 合	31.33	56.63	2.41	6.02	1.20	2.41	100	

ヒヤリ・ハットの種類(順位)	業 種						合計	割合
	小売業	飲食業	教育業	宿泊娯楽	生活関連	その他		
1 モノの落下	0	13	0	3	0	1	17	23.29
2 やけど	1	10	0	0	0	1	12	16.44
3 その他	2	3	0	2	1	1	9	12.33
4 転倒	1	6	0	0	0	0	7	9.59
5 激突	5	0	1	0	0	0	6	8.22
7 切れ	3	2	0	0	0	0	5	6.85
7 複合	0	5	0	0	0	0	5	6.85
8 複数	2	2	0	0	0	0	4	5.48
9 交通事故	0	2	0	0	1	0	3	4.11
11 倒壊	2	0	0	0	0	0	2	2.74
11 転落	2	0	0	0	0	0	2	2.74
12 火災	0	1	0	0	0	0	1	1.37
合 計	18	44	1	5	2	3	73	100
割 合	24.66	60.27	1.37	6.85	2.74	4.11	100	

表5 飲食店勤務時の受傷体験

ケガ	学年	年齢	性別	職 種	概 要	発生場所
切れ	3	20	女性	ファミレス	小さな切り傷。	作業場（裏）
	3	21	女性	すし屋（チェーン）	指を切る。	洗い場
	2	19	女性	ファーストフード	手に切り傷。	キッチン
	2	20	男性	ファミレス	指を切った。	ホール
	3	21	女性	居酒屋	切り傷	キッチン
	2	20	女性	惣菜販売	指を切った	キッチン
	2	20	女性	惣菜販売	切り傷	売り場
	3	21	男性	ファーストフード	段ボールで指を切った	倉庫
	2	20	女性	ファミレス	伝票の触りすぎ？で指の皮が切れた。	廊下
	2	20	男性	喫茶店	セロハンテープを切る部分で手を少し傷つけた	レジ周囲
	3	21	女性	居酒屋	ナイフで切り傷	作業場
	4	21	女性 女性	和食・洋食店	ねぎを切っている時に手をすべらせて左手の指をざっくり切った。	キッチン
	4	22	女性 女性	惣菜販売	ハムをスライスするスライサーで右の指と右手首を切る	職員同士がよく通る狭い通路
	2	20	女性	和食・洋食店	のりまきカッターで指を切った。	キッチン
	4	22	女性 女性	和食・洋食店	沢山缶詰を開けるので、その開けた缶で手を切った	ホール
	4	21	女性 女性	居酒屋	コンロのごとくの下にひくアルミホイルの受け皿（使い捨て）で、手を切った。	キッチン
	2	20	女性 女性 女性	惣菜販売	台の持ち方が悪かったせいか、指が切れた。（例えるなら、紙で指をゆっくり切ってしまうような感覚）	キッチン
	3	20	女性	居酒屋	グラスを割って切り傷	キッチン
	3	21	男性	ファーストフード	濡れた手で度々かトングを使用していたら指を切った。	洗い場
	4	21	女性	居酒屋	割れものの破片をふんだ。	床（ホール）
激突	3	21	女性	ファミレス	鼻を冷蔵庫のドアにぶつけて皮がむけた。	バックヤード
転倒	無	無	無	ファミレス	滑って転んでお尻を打った。	ホール
火傷	4	22	女性	ファミレス	やけど	キッチン（洗い場）
	3	21	男性	喫茶店	やけど	
	2	20	女性	寮の食堂	やけど	キッチン
	2	19	女性	和食・洋食店	やけど	作業場
	4	22	女性	和食・洋食店	やけど	休憩室
	4	22	1	ファミレス	やけど	キッチン
	4	22	女性	ファミレス	ヤケド	厨房
	2	20	1	ファミレス	やけど	キッチン
	2	20	1	居酒屋	やけど	キッチン
	1	19	1	和食・洋食店	やけど	キッチン
	4	21	女性	和食・洋食店	やけど（レンジで温めた食材で）	キッチン
	4	22	女性	惣菜販売	パンを乗せる鉄板に触って腕をやけどした	パンの製造場
	4	22	女性	和食・洋食店	ごとくを触ってヤケドした。	キッチン
	3	21	女性	ファミレス	鉄板に触れてヤケドした。	作業場
	2	20	女性	和食・洋食店	熱い油がはねて手にやけどを負った。	キッチン
	3	21	女性	和食・洋食店	腕をやけどしました。	キッチン
	4	22	女性	ファミレス	親指の腹をやけど。	キッチン
	4	22	女性	ファーストフード	手のやけど。	キッチン
	3	21	女性	和食・洋食店	親指の軽いやけど	お店のホール
	複数	4	22	女性	居酒屋	やけど、青アザ
2		20	女性	ジュース屋	切り傷、青あざ、ヤケド、はさまれる	キッチン
2		19	女性	ファミレス	包丁で指を切った。オープンでヤケドした。	キッチン
2		20	女性 女性	和食・洋食店	メニュー表のホットキスが指にささった。小さな切り傷	ホール
無	無	無	ファミレス	ヤケド、切り傷	キッチン	
その他	4	22	女性	和食・洋食店	木の枝をふとももにさした	客間

表6 飲食店勤務時のヒヤリ・ハット体験

ヒヤリ・ハット	学年	年齢	性別	職種	概要	発生場所
モノの落下	3	20	女性	ファミレス	運んでいた料理を、お客さんの上に落としそうになった。	フロア
	2	20	女性	ジュース屋	ガラスのミキサーを落としそうになった。	キッチン
	3	21	女性	ファミレス	料理を滑らせて落としそうになった。	作業場
	3	21	女性	すし屋(チェーン)	ガラスを落とししかけ割りそうになった。	洗い場
	2	20	男性	ファミレス	料理を客にこぼしそうになった。	ホール
	2	20	女性	和食・洋食店	重い荷物を落とし、足をケガしそうになった。	キッチン
	4	22	女性	ファミレス	食器を割った。	厨房
	2	20	男性	喫茶店	皿を落としそうになった。	キッチン
	2	20	男性	喫茶店	ドリンクをこぼしそうになった。	キッチン
	2	20	男性	居酒屋	コップが棚から落ちてきた。	キッチン
	2	19	女性	ファーストフード	皿を落としそうになった。	洗淨場
	2	19	男性	ファミレス	お客に中華丼を落としそうになった。	フロア
	2	20	男性	ファミレス	皿をたくさん割ってしまった。	キッチン
	やけど	4	22	女性	ファミレス	コンロを洗う際にコンロを落としやけどしそうになった。
4		21	女性	和食・洋食店	熱いお茶・味噌汁をこぼしそうになり、やけどしそうになった。	ホール内
4		22	女性	喫茶店	熱湯の中に手を入れそうになった。	作業場
3		21	男性	喫茶店	熱湯がかけられそうになったが、よけた。	Barカウンター内
3		21	女性	和食・洋食店	あつくなつたオープンに腕が触れそうになった。	キッチン
2		20	女性	寮の食堂	乾燥機の中から取り出した食器が熱くてやけどした。	キッチン
4		22	女性	和食・洋食店	あつくまっているごとくを素手でさわりそうになった。	客間
4		22	女性	喫茶店	パンの鉄板でやけどしそうになった。	パンをつくる場所
2		20	男性	居酒屋	熱い鉄板が落ちてきてやけど。熱い油が手にかかりそうになる。	キッチン
無		無	無	ファミレス	高温の油がかけられそうになった。	キッチン
転倒	4	22	女性	惣菜販売	モップ掛けが不十分で足を滑らせて転んだ。右足首をぐねる。	フロント
	3	20	女性	居酒屋	大量の空きグラスをお盆にのせて階段を下っているときに、足を滑らせた。その時は、一段踏み外しただけで、ケガはしなかった。	階段
	3	21	男性	ファーストフード	すべってこけそうになった。	廊下
	4	22	女性	和食・洋食店	うしろにたおれそうになった。	使用済みの食器を置いておくところ
	2	20	男性	和食・洋食店	滑って転びそうになった。	フロアの通路
	無	無	無	ファミレス	お皿を運んでいるときに、滑って転びそうになった。	ホール
切れ	4	22	女性	和食・洋食店	リンゴを切っている時に、刃が入りすぎて手のひらに当たった。	キッチン
	2	20	女性	惣菜販売	パンを切る機械で指を軽くかすった。血が止まらなかった。	キッチン
交通事故	3	21	男性	ファーストフード	配達中事故を起こしそうになった。	道路
	1	19	女性	和食・洋食店	カーブを曲がりきれず、反対車線に入ってしまった。	公道
火災	2	19	女性	ファーストフード	ゴミ箱から火が出て、火災になるとこだった。	キッチン
複合	4	22	女性	和食・洋食店	沢山の食器を持っているときに他のアルバイトの子とぶつかり食器を落としそうになった。	お店のホール
	4	22	女性	ファミレス	小さい子が走っていて上に料理を落としそうになった。	ホール
	4	21	女性	居酒屋	生ビールをお盆に乗せて運んでいるとき、お客さんとぶつかりそうになった(自分はビールをかぶった)。	キッチンからフロアの通路に出る時(所)
	3	21	女性	ファミレス	料理を運ぶときに子供が走ってきていて、ぶつかりそうになり、料理を落としそうになった(鉄板の料理で落とすと周りが危ない)。	フロア
	1	19	男性	居酒屋	ビールジョッキを落として、足を切りそうになった。飲み物をこぼして、客にかけそうになった。	廊下
複数	4	22	女性	ファーストフード	壁による死角があり、他の従業員とぶつかりそうになった。 フライパンを落としそうになり、手を出してやけどしそうになった。	キッチン
	2	19	女性	ファミレス	包丁で手を切りそうになった。 転びそうになった。	キッチン
その他	3	20	女性	ファミレス	レジ締めのお金があつていなかった。	ホール
	2	19	女性	和食・洋食店	お店に電話がかかってきて、お客様から苦情を言われたとき。	レジの周辺
	1	18	男性	喫茶店	コーヒー豆をばらまいてしまった。	コーヒーを作る手順を間違えた

5. 考察

茨城県水戸市T大学生および千葉県J大学生でアルバイト経験のある学生198名から質問紙を通してヒヤリ・ハットおよび怪我体験103名（件）の情報を提供いただいた。103件のうち、「飲食業」57件（怪我13件、ヒヤリ・ハット44件）「小売業」31件（怪我13件、ヒヤリ・ハット18件）が最も多く、全体の85.4%を占めていた。また「飲食業」よりも「小売業」のほうが怪我体験の占める割合が高かった。このことから、「小売業」における怪我リスクが最も高くリスクが顕在化しており、「飲食業」においては怪我リスクも高いが事故になりえる潜在的なリスクも高いことが明らかとなった。顕在化されている事故リスクは、目に見えるリスクであるため、これまで他業種で積極的に行われてきた対策を行うことで比較的短時間で事故リスクを下げることができる可能性が高い。また、顕在化リスクも潜在的リスクも高い「飲食業」は、いくつかの問題を抱えている可能性が考えられた。その可能性とは、①危ない経験をしながらか改善をする意識が芽生えづらい状況であったため、②意識はあっても時間切迫性の高い職場であるために対応できないため、③非正規雇用者が多く占めることから「見て見ぬふり」といった責任放棄のような行動が多い職場であるため、④改善しなくても今日まで事故がなかったので大丈夫だという考えが占めているため、⑤提案してもオーナーや責任者が無視するか、常にいないために提案できない、などの問題が考えられた。

第3次産業における受傷事故件数が急激に増加しつつあることは、「問題」で述べたとおりである。学生アルバイト（非正規雇用）の占める割合が多い職場であることを考慮しても、受傷事故や違法性の高い職務内容やトラブルなどに巻き込まれた場合を今後想定していく必要があるだろう。この場合、大学や高校といった教育機関でも窓口を設け、情報を収集したり法律相談・メンタルケアも含めた適切なアドバイスをしたりすることができるようなんらかのサポート体制を整備する必要があると思われる。ヒヤリ・ハット事例を見た限り、火傷のリスクが高いことは明らかであり、火傷リスクを下げ対策を早急に行う必要がある。火傷に関してはすでに深刻な事例も散見されており、大

学生の安全と健康を担保する必要があることは明白である。

大学生にとってアルバイトは社会との接点となる貴重な場であり、キャリア形成においても重要な学びの場ともなりえる。しかし学生自身も職場選定において職場のリスクを適切に理解し、リスクをコントロールできるように適切な対応スキルを身につけておく必要がある。今後は学生のアルバイト選択時の志向性や実際の労働時間などの働き方を踏まえたうえで、効果的な教育方法や情報提供体制について検討していきたい。

6. 引用・参考文献

- (1)厚生労働省HP 報道発表資料（「平成26年の労働災害発生状況を公表」）より
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000083803.html>
（2015年5月12日現在）
- (2)厚生労働省、ヒヤリ・ハット事例 職場のあんぜんサイト
<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/hiyari/anrdh00.htm>
（2015年1月11日現在）
- (3)インテリジェンス（2006）高校生・大学生アルバイト実態調査2006、インテリジェンス2006年12月19日
- (4)申紅仙・中根和郎（2004）、「自然災害時におけるヒヤリ・ハット発生状況－岩手県釜石市および山口県宇部市調査報告－」防災科学研究所研究報告、第65号、119-146.
- (5)中央労働災害防止協会（2013）若年労働者の労働災害防止のポイント
（スタッフ・管理者向け）安全衛生情報センター
2013年2月
http://www.jisha.or.jp/research/pdf/201303_03_all_Zen.pdf（2014年12月24日現在）
- (6)芳賀繁（2000）失敗のメカニズム 忘れ物から巨事故まで 日本出版サービス
http://www.inte.co.jp/library/survey/data/GEHRreport_200612.pdf（2014年12月24日）
- (7)リクルート（2012）大学生がバイトをする理由をランキングでリサーチ、フロンティア 2013年11月28日

[http://www.froma.com/info/editcmp/column/
20131128.html](http://www.froma.com/info/editcmp/column/20131128.html)（2014年12月24日）

- * 本論文で報告した質問紙調査結果は、常磐大学人間科学部心理学科 海野裕花および佐藤志穂氏の2014年度卒業研究から得られたデータの一部を再分析したものである。

我が国及びアメリカ合衆国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の現状 首都圏及びカリフォルニア州における例を参考として

千手 正治 (常磐大学人間科学部)

富田 信穂 (常磐大学人間科学部)

The Current Situations of One-Stop Support for Crime Victims in Japan and the United States
Examples of One-Stop Support Centres in the Tokyo Metropolitan Area and California

Masaharu. Sennzu (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Nobuho. Tomita (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Abstract

This article is a part of the research for the purpose of extending the scope of One-Stop Support for crime victims in Japan, which is now limited to the victims of sexual crime in “The Second Basic Plan for Crime Victims 2011.”

One-Stop Support for crime victims is considered to be a victim support system centralised in one place with connections to other relevant agencies. Some victims may also receive support they need from agencies outside a one-stop support centre. So One-Stop Support includes a cooperative relationship among victim support agencies in Japan.

One-Stop Support system enable crime victims to receive support which they need variously and rapidly. It means One-Stop Support for crime victims is a victims-oriented programme.

In this article, some examples of One-Stop Support for crime victims which are implemented in the Tokyo metropolitan area and California are taken with some comments by authors. Also, some elements which would be important to develop the One-Stop Support system are suggested; “to build a relationship of looking at faces of the persons who are concerned in One-Stop Support for crime victims” and “to establish a legislative ground of One-Stop Support for crime victims.”

This research is supported by JSPS KAKENHI (grant number: 26380098).

はじめに

本稿は、我が国及びアメリカ合衆国（以下「米国」とする）における犯罪被害者に対するワンストップ支援の現状について、2014年度に我が国の首都圏及び米国カリフォルニア州において実施した面接調査ならびにこれに係る文献調査に基づいて論じるものである。

後述のとおり犯罪被害者に対するワンストップ支援とは、犯罪被害者が必要とする支援を出来る限り一か所で提供することであり、これにより支援提供の場への連絡や移動に係る被害者の負担を軽減すること、ならびに被害者に対して迅速な支援を提供することを可能にするものである。そのような意味では、ワンスト

ップ支援は、極めて被害者志向的（victims-oriented）な施策であるということが出来る。

しかしながら後述のとおり、現在の我が国におけるワンストップ支援の対象は、性犯罪被害者にはほぼ限定されており、この点については再考の余地があるといえよう。

本稿においては、これらの点も念頭に置きながら、2014年度における調査内容を踏まえ、我が国及び米国における犯罪被害者に対するワンストップの現状に加え、今後ワンストップの促進を考える上で重要と思われる事項についても指摘するものである。

なお本稿は、科研費の課題（課題番号：26380098）における2014年度の成果及び今後の研究の足掛かりとしてまとめたものである¹。

I 犯罪被害者に対するワンストップ支援とは

犯罪被害者に対するワンストップ支援について、我が国において立法上の定義は存在しない。犯罪被害者等基本法の第10条においては「相談及び情報の提供等」、第14条においては「保健医療サービス及び福祉サービスの提供」についてそれぞれ規定しているが、これらは犯罪被害者に対する支援に関する規定ではあるものの、ワンストップ支援に対する直接的な根拠となりえるものではない。

ワンストップ支援の概念については、2011（平成23）年3月25日に閣議決定された「第2次犯罪被害者等基本計画」（以下「第2次基本計画」とする）における「V 重点課題に係る具体的施策」の「第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組」の第1項16号ならびに「第4 支援等のための体制整備への取組」の第1項7号の規定が参考になるように思われる。ここでは「ワンストップ支援センターの設置促進」として、「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター。以下本項において『ワンストップ支援センター』という。）の設置を促進するため、以下の政策を推進する。」とし²、具体的な施策として、ア）「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」の作成・配布、イ）性犯罪

被害者対応拠点モデル事業の検証及び結果の提供、ウ）ワンストップ支援センターの啓発、協力が可能な医療機関の情報収集及び提供、エ）医療機能情報提供制度における登録内容への、ワンストップ支援センターの施設内への設置の有無の追加が挙げられている。

このように第2次基本計画におけるワンストップ支援とは、性犯罪被害者に対して、ワンストップ支援センターにおいて提供される支援、すなわち「医師による心身の治療、医療従事者・民間支援員・弁護士・臨床心理士等による支援、警察官による事情聴取等」であるといえよう。第2次基本計画におけるワンストップ支援では、性犯罪被害者のみを対象としたものであり、他の犯罪被害者に対する支援を前提とはしていないものである。

次に内閣府犯罪被害者等施策推進室『性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引：地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために』（以下『手引』とする）においては、「ワンストップ支援センターは、性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより（以下略）」と説明されており³、さらに「被害直後からの上記各種支援の全てを物理的に一か所で提供することは、各種支援を行う各機関がそれぞれの専門分野における支援を充実させ、かつ効率的に行うことと必ずしも両立するとは限らない。したがって、『総合的な支援を可能な限り一か所で提供する』とは、被害者を当該支援を行っている関係機関・団体等に確実につなぐことを含むものである」とも説明されている⁴。

すなわち『手引』におけるワンストップ支援とは、性犯罪被害者に⁵、被害直後からの総合的な支援、すなわち産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援⁶、法的支援等⁷を、可能な限り一か所で提供することを意味するものであるといえる。ここで注目すべきは、ワンストップ支援を「可能な限り一か所で提供すること」と理解している点であろう。

性犯罪被害者に限らず、すべての犯罪被害者にとつ

て、彼等が必要とする支援が一か所で提供されることは、支援提供が行われる場への連絡や移動に係る被害者の負担を軽減することや、被害者に対して迅速な支援を提供することを可能にするものであり、被害者志向的な施策であるということができよう。したがって、すべての犯罪被害者にとって、彼等が必要とする支援が一か所で提供されることは、極めて理想的な犯罪被害者支援の形態であるといえる。しかしながらその一方で、犯罪被害者に対して必要な支援のすべてを一か所で提供するには、困難が伴う場合も考えられよう。第2次基本計画及び『手引』において想定されているワンストップ支援の内容を見た場合、これに係る個人・機関として、産婦人科医等の医師及び医療従事者、民間支援員、弁護士、臨床心理士、警察が挙げられるが、これらの個人・機関のすべてを一か所に集中させることは相当困難であるように思われる。『手引』においても、ワンストップ支援センターの形態として、①病院拠点型、②相談センター拠点型、③相談センターを中心とした連携型の3形態を挙げていることは⁸、必ずしもいずれかの場所においてすべての支援を提供することが現実的ではないことの裏付けでもあるように思われる。したがって前述のように、ワンストップ支援を「総合的な支援を可能な限り一か所で提供する」と理解し、「被害者を当該支援を行っている関係機関・団体等に確実につなぐこと」を含めてワンストップ支援を考えることが、適当であるように思われる。

後述する我が国及び米国においてワンストップ支援センターとしての機能を有する組織においても、すべての支援内容を当該組織のみで提供してはならず、外部機関との連携により提供されている支援も見受けられる。

II 我が国におけるワンストップ支援の現状

本章においては、我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の現状として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」(以下「かながわステーション」とする)⁹ならびに「性暴力救援センター・東京 (Sexual Assault Relief Center Tokyo)」(以下「SARC東京」とする)¹⁰を例に見ていくことにする。

1 かながわ犯罪被害者サポートステーション

かながわステーションは¹¹、2009(平成21)年4月に施行された「神奈川県犯罪被害者等支援条例(以下「神奈川県条例」とする)」に基づいて同年6月に開設された施設で、神奈川県・神奈川県警察及びNPO法人神奈川被害者支援センター(以下「神奈川被害者支援センター」とする)の3者による一体化された運営がなされている¹²。

神奈川県条例第10条においては、「知事及び公安委員会は、民間支援団体と連携し、及び協力して、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、犯罪被害者等支援を一体となって実施するために必要な総合的な支援体制(次項において「総合的支援体制」という。)を整備するものとする。2 総合的支援体制の整備に当たっては、市町村その他犯罪被害者等支援に係る機関及び団体と緊密に連携し、犯罪被害者等がどの機関及び団体を起点としても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。」と規定されており¹³、これがかながわステーション設立の直接的根拠となっている。

神奈川県条例制定の背景としては、2008(平成20)年に神奈川県犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会より『神奈川県犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会報告書(提言):犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して』が提出されたことが挙げられる。同報告書において条例の必要性が示されており、また「条例に盛り込むべき事項」における「県の責務」として、「神奈川県で条例を制定する場合、県の果たすべき役割としては、条例の目的を達成するために、法律よりも明確で、さらに踏み込んだものとすべきであり、その内容としては、○総合的な支援施策を策定し、計画的に実施すること ○支援施策推進に当たり、関係機関と連携協力を努めること ○県民・民間支援団体・市町村の行う犯罪被害者等支援の取組に対して支援に努めることを規定すべきである。」と指摘されている¹⁴。

すなわちかながわステーションは、神奈川県条例という「総合的支援体制」の整備として、前述した神奈川県・神奈川県警察及び神奈川被害者支援センターの3者により総合的な犯罪被害者支援が提供されてお

り、この点において犯罪被害者に対するワンストップ支援センターとしての機能を果たしているといえよう。かながわステーションにおいては、前述した3者のみではなく、弁護士会、検察庁、裁判所、法テラス、市町村、福祉機関、臨床心理士会、医療機関等の関係機関の支援施策を含めた調整、連携した支援を提供している¹⁵。

また神奈川県条例における「総合的支援体制」に関する規定では、「第2次犯罪被害者等基本計画」におけるワンストップ支援とは異なり、性犯罪被害者のみを対象とはしていないので、かながわステーションにおいても性犯罪被害者のみを対象としたワンストップ支援を実施するものではないことも大きな特徴であるといえよう。

かながわステーションにおいては、原則として、殺人、傷害、強盗、性犯罪等の被害者及び被害者遺族を対象として支援を実施しており¹⁶、支援内容としては、①横浜弁護士会所属の弁護士による法律相談（2回まで無料）、②臨床心理士等によるカウンセリング（無料、回数制限あり）、③神奈川被害者支援センターの支援員による検察庁・裁判所等への付添い（無料）、④殺人等の被害者遺族及び犯罪被害として傷病を負った被害者もしくはその家族に対する生活資金の貸付（貸付要件、審査あり）、⑤緊急避難場所としてホテル等の宿泊の支援（3泊まで無料）、⑥被害者等がそれまでの住居に住み続けることが困難となった場合における県営住宅の一時使用（原則として3か月、使用料が必要）、⑦被害者等がそれまでの住居に住み続けることが困難となった場合における民間賃貸住宅に関する情報提供、⑧性犯罪被害者への支援における神奈川県産科婦人科医会及び協力病院等との連携・協力が挙げられる¹⁷。この他にも、神奈川犯罪被害者支援センター相談員による電話相談、自助グループ支援、相談員養成講座等も実施している。電話相談には、かながわステーションとしての一般的な電話相談と、性犯罪被害者専用の電話相談としての「ハートライン神奈川」とがあり、それぞれ別のスタッフが対応している¹⁸。

①については、神奈川県費用負担によって実施されているものであるが¹⁹、この法律相談がかながわステーションにおける特色の一つであるといえる。すな

わち、犯罪被害者が弁護士との法律相談を希望する場合、弁護士の性別、法律相談の日時・場所に至るまで、犯罪被害者等の希望を最大限に応える形で対応している²⁰。それゆえ例えば、性犯罪被害者の女性の場合、女性の弁護士を希望することもでき、また相談も出来る限り犯罪被害者等が希望する日時・場所で行えるための配慮がなされている。またかながわステーションにおいては、法テラスとの連携も実施している²¹。

②については、神奈川県から神奈川犯罪被害者支援センターへの委託事業として実施されており、神奈川犯罪被害者支援センターでは、神奈川県臨床心理士会と協定を結び、被害者等の相談にあたる臨床心理士として登録された臨床心理士が犯罪被害者のカウンセリングに従事している²²。

③については、一般に直接支援と呼ばれる種類の犯罪被害者への支援であるが、神奈川被害者支援センターの支援員が犯罪被害者等の希望に応じて警察署、検察庁、裁判所等に付添い活動を実施している²³。

④については、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に基づく給付制度の対象となる犯罪被害者等の場合には100万円、給付制度の対象とはならない故意の犯罪により傷病を負った犯罪被害者の場合には30万円をそれぞれ上限とした貸付が行われている²⁴。なおこの支援については、神奈川県が担当している²⁵。

⑤⑥⑦については、いずれも犯罪被害者に対する住居等の提供に係る支援であるが、⑤及び⑥については神奈川県が担当しており、⑦については公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部の協力により、犯罪被害者の希望に沿った民間賃貸住宅に関する情報提供を行うとともに、入居契約時における仲介手数料を無料化している²⁶。

⑧については、性犯罪被害者のみに係る支援であり、2012（平成24）年2月に神奈川県産科婦人科医師会と連携・協力に関する協定を締結し²⁷、性犯罪被害者への支援における連携・協力で賛意を示した病院及び診療所（「協力病院等」と呼ばれる）に関する情報を提供する等の支援を実施している。このような形態における性犯罪者に対するワンストップ支援は、前述した「手

引]における「相談センターを中心とした連携型」に該当するものである²⁸。性犯罪被害者の支援に係る協力病院等との連携・協力の背景としては、神奈川被害者支援センターが2011(平成23)年に前述した性犯罪被害者専用の電話相談である「ハートラインかながわ」を開設したことが挙げられる²⁹。同ラインの設立により、電話相談の性犯罪被害者に対して、治療や警察の捜査等の必要上、医療機関を紹介する機会が生じたため、神奈川県産婦人科医師会と連携・協力に関する協定を締結するに至ったものである³⁰。したがって、神奈川県産婦人科医師会との協定は、「ハートラインかながわ」の運用上の必要性から生まれたものであり、第2次基本計画等を特段意識して締結されたものではない³¹。

なおその他の犯罪被害者の場合、精神科医による治療を希望する場合には精神福祉センターを紹介しており、また外科の治療については、既に外科医等による治療を受けた状態で相談を受ける場合が多く、外科医を紹介することはほとんどないという³²。

あらためていうまでもなく、性犯罪被害者の場合、証拠保全としての体液採取、性感染症検査、緊急避妊薬の服用等、他の犯罪被害者と異なる医療上のニーズが存在するため、産婦人科医との連携・協力が必要となるものである。しかしながらそのような事実を以て、ワンストップ支援を性犯罪被害者のみに必要な方策であると結論づけることは出来ないであろう³³。その他の犯罪被害者においても、被害の状況等に応じて医療的ニーズが存在する場合が考えられ、これらのニーズにも対応した総合的な支援を提供することは、まさに被害者志向的な施策であると評価できよう。

このように、かながわステーションにおける犯罪被害者に対するワンストップ支援の意義としては、犯罪被害者に対して広範囲な支援を提供できることにあるといえよう³⁴。2001(平成13年)に神奈川犯罪被害者支援センターが設立された当初は、同センターにおける支援内容は、電話相談、被害者支援ボランティア養成、広報活動程度であった³⁵。しかしながら前述のとおり、2009(平成21)年に神奈川県と神奈川県警察との3者によるサポートステーション体制になったことにより、神奈川犯罪被害者支援センター単独で運営し

ていた時期と比べて、実施可能な支援項目が格段に増加した³⁶。またかながわステーション内で犯罪被害者から事情を聴いた場合、その情報がかながわステーション内の3者で情報共有され、一度の事情聴取のみで済むため、犯罪被害者に対する負担を軽減できることもメリットとして挙げられる³⁷。

一方で、かながわステーションにおいて総合的なワンストップ支援が提供可能な理由として、前述した神奈川県条例の存在があろう。すなわち、条例に根拠規定がなければ、前述のようなワンストップ支援を実施することは困難であると考えられる³⁸。神奈川県条例の場合、前述した犯罪被害者等基本法と異なり、犯罪被害者に対するワンストップ支援について直接的な根拠規定があり、神奈川県条例第10条1項において知事及び公安委員会に対して、民間支援団体との連携・協力による犯罪被害者等に対する総合的支援体制の整備を義務づけている。すなわち、少なくとも神奈川県、神奈川県警察及び民間支援団体の3者間における連携・協力に基づくワンストップ支援体制の整備については、条例上、努力義務ではなく、明確な義務として規定しているものであるといえよう(もともと同条2項については、努力義務規定である)。

またかながわステーションは、かながわ県民センターの14階にあるが、そのフロアには、配偶者暴力相談支援センターや、神奈川県警察少年相談・保護センター、かながわ人権擁護相談室など、様々な相談を行う機関・団体が部屋を構えており、フロア自体が「ワンストップ犯罪被害者支援フロア」としての様相を呈している。

2 性暴力救援センター・東京

SARC東京は、1年間の準備を経て2012年6月に開設された施設であり³⁹、性犯罪被害者を支援する施設である。同施設の設定は、レイプ・クライシス・センター等の性犯罪被害者支援に派生するものであるという⁴⁰。具体的には、同施設のスタッフが米国にある「女性健康共同体」を研修のために訪問した際、様々な人々が支援活動に従事している姿を目の当たりにし、我が国においてもこのような支援活動を実施したいと考え、設立に至ったという⁴¹。

SARC東京設立の際の課題としては、①支援員の確保、②活動資金の確保、③活動拠点の確保等があった⁴²。

①については、24時間365日の支援活動を実施するための支援員を本当に確保出来るのか不安があったが、ボランティアベースで実施することを打ち出したところ、支援員が集まったという。また②については、外資系企業から資金を得ることが出来たという⁴³。さらに③については、性犯罪被害者支援に対する理解が得られず、SARC東京の活動拠点となる建物の大家から、あたかも迷惑施設であるかのような扱いを受けたこともあり⁴⁴、しばらくの間、活動拠点を転々とせざるを得なかった時期もあったという。

SARC東京において提供されている支援としては、①24時間ホットラインによる電話相談、②被害直後の面接相談と産婦人科医療の提供、③警察への通報（被害者が希望する場合のみ）、④必要に応じた弁護士による法律相談等が挙げられている⁴⁵。

①については、SARC東京自身で実施しており、②については、面接相談はSARC東京、産婦人科医療はSARC東京の設立にも携わった拠点病院にて実施している⁴⁶。また③については、SARC東京の支援員による警察への付添いサービスを実施している⁴⁷。さらに④弁護士による法律相談については、東京における弁護士会と連携し、毎週2名の担当弁護士が性犯罪被害者に対する法律相談を実施しており（1回のみ無料）、被害者が弁護士と相談する際にはSARC東京の支援員も同行している⁴⁸。また法律相談を実施する際には、SARC東京のスタッフから弁護士宛に予め紹介状を作成し、その中で被害者の状況等についても説明しており、改めて弁護士から被害者に対して被害の現状等について聴く必要がないので、二次被害の予防にもつながっている⁴⁹。

SARC東京におけるワンストップ支援の意義については、予め複数の機関・団体による連携が確立されているため、性犯罪被害者に対して迅速な対応が可能となることが挙げられる⁵⁰。前述した『手引』において説明されている通り、ワンストップ支援を「被害者を当該支援を行っている関係機関・団体等に確実につなぐことを含む」ものとするのであれば⁵¹、当然のことながら、その前提として機関・団体の間における連携が

確立されていることが求められる。このように考えた場合、確実な連携に基づく迅速な支援を被害者に提供できることが、ワンストップ支援の1つの意義であり、またこれを確立した上でなければワンストップ支援は機能しないといえよう。またワンストップ支援に携わる機関・団体同士が、被害者に対してどのような対応をするか予測した上での支援が可能となることも、ワンストップ支援の1つの意義として挙げられる⁵²。これは言うなれば、ワンストップ支援に係る機関・団体同士が「顔の見える」関係にあることを意味しているように思われる⁵³。お互いが「顔の見える」関係が構築出来れば、連携の相手方が何を考えているのかについても理解することが出来、安心して「つなぐ」ことも出来るように思われる。逆にいえば、多機関連携の必要性を訴えても、機関・団体同士でお互いの「顔が見える」支援を実施できなければ、有効な被害者支援は難しくなるであろう。この点に鑑みた場合、ワンストップ支援の確立は、被害者支援に係る機関・団体がお互いの「顔が見える」支援を確立する契機となるものであるといえよう⁵⁴。さらに、このようなワンストップ支援のケースの蓄積が、ワンストップ支援に係るすべての機関・団体にとって、よりよい被害者支援について考える機会となることも挙げられる⁵⁵。

一方、ワンストップ支援実施上の課題としては、ワンストップ支援を実施する場合、支援の核となるコーディネーターが必要であり、このような役目をボランティアスタッフに期待することは、彼等にとっても荷が重すぎるので、有給によるスタッフが必要であることが挙げられる⁵⁶。SARC東京のように、24時間365日の支援活動を実施する上では、相当数のボランティアスタッフが必要となることは、想像するに難くないものである。また前述のように、被害者のワンストップ支援に係る他の機関・団体と「顔の見える」関係を構築するためには、相応の時間と努力を必要とするものであろう。このようにボランティアスタッフを統率し、他の機関・団体と「顔の見える」関係を構築する役割をボランティアスタッフに期待することは極めて困難であるように思われる。そのためには、有給によるコーディネーターが必要となってくるものであり⁵⁷、コーディネーターの人手、手腕等が、ワンストップ支援

の質を左右することも考えられよう。また現在コーディネーターとしての役割を果たしている人物も、いずれはリタイアするので、次のコーディネーターとしての役割を果たす人物を継続的に育成していかなければならないことも挙げられる⁵⁸。その他にもSARC東京の課題として、「被害者が警察に届けても受理してもらえないといった告訴の壁や、SARC運営のための財政確保、10代の急性期の被害者で学校や親には知られたくないという理由から被害届をしない被害者の医療費の一時貸与の資金の必要性があげられる。また、支援員のメンタルヘルスと安全確保も課題である。支援員にとって急性期の方の対応が初めてである場合もあり、月1回の事例検討会で、再診、通報、告訴などの流れを検討していきたいと考えている。」との指摘がある⁵⁹。

Ⅲ アメリカ合衆国におけるワンストップ支援の現状

本章においては、米国における犯罪被害者に対するワンストップ支援について、カリフォルニア州における例を中心として論じることとする。

同国においては、ジョージ・ブッシュ大統領の時代にワンストップ支援センター（米国においては、One Stop Shopと呼ばれる傾向にある）の設立が促進されている⁶⁰。同大統領は、2003年にファミリー・ジャスティス・センターと呼ばれる施設を設置するための資金として2000万ドルを拠出することを発表した⁶¹。このワンストップ支援センターに対する拠出は、ドメスティック・バイオレンス、性的暴行 (sexual assault) 及び高齢者虐待の被害者が支援を受けるために向かわなければならない場所を減らすことを目的としたものである⁶²。

その際に、モデルとなったものが、カリフォルニア州サンディエゴにあるファミリー・ジャスティス・センター（以下「サンディエゴ・センター」とする）である。15年間で約95%ものドメスティック・バイオレンスに伴う殺人 (homicide) が減少したこともあり、サンディエゴ・センターは、包括的な被害者サービス及び支援センターの国内及び国際的なモデルとして称賛されているとの指摘もある⁶³。

同センターは、ファミリー・バイオレンスに対する

包括的なサービスを提供する全米初の団体として知られており、一つ屋根の下に、25をこえる機関が、統合され調和のとれた法的、社会的及び保健的なサービスを提供することを目的として集結している⁶⁴。そのためファミリー・バイオレンスの被害者は、同センターに出向けば、擁護人 (advocate) と話合うこと、禁止命令 (restraining order) を得ること、彼等の安全について対策を立てること、警察と話合うこと、訴追人と面談すること、医療上の援助を受けること、さらにはシェルターに関する情報を得ることが可能となる⁶⁵。またサンディエゴ・センターは、サンディエゴ・カウンティYWCA等の外部機関とも連携しており⁶⁶、我が国におけるワンストップ支援センター同様、必ずしも被害者に対するすべての支援を一か所で提供するものではない。

このようにサンディエゴ・センターは、ファミリー・バイオレンスに特化したワンストップ支援センターではあるものの、被害者支援に係る数多くの機関が一つ屋根の下に集結している点において、我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援について考察する上での一つのモデルになると思われる⁶⁷。なおファミリー・ジャスティス・センター同盟 (Family Justice Center Alliance) のホームページによれば、カリフォルニア州内において、16のファミリー・ジャスティス・センター及び同センターとしての機能を有する施設が存在する⁶⁸。

しかしながら、サンディエゴ・センターのようなワンストップ支援センターの形態による犯罪被害者に対する支援は、必ずしも全米において一般的ではなく、一部の都市部においてのみ見られる例であるとの指摘もある⁶⁹。ワンストップ支援センターを持たない地域においては、被害者支援に係る機関・団体同士が覚え書等を交わして、多機関連携による犯罪被害者等に対する支援を実施しているようである⁷⁰。

またワンストップ支援センターによる犯罪被害者の支援について肯定的な意見を有する人々の間でも、ワンストップ支援センターは理想であるものの、とりわけ地方において実現するには困難が伴うとの指摘もある。その根拠としては、①ワンストップ支援センターを設立するための財政的基盤の問題⁷¹、②面積の広い

カウンティにワンストップ支援センターを設置した場合、犯罪被害者が当該ワンストップ支援センターに向くために相当な時間がかかってしまうという問題⁷²、③とりわけ面積の広いカウンティにワンストップ支援センターを設置した場合、これまでカウンティ内に点在していた犯罪被害者のための支援機関をワンストップ支援センター内に集中させることも考えられ、犯罪被害者のための支援機関が存在しない空白地が出来てしまう可能性があるという問題⁷³等が挙げられる。

犯罪被害者に対するワンストップ支援に係る財政的基盤の問題については、我が国においても指摘されていることであるが、犯罪被害者に対する支援の先進国として扱われることもある米国においても、同様の問題を有しているものである。また前述した②及び③の問題については、我が国の約25倍の国土を有する米国ではとりわけ深刻な問題であるが、ワンストップ支援センターとしての機能を有する施設を設立することで、かえって犯罪被害者の便宜を損なう結果となつては、犯罪被害者支援の意義を没却してしまうものである。

これらの点に鑑みれば、ワンストップ支援センターを持たない地域では、犯罪被害者に対する支援の総合的窓口となる機関を設立し、犯罪被害者の個別的なニーズに応じて専門的な機関に照会するといった方法が、現実的であろう⁷⁴。

さらに米国において、ワンストップ支援センターの形態による犯罪被害者の支援について、必ずしも肯定的な見解ばかりではないという点も看過すべきでないように思われる。ワンストップ支援センターの形態による犯罪被害者の支援について否定的な意見としては、①様々な機関が一家所に集まることで犯罪被害者に関する情報が他の機関に漏洩する虞が高まること、②他の機関から犯罪被害者に対して圧力がかけられる虞があること等が挙げられる⁷⁵。とりわけ警察などの法執行機関とワンストップ支援センター内という空間を同じくすることについて、危惧する声が強いように思われる。その理由としては、法執行機関は元來犯罪捜査や加害者の訴追に関心があり、それらの必要性のために犯罪被害者に協力を求めることが、時として被害者に対する圧力となり、純粋に犯罪被害者に対

する支援のみを実施する機関・団体が犯罪被害者に対する支援を実施する際に、当該支援を阻害する要因になる虞があるという点が挙げられる⁷⁶。

しかしながら少なくとも、筆者達の研究グループがカリフォルニア州で実施した調査において、犯罪被害者の支援のための多機関連携の必要性について否定する声はなかった。そうすると、多機関連携の一形態としてのワンストップ支援センターが有する利点を最大限に引き伸ばし、ワンストップ支援センターに対する懸念にどれだけ丁寧に対応していくかが、今後ワンストップ支援センターの拡大にとって重要になってくるように思われる。

おわりに

以上において、我が国及び米国における犯罪被害者に対するワンストップ支援について、首都圏及びカリフォルニアにおける例を中心に見てきたが、ワンストップ支援の促進について考察する上で重要と思われる事項として、以下の2点が挙げられると考える。

1つがワンストップ支援に係る機関・団体間における「顔の見える」関係の構築である。これはワンストップ支援センター内に拠点を置くか否かに係らず、また性犯罪者に対するワンストップ支援かそれ以外の犯罪被害者を含むワンストップ支援かに係らず、重要であると考ええる。例えばかながわステーションの場合、1つの部屋に同ステーション関係3者のデスクが特に仕切り等もなく設置されているだけでなく、3者によるサポートステーション体制になったことにより実施可能な支援項目が格段に増加したことを指摘していた点も、3者間において顔の見える関係が構築されていることの1つの証であると考ええる。またSARC東京の場合においても、前述のとおり、ワンストップ支援に携わる機関・団体同士が被害者に対してどのような対応をするか予測した上での支援が可能になることは、お互い顔の見える関係にあることの表れであり、これにより連携の相手方に安心してつなぐことが出来るように思われる。その反面、前述のとおり、カリフォルニアのレイブ・クライシス・センターの担当者が警察等の法執行機関に対して危惧を抱いていることは、法執行機関との間において顔の見える関係を構築出来て

いないことの表れであるようにも感じられる。無論この点は、日米における警察・法執行機関に対する見解の相違という可能性も考えられる。しかしながら我が国のワンストップ支援においても、警察による捜査の必要性について過度に目を奪われてしまうと、被害者の意向よりも事情聴取や証拠となる体液採取等を優先させてしまう虞も否定できない。そうなると被害者からは、ワンストップ支援センターではなく、「ワンストップ証拠収集センター」との印象を持たれることになり、ワンストップ支援の意義を完全に没却してしまうことになろう。そういった意味では、我が国のワンストップ支援においても、カリフォルニアのレイブ・クライシス・センターの担当者の指摘を他山の石とし、被害者志向的な支援を常に心がけるべきであろう。

もう1つがワンストップ支援に係る法律上の根拠の確立である。前述のとおり、犯罪被害者に対するワンストップ支援について、我が国では立法上の規定は存在しない。かながわステーションの場合は、前述のとおり、神奈川県条例をその根拠とし、この条例がなければ、ワンストップ支援を実施することは困難であると考えられる。しかしながらあらためていうまでもなく、条例とは地方公共団体が制定するものであり、地方公共団体によって異なるものである。このため神奈川県の場合には、前述した神奈川県条例により、ワンストップ支援体制の整備について、明確な義務として規定しているものであるが、これは神奈川県内においてのみ有効な規定である。したがって、我が国全土に渡って性犯罪以外の被害者も対象とするワンストップ支援センターを設立するためには、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」の改正等により、法律上の根拠を確立し、これに基づき枠組みを整備する必要がある。またその際には、神奈川県条例のように、単なる努力義務ではなく、明確な法律上の義務として規定すべきであることは、いうまでもない。

2015年度はニュージーランド及び大韓民国における犯罪被害者に対するワンストップ支援を中心とした調査を実施する予定であるが、その際にはとりわけ上記2点に留意しながら実施したいと考える次第である。

- 1 本稿は、2014（平成26）年度から2016（平成28）年度にかけての科学研究費助成事業基盤研究C（研究課題名「対象被害者拡大の観点に基づく我が国のワンストップ支援発展の条件に関する実証的研究」（研究代表者：千手正治）の研究の一環として位置づけられるものである。
- 2 我が国における性犯罪被害者に対するワンストップ支援に関するものとして、佐々木静子「被害者支援体制をいかに創るか：連携を求めて」『被害者学研究』21号（2011年）101-111頁、内閣府『平成24年版犯罪被害者白書』印刷通販株式会社（2012年）15-27頁、内閣府犯罪被害者等施策推進室『性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引：地域における性犯罪・性暴力被害者支援の一層の充実のために』（http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/shien_tebiki/pdf/zenbun.pdf）、藤本哲也「性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター」『戸籍時報』697号（2013年）95-98頁、千手正治「我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援に対する一考察：大韓民国における性犯罪被害者に対するワンストップ支援センターを訪問して」『JCCD』111号（2013年）46-58頁、同「我が国における犯罪被害者に対するワンストップ支援の対象拡大に関する一考察」『法学新報』121巻11・12号（2015年）645-669頁等。
- 3 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書7頁。
- 4 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書8頁。
- 5 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書においては、「性犯罪・性暴力被害者」という表現が用いられているが、本稿では第2次基本計画でも使用され、既に概念としてある程度確立されている「性犯罪被害者」という表現で統一した（但し、直接引用の場合を除く）。無論筆者としても、内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書7頁において指摘されるように、警察で犯罪として扱われたもの以外は支援対象にはならないものと捉えるべきではなく、犯罪被害者に対するワンストップ支援については、警察への被害届等の提出を希望しない犯罪被害者に対しても、提供されるべきであると考え。
- 6 「捜査関連の支援」について、具体的に何を意味

- するののかについては明記されていないが、内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書24頁において「警察には、医療費の公費負担制度等の警察が行う各種被害者支援施策を的確に実施することにより被害者の身体的・精神的負担を軽減すること、及び証拠の散逸・滅失の防止による被疑者の早期検挙、同種事案の再発防止が求められている。支援者、医師等には性犯罪の潜在化防止の観点から、被害者の状態に配慮しつつも、被害の届出を促すことが期待される。支援者、医師等が警察に対する届出の意思を確認し、被害者が被害申告を希望する場合、被害に遭った場所を管轄する警察署に連絡を入れ、被害者を確実に警察につなげる。(中略) 具体的な連絡方法、連絡窓口等については、事前に管轄する警察署、警察本部の被害者支援担当課及び性犯罪捜査担当課と取り決めておく必要がある」と記載されている点に鑑みれば、捜査関連の支援とは、①警察による各種被害者支援施策を被害者が受けることができるための連絡、②被害者に対する被害届提出の促進等を想定しているものと考えられる。
- 7 「法的支援」については、内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書21頁において、弁護士・法テラス等が挙げられている。
 - 8 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書10-14頁。
 - 9 千手が2015年3月12日（以下において訪問した日付を省略する）に面接調査のため同ステーションを訪問した際、同ステーションの担当者より、同ステーションの名称を論文等の執筆の際ならびに学会等での発表の際に公表することについて承諾を得たので、本稿では実名にて記述することとする。
 - 10 千手が2015年3月27日（以下において訪問した日付を省略する）に面接調査のため同施設を訪問した際、同施設の担当者より、同施設の名称を論文等の執筆の際ならびに学会等での発表の際に公表することについて承諾を得たので、本稿では実名にて記述することとする。
 - 11 かながわステーションについて紹介した文献として、内閣府男女共同参画局『「性犯罪被害者支援に関する調査研究」報告書』（2014年）25-29頁。
 - 12 かながわ犯罪被害者サポートステーション「かながわ犯罪被害者サポートステーション」(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4181/p12669.html>) 参照。また千手がかながわステーションを訪問した際にも、1つの部屋に、神奈川被害者支援センター関係者用のデスク、神奈川県警察関係者用のデスク、神奈川県庁関係者用のデスクが特に仕切り等もなく設置され、お互いの顔が見える状況にあり、この点からも3者による一体化された運営の姿を垣間見ることができた。
 - 13 神奈川県条例については、(<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/18876.pdf>) 参照。
 - 14 神奈川県犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会『神奈川県犯罪被害者等支援に関する有識者懇談会報告書（提言）：犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して』（2008年）(<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/18887.pdf>) 27-28頁。なお条例制定の背景としての有識者懇談会の存在についての情報は、千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供されたものである。
 - 15 神奈川県安全防災局くらし安全交通課『第2期神奈川県犯罪被害者等支援推進計画：犯罪被害者等を温かく支える地域社会を目指して』（2014年）(<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/704133.pdf>) 13頁。
 - 16 かながわステーションにおける支援対象となる被害者に、殺人、傷害等の生命・身体に対する罪の被害者及びその遺族が含まれる点においても、本ステーションにおける支援策は、筆者達の研究グループが最終的な提言としてまとめる予定である、我が国におけるワンストップ支援を生命・身体に対する罪の被害者にまで拡大する方策について考慮する際に、極めて示唆に富むものであるといえよう。
 - 17 かながわ犯罪被害者サポートステーション「かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける支援内容」(<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4181/p419447.html>) 参照。
 - 18 神奈川被害者支援センター「神奈川被害者支援センターの活動内容」(<http://www.kanagawa-vsc.or.jp/activity.html>) 参照。

- 19 千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供された情報による。
- 20 千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供された情報による。担当者も指摘していたが、弁護士相談についてここまで犯罪被害者に配慮している点については、全国的に見てもレアケースであるといえよう。
- 21 かながわステーション担当者の話によれば、犯罪被害者が法テラスにおいて相談を受ける場合として、加害者側に対する損害賠償などの民事関係の相談が多く見受けられるという。またかながわステーションは、月1回法テラスや横浜弁護士会等と合同で事例研究等を行っているという。
- 22 千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供された情報による。
- 23 神奈川被害者支援センター「神奈川被害者支援センターの活動内容」参照。
- 24 かながわ犯罪被害者サポートステーション「かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける支援内容」参照。
- 25 千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供された情報による。
- 26 かながわ犯罪被害者サポートステーション「かながわ犯罪被害者サポートステーションにおける支援内容」参照。
- 27 連携・協定の内容については、「性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定」(<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/401893.pdf>)参照。
- 28 内閣府男女共同参画局・前掲書25頁においては、かながわステーションにおける性犯罪被害者支援について「性犯罪・性暴力に特化しない相談センターを中心とした取組」の例として紹介されている。
- 29 千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供された情報による。
- 30 千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供された情報による。「ハートラインかながわ」設立当初は、これまでに警察から協力依頼を受けたことのある産婦人科医を中心に紹介してきたという。
- 31 千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供された情報による。
- 32 千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供された情報による。
- 33 この点について、かながわステーション担当者に対して、筆者達の研究グループの特論である、ワンストップ支援が性犯罪被害者のみに特化したニーズではないとの見解について意見を伺ったところ、賛同を得ることが出来た。
- 34 千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供された情報によるが、この点については、筆者も大いに首肯するものである。全国被害者支援ネットワーク加盟団体の活動を見ても、電話・メール等による相談、直接相談(カウンセリング)、付添い活動、自助グループ支援等が主な活動となっている。
- 35 千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供された情報による。
- 36 千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供された情報による。その際同担当者より、これだけの支援を一か所で提供できる施設は、全国にも例がないのではないかの指摘があった。
- 37 千手が面接調査を実施した際における、かながわステーション担当者から提供された情報による。同担当者によれば、別の民間による被害者支援センターの場合、センターによる独自の支援を実施する場合に、犯罪被害者に対して改めて事情を聴く場合があるという。
- 38 千手が面接調査を実施した際にも、かながわステーション担当者より、神奈川県条例のような条例を全国的に制定することを繰り返し訴えていると情報に接することが出来た。
- 39 SARC東京について紹介したものとして、内閣府男女共同参画局・前掲書31頁、日本弁護士連合会『性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置に関する意見書』(2013年)4頁、平川和子「24時間ホットラインから見えてくる性暴力被害の実態と対応」『武蔵野大学心理臨床センター開所記念シンポジウム「犯罪被害の諸相」』(<http://>

www.musashino-u.ac.jp/rinsho/edu_research/h24open_sympo.html) 等参照。

- 40 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者から提供された情報による。
- 41 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者から提供された情報による。なお平川・前掲論文によれば、同施設においては、35人の支援員が四交代で電話相談を受けているという。
- 42 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者から提供された情報による。
- 43 一方で、平川・前掲論文においては、SARC運営のための財政確保を課題の1つとして挙げており、開設時の財源のみならず継続的な財源の確保という問題も看過できないものであろう。
- 44 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者によれば、同施設について、家出人を集めている場所であるかのような印象を持たれたという。この点については、犯罪被害者に対する理解とも関わってくる問題であろう。
- 45 SARC東京「施設概要」(<http://mobilesaq-en.mymp.jp/info>) 及び同「SARC東京で出来ること」(<http://mobilesaq-en.mymp.jp/page/shien>) 参照。
- 46 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者から提供された情報による。なおSARC東京は、当該医療機関が借り上げた建物を活動拠点としている。したがって、SARC東京は相談センター拠点型に該当する施設と評価できよう。
- 47 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者から提供された情報による。
- 48 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者から提供された情報による。
- 49 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者から提供された情報による。なお当該担当者によれば、法律相談の際には、SARC東京の方で予想される弁護士の対応についても予め説明しており、その上で被害者が希望する場合に法律相談を実施しているという。そのため、法律相談を受ける被害者も、弁護士がどのような対応をするのか、ある程度予想した上で法律相談に臨むことが出来るという。このような実施方法も、二次被害の防止に

つながると思われる。

- 50 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者から提供された情報による。
- 51 内閣府犯罪被害者等施策推進室・前掲書8頁。
- 52 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者から提供された情報による。
- 53 「顔の見える」関係の構築について言及したものとして、小笠原和美「性暴力犯罪対策に関する考察」『警察学論集』62巻8号(2009年)130-131頁。ここでは警察と民間組織との間における「顔の見える」連携について言及するものであるが、このことはワンストップ支援に係るすべての機関・団体に対していえることであろう。
- 54 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者によれば、ワンストップ支援による連携を確立したことにより、これまでは敷居が高いと感じていた警察や弁護士等とも、話がしやすくなったように感じているという。このことも「顔の見える」関係を確立出来たことの1つの証であるように思われる。
- 55 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者から提供された情報による。
- 56 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者から提供された情報による。
- 57 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者によれば、40代から50代ぐらいのコーディネーターが望ましいとの回答を得た。
- 58 千手が面接調査を実施した際における、SARC東京の担当者から提供された情報による。またその際に、コーディネーター養成の例として、「NPO法人女性の安全と健康のための支援教育センター」が実施する「DV/性暴力被害にかかわる支援者のための研修講座」についての情報にも接した。さらに、民間の被害者支援センターを中心とした連携型のワンストップ支援の場合、急性期の性犯罪被害者に対する対応が遅れてしまう虞があるとの指摘も受けた。
- 59 平川・前掲論文。
- 60 筆者達の研究グループが2014年9月8日(以下において日付を省略する)にカリフォルニア州内の大学を訪問した際に、犯罪学関係の教授から提供された

- 情報による。また同教授の指摘によれば、ワンストップ支援に限らず、犯罪被害者に対する支援は基本的には共和党の政策であるという。
- 61 United States Department of Justice: Office on Violence against Women, “The President’s Family Justice Center Initiative: Best Practices.” (http://www.justice.gov/archive/ovw/docs/family_justice_center_overview_12_07.pdf#search='The+President%E2%80%99s+Family+Justice+Center+Initiative+justice'). なお米国におけるファミリー・ジャスティス・センターについて紹介したものとして、Bret. L. Johnson (編集: 平居秀一)「ファミリー・ジャスティス・センター(FJC)モデル: 米国におけるファミリー・バイオレンス被害者のためのワンストップ・サービスの導入事例」『警察学論集』66巻9号(2013年)114-135頁。
- 62 United States Department of Justice: Office on Violence against Women, *ibid*.
- 63 *Ibid*.
- 64 San Diego Family Justice Center, “Welcome to the San Diego Family Justice Center!” (<http://www.sandiego.gov/sandiegofamilyjusticecenter/fjcinfo.shtml>).
- 65 *Ibid*.
- 66 San Diego Family Justice Centre, “Services.” (<http://www.sandiego.gov/sandiegofamilyjusticecenter/services/>). またサンディエゴ・センターの場合、その周囲に主要な官公庁等の機関が設置されており、立地的にも恵まれているといえよう。
- 67 なおJohnson・前掲論文117頁においては、ファミリー・ジャスティス・センターについての私的な定義として、「各方面の専門家が一堂に会し、被害者の希望やニーズに沿った形で熱心に支援を提供するところ」であるとの見解が示されている。このような見解は、ファミリー・バイオレンスの被害者に対するワンストップ支援についてのみ該当するものではなく、すべての犯罪被害者に対するワンストップ支援について目指すべき姿勢であるといえよう。
- 68 Family Justice Center Alliance, “Family Justice Centers.” (<http://www.familyjusticecenter.com/index.php/home.html>). なおファミリー・ジャスティス・センター同盟の考えるファミリー・ジャスティス・センター・モデルとは、「一つ屋根の下で、ファミリー・バイオレンスの被害者に対して調和のとれたサービスを提供するために共に活動する、多分野にわたる専門家集団の共同配置」であると説明している。また当該同盟は、「ファミリー・ジャスティス・センターの中には多くの連携者が入っているかもしれないが、基盤となる連携者には、警察官、訴追人、市民向けの法的サービスの提供者及び地域社会に基礎を置く擁護人が含まれる」とも説明している。
- 69 筆者達の研究グループがカリフォルニア州内の大学を訪問した際に、犯罪学関係の教授から提供された情報による。
- 70 筆者達の研究グループが2014年9月7日から10日にかけて訪問したカリフォルニア州のカウンティ内における犯罪被害者関連の支援機関・団体でも、このような傾向が見受けられた。
- 71 筆者達の研究グループがカリフォルニア州内の大学を訪問した際に、犯罪学関係の教授から提供された情報による。同教授の指摘によれば、犯罪被害者に対するワンストップ支援について、財政的な基盤以外にも、時の政権の犯罪被害者支援に係る施策によって左右されるという問題もあるという。
- 72 筆者達の研究グループがカリフォルニア州内の大学を訪問した際に、犯罪学関係の教授から提供された情報、ならびに同じく2014年9月9日(以下において日付を省略)にカリフォルニア州内のドメスティック・バイオレンス・センターを訪問した際に、同センターの担当者から提供された情報による。
- 73 筆者達の研究グループがカリフォルニア州内の大学を訪問した際に、犯罪学関係の教授から提供された情報、ならびに同じくカリフォルニア州内のドメスティック・バイオレンス・センターを訪問した際に、同センターの担当者から提供された情報による。
- 74 筆者達の研究グループが2014年9月10日に訪問した、プロベーション・オフィスを基盤とした犯罪被害者支援センターがまさにその役割を果たしているように思われる。同センターは、すべてのタイプの

暴力犯の被害者に対応しており、そのような被害者が同センターに行けば必要な情報を入手できることを念頭においている。したがって、連携機関の照会等を行うものの、基本的には直性支援は実施していない（裁判所等への付添いのみ）という。また、筆者達の研究グループがカリフォルニア州内のドメスティック・バイオレンス・センターを訪問した際に、同センターの場合、30以上の機関と連携に関する覚え書を交わしているとの情報にも接した。

75 筆者達の研究グループが2014年9月9日（以下において日付を省略）に訪問した、カリフォルニア州内のレイプ・クライシス・センターの担当者から指摘された事項である。

76 筆者達の研究グループが訪問した、カリフォルニア州内のレイプ・クライシス・センターの担当者から指摘された事項である。また同担当者は、法執行機関からの依頼を受けて証拠を採取するという点において、医療機関とのワンストップ支援についても危惧すると指摘していた。これらの指摘の背景としては、法執行機関による証拠の採取等の捜査は、元来犯罪被害者の支援とは無関係であるとの認識があるように思われる。

国勢調査からみた茨城県常陸太田市里美地区における 直系制家族の動向

水嶋 陽子 (常磐大学人間科学部)

Demographical Study of Stem Family Households in Rural Japan :
A case study of Satomi village in Ibaraki Prefecture of Japan

Yoko Mizushima (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

Demographic feature of stem family households in Satomi area of the northern part of Ibaraki prefecture in Japan were investigated in this study. Rural family structures and their changes were examined using data of national surveys conducted from 1960 to 2010 and analyzed using comparative methods. Indices of stem family households included the number of members in a household, changes in the percentage of three-generation and one-person households among all types of households, as well as the living conditions of women over 75 years of age. Results indicated that the sizes of households were relatively large, even though Satomi area is in demographic decline. Moreover, the number and rate of tree-generational family households have been stable until 2000. Furthermore, similar to the general trend in Japan, one-person households and households consisting of only married couples have increased in the Satomi area. Also, over half of older women in Ibaraki continued to live with their children, and stem family households have remained stable. It is concluded that not only the form of families, but also stem family norms are still maintained by both children and elderly parents.

1. はじめに

1) 目的

戦後の核家族世帯の大量発生や近年の少子高齢化ともなう家族の小規模化が自明であるため、一般社会において、「家」に代表される伝統的な直系家族は衰退した、と考えられている。日本の家族社会学においても、同様の傾向がある。戦後の家族変動論における実証の空白を指摘した施利平(2011:75-80)は、日本の家族は1960年(遅くも70年)に家族制度が直系家族制から夫婦家族制へと転換し、家族親族関係が単系的・父系的なものから双系的なものへと変容したとする家族社会学の通説があると指摘する。

しかし近年の家族社会学や村落研究には、直系制家

族の再発見ともいべき研究動向がある。全国家族調査(NFR)のデータを用いた計量分析により、財産(持家)の継承や支援関係、墓継承の実態や意識などには直系家族制の要素が存在することを示す研究(加藤彰彦2003,2006,2009、施2011等)が、出現している。また、堤マサエ(2009)や永野由紀子(2005)は、特定の農村地域において直系制家族の継承、相続の実態と意識、ライフコースの変化などを実証的に研究する。そこでは、直系制家族や生活システムとしての「家」について、持続と変容が語られる。

論者により同居や相続、家名など直系制家族(や直系家族の要素)として取り上げるものは多岐にわたり、そこにおいて示される家の現象も幅広い内容を含む。

例えば、相川良彦（2013:139-140）は、跡取りの結婚難による家業継承の困難への対策として、都市近郊の調査2集落においては、農家の半数は親子同居を堅持するものの、3割ほどは同居階分け、別棟同居、近隣別居といった「2世代夫婦」同居の修正形態をとっていることを紹介する。そこには、世帯離脱を伴いながらも家業を継承する、ある意味戦略的な家の姿が垣間見られる。

こうした研究動向を踏まえると、著者がフィールドとする茨城県北に位置する常陸太田市里美地区（旧里美村）についても、過疎地域における世帯の単身化など家の崩壊と受け取りやすい現象だけを取り出して議論するのでは不十分なことがわかる。むしろ、現代家族の伝統的側面（さらに言えば、家族が保持してきた伝統的な強さ）を実証していく試みが、必要であると考える。そのため本稿は、人口統計資料から把握可能な範囲にしばり、直系制家族の持続と変容の具体相を明らかにすることを、目的とする。なおここでは家族の伝統的側面をより広くすくいとるために、直系制家族を「一子相続により世代的に継承される家族」（森岡清美2005:263）とあえて緩やかに押さえておく¹⁾。

2) 人口学視点からの家族研究

人口統計資料を用いて人口の動態をおさえることは、現在の生活実態をつかみ将来展望を得るために不可欠である。人口学視点にたつて、ないし人口統計資料を用いて世帯構造の変化や家族変動にアプローチした研究（原田尚（1973）、阿藤誠（1993）、廣嶋清志（1983,1984,2004）、熊谷文枝（1986）、清水浩昭（1992,2000,2013）、大友由紀子（2007）、加藤（2003,2006,2009）、堤（2009）、蓮見音彦（2011）など）から、本稿と問題関心の近い研究のいくつかに触れたい。

日本の家族全般を議論の対象とした研究として、熊谷（1986）は国勢調査など統計資料から、核家族や直系家族が全世帯に占める割合や出生率、離婚率など人口学的要素はことごとく近代性を示すが、個々の日本人が体験する家族は「修正直系家族」（那須宗一,1962）であり、個人はライフサイクルを通して近代的核家族と、伝統的直系家族とを交互に体験することを明らかにしている。また原田（1973）は、高度経

済成長期に相当する15年間を対象に、家族形態と老人同居扶養の変化について、国勢調査など統計資料から検討した。そして農林業業主世帯数の激減や雇用者世帯数、自営業主世帯数の激増などを中心とする階層構造の変化と都市的生活様式の拡大深化の中で、老人の同居形態は各階層とも影響を受けず、家族が強固な自立作用を営んでいると指摘する。近年の家族データを利用して、原田（1973）と一部で重なる指摘するのが、加藤の一連の研究である。加藤（2009）は日本家族社会学会が行った「第二回家族についての全国調査」（2004）や国勢調査を用いて、半世紀前に指摘された「東北日本型（単世帯型）直系家族」と「西南日本型（複世帯型）直系家族」という地理的分布は今も明確であることを示し、それを根拠に、直系家族を形成する内発的な力が、21世紀の今日でも日本社会の基層レベルで働いていると述べる。

農村部や個別の農村地域を対象とした研究として、大友や堤は、国勢調査など統計資料を用いて、直系制家族の持続と変容を明らかにしている。家族の変動は制度的な面から捉えることが重要な課題であるが、その解明の手がかりとなるのは、現実に把握しやすい人口学的要因や社会経済的要因であるとして、人口統計資料を用いて、家族形態の推移を検討する。

家族規模として平均世帯人員、家族構成として世帯の家族類型に着目して個別の地域における検討が進められた結果、世帯規模の縮小や小家族化には、都市と農村、また地方別の差異があることが明らかになっている。例えば堤（2009:78-102）は山梨県の家族変動を議論した際に、核家族世帯や単独世帯が実数として増えたため、三世代世帯を含む親族世帯はその比率を戦後一貫して減少させてきたが、1990年代までは、もともと三世代家族であった世帯は家の継承がある程度維持できていた、と述べる。

また清水（1993,2004）は、高齢化社会における、家族構造の地域性について議論する。主に国勢調査を利用して、都道府県別の高齢化率と別居率（夫婦のみ世帯の割合と単独世帯の割合の合計）から、日本の居住形態を4つに分類する。4類型の一つが「茨城・栃木型」と名付けられている。老年人口割合が全国値を下回っていると同時に、「別居世帯」割合も全国値を

下回っている地域で、主に北関東の一部や名古屋大都市圏と東京・大阪大都市圏地域が属している(清水2004:6)。また人口高齢化が進行しても高い同居率を維持する山形県に着目し、事例分析から直系家族制が顕在化する要因を農業事情と人口学的条件から検討している。

さらに清水(2013)では(4節で詳述するが)、老年人口割合と75歳以上の女性の同居率を指標に、2005年の国勢調査データと2030年の将来推計人口データから都道府県を類型化している。それによると、2030年までの25年間にも、構造内変化を伴いながら、「直系制家族」という家族構造を維持する都道府県が全体の50%を占めるといふ。(なお、ここでいう「構造内変化」とは、規範としては直系制家族を内面化しているが、諸般の事情で「同居遅れ現象」を引き起こすことである。)

このように、人口統計資料を用いた先行研究においても、実数の推移や地域や時期などを限定して仔細に検討すると、直系制家族のある程度の持続と変化の多様性が確認される。そこで以下において、茨城県北に位置する常陸太田市里美地区(旧里美村)の家族はどのような変動プロセスの中におり、またどのような特徴を持つのか、統計的実態を把握していく。

なお、事例として里美地区の人口統計資料から直系制家族の具体相を明らかにすることは、単に家族研究としての意義に限定されない。地域福祉の観点からも、居住形態の把握は重要である。なぜなら、高齢者の居住形態が「同居型」と「別居型」とでは、老親扶養において噴出する問題が異なる。そしてその結果、居住形態により、在宅福祉サービスの利用割合やそれへの依存度の高低については地域性が現れるからである(松村直道2011)(清水2011)。

3) 分析枠組みと資料

a) 対象とする期間

日本では1960年代から高度経済成長にさしかかり、それ以降、家族規模や三世同居率など家族の在り方に大きな変化が表れたとされる。また資料となる国勢調査の調査項目は時代とともに整備されており、調査項目に世帯の家族類型が導入されたのが1960年であり、世帯構成をしめす家族類型も何度か変更がなされ

ている²⁾。そこで、世帯類型の推移を把握するために、1960年から、直近の国勢調査が実施された2010年までの50年を、本稿では対象期間とする³⁾。

b) 対象とする地域

本稿は、多様な相のもとで展開される日本の家族変動(の一端)を描くことを目指すため、全国と茨城県、そしてさらにその中の一地域である常陸太田市里美地区という、3地点のデータを収集する。日本全体の家族変動の中で、当該地区はいかに位置づけられるのか、その特徴を把握する。

なお、常陸太田市里美地区は、2004年に常陸太田市と合併する以前は、里美村である。そのため、2000年の国勢調査までは里美村のデータを用い、2005年以降の当該地域については、旧里美村の範囲にある9集落(里川町、徳田町、小妻町、小中町、大中町、折橋町、小菅町、大菅町、上深荻町)の数値の合計を、常陸太田市里美地区のデータとして扱う。

c) 用いる資料

現在の常陸太田市里美地区や合併前の里美村について、人口動態を時系列で抽出可能な調査には、国勢調査と世界農林業センサスがある。しかし世界農林業センサスは対象が当該地域の農家世帯に限定であるため、全戸を対象とした国勢調査を主に用いる。国勢調査も、資料として用いるには一定の制約がある。なぜなら、国勢調査は「居住と生計を共にする人々」と定義される「世帯」を単位としているため、よく指摘されるように、同居家族と離れ病院などに長期入院中の祖父母や遊学中の子どもなどは、日常生活では家族として認識されながらも、別世帯として集計されるからである。しかし国勢調査にかわって、日本の家族の大きな流れを把握することができる資料はほかにないため、家族状況把握には、国勢調査の資料が適当であると考え⁴⁾。

国民生活基礎調査や全国家庭動向調査は、調査項目に世帯状況が入っているが、全数調査ではない。それでは市町村やより細かな集落など、特定地域における世帯や家族についてデータの獲得が困難であり、家族の持続と変容をおさえることができないため、参考として利用するとどめる。

d) 検討する項目(直系制家族の指標)

先行研究にならい、本稿では家族規模、世帯構成、高齢者同居率の3点から、家族変動を掴む。まず2節では、家族規模の変化をおさえるために、一般世帯の世帯人員の推移を検討する。3節では、世帯構成の動向を見るために、世帯の家族類型を検討していく。世帯の家族類型の中でも三世帯世帯と単独世帯を取り出すのは、それぞれが直系制家族の存続について、また家族の小規模化についての指標とされてきたからである。また4節では、高齢者の同別居率をもとに、家族の質的側面について検討をする。

2. 世帯規模の変化

1) 人口と世帯数

世帯規模の検討の前に、その基盤となる人口と世帯数の推移を確認する。日本全体としては自然減による人口減少が始まったのは2005年であり、2010年の国勢調査において確定した日本の人口は1億2805万7352人だった。本稿で対象とする1960年から2010年までの50年間でみると、全国の人口は1.36倍に増え、世帯数は2.3倍になっている。茨城県では1985年以降人口増加率が鈍化し、2005年、2010年の国勢調査においては人口減少に転じている。しかし本稿で対象とする1960年から2010年までの50年間でみると、204万7024人から296万9770人へと、都市化の中で人口は1.45倍に増え、世帯数は2.56倍になった。全国と茨城県では、世帯数の増加率は人口増加率を上回っており、世帯規模の縮小が進んでいることがわかる。

里美地区においては戦後一貫して人口が減り続けている。里美村は1960年以降、若年労働人口の流出が続く、1970年に過疎地域対策緊急措置法による過疎地域の指定を受け、その後も人口が減少する。2010年の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正後も、引き続き

過疎地とみなされている。本稿で対象とする1960年から2010年までの50年間でみると、7668人から3751人へと、この期間、里美村の人口規模は0.49倍へと縮小した。また一般世帯数（1980年までは普通世帯数）も1459世帯から1281世帯へと、0.88倍の減少となっている。人口減少ほどには世帯数は減少していないため、世帯規模の縮小がすすんだことがわかる。

人口学において世帯規模の変化を押さえる場合、世帯の増加率の人口増加率に対する比を取ると、その比が1より大である場合は、1世帯当たりの人口、つまり各世帯の平均世帯人員（平均世帯規模）が縮小していることを示す（廣嶋清志1997：48-50）。そうしてみると、3地点の数値は、それぞれ1.77（全国）、1.69（茨城）、1.96（里美）となり、里美地区の世帯規模縮小が最も大きいことがわかる。なお、今後日本全体としては2050年に高齢化率35%を超える超高齢社会になると見込まれるが、里美地区の場合には、2010年時点で、高齢化率は37.2%となっている。同時期の全国や茨城県が23%程度であるのに比べて、里美地区では高齢化がより一層進んでいる。

2) 世帯規模の推移

具体的な世帯規模の推移を把握するために、一般世帯（1980年までは普通世帯）の一世帯当たり親族人員（以下、世帯人員と略記）を見ていく。全国と茨城県、里美地区の世帯人員を、1960年から比べると以下のようになる。世帯人員は、1960年時点では3地点とも戦前からの比較的大きな世帯（それぞれ4.54、4.79、5.23人）を維持していた。その後の50年で、人員が2.45人（全国）、2.68人（茨城）まで縮小していく。里美地区も世帯人員は縮小傾向であり、2010年国勢調査時点では3.02人である⁵⁾（表1参照）。

表1 平均世帯人員数の推移

	1960	1970	1980	1990	2000	2010
全 国	4.05	3.37	3.21	2.99	2.67	2.42
茨 城	4.99	4.14	3.66	3.41	2.99	2.68
里 美	5.23	4.51	3.87	3.63	3.3	3.02

出処) 全国と茨城県は、国立社会保障・人口問題研究所、2015「人口統計資料集2015年度版」。里美については総務庁「国勢調査 各年度版」より水嶋作成

戦後の社会政策において標準とされる世帯の世帯人員が4人であったことを考えると、今日の里美地区も大きな世帯規模とはいえない。しかし、国勢調査などセンサスの市町村別集計を利用して地方別の世帯規模を検討した蓮見(2012:52-55)は、3人に満たない世帯を「小規模世帯」とするのに対して、3人以上の世帯を「相対的に規模の大きい世帯」として区別する。現在の里美地区の家族規模は、全国の1990年代の水準を維持しており、日本の趨勢においては小規模な世帯とはいえない。

以上より、里美地区の家族は、世帯規模がもともと比較的大きかったため、世帯縮小幅は大きいものの、現在も相対的に見て小規模でない世帯となる。こうした世帯の変動パターンは、全国の農家の世帯人員を分析した大内雅利(1995:10-11)が、〈大家族→大縮小→大家族〉とまとめた類型と共通する⁶⁾。

3. 世帯構成の動向

1) 全国と茨城県、里美地区の動向

3枚のグラフから成る図1は、全国と茨城県、里美地区における、世帯の家族類型の推移を表したものである。先に述べたように国勢調査において細かな世帯分類が初めて行なわれたのは1960年であるが、統計局の発行する国勢調査報告書などに町村単位での世帯分類の結果が示されるのは1970年以降である。そのため、世帯の家族類型の推移においても、里美地区に関するデータは1970年からとなる。以下では実数の変動と割合の変動に留意して、世帯構成の長期変動を把握する⁷⁾。

全国では、よく知られるように、高度経済成長期を含む1960年から1980年には核家族数が倍増し、それ以降は単独世帯の増加が急激である。そのため1980年以降は核家族世帯率の増加は緩やかとなっている。そこにおいて、三世帯世帯を含むその他の親族世帯は、その割合を一貫して減少させている。その他の親族世帯の実数は、1985年をピークにしてその後は減少している。

茨城県では、全国と同様に核家族世帯の実数が戦後増加し、その後に単独世帯の増加が始まる。しかし全国と比べると、単独世帯の実数増加は相対的に緩やかであった。また、その他の親族世帯の実数は1995年を

ピークにその後減少する。そのため、その他の親族世帯は一貫して割合を低下させるが、もともとその他の親族世帯の割合が全国よりも大きかったため、2010年においては、核家族世帯率は全国とほぼ等しいが、その他の親族世帯は全国よりも約5%多く、単独世帯は全国よりも約7%少ない。

里美地区は、対象となった全期間を通じて世帯総数は減少傾向であり、核家族世帯の実数は600世帯前後である。核家族世帯率は50%以下で一定しており、世帯の家族類型の推移として顕著な変化があるのは、単独世帯とその他の親族世帯である。1970年以降、里美地区でもその他の親族世帯は一貫して割合を低下させ、数値の上では、その他の親族世帯の減少を単独世帯が吸収する形になっている。それでも2010年現在において、その他の親族世帯の割合は全国の約3倍、茨城県の約2倍となっており、ある程度の割合を維持している。その他の親族世帯の割合が単独世帯の割合よりも高いのは、農村部に見られる傾向である⁸⁾。高齢化率は全国の20年先を行く人口構造ながら、里美地区においては現在も複世代にまたがる世帯が形成されており、よく言われるような過疎地域における単独世帯化という一方向の動きではないことが確認できる。

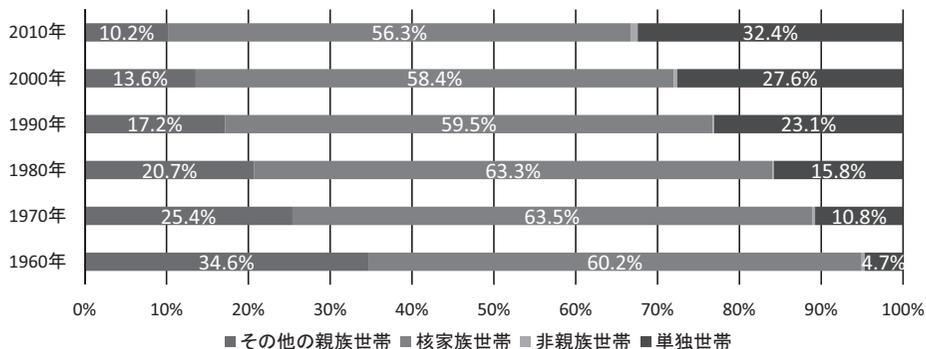
2) 三世帯世帯

次に、その他の親族世帯に含まれる三世帯世帯に焦点を合わせ、直系制家族の動向を見ていくことにする。図2のように、三世帯世帯率には50余年の間に変化がみられる(図2参照)。

いずれの地点においても、全世帯に占める三世帯世帯の割合は一貫して減少している。全国では、1960年から1970年への10年間にその割合を大きく低下させ、茨城県では、対象時期の全期間にわたりなだらかに低下させている。また里美地区では変動の時期が遅く、2000年から2010年への10年間に割合を低下させたが、2010年においても三世帯世帯の割合は18.5%を維持している。この割合は、茨城県の20年前、全国の40年前の水準にあたる。

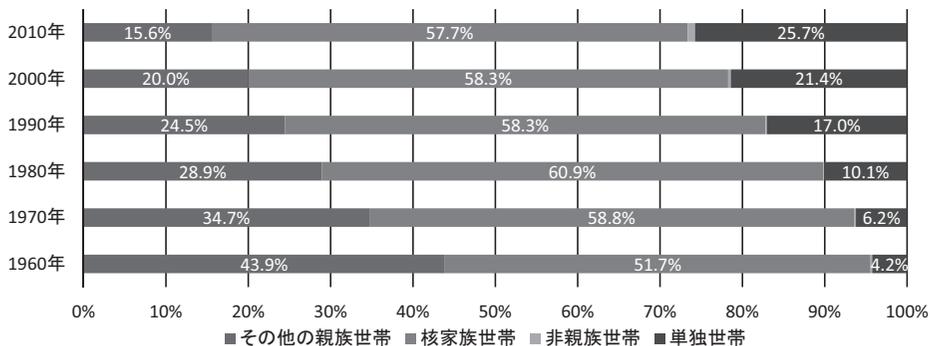
なお実数の変動⁹⁾をみると、全国では1960年から1990年までは500万世帯前後を維持している。1990年にピークを迎えた後、2000年までの10年間に約90万世帯、2000年から2010年までの10年間に約33万世帯が、

図1-1 世帯の家族類型の推移(全国)



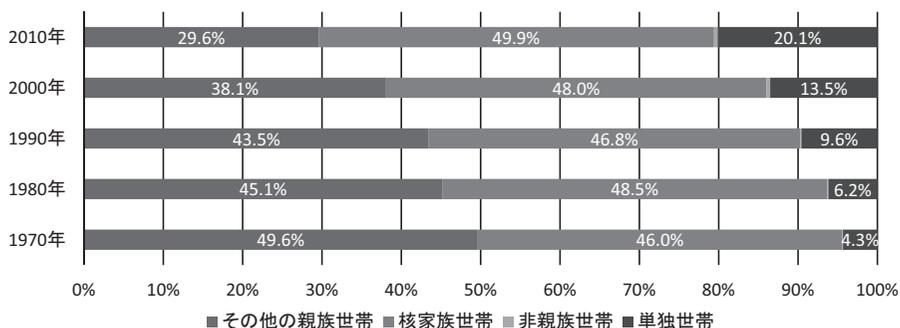
出処)各年次、総務庁「国勢調査」から水嶋作成

図1-2 世帯の家族類型の推移(茨城県)



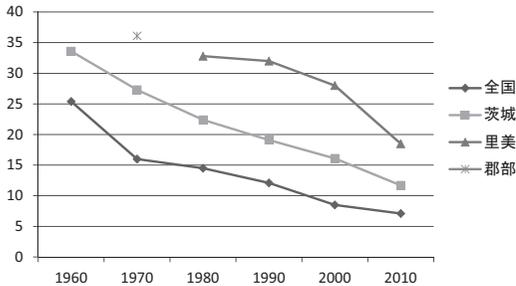
出処)図1-1に同じ

図1-3 世帯の家族類型の推移(里美)



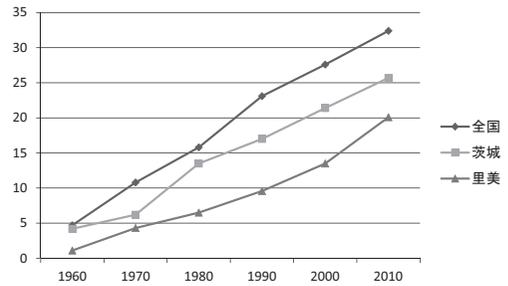
出処)図1-1に同じ

図2 三世帯世帯率の推移



出処)図1-1に同じ

図3 単独世帯率の推移



出処)表1に同じ

消滅している。また茨城県では、1980年から2000年には15万世帯を維持していたが、2000年をピークに、減少する。里美地区では、実数で見ても一貫して減少傾向であるものの、2000年までは400世帯前後を維持していた。しかし茨城県と里美地区は、2000年から2010年の10年間で、それぞれ2000年と比較して、-20.2%、-36.5%と急激に実数を減らしている。

つまり核家族世帯の増えた高度経済成長期にも、全国、茨城県、里美地区のいずれにおいてももともと三世帯世帯であった家族はその形態をある程度維持しており、直系制家族を継承していくのが難しくなったのは、日本全体では1990年以降、茨城県と里美地区では2000年以降と考えられる。

3) 単独世帯

図3にある通り、全世帯に占める単独世帯の割合は、一貫して増加をしている。全国では1960年は4.7%だったが10年ごとに約5%ずつ上昇し、2010年には32.4%に達している。全国と比べると、茨城県の全世帯に占める単独世帯の割合は低くなっている。1970年には6.2%であるが、その後は全国と同様に10年ごとに約5%ずつ上昇し、2010年には25.7%に達している。里美地区の場合は、全世帯に占める単独世帯の割合は茨城県全体よりも低く、1990年までは10%以下である。1995年以降は5年ごとに約3%ずつ上昇し、2010年には20.1%に達している。実数の変動で見ても、3地点とも一貫して増加している¹⁰⁾。

4) 小括 世帯構成からみた里美地区の動向

全国や茨城県と同様に、里美地区も三世帯世帯の減少や単独世帯の増加が進行している。しかし里美地区

の三世帯世帯の割合は全国の40年前の水準であるため、直系制家族がある程度の割合で維持されている、といえる。また単独世帯率から見る世帯の小規模化も、里美地区は全国の動向からは25年ほど(すなわち一世代程度)ずれている。その点で、家族形態の変動は緩慢である。ただし2000年以降の10年間に、里美地区においても三世帯世帯という典型的な直系制家族の形態を維持することが難しくなった世帯がある程度の層として出現している。(一般に、変動要因には、子どもの未婚や他出があると考えられているが、本稿は家族変動の実態把握を主目的とするため、ここでは三世帯世帯が減少する要因となる要素の検討には踏み込まない。)

2010年の国勢調査において、全国で最多となる世帯の家族類型(16分類)は、それまでの夫婦と子どもから成る世帯から単独世帯(32.4%)になった。茨城県では、夫婦と子どもから成る世帯が一貫して最多である。里美地区においては、夫婦と子どもからなる世帯の実数や割合は低下傾向であり、夫婦のみ世帯(と単独世帯)の実数や割合が増加傾向であるため、1995年から今まで夫婦のみ世帯が最も多い世帯類型となっている。

夫婦のみ世帯は新婚期と中高齢期に発生しやすいが、高齢化が進む社会状況であるため、夫婦のみ世帯を構成する世帯主の多くは中高年者である。家族周期として、子供の巣だった後に形成される中高年者による夫婦のみ世帯の場合、その後を訪れる夫婦どちらかの死は、残された高齢者(その多くは女性)にとり単独世帯を形成するか、子供との同居をするかの、一つ

の分岐点となる。高齢者の居住形態は、親子二世代による世帯形成行動の結果であるため、今まで直系制家族の在り方を把握する指標として用いられてきた。そこで次節では、家族の質的側面として高齢者の居住形態にスポットを当てる。

4. 高齢者の同居率からみる家族の質的側面

人口統計資料を用いた家族研究は、従来2、3節で取り上げた世帯規模や世帯の家族類型の割合を指標にすることが多かった。清水（2013:159-209）はそれらを家族の量の変化として、家族の質の変化と区別する。そして親世代の年齢の上昇に伴う住まい方の変化は人々の老親扶養規範への態度であるため、家族の質の変化をつかむ指標として用いる。具体的には、その地域の家族構造を判断するために、介護の必要性が高まる「75歳以上」の時期になると、「同居」が「別居」を上回る現象を、「直系家族制」を示すものとする。他方の「夫婦家族制」は、子夫婦との別居を原則とするため、「80歳以上」の人たちが「別居世帯」で暮らす割合の高さに示される。（清水2013：176-77）

そこで、2010年時点における当該地域の年齢別居住形態を見たいのだが、5歳階級別の居住形態のデータは、全国と都道府県、市町村の単位で示されており、小地域単位では示されていない。そのため、2010年国勢調査から、茨城県の女性高齢者について居住形態を確認した結果が、表2である。高齢女性全体の6割が同居世帯を形成しており、65～69歳の段階ですでに同居が別居を上回っている（別居率は48.1%）。ゆえに清水の基準によれば、老親扶養規範がある直系家

族制の地域となる。60代前半の時点で過半数の高齢女性が子と同居をしていることに加え、年齢とともに減少する夫婦のみ世帯を、（単独世帯ではなく）三世帯世帯を含むその他の親族世帯がより多く吸収している。そのため、65歳時点で夫婦のみ世帯を形成していたものを中心に、直系家族制の構造内における変化の具体相である「同居遅れ現象」を確認できる。

参考にとどまるが今後の議論のために、65歳以上の親族がいる世帯の家族類型を用いて、里美地区の高齢者の居住形態を確認しておきたい。図4は、里美地区において直系制家族の継承が確認できる1980年と、その後の変化が顕著となった2000年、2010年を取り上げている。そこから、65歳以上の親族がいる世帯全体において、別居世帯（夫婦のみ世帯と単独世帯の合計）の割合は増えているが、最多となる世帯の家族類型は、今日でも三世帯世帯であることが確認できる。

図4の「親族世帯」は、国勢調査で「その他の親族世帯」と分類される世帯のうち、三世帯世帯を除いた世帯から構成される同居世帯である。その割合は1980年も2010年も約2割で安定している。二世代にわたる高齢夫婦や超高齢の片親と高齢の子世代などの世帯も含まれており、介護困難が予想される直系制家族も少なくない。そのため、同居世帯が過半数を超えるとはいえず、単純にこの数値を根拠に、多くの高齢者が扶養される側として直系制家族の制度内で老後を迎えているとは言えない。しかし将来においても直系家族制規範の優位性が維持される地域¹¹⁾に位置するため、今後も里美地区の中高齢者は、強い扶養意識のもとで世帯形成行動を取るものと考えられる。

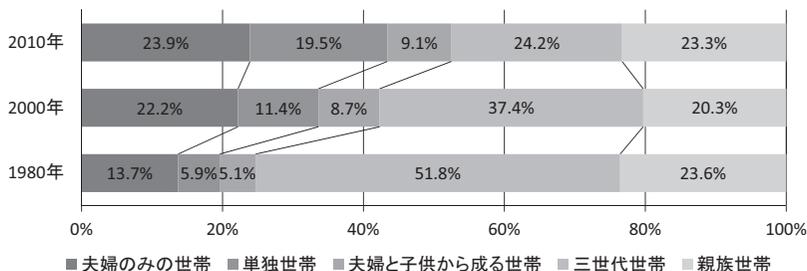
表2 茨城県女性高齢者（5歳階級）、世帯の家族類型別世帯人員（2010年）

（単位：人、%）

年 齢	総 数	核家族世帯		その他の親族世帯	非親族世帯	単独世帯	同居世帯	別居世帯
		夫婦のみ						
総 数	347061	22.1	25.4	37.3	0.6	14.4	60.1	39.8
65～69歳	95369	27.9	37.5	23.2	0.6	10.6	51.8	48.1
70～74歳	78600	23.7	32.8	28.8	0.6	13.8	53.3	46.6
75～79歳	68328	20.3	23.9	38	0.1	17	58.9	40.9
80～84歳	55075	17.3	14.2	49.6	0.1	18.2	67.5	32.4
85歳以上	49689	16.4	4.6	63.1	0.1	15.2	80.1	19.8

注) 数値は少数点第2位以下を切り捨てているため、同居世帯割合と別居世帯割合の合計は100%にならない。
出処) 総務庁統計局『平成22年国勢調査第2巻人口等基本集計結果その2 都道府県市区町村編③関東I』より水嶋作成

図4 65歳以上の親族がいる世帯の家族類型



注)「親族世帯」は、「夫婦のみの世帯」「夫婦と子供から成る世帯」「三世代世帯」を除いている
出処)図1-1と同じ

5. むすびにかえて

本稿は、直系制家族の実態とその地域の特徴をつかむことを目的に、時系列データを用いて、全国と茨城県、里美地区の3地点を比較して、世帯人員の変化や家族形態の動向、高齢者の居住形態などを検討した。世帯人員の推移からは、全国や茨城県に比べ、里美地区の世帯規模は縮小が急激であるものの、今もかろうじて世帯人員は3人を維持していることが確認された。家族類型別普通世帯数の推移からは、茨城県や里美地区において実際に直系制家族が維持されにくくなったのは、全国よりも10年遅く、2000年以降である。その点で直系家族の転換期は、それほど過去のことでないことが明らかになった。

また高齢者の居住形態からは、茨城県の高い同居率が確認され、直系制家族規範の強さも指摘できる。さらに里美地区においては、人口減少が進むものの、高齢者のいる世帯としては今も三世代世帯が最多の居住形態である。そして中高年の子ども（夫婦）と高齢の親（夫婦）という二世代が組み合わさった、直系制家族の形態が今も一定割合存在していることが明らかになった。那須がかつて指摘した修正直系家族とは、三世代世帯を前提にした議論であったが、今日の里美地区にみられる三世代ではない直系制家族の世帯には、どのような直系制家族規範が作用するのか、今後の検討が必要である。

最後に、今後に向けた留意点を二点指摘したい。一点目は、現在の公表されている人口統計資料は、「世帯」

を単位としているため、とりわけ複雑な家族形態で暮らす場合が多い高齢者を把握するには限界があることである。本稿が確認したのは、里美地区における三世代世帯のある程度の存続と、三世代同居の形態ではない直系制家族が一定数を占めることである。現在維持されている高齢期家族の内実をつかむには、現行の「65歳以上の親族がいる世帯」という形ではなく、「個人」に焦点を当て、高齢者が誰とどのように暮らして、加齢のプロセスで居住をどのように変化させるのか、を明らかにする必要がある。

二点目に、急激な世帯の変化への評価である。本稿の検討を通じて、茨城県や里美地区において2000年以降この15年に起きた世帯の変化は急激であることがわかった。それへの対応は、社会システムや人々の意識変化を伴わない場合もある。しかし同時に、親子は家族周期として25年で形成されるため、世帯形態の変化は、親子二世代の関係の中で展開していることになる。老年期親子を形成する子世代は、直系制家族の中で生まれ育ち、直系制家族規範を親世代と共有するものの、他方に三世代世帯の形成を困難にする何らかの社会経済状況を抱える。今日の直系制家族を考える上では、そうした位置に在る子世代が、どのような世帯形成行動を選択するのか、注意深く見極める必要がある。過去の知恵や規範を残したまま、変化する家族や社会の実態に折り合いをつけていく営みが、新たな修正直系家族を作りだす可能性も残されている。

注

1 直系制家族に近い概念として、「家」がある。しかし「家」論は家族社会学に限定されない複数領域にまたがり、「家」概念の定義は直系制家族以上に拡散している。そのため、本稿は、人口統計資料から把握できる範囲での直系制家族に焦点を絞って論じたい。

2 世帯の家族類型は、2010年国勢調査において、新分類が採用されている。2010年の変更以外にも、分析対象となる期間中にも、家族類型の分類に変化がある。

第一回国勢調査から、家族類型別世帯数に関するデータは収取されているが、当時の普通世帯は親族世帯と非親族世帯、単独世帯という分類である。親族世帯の中に、いわゆる核家族世帯も三世代世帯も含まれている。普通世帯の世帯分類をはじめて行ったのは、1960年である。1960年については、親族世帯の内部を「1 世代世帯（「夫婦のみの世帯」など3分類）」、「2 世代世帯（「夫婦と子どもよりなる世帯」など7分類）」、「3 世代世帯（「両親と子供のある夫婦から成る世帯」など3分類）」、「その他の親族世帯」と分けている。そのため、三世代世帯の把握には「3 世代世帯」の数値を利用した。

1970年以降は、親族世帯の内部を「核家族世帯（「夫婦と子どもよりなる世帯」など4分類）」と「その他の親族世帯（「両親と子供のある夫婦から成る世帯」など8分類）」に分けている。そのため、「三世代世帯」として再掲がある場合にはその数値を用いる。またそうした記載がない場合には、「その他の親族世帯」のうち、明らかに三世代が同居していることがわかる類型、すなわち「夫婦、子どもと両親から成る世帯」、「夫婦、子どもと片親から成る世帯」、「夫婦、子ども、親と他の親族から成る世帯」の合計を用いる。

3 国勢調査のデータを示す場合には、分析対象の時期が昭和と平成にまたがることから、実施年次を示すものとして西暦を用いる。国勢調査の報告書など、調査資料の正式名称は元号を用いているため、統計資料そのものに関する記述では、元号を用いる。他の研究者の引用文献などで国勢調査の年次が出てき

た場合には、本文中の表記をそのまま使用する。

4 同様の見解は堤（2009:117）ほか。

5 1980年までのデータは、普通世帯の一世帯当たりの親族人員、1985年からは、一般世帯の一世帯当たりの親族人員の数値である。1960年については、1%抽出集計結果であり、沖縄県を含まない。

6 大内（1995）は、沖縄を除いた46都道府県を対象に、1955年から1990年までの農業センサスデータを用いて、農家の平均世帯人員を取り上げ、都市化による農家世帯の地方分化を見ている。それによると世帯規模が縮小するパターンには、東北型（宮城型）、近畿型（滋賀型）、西南型（鹿児島型）の3類型がある。東北型という世帯規模の変化は、＜大家族→大縮小→大家族＞とまとめられる。

7 堤は山梨県の家族変動を議論した際、核家族世帯が増えたため三世代世帯を含む親族世帯はその比率を戦後一貫して減少させてきたが、実数の上では戦後ある時期までは直系制家族は維持されていたことを明らかにしている。

8 国民生活基礎調査における世帯構造（4分類）の推移から、核家族世帯の次に多いのが、市部では単独世帯であるのに対して、郡部では三世代世帯であった。郡部では1999年まで三世代世帯は20%を占めており、農村には直系家族が多かったが、その後は減少傾向にあると、相川（2009）や大友（2007）は指摘する。国勢調査で里美の動向をみると、単独世帯が三世代世帯より多くなるのは2010年である。

9 三世代世帯の実数推移は以下の通りである。

表3 三世代世帯の実数推移

	1960	1970	1980	1990	2000	2010	
全国	4970	4845	5431	5178	4278	3657	(千世帯)
茨城	133	134	154	157	159	126	(千世帯)
里美	-	-	432	412	373	237	(世帯)

出処) 図1-1に同じ

10 単独世帯の実数推移は以下の通りである。

表4 単独世帯の実数推移

	1960	1970	1980	1990	2000	2010	
全国	919	2912	5388	9389	12911	16785	(千世帯)
茨城	16	31	66	141	210	279	(千世帯)
里美	73	56	81	123	180	258	(世帯)

出処) 表1に同じ

11 国立社会保障・人口問題研究所の実施した「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」をもとにした、清水の分析によると、高齢化がすすむ2030年の段階で、茨城県は全国に比べ高齢者の親子同居率が高く、直系家族制規範の優位性が維持されているが、(夫婦が若い時期には親世代と同居をせず)独立核家族形態をとるタイプとなる、と予想される。そのため、茨城県は、直系家族制内での家族構成に変化がある地域(構造内変化がある地域)と位置づけられる。

参考文献

- 相川良彦, 2009, 『少子高齢化と農村』筑波書房。
 —————, 2000, 『農村にみる高齢者介護』川島書店。
 阿藤誠, 1993, 「家族の人口学的研究」森岡清美監修『家族社会学の展開』培風館, 32-46。
 原田尚, 1978, 「家族形態の変動と老人同居扶養」『社会学評論』29(1), 50-66。
 蓮見音彦, 2012, 『現代日本の地域分化 センサス等の市町村別集計に見る地域変動のダイナミクス』東信堂。
 廣嶋清志, 1983, 「戦後日本における親と子の同居率の人口学的実証分析モデル」『人口問題研究』167, 18-31。
 —————, 1984, 「戦後日本における親と子の同居率の人口学的実証分析」『人口問題研究』169, 31-42。
 —————, 1994, 「個人単位の世帯統計と家族」『統計』45(11), 24-29。
 —————, 1997, 「世帯構造の変化」阿藤誠, 兼清弘之編『人口変動と家族』大明堂, 46-69。
 茨城県常陸太田市編, 『常陸太田市過疎地域自立促進計画(平成22年度~平成27年度)』。
 加藤彰彦, 2003, 『家族変動の社会学的研究—現代日本家族の持続と変容—』早稲田大学大学院文学研究科博士論文。
 —————, 2006, 「戦後日本家族の軌跡」富田武・李静和編『家族の変容とジェンダー—少子高齢化とグローバル化のなかで』日本評論社, 3-30。
 —————, 2009, 「直系家族の現在」『社会学雑誌』26, 3-18。
 熊谷文枝, 1986, 「日本の家族の二重構造」『社会学評論』36(4), 406-423。
 松村直道, 2011, 『介護予防と福祉コミュニティ』東信堂。
 森岡清美, 2005, 『発展する家族社会学—継承・撰取・創造』有斐閣。
 永野由紀子, 2005, 『現代農村における「家」と女性—庄内地方に見る歴史の連続と断絶—』刀水書房。
 那須宗一, 1962, 『老人世代論』芦書房。
 国立社会保障・人口問題研究所, 2005, 『人口統計資料集2015年版』。
 農林水産省, 1990, 『世界農林業センサス報告書 第一巻:8茨城県』。
 —————, 2000, 『世界農林業センサス報告書 第一巻:8茨城県』。
 —————, 2010, 『世界農林業センサス報告書 第一巻:8茨城県』。
 大内雅利, 1995, 「農家家族の変貌と戦後農政」『村落社会研究』(ジャーナル)1(2), 8-18。
 大友由紀子, 2007, 「縮小化する世帯・家族と家の変化」日本村落研究学会編『むらの社会を研究する』農文協, 76-84。
 施利平, 2011, 『現代日本の親族構造』勁草書房。
 千田有紀, 1999, 「家族社会学の問題構制—「家」概念を中心として—」『社会学評論』50(1), 91-104。
 清水浩昭, 1993, 『高齢化社会と家族構造の地域性—人口変動と文化伝統をめぐって—』時潮社。
 —————, 2004, 「家族構造と介護形態の地域差」『社会学論叢』149, 日本大学社会学会。
 —————, 2011, 「高齢化社会における居住形態と介護の地域性」日本家政学会家族関係部会『家族関係学』30, 75-82。
 —————, 2013, 『高齢化社会日本家族と介護—地域性からの接近—』時潮社。
 総理府統計局, 1960, 『昭和30年国勢調査報告第5巻都道府県編その八茨城県』。
 —————, 1960, 『日本の人口—昭和30年国勢調査の概説—』。

- , 1960, 『昭和30年国勢調査解説シリーズ
No2 都道府県の人口その8茨城県の人口』.
- , 1965, 『昭和35年国勢調査全国都道府県
市区町村人口総覧その3関東編』.
- , 1970, 『昭和45年国勢調査解説シリーズ
No2 都道府県の人口その8茨城県の人口』.
- , 1970, 『昭和45年国勢調査報告第5巻都道
府県編その八茨城県』.
- , 1970, 『日本の人口—昭和45年国勢調査
の概説—』.
- , 1980, 『昭和55年国勢調査解説シリーズ
No2 都道府県の人口その8茨城県の人口』.
- 総務庁統計局, 1990, 『平成2年国勢調査第2巻人口等
基本集計結果その2 都道府県市区町村編③関東
I』.
- , 2000, 『平成12年国勢調査第2巻人口等基
本集計結果その2 都道府県市区町村編③関東I』.
- , 2010, 『平成22年国勢調査第2巻人口等基
本集計結果その2 都道府県市区町村編③関東I』.
- , 2010, 『平成22年国勢調査人口等基本集
計結果概要(確定数) / 茨城県』
- 総務庁統計局国勢調査時系列データ(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001011777>)
閲覧日 2015年3月.
- 堤マサエ, 2009, 『日本農村家族の持続と変動—基層
文化を探る社会学的研究—』学文社.

大学資源の活用に向けたゲーミフィケーションの実践

石田 喜美 (横浜国立大学教育人間科学部)

関 敦央 (常磐大学心理臨床センター)

寺島 哲平 (常磐大学人間科学部)

Applying gamification to utilize campus and academic resources :
Design and practice of campus orientation programs

Kimi Ishida (*Faculty of Education and Human Science, Yokohama National University*)

Atsuhisa Seki (*Psychology clinical center*)

Tepei Terashima (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

1. はじめに

本稿は、大学内にあるさまざまなモノ的・人的な資源 (resource;リソース) (以下、大学資源) を有効に活用するためのひとつとして、ゲーミフィケーション (gamification) の手法をとり入れたガイダンス・プログラムの可能性を示そうとするものである。

近年、マーケティングや教育・学習など、さまざまな分野で、ゲーミフィケーションの手法が注目されている。『日本大百科全書 (ニッポニカ)』によれば、ゲーミフィケーションとは「ゲームソフトにみられるプレイヤー (本稿では、プレイヤーと表記) を楽しませる発想や手法、デザインのくふうなどを一般的な分野に応用し、人を引きつけたり、興味をかりたてたりする効果を取り入れること」を意味する。ルールを事前にわかりやすくプレイヤーに伝え、段階ごとにポイントを与えたりレベルを表示したりして、長期間にわたるスキル学習を促すような教材・解説などが典型的なものとしてされる (同上)。また、ゲーミフィケーションは、

社会問題の解決にも応用されている¹⁾。

このように、ゲーミフィケーションには、「人を引きつけたり、興味をかりたてたり」することで、人々をある目的に向けて協働させる力を持つ。本研究では、このようなゲーミフィケーションの手法を取り入れた、新任教員研修プログラムおよび学生向け図書館利用ガイダンス・プログラムを開発・試行した。本稿ではこれら開発・試行したプログラムの事例について紹介するとともに、その教育・学習的な意義を検討する。これによって、学生や教職員に対して大学資源の活用を促す際、ゲーミフィケーションがどのような点で有効でありえるのかを考察したい。

2. 問題の所在: 活用されない大学資源と満足度の低下

ゲーミフィケーションはさまざまな分野で用いられている手法であり、これを大学教育に導入する場合もさまざまな可能性を考えることができる。その中でも、本稿では特に、大学資源の活用に着目した。

2000年代後半から、大学全入時代における学生の多様化に対応するため、各大学が急速に、学習支援環境の整備を進めてきた。日本学生支援機構の調査によれば、学生支援に関する領域のうち全領域をカバーしている大学は、平成20（2008）年度から平成22（2010）年度にかけて、29.8%から66.4%に増加している（日本学生支援機構, 2011, p.3）。一方、学生たちの学習を支援する取組に対する学生たちの認知度や利用頻度は低い。ベネッセ総合教育研究所（2013）によると、大学側が用意する学習支援環境について「よく利用する」という回答は、もっとも高いもの（「クラス担任や指導教員との定期的な個人面談」）であっても3.2%であり、ほとんどが2～3%の間におさまっている（ベネッセ総合教育研究所, 2013, pp.96-97）。逆に、「ほとんど利用しない」という回答は平均で5割前後を占める。「オフィスアワーでの相談」や「学習相談窓口や学習支援センター等での個別相談・指導」にいたっては、65%程度の学生が「ほとんど利用しない」と回答している。ここには、自発的に外向いて利用するような学習支援環境については、その存在を知っていても利用しないという学生の実態を見ることができる（以上, p.96）。

このように、大学資源が学生たちに利用されていない現状がある一方で、学生たちの大学資源に対する満足度は低下している。先に紹介した調査（ベネッセ総合教育研究所, 2013）では、大学教育・学生支援等に関する満足度の調査も行っている。その結果においては、「施設・設備（図書館やインターネットの利用など）」の満足度が、2008年調査から2012年調査にかけて8.2ポイント（76.0%→67.8%）低下し、「進路支援の体制（就職セミナーやガイダンスなど）」が12.3%低下（49.5%→37.2%）するなど、「学生支援系」（同上, p.74）の大幅な低下が見られた。

これらに共通する問題として、大学資源に対するアクセスの問題を見ることができる。つまり、学生たちが大学資源を利用しない（利用できない）ため、本来であれば、大学資源を有効に活用することによって達成できるはずの成果を得ることができず、結果として、それらに対する満足度が低くなるという問題である。前述の調査報告書では、「進路支援の体制」に対する

満足度の低下を招いた要因のひとつとして、「（3）学生の中で、大学は自分たちの就職等の進路選択を支援してくれるものといった認識が形成されつつあることなどからも、大学が提供する進路支援に対する意識・ニーズがより強まっている」ことが挙げられている（同上, p.75）。この分析が、「学生支援系」全体に当てはまるものであるとすれば、学生たちが、大学資源を自ら積極的に活用しないこと、および、大学資源に対する満足度が低いことは、大学資源の活用支援に対する意識・ニーズの高まりを示したものと解釈できる。

もちろん、このような大学資源におけるアクセスの問題を抱え、活用するための支援を必要としているのは学生に限らない。教員も同様である。大学教員は自らの教育・研究活動を充実させるために大学資源を有効に活用していく必要がある。しかし、特に大学に着任したばかりの新任教員は、大学コミュニティに対する理解が不十分であるためにこれらの資源を十分に活用できないことが多い。国立教育政策研究所が発行した「大学における新任教員研修のための基準枠組」（国立教育政策研究所, 2010）には、「1. 大学コミュニティについての理解」という学習領域が設けられ、その学習方法として、「キャンパスツアー」が提案されている。これについて、本枠組みを制作したワーキンググループのメンバーである杉原・岡田は、「キャンパスツアーは、文字通り、キャンパスを巡り、大学を知る、大学が持つ知的・文化的財産を知ることがその内容となる」（杉原・岡田, 2010, pp.54-55）と述べている。これは、大学資源（「大学が持つ知的・文化的財産」）を知ることが、新任教員にとって重要であることを示すものである。

3. ゲーミフィケーションによる現実修復：大学資源をリソース化する

では、なぜ大学資源は、学生や教員に活用されにくいのか。それはおそらく、その大学資源を活用することによって何が達成されるのかが見えにくいことと関係する。これは、大学資源が学生や教員に「学習リソース」として見えていないことを意味する。

宮崎（2002）は、「学習リソース」は、教える側による専有物ではなく、「むしろ、使い手によって色付

けられるという見方が一般的であろう」(p.100)と述べたうえで、「学習リソース」を、「構造化リソース」と「非構造化リソース」に分類する。「構造化リソース」とは、「その色付けの中で、学習者にとってわかりやすく構成され、同時に、教師側にとっては教えやすいように工夫されているもの」(同上)であり、「非構造化リソース」とは、教育目的で使用されることを期待されておらず、それゆえ、学習上の便宜が図られているわけでもない、生のリソース(authentic resource:「生教材」)である(同上)。大学教育においては、学校教育で用いられる教科書や教具のように、政府や企業によってあらかじめ構造化されたりリソースだけでなく、新聞や雑誌記事のような「生教材」を学習用にアレンジして用いる場合も多い。さらにいえば、学生自身が、大学内外に存在する様々な「非構造化リソース」を自ら探索し、「学習リソース」とすることが求められる。大学資源は、その多くが教育目的で使用されることを期待されてはいるが、教科書のように誰にとっても「学習リソース」であることが可視的であるわけではない。だからこそ、大島ら(2012)が提案するように、大学の初年次教育においては、「大学での学びを自律的に進めて、周囲の学習リソースを探索・活用できる学生を育てること」(大島ら, 2012, p.viii)がひとつの目標となりうるのだ²。

学生や教員にとって、大学資源が「学習リソース」として見えていない現実が存在する。そうであるとすれば、大学資源が「学習リソース」として見えるような、新たな現実を構築することが課題となる。本稿では、そのような現実修復のための手立てとして、ゲーミフィケーションの手法を用いることを提案する。

冒頭に述べたように、ゲーミフィケーションとは、ゲーム的な発想や手法、デザインのくふうなどを一般的な分野に応用することである。ゲーミフィケーションは、「人を引きつけたり、興味をかりたてたりする効果」(『日本大百科全書(ニッポニカ)』)を期待して適用されることが多いが、近年、さらに積極的な提案も行われている。例えば、マクゴニガル(2011)は、「ゲームに比べて、現実是不完全だ」(p.17)という認識を示したうえで、ゲームは現実的な問題解決の方法や幸福の源泉になりえると主張する。

マクゴニガル(2011)は、その著書のなかで、計14の「現実修復法」を挙げている。この中で、従来のコンピューター・ゲームの分析によって見出された「現実修復法」は以下の6つである³。

- (1) 現実修復法その1／取り組む必要のない障壁
- (2) 現実修復法その2／感情の活性化
- (3) 現実修復法その3／より満足のいく仕事
- (4) 現実修復法その4／よりよい成功の希望
- (5) 現実修復法その5／より強力な社会的つながり
- (6) 現実修復法その6／壮大なスケール

これらの現実修復法は、米国を中心にヒットしたさまざまなゲームの分析によって導き出されたものである。ゲームによる現実のデザインを行うにあたっては、これらすべてを視野に置くことが有用であるが、本稿では、これらのうち特に、「(3) 現実修復法3／より満足のいく仕事」に着目する。「現実修復法3」について、マクゴニガル(2011)には、下記のような説明が付されている。

現実修復法3／より満足のいく仕事

ゲームと比べると、現実是非生産的だ。ゲームはより明確なミッションと満足のいく具体的な仕事を与えてくれる。(マクゴニガル, 2011, p.84)

マクゴニガルによれば、満足のいく仕事は、「明確なゴール」と「ゴールに向けた次の具体的な行動のステップ」から始まるのだという。「明確なゴール」は我々に仕事へのやる気を与え、「ゴールに向けた次の具体的な行動のステップ」は、我々にゴールに向けて着実に進んでいることの実感を与える(同上)。

本稿では、大学資源を「学習リソース」として可視化するにあたって、この現実修復法が有用であると考ええる。宮崎(2002)によれば「学習リソース」とは、「使い手によって色付けられる」ものであった(前述)。すなわち、大学資源が「学習リソース」として見えていないということは、使い手である学生や教職員が、大学資源を教育・学習の視点から「色付け」できていないことを意味する。つまり、大学資源は、教育・学

習という視点から見て関係ないもの、何も生み出さない(=非生産的なもの)ものと見なされているのである。このような現実に対して、「現実修復法3」は有効に機能すると考えられる。

4. プログラムのデザイン

本研究では以上の議論を踏まえ、ゲーミフィケーションの手法を導入した2つのガイダンス・プログラムをデザインし、実践することとした。ひとつは、新任教員を対象とした「新任教員研修プログラム」(5.)、もうひとつは学生を対象とした図書館ガイダンス・プログラム「Libardry (リバードリイ)」(6.)である。

具体的な実践の報告を行う前に、2つに共通するプログラム・デザインについて確認しておきたい。これらのプログラムにおいて、我々は以下の2つのゲーム・デザインを参考に、プログラム・デザインを行っている。

- ロール・プレイング・ゲーム (RPG) 形式
- ミッション・クリア型

以下、これらについて説明する。

4.1. ロール・プレイング・ゲーム (RPG) 形式

ロール・プレイング・ゲーム(以下、RPG)とは、「複数のプレイヤーが、架空のキャラクターの役割を演じる(ロール・プレイング)ことによって進行する新しいタイプのゲーム」(鈴木, 2015)である。ゲームにはRPGの他にも、出された問題を試行錯誤して解いていく「パズル・ゲーム」や、弾丸などを発射して敵や的のうちその得点を競う「シューティング・ゲーム」、ゲーム中のキャラクターを直接操作し問題を解決していく「アクション・ゲーム」など様々なタイプのものがある。その中でもRPGが「新しいタイプのゲーム」とされる理由は、プレイヤーが行うことのできる行動の選択肢の広さ、および、プレイヤー同士がチームとなって協働し、チームをゴール達成に導く「プラスサムゲーム」であることによる⁴。

ここで重要なのは、(1)現実の問題解決を志向するのではなく、あくまで架空の世界における架空のキ

ャクターの役割を演じながら遊ぶ場を設定するという点、および、(2)1人(あるいは1チーム)が勝てば他のチームが負ける「ゼロサムゲーム」ではなく、プレイヤー全員が協力しながらそれぞれのチームのゴール達成を目的として遊ぶ「プラスサムゲーム」であるという点である。

(1)は、ゲームを楽しむこと、ゲームで遊ぶことに目的を置くことに関連している。マクゴニガル(2011)は、すべてのゲームが共通に有する4つの要素として、①ゴール、②ルール、③フィードバックシステムおよび④自発的な参加を挙げているが(pp.39-40)、このうち、④自発的な参加を促すための仕組みとして、ゲームを楽しむこと、ゲームで遊ぶことを目的としたプログラム・デザインを行おうと考えた。架空の世界観における架空のキャラクターを演じることは、それ自体が遊びの性質を持ち、楽しいものである。

また(2)は、本稿の目的に沿ったゲーム・デザインを考える上で重要である。マクゴニガル(2011)が明確に述べているように、「競争や勝利は、ゲームの本質的な特徴ではなく、ゲーム好きの人々の本質的な興味でもない」(p.44)。大学資源を活用し、「学習リソース」として可視化するにあたり、その最終的なゴールは、すべてのプレイヤーが十全に大学資源を活用することである。競争や勝利といった「ゼロサムゲーム」の要素は、否応なく、敗北および敗者を生み出すという点で問題がある。大学資源の活用において重要なのは、資源活用のための知識・スキルの多寡を競うことではなく、あらゆる人々がゴールの達成に向けて知識・スキルを身に付けていくことであり、それによって自らの行動の可能性を広げていくことである。そのような点で、チームのメンバーが協働しあい、全員でゴールの達成を目指すRPGゲームの形式に合っている⁵。

4.2. ミッション・クリア型

一口にRPGといっても、その目的や問題の設定のしかた、物語の展開の仕方は様々である。本稿では、中でも、ゲーム中に出される依頼や指令に従って、小さな任務や仕事を複数こなしていくタイプのRPGに着目した。このようなRPGは、ひとつの物語の展

開に沿って課題を解決していくタイプのRPGに対して、「ミッション・クリア型」と呼ばれる⁶。マクゴニガル(2011)は、「現実修復法3」を示すための事例として、多人数参加型のオンラインゲーム『ワールド・オブ・ウォークラフト(World of Warcraft)』(以下、WOW)を紹介し、これを分析している。WOWは、何千ものミッション(WOWでは「クエスト」と呼ばれる)の中からプレイヤーが自分の挑戦するミッションを選び、それをこなしていく「ミッション・クリア型」のRPGである。マクゴニガルが、WOWを「生産性のカンフル剤」(マクゴニガル, 2011, p.92)と呼ぶように、「ミッション・クリア型」のRPGは、明確なゴールとその達成に向けた具体的なステップをプレイヤーに与えることによって、満足度の高い任務や仕事をプレイヤーに経験させることに成功している(同上, p.91)。

学生や教員が、大学資源を「学習リソース」として見るためには、それが単に、教育・学習に関係あるものとして見えるだけでは不十分である。むしろ、大学資源を用いて課題を達成することで大きな満足を得られることを、体験的に理解することが必要である。「ミッション・クリア型」のゲーム・デザインは、大学資源を用いることで満足度の高い課題の達成が可能であることに気づききっかけを提供する。

5. ゲームフィクションによるガイダンス・プログラムの実践①:「新任教員研修プログラム」

本研究では、上記の議論を踏まえた上で、大学資源を「学習リソース」として可視化することを目的とした2つのプログラムを企画・実施した。ひとつは、大学に着任して間もない教員を対象としたガイダンス・プログラムであり、もうひとつは学生を対象とした図書館ガイダンス・プログラムである。

はじめに、大学に着任して間もない教員を対象として実施した「新任教員研修プログラム」の趣旨および概要とプログラム内容を示す。

5. 1. 「新任教員研修プログラム」の趣旨

2014年4月に、常磐大学FD委員会主催によるFD事業の一環として、常磐大学に着任したばかりの教員

および着任後3年以内の教員を対象に、「新任教員研修プログラム」を実施した。本プログラムの趣旨は、下記のとおりである。

FD(Faculty Development)とは、「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称」であり、その具体的な内容として、「教員相互の授業参観の実施」「授業方法についての研究会の開催」、「新任教員のための研修会の開催」等が挙げられている。(中央教育審議会, 2005)。日本の大学においては、平成11(1999)年9月、大学設置基準において、FD活動の努力義務が規定されたことを受け、2000年代に組織的なFD活動を企画・立案する組織が大学内に委員会やセンターなどのかたちで設置され、さまざまな取り組みが行われてきた。本稿が実践を行った常磐大学においても、これまでに常磐大学FD委員会によって、「FDフォーラム」の開催、授業アンケートの実施および活用、授業公開制度の実施など、様々な取り組みが行われてきた。

しかしながら、常磐大学においては、中央教育審議会(2005)が、FD活動の内容として挙げるもののうち、「教員相互の授業参観の実施」「授業方法についての研究会の開催」にあたる取り組みが重ねられてきた一方、「新任教員のための研修会の開催」については十分な取り組みが行われてきたとは言い難い状況にあった。常磐大学ではこれまでも、当該年度に着任した専任教員に対し「新規専任教員説明会」を開催し、「学長挨拶」の他、「各部署からのお知らせ」として講義形式による研修が行われてきた。しかしながら、このような講義形式での研修は、常磐大学での業務に関わる必要事項を網羅的に理解すると言う点で有効であるものの、研修直後から始動する教育・研究活動および学内運営業務に関わる実践的な知識を獲得するうえで必ずしも十分とは言えない。また、大学コミュニティについて理解するためには、同僚とのコミュニケーションをとり、同僚との人間関係を構築していくことも必要だが、これについても組織的な取り組みが充分になされているとは言えない。

そこで本稿では、国立教育政策研究所(2010)「大学における新任教員研修のための基準枠組」のうち、「(1)大学コミュニティについての理解」を促すため

のガイダンス・プログラムとして、ゲーミフィケーションを導入したプログラムを提案することとした。具体的には、「①大学に関する基礎知識を得る」ための体験的な学習の場と、「②同僚とのコミュニケーションをとる」機会の双方を提供することを目的とした、体験ゲーム形式の新任教員研修プログラムを提案・実施した。

5. 2. 「新任教員研修プログラム」の概要

「新任教員研修プログラム」の概要は、下記のとおりである。

- (1)対象：常磐大学における新規専任教員および着任後3年以下の本学専任教員（いずれも希望者のみ）
- (2)期間：2014年4月1日（火曜日）午後1時から2時半まで
- (3)主催：常磐大学FD委員会
- (4)企画：教員研修推進WG（石田喜美・関教央・寺島哲平）
- (5)運営：教員研修推進WG（石田喜美・関教央・寺島哲平）、人事給与課職員1名、会計経理課職員1名、学事センター（F棟談話室担当）職員2名、学生支援センター担当職員2名（内1

名は保健室職員）

- (6)参加者数：15名（新任教員10名、着任後3年以下の本学専任教員5名）

5. 3. 「新任教員研修プログラム」の内容

「新任教員研修プログラム」のプログラムの内容を考えるにあたっては、高等教育開発研究所（2010）を踏まえ、本基準枠組で示されている学習の領域のうち、「(1) 大学コミュニティについての理解」へとつながることを意図した。本基準枠組では、「学習方法、機会提供の例」として、「講義」（学校の歴史、建学の精神、教育目標等）、「ワークショップ」（新任教員同士が顔と名前を覚える機会をつくる、授業を行う上での不安点を同僚と共有等）、「キャンパスツアー」が挙げられているが、本プログラムでは主に、「ワークショップ」および「キャンパスツアー」を学習方法として盛り込むこととした。「講義」については、すでに「新規専任教員説明会」にて学習の場が提供されていると解釈し、本プログラムでは割愛した。

本プログラムでは、常磐大学における教育・研究および学内運営に関わる6つの場所を選定している。参加する教員は、それぞれの場所で「指示書」に示された指示を解決するとともに、そこに示された指示に従って次の場所へと移動する仕組みである。それぞれの

表1. 「新任教員研修プログラム」の内容

順序	場 所	指 示	学 習 内 容
スタート	G棟301室 (教授会会場)	「メールボックスで指示書を確認」	・教授会の会場を知る ・メールボックスの場所を知る
2	F棟ラウンジ	「学生を呼び出すための掲示を出す」	・F棟ラウンジのスタッフと話す ・出欠管理のためのツールを知る ・学生への掲示の出し方を知る
3	F棟掲示板	「学生支援センターで出席簿を見て、出席状況を確認」	・掲示物の掲出場所を知る
4	学生支援センター	「出席カードを持って保健室に行き、欠席の多い学生への対応について相談する」	・学生支援センターの場所を知る ・学生支援センター職員と話す
5	保健室	・「警備員室でマニュアルを受け取り、S棟地下へ行く」	・保健室の場所を知る ・保健室担当職員と話す ・保健室担当職員から気になる学生への相談の仕方を聞く
6	警備員室		・警備員室の場所を知る ・特別な配慮の必要な学生に対するフローチャートを獲得する ・緊急連絡先を知る
7	S棟地下	「立替払いと出張書類を作成する」	
8	会計経理課		・研究費による物品購入申請・相談のための場所を知る ・研究費による物品購入を行うための窓口となる担当職員と話す ・立替払いのための申請書の書き方と手続きを知る
8	人事給与課		・出張申請および相談を行う際の場所を知る。 ・出張申請の窓口となる担当職員と話す
ゴール	パインフォレスト		・福利厚生のための食堂を知る

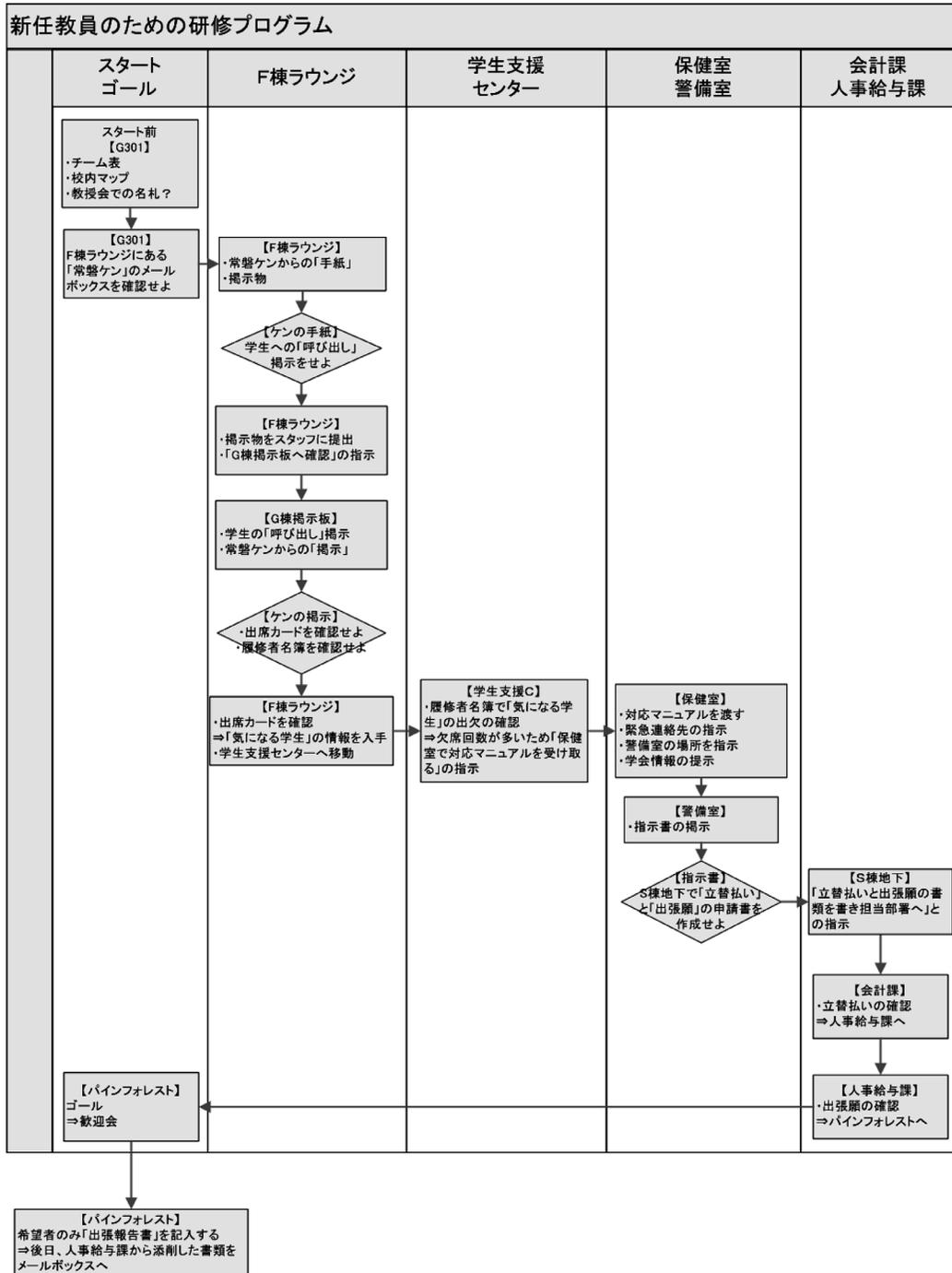


図1. 「新任教員研修プログラム」の流れ

場所と「指示書」に示された指示の概要は、表1のとおりである。また、本プログラムの流れは図1のとおりである。

前述したように、本プログラムでは、ミッション・クリア型RPGに沿ったゲーム・デザインを採用している(4. 参照)。「指示書」によって指示を示し、そこに示された任務・課題をひとつひとつ達成していくという仕組みは、ミッション・クリア型のゲーム・デザインに沿ったものである。図2・図3は、「指示書」の一部であるが、どの「指示書」においても、大学資源を用いることによってどのような目的が達成できるのかが明らかになるようにした。

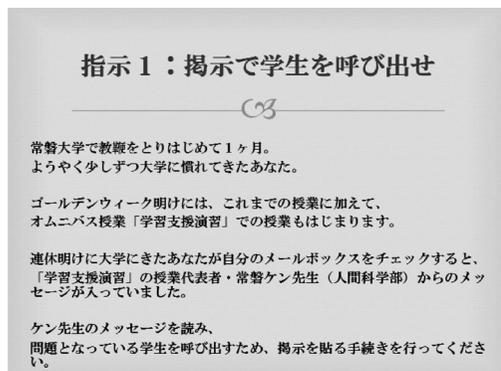


図2. 参加者への指示1

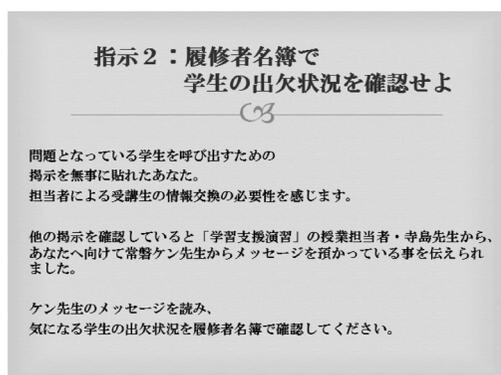


図3. 参加者への指示2

例えば、「指示1：掲示で学生を呼び出せ」(図2)では、掲示板および掲示を行うためのさまざまな資源を用いることで、学生の呼び出しという目的が達成できることがわかる。また、「指示2：履修者名簿で学

生の出欠状況を確認せよ」(図3)では、履修者名簿という資源を用いることで、学生の出欠状況を確認するという目的が達成できることがわかる。このように、参加者にとって「明確なゴール」を示すとともに、その「ゴール」と大学資源との結びつきがより可視的になるようなデザインを行った。

しかしながら、ゲームによって現実を修復するためには、「明確なゴール」が示されるだけでは不十分である。「明確なゴール」とそれに向けて用いることのできる資源だけが示されても、その資源をどのように使うかが明らかでなければ、参加者は次にどのような行動を行うべきかがわからず、不安な思いを抱き次なる行動を躊躇してしまう。そのため、「明確なゴール」とともに、「ゴールに向けた次の具体的な行動のステップ」を示すことが必要である(3. 参照)。

そこで、「ゴールに向けた次の具体的な行動のステップ」を示すためのツールとして、架空のキャラクターから手紙が届くという設定を用いた。すなわち、指示を出す主体として、架空のキャラクター(「常磐ケン」)を設定し、このキャラクターが指示とともに「ゴールに向けた具体的な行動のステップ」を示すこととしたのである。手紙には、「常磐ケン」からのメッセージとして、ケンからの依頼(指示)および依頼(指示)の達成に向けてすべき行動のステップが示されている。以下、「常磐ケン」からの参加者に届く手紙の一例を示す(資料1)。

なお、「常磐ケン」は、参加者たちがグループで演じる主人公とともに、同大学で「学習支援演習」という授業を共同で担当しているという設定にした。このように、現実にある常磐大学を舞台としながらも、架空のキャラクターや架空の設定をつくりだすことで、架空の世界における架空のキャラクターの役割を演じながら遊ぶ場をデザインした。これは、RPGにおける重要な特徴のひとつである。RPGのもうひとつの重要な特徴として、「ゼロサムゲーム」ではなく、「プラスサムゲーム」であることが挙げられる。これについて配慮するため、個人戦あるいはチーム戦のかたちをとらず、各チームがチーム内のメンバー同士で協力しながらミッションをクリアすることそのものを楽しむゲーム形式を採用することとした。

資料1. 「ケンからの手紙」の例

こんにちは！常磐ケンです！
ゴールデンウィークも終わってしまいましたね(/Д＼)ｼｸｼｸ
さて、来週からの「学習支援演習」の担当、よろしくお願いします！
学生たちも先生の授業を楽しみにしていると思いますよ～。

さて、私が担当した授業で、ゴールデンウィーク中に宿題を出していました。授業の復習程度の小課題です。今日の授業がべ切で、ほとんどの学生たちからは提出があったのですが、なんと残念ながら1名だけ (!) 課題未提出者がおりました (Oh…!)。

未提出の学生は、逃田休夫という学生ですが、彼はここ何回か授業を欠席してるので、たぶん宿題の内容を知りません！たぶん宿題が出てることすら知らないかも。仕方ないので、直接、ボクが彼と連絡をとって伝えたいと思っています。
もう採点をはじめちゃっているんで、できるだけ早く連絡をとりたいとは思っているのですが、これだけ欠席が多い学生でもあるので、1週間は掲示して待たないとダメかなと思ってますC= (-.-) 7ㄐ

自分自身で呼び出しの掲示を出そうかな、とも思ったのですが、今日の午後から週末まで、見廻り出張やらなんやらが重なって、なかなか大学に戻れないので、代わりに、先生に、F棟ラウンジで学生を呼び出してもらうため、掲示を貼る手続きをしてほしいと思ってのご連絡です。
掲示してほしいペーパーは、ボクのメールボックスに入ってます！

自分の都合で、仕事をお願いしちゃってすみません！
どうぞよろしくお願ひいたします！！

2014 / 5 / 8
Ken Tokiwa!

6. ゲームフィケーションによるガイダンス・プログラムの実践②：「Libardry (リバードリイ)」

次に、学生を対象に実施した図書館ガイダンス・プログラムの趣旨および概要とそのプログラム内容を示す。

6. 1. 「Libardry (リバードリイ)」の趣旨

前述したように、学生に活用されていない大学資源はさまざまであり、その活用されていない理由も多様である (2. 参照)。その理由の中には、そもそも学生がその存在を認識していないというものも含まれるだろう。

本稿では、その存在が学生たちに認識されている一方で、近年満足度が低下傾向にある大学資源に焦点を当てる。なぜならば、そもそもその存在が認識されていない大学資源に関しては、まず、その存在を認識させるための取組が必要だと考えるからである。これに

対し、満足度が低下している大学資源は、もともと学生たちがその存在を有用なものとして認識し活用できていたにも関わらず、近年生じつつある学生自身の変化により活用されなくなった (活用できなくなった) 可能性がある。

ベネッセ教育総合研究所 (2013) の調査によれば、「施設・設備 (図書館やインターネットの利用など)」の満足度が、2008年調査から2012年調査にかけて「進路支援の体制」と並んで、大幅な低下を見せているという (2. 参照)。ベネッセ総合研究所は、「進路支援の体制」に対する満足度の低下については、その原因を考察しているが、「施設・設備」の低下については十分な考察を行っていない。これに対し本稿では、学生の「施設・設備」における満足度低下の原因のひとつに、学生が有するニーズや経験の変化があると考えられる。学生がどのようなニーズや経験を持つかによって、彼らが見る現実のありかたは変化する。「施設・設備」

に対する満足度の低下は、このような現実の変化と無関係ではないだろう。そこで本稿では、大学における「施設・設備」のひとつである図書館に着目した。

一方、常磐大学においては、2014年5月に、大学図書館を管轄する情報メディアセンターより、「2013年度図書館サービスの向上を目指す取り組みにおいて」が示され、その行動計画の中に「図書館利用ガイダンスの利用促進と充実」(I-3-(2))が位置づけられた。本計画では、学生への図書館ガイダンスが徹底されていないことが問題視されるとともに、学生自身からもOPACの利用方法や図書館利用ガイダンスの徹底を求める声があると述べられている。同計画では、上記の問題への対応として、資料利用ガイダンスコンテンツの作成が予定されていることが示されており、事実、2015年5月現在、常磐大学情報メディアセンターのホームページでは、「情報収集検索ガイダンス」と題されたガイダンス用資料をPDFファイルとして公開する準備が進められている(常磐大学情報メディアセンター、2015)。

このようなガイダンス用資料の公開は、学生のニーズに応えるためのひとつの重要な方法である。しかし図書館利用ガイダンスの徹底を求める学生の声に対する対応としては不十分な点があることは否めない。特に、大学図書館を利用した経験のない新入生、さらには、公立図書館も含めそもそも図書館を利用した経験が少ない学生たちにとって、大学図書館は未知なる領域である。彼らから見れば、オンライン上で公開されているガイダンス資料も、また、使い方のわからない大学資源のひとつであり、それによって何が達成できるかわからないもの、役立たないものとして看過されてしまう危険性がある。そのような意味では、オンライン上での資料の公開とあわせて、新入生および図書館利用経験の少ない学生への図書館ガイダンスの徹底を図ることが重要である。

このような問題を解決するため、本研究では、常磐大学の学生たちが大学資源としての図書館を十全に活用できるようになることを目的とした図書館ガイダンス・プログラム「Libardry (リバードリイ)」を開発することとした。

6. 2. 「Libardry (リバードリイ)」の概要

「Libardry (リバードリイ)」の概要は、下記のとおりである。

- (1)対象：常磐大学・学生
- (2)期間：2014年9月7日(火曜日)午後1時から2時半まで
- (3)主催：常磐大学ゲーミフィケーション研究会(石田喜美・関敦央・寺島哲平)
- (4)企画・運営：常磐大学ゲーミフィケーション研究会(石田喜美・関敦央・寺島哲平)
- (5)運営協力：根本知計、田畑智子、近藤誠(情報メディアセンター)
- (6)参加者数：9名(人間科学部7名、国際学部0名、コミュニティ振興学部2名)

6. 3. 「Libardry (リバードリイ)」の内容

「Libardry (リバードリイ)」のプログラムの内容を考えるにあたっては、従来、常磐大学情報メディアセンターが行ってきた「情報収集検索ガイダンス」の内容に基づき、全学生にとって最低限必要だと考えられる内容を取捨選択した(表2)。想定したプログラムの所要時間は、30～50分である。

表2. 「Libardry (リバードリイ)」に組み入れた図書館利用方法

区 分	内 容
図書館利用	図書館の貸出・返却方法
	雑誌(紀要)の所在
データベース利用法	OPACによる文献検索
	Cinii Articleによる検索
レファレンス利用	「希望図書制度」の利用

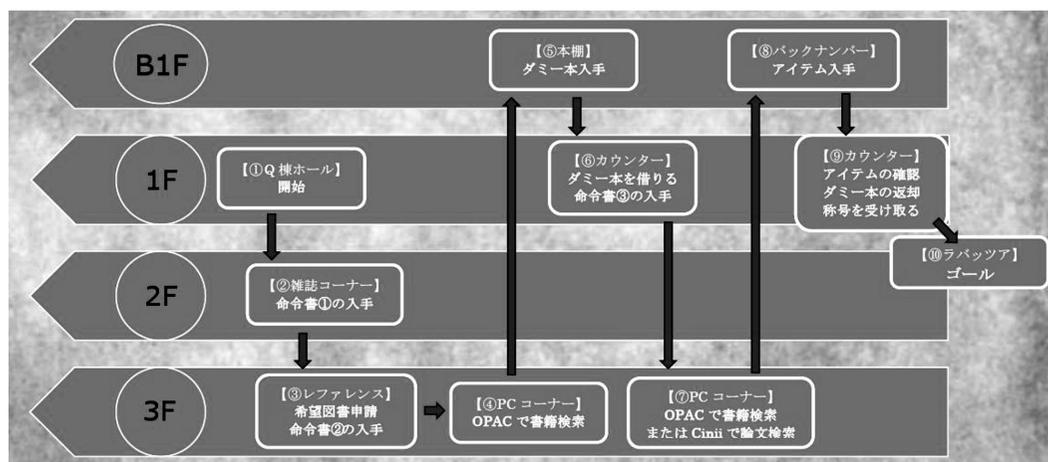
また、常磐大学情報メディアセンター(図書館)は、地下1階から3階まで、計4フロアを有するため、それらすべてのフロアで最低ひとつ以上の活動が行われるよう配慮した。その結果考案された「Libardry (リバードリイ)」の内容と流れをそれぞれ表3、図4に示す。

「新任教員研修プログラム」同様、「Libardry (リ

表3. 「Libardry (リバードリイ)」の内容

順 序	場 所	指 示	学 習 内 容
スタート	Q棟ホール	「謎のおっさんを探せ」	・館内マップの見方がわかる ・文庫本コーナーを知る
2	文庫本コーナー	「希望図書を申請せよ」	・希望図書制度の利用のしかたを知る
3	P Cコーナー	「文献を見つけ出せ」	・OPACによる図書検索の方法を知る
4	メインカウンター		・図書を借りる方法を知る
5	P Cコーナー	・「アイテムを見つけ出せ」 ・「借りた本を返却せよ」	・Ciniiでの論文検索の方法を知る ・OPACでの雑誌検索の方法を知る
6	集密書庫		・集密書庫を知り、入ってみる ・紀要のありかを知る
7	メインカウンター		・図書の返却方法を知る
ゴール	バインフォレスト		・学習内容の振り返り ・プログラムの改善方法の提案

図4. 「Libardry (リバードリイ)」の流れ



「Libardry (リバードリイ)」においても、ミッション・クリア型RPGに沿ったゲーム・デザインを採用した。「命令書」(「新任教員プログラム」では「指示書」)によって指示を示し、そこに示された任務・課題をひとつひとつ達成していくという仕組みは両プログラムとも同様である。また、架空のキャラクター「常磐ケン」を設定し、「常磐ケン」から届く手紙によって依頼(指示)とそこに示された目的に向けた具体的な行動が示される点も同様である。

このように全体的なゲームのデザインにおいて、両プログラムは共通する点が多いが、相違する点もある。「Libardry (リバードリイ)」において特徴的であるの

は、架空の設定においてファンタジー的な要素が多く盛り込まれている点である。例えば、資料2に示した「常磐ケン」からの手紙に示された依頼(指令)は、「フェアリーのマジカルパワーがこもったアイテム」を探すことである。このような依頼(指令)があるだけでなく、「Libardry (リバードリイ)」では、特別なマークの貸出し用スタンプ(図5)や缶バッジなど、架空の世界観を演出するためのさまざまなツールが制作された。

「命令書」やツールによる、架空世界の演出および強調は、RPGの特徴——架空の世界における架空のキャラクターの役割を演じながら遊ぶ場を設定する—

資料2. 「ケンからの手紙」の例2

こんにちは！ケンです！もうすぐ秋セメスターが始まるね* (*・ω・*)ノ
授業の予習はできているかな？僕はまだ授業準備が終わっていないよ (p>□<q*)

さて、この手紙を見つけたなら、君は無事に「消えた」本の代わりに現れた本のうち、一冊を手に入れたんだと思う。
流石に優秀だNE！♪ (*^°)v (*^▽^*)

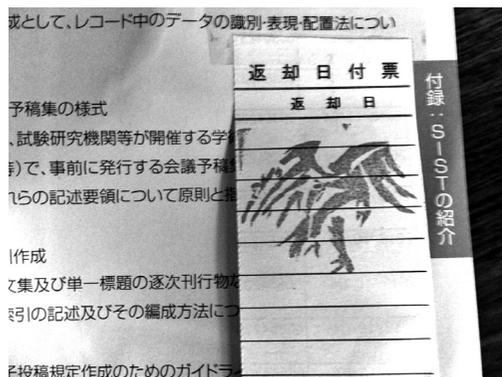
最後の試練が君を待っている。
君が借りた本の中身を調べて欲しい。実は一つだけフェアリーがマジカルパワーを使ってイタズラをした箇所があるんだ。
その箇所に書かれている情報を参考に地下に眠る本の山から「フェアリーのマジカルパワーがこもったアイテム」を探して欲しい。マジカルパワーがこもったアイテムにはマークが浮かび上がっているはずだ！



必ず一人一つのアイテムを手に入れてくれ。このアイテムのマジカルパワーが君を守ってくれる。
本の山からアイテムを探すのは難しい。君には色々とメイワクをかけるね (°・ω・°;))
アイテムを手に入れたら、先ほど借りた本は必ず返却手続きをしてくれ。妖精のマジカルパワーが含んだアイテムを長時間一緒に持っているとなんか起こるか僕にも分からないんだ。
危険な目に合わないことを祈っています。頼んだよ* (*・ω・*)ノ

2014年9月11日
TOKIWA KEN !!

図5. 「Libardry (リバードリイ)」特製スタンプ



一を際立たせるために行ったものである。これによって、「Libardry (リバードリイ)」の遊びとしての性質がより強調され、学生たちは、まさに、楽しい遊びとして本プログラムに参加することができる。

7. ゲーミフィケーション導入の成果：「自分でないもの」を演じることで、自分を創造する

「新任教員研修プログラム」および「Libardry (リバードリイ)」は対象も目的も異なるため、これらをまとめて、ゲーミフィケーション導入の成果を述べることは難しい。しかしながら、これらのプログラムに参加した教員および学生に共通して述べられた感想があったことも事実である。ここでは、それぞれのプログラムの事後に参加者から得た感想のなかで、共通する部分に着目し、ゲーミフィケーション導入の成果について考察する。

両プログラムの参加者に共通していたのは、一度経験してみることの意義を実感したという感想である。例えば、次のような感想がそれにあたるだろう (下線は筆者)。

- 1回経験することは重要である。(新任教員研修プ

ロケプログラム)

- 研究費・出張に関する書類づくりは経験できて役に立った。(新任教員研修プログラム)
- 実際に移動しながら事務の方とやり取りすると記憶に残りやすいですし、日々の校務の中でどのような事が起こるのか、その一端を知ることができました。(新任教員研修プログラム)
- 集密書庫にはほとんど入った経験がなく、この場所に入れるのかどうかもわからなかった。(Libardry)
- 紀要は(3年生であっても) ほとんど利用する機会がない。(Libardry)
- 『希望図書制度』の存在は知っていたが実際に希望図書を申請したことはなかったので、実際に希望図書申請用紙を記入してみることで、このような方法で希望図書を申請できるのだと実感することができた。(Libardry)

はじめに示した「1回経験することは重要である」という感想をはじめ、視点は異なれど、同様の感想を持った参加者が共通して存在していることがわかる。「新任教員研修プログラム」では、一度経験してみることが役立った、記憶に残ったという感想が見られる。一方、「Libardry (リバードリイ)」では、これまでに経験をしたことがなかったことが率直に述べられている。しかし「Libardry (リバードリイ)」に参加した学生のなかにも、「希望図書制度」について、一度経験してみることの意義を述べた学生が存在している。

これらの感想は、本研究で開発したプログラムが、参加者に、これまで経験したことのない「何か」を経験させる機会を提供したことを示唆する。もちろん、人々が有する経験の範囲に限界があるのは当然のことである。新しい「何か」を経験させるだけのことであれば、あらためてゲーミフィケーションを導入する必要はないだろう。しかし、ゲーミフィケーションによって達成されたのは、果たしてそれだけのことなのだろうか。

ここで着目したいのは、「Libardry (リバードリイ)」に参加した学生による感想である。「希望図書制度」について述べた学生は、「実際に希望図書申請用紙を記入してみることで、このような方法で希望図書を申

請できるのだと実感することができた」とその経験を述べている。この感想が示しているのは、「これによって、自分の目的が達成できる」ということを実感することの意義である。学生自身が述べているように、この学生は、「希望図書制度」の存在を以前から知っていた。また、「希望図書申請用紙」の存在も事前に知っていたのだろう。そうであれば、自分が購入してほしい図書があった際に、「希望図書申請用紙」を用いていつでも申請することは可能であったはずである。つまり、この学生にとって、「希望図書制度」は既知のものであった。それにも関わらず、この学生が、希望図書申請用紙で申請してみるという活動を評価している理由は、まさに、「これによって自分の目的が達成できる」ということを実感できたからではないか。そうであるとすれば、この実感にこそ、本研究が実践してきたプログラムの意義を見出すことができるだろう。

パフォーマンスによる学習・発達を提唱したホルツマン (2014) は、ヴィゴツキーの思想を踏まえながら、「発達は、自分でない人物をパフォーマンスすることで、自分が何者かであるかを創造する活動となる」(ホルツマン, 2014, p.27) と述べている。「自分でない人物」を演ずることで自分自身を創造していくことを「発達」と呼ぶ、ホルツマンの考えを用いれば、次のように考察することもできる。本稿で紹介してきたような、RPG形式のガイダンス・プログラムは、参加者たちに、架空のキャラクターの役割を演じながら遊ぶ場を設定する。架空のキャラクターの役割を演じることは、まさに、「自分でない人物」を演じることである。参加者たちは、RPGの架空の設定のなかで、「自分でない人物」を演じる。自分自身は、「希望図書制度」を使って希望図書を申請したいという動機をもたなくても、希望図書を申請したいと願うキャラクターを演ずることはできる。参加者たちは、「自分でない人物」を演じながら、彼らが達成したい目的を共有し、その目的を達成するための行動を実現していく。「このような方法で希望図書を申請できるのだ」という実感は、このように「自分でない人物」を演じるなかで生み出されたものであろう。

ホルツマン (2014) が述べるように、「自分でない

人物」を演じることは、自分自身を創造することでもある。「自分でない人物」が持っていた願いは、架空のままでは終わるわけではない。本プログラムのなかで架空のキャラクターが持っていた願い——「希望図書を申請したい」「紀要に掲載されている論文を探し出したい」など——は、未来の自分自身の願いとなる可能性が高い。自分が演じていた「自分でない人物」は、未来の自分自身かもしれないのである。「新任教員研修プログラム」においては、「自分でない人物」と参加者自身との関係はより近いものになるだろう。つまり、RPG形式のガイダンスのプログラムの意義とは、「自分でないもの」を演ずることによって、未来の自分自身を創造することにあるのだ。

8. まとめと今後の課題

以上、本稿では、大学資源の活用をめぐる問題を明らかにするとともに、その問題を解決するためのひとつの手法として、ゲーミフィケーションの導入を提案してきた。また、具体的に、大学資源の活用に向けた2つのガイダンス・プログラムを開発しそれを試行するとともに、その内容と成果を報告した。さらに、プログラムの試行によって得られた参加者からの反応の一部を考察することにより、ゲーミフィケーション導入の教育・学習的な意義に関する仮説を示した。本稿で見出した仮説とは、RPG形式のゲーム・デザインを導入することにより、「自分でない人物をパフォーマンスすることで、自分が何者かであるかを創造する活動」（ホルツマン, 2014, p.27）の場をつくりだすことができるという仮説である。ホルツマン（2014）の議論に従えば、このような場こそ、人々の発達を導き出す場であると言うことができる。

しかしながら、この教育・学習的な意義は、あらゆるゲーミフィケーションが持つ意義というよりも、RPG形式のゲーム・デザインを取り入れたゲーミフィケーションが持つ意義として、限定的に捉えられるべきである。藤本（2012）は、図書館利用者サービスにおける「サービスとしてのゲーム」を例に挙げながら、「サービスとしてのゲーム」の3つのレベルについて解説している（藤本, 2012, pp.505-506）。3つのレベルとは、「レベル1：部分的な活動に対するゲーム要

素の導入」、「レベル2：活動に対するゲーム要素の導入による既存活動支援」、「レベル3：活動全体に対するゲーム要素の導入による新たな価値創造」である。このうち「レベル1」の例として、藤本は、くじ引きやゲーム大会などの単発イベント、読書量の向上をねらったポイント制の導入などの試みを挙げているが、このようなものまで含めて、「ゲーミフィケーションの導入」と呼ぶ場合、そのあらゆる試みに対して、本稿で議論した知見が適用されるとは言い難い。

そのため今後は、単に、ゲーミフィケーションの導入を提唱するだけでなく、問題とする現実のありかたやその分野、および問題解決の目的を踏まえた議論を展開していくことが必要となる。例えば、本稿においては、大学教育の分野における大学資源の活用において、RPG形式のゲーム・デザインの応用が有効である可能性を示してきた。一方で、読書習慣形成を目的とした「読書マラソン」⁷の試みなど、藤本（2012）が「レベル1」とするゲーム・デザインが有効な場合もあるだろう。これについては今後の課題としたい。

また、本稿ではRPG形式のゲーム・デザインのみを採用したが、大学資源の活用に向け、別のゲーム・デザインの可能性を試みることも今後の課題である。どのようなゲーム・デザインの導入によって、どのようなかたちでの大学資源の活用が可能になるのかについては、今後さらなるプログラムの開発・試行を重ねることによって明らかにしていきたい。

付記

本稿は、第21回大学教育研究フォーラムでの口頭発表「大学資源の活用に向けたゲーミフィケーションの実践」に基づき、執筆されたものである。また、本稿の執筆のための参考資料の収集にあたって、JSPS科研費26590239の助成を受けた。

注

- 1) ただし、同じようにゲーム的な発想や手法などを応用していても、現実問題の解決を主な目的とする場合に、それは「シリアス・ゲーム」と呼ばれるべきであり、「ゲーミフィケーション」とは区別されるべきだとする主張もある。松本 (2014) を参照。
- 2) 大島らによって作成された初年次教育用のテキスト (大島ら, 2012) では、テキストの目的が次のように記されている。「この本は、大学での学びを自律的に進めて、周囲の学習リソースを探索・活用できる学生を育てることを目指しています」(p.viii)。また本書は、「ピア・ラーニング (協働学習)」の考え方に基づくことが表明されるとともに、「ピア・ラーニング」は、学生同士の「相互リソース化」をもたらすと記述されている (p.ix)。
- 3) これ以外のもの (「現実修復法7」から「現実修復法14」) は、「代替現実ゲーム (Alternate Reality Game)」による「現実修復法」であると考えられるため、本稿では割愛する。
- 4) これについて『日本大百科全書 (ニッポニカ)』は、次のように説明している。「ゲーム理論からいえば、『話すこと』をゲームツールとすることでプレイヤーの選択肢が無限に広がったこと、1人が勝てば1人が負けるという『ゼロサムゲーム』ではなく、プレイヤーが互いに協力しあってパーティを勝利に導く『プラスサムゲーム』を導入したことで、新しいジャンルを開いた。」(鈴木, 2015)
- 5) 『大辞林 (第3版)』で「ロール・プレイング・ゲーム」(本稿中では「ロール・プレイング・ゲーム」と表記) は、「プレイヤーがゲームの世界の中で、ある人物の役割を演じ、さまざまな経験を通して成長していく過程を楽しみながら、目的を達成していくもの」と定義されている。このように、RPGにおいては「経験を通して成長していく過程を楽しむ」ことが特徴とされており、RPGに特徴的な「経験値」などの要素が、プレイヤーの成長を可視化するデザインとして採用されている。
- 6) 例えば、インターネット掲示板「2ちゃんねる」に書き込まれた不特定多数の人々による投稿を編

集・整理したウィキサイト『PRG大辞典倉庫 LV.4 (仮)』(http://www40.atwiki.jp/rpg_dictionary_4/)には、「ミッションクリア型」という項目がある。そこでは、以下のように説明されている。「上からの指令や人々からの依頼、あるいはナレーションの状況説明などゲーム中に指示された仕事や任務をこなすことによって進行するタイプのシナリオシステム。次に何をすればいいかわかりやすいため、ストーリーをテンポよく進められるのが利点。」

- 7) 『知恵蔵2015』によれば、「読書マラソン」とは「『在学中の4年間で本を100冊以上読もう!』と各大学生協が主催する読書継続推進企画」である。「読んだ本1冊ごとにコメントをPOP用カードに書いてスタンプをもらう。貯めたスタンプで書籍割引券や図書カードなどの特典が得られるというシステム」などがある (村上, 2007)。

文献等

- ベネッセ教育総合研究所. “第1回 大学生の学習・生活実態調査 [2008年]”. ベネッセ教育総合研究所ホームページ. 2009-03, 160p. <http://berd.benesse.jp/koutou/research/detail.php?id=3161> (参照2015-07-19) .
- ベネッセ教育総合研究所. “第2回 大学生の学習・生活実態調査 [2012年]”. ベネッセ教育総合研究所ホームページ. 2013-03, 188p. <http://berd.benesse.jp/koutou/research/detail.php?id=3159> (参照2015-07-19) .
- 中央教育審議会. “我が国の高等教育の将来像 (答申)”. 文部科学省ホームページ. 2005-01-28. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm, (参照2015-07-19)
- 藤本徹. サービスとしてのゲーム. 情報の科学と技術. 62 (12), 2012, pp.502-507.
- 長谷川敦史. 大学図書館における「脱出ゲーム」とゲーミフィケーションの可能性. ふみくら: 早稲田大学図書館報, (87). 早稲田大学図書館, 2015-03, pp.2-4.
- ホルツマン, ロイス. 遊ぶヴィゴツキー: 生成の心理学へ. 茂呂雄二訳. 新曜社, 2014, 182p.

- 国立教育政策研究所. “大学における新任教員研修のための基準枠組”. 国立教育政策研究所ホームページ. 2010-09, [n.p.] (パンフレット).
http://www.jaed.jp/download/kijun_wakugumi_pamphlet_a.pdf, (参照2015-07-19).
- マクゴニガル, ジェイン. 妹尾堅一郎監修. 幸せな未来は「ゲーム」が創る. 藤本徹, 藤井清美訳. 第3版. 早川書房, 2012, 542p.
- 松本多恵. ゲーミフィケーションとシリアスゲームの相違点について. 情報の科学と技術, 64 (11), 2014, pp.481-484.
- 宮崎里司. 「外国人力士に見ることばの習得」学第4回: 外国人力士の言語学習ストラテジー・2. 日本語学, 21 (4), 2002, pp.98-109.
- 村上信明. “読書マラソン”. 知恵蔵2015, 2007, <https://kotobank.jp/word/読書マラソン-183029>, (参照 2015-05-05).
- 日本学生支援機構. “大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査（平成22年度）集計報告（単純集計）”. 独立行政法人日本学生支援機構-JASSOホームページ. 2011-06, 109p.
http://www.jasso.go.jp/gakusei_plan/documents/torikumi_chousa.pdf, (参照2015-07-19).
- 大島弥生・大場理恵子・岩田夏穂・池田玲子. ピアで学ぶ大学生・留学生の日本語コミュニケーション: プレゼンテーションとライティング. ひつじ書房, 2012, 95p.
- 杉原真晃・岡田佳子. 新任教員FDのための「基準枠組」の開発・構成と開発研究の可能性. 国立教育政策研究所紀要, (139), 2010, pp.49-61.
- 鈴木銀一郎. “ロール・プレイング・ゲーム”. 日本大百科全書 (ニッポニカ), 2015, <https://kotobank.jp/word/ロール・プレイング・ゲーム-1610294>, (参照2015-05-05).

民族融和の〈身振り〉としてのリルケの『家神への捧げもの』と『ボーフシュ王』 — チェコ・ナショナリズムとリルケ —

市川 宏子 (常磐大学人間科学部)

Rilkes „Larenopfer“ und „König Bohusch“ als Geste des Frieden
— Beziehung von Rilke und dem tschechischen Nationalismus —

Hiroko Ichikawa (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

1. プラハの状況

「疑わしい場合に」 („In Dubiis“)

諸国民の激しい争いから
私のところへは何の物音も聞こえてこない。
私はどちら側にも立たない。
正義はあちら側にもこちら側にもないのだから。

私は決してホラチウスを忘れなかったのだから、
すべての世界に対して好意を持ち、
確固として
いにしへの黄金の中庸を守るのだ。ⁱ

リルケ (Rainer Maria Rilke 1875-1925) の 2 冊目の詩集『家神への捧げ物』(1896年) に収められたこの詩は、オーストリア・ハンガリー二重帝国の領邦ボヘミアの首都であったプラハで、1890年代前半に書かれた。プラハは少数派のドイツ人支配層がチェコ人を支配するドイツ人の街であったが、リルケが生まれた19世紀後半には、被支配民族であるチェコ人は権利の拡大を求め、チェコ人とドイツ人の対立が顕著になっ

ていた。チェコ民族運動は、はすでに18世紀後半から、チェコ語辞典を編纂したドブロフスキーらによって主導され、その後ヘルダーの思想とドイツ・ロマン主義に影響を受けたパラツキーらによって引き継がれた、チェコ民族再生運動が存在したが、本来、民族の本質を言語に見出し、文化的な性質を持っていたこの運動は、48年の革命を契機に政治的運動へと変質し、パラツキーによって率いられた老年チェコ党を中心に民族的要求を強めていった。

その後パラツキーの後を継いだリーゲルを代表とする老年チェコ党は、歴史的な「ボヘミア国法」の復活、およびオーストリアを連邦制とし、その枠内でチェコ民族の独立性を実現することを目指していた。1867年にオーストリアとハンガリーの和協 (Ausgleich) が成立すると、チェコ人はオーストリア政府に対して、自民族にも同様の独立的な地位を与えるよう求めた。そして、オーストリア首相ターフェとリーゲルによって、「ボヘミア和協」の成立が模索されるが、この試みは、既得権を守ろうとするドイツ人と、自己の地位が脅かされることを恐れるマジャール人の反対によって頓挫してしまう (1871年)。

しかしながら、首相ターフェがドイツ人とチェコ人

の融和を図ろうと努めたことにより、1880年、ボヘミアの官庁で用いられる外務語におけるドイツ語とチェコ語の平等を定めたいわゆる「ターフェの言語令」が成立し、また、同様の政策の一環としてプラハ大学のチェコ語部門がドイツ語部門から独立（1882年）するなど、チェコ人の権利は拡大されていった。その一方で、1880年代は、民族運動の主要な担い手が、従来の貴族層および富裕なブルジョワジーから、学生や労働者に移行し、民族運動の大衆化が始まった時期でもある。1882年および1889年の、ターフェによる選挙法改正によって、大ブルジョワジーを支持基盤としていた旧来からの主流派が落選し、急進的な新人が多く当選することになった。1889年の衆議院選挙では、労働者や農民の支持を得た青年チェコ党が躍進を遂げる一方で、老年チェコ党は議席数を減らし、リーゲルもまた落選してしまう。

他面において、チェコ人の権利の拡大は、ドイツ人の反発を招いた。ターフェは、今度はドイツ人の不満を収めるために、ボヘミアにおいてドイツ人居住地域を行政上分離する「ボヘミア分割」を進めようとしたが、チェコの統一性を損ない、チェコのドイツ化を招くものとして、青年チェコ党がこれに反対し、ボヘミア議会で騒音による議事妨害を行った。「ボヘミア分割」に対する反対運動は街頭行動にまで拡大し、1893年7月6日のヤン・フスの殉教記念日にはプラハでデモが行われ、官庁などのハプスブルク家の紋章が破壊されるなど、プラハ市内では治安が悪化した。そして9月3日、皇帝とターフェによってプラハには戒厳令が敷かれ、1895年10月にバデーニ首相によって解除されるまで、プラハは戒厳令下に置かれる。

リルケの『家神への捧げ物』は、まさにこの戒厳令下のプラハにおいて書かれた詩集であり、また短編『ポーフェシュ王』（1897年）は、同じ時期のプラハを舞台としている。前者は、プラハとボヘミアの歴史、風土、民衆の生活などを主題としており、後者は一人の民族主義者の学生を中心とした物語である。これらの作品において、リルケは一貫してチェコ人に共感を示し、チェコ文化の独自性について考えを巡らせている。

上に挙げた詩「疑わしい場合に」は、このようなリルケの姿勢に矛盾するかに見える。しかし、根底にあ

るものをコスモポリタ的な博愛（「すべての世界にたいして好意を持ち」と捉えるならば、これらの作品は、互いに対立する二つの民族を融和へと導こうとする一種の<身振り>として読むことができるであろう。本論では、リルケのプラハ時代の作品のなかから詩集『家神への捧げもの』および短編『ポーフェシュ王』を取り上げ、リルケの民族融和の<身振り>として読むことを通して、リルケとチェコ・ナショナリズムとの関係に関する考察の端緒としたい。

2. 『家神への捧げもの』（„Larenopfer“）

『家神への捧げもの』は、リルケの2冊目の詩集として、1986年、リルケが20歳のときに出版された。詩集のタイトルにある「家神」（Laren）とは、古代ローマの家や田畑の神々、すなわち氏神であり、リルケは、自分が生まれ育ったこの国の氏神への贈り物として、この詩集を編んだのである。

ハルトムート・ビンダーは、この詩集に収められている90篇の詩の主題を次のように分類している。すなわち、プラハとプラハ周辺の歴史的な建造物を直接的あるいは間接的に歌ったものがおよそ半分、モルダウ川やプラハ市内の公園を思わせる夕べや夜や四季を歌っている数篇の詩、プラハの芸術家あるいはその作品またはボヘミアの歴史上の人物をテーマとしている詩が15篇、プラハの典型的な街頭風景が2篇、そしてその他、リルケ自身の体験や追想、名もない人々の重苦しい運命、そして一連の連作を構成している30年戦争といったテーマである。ⁱⁱ

『家神への捧げもの』のなかの数篇を除く、プラハとボヘミアを何らかの形で主題としている詩において、リルケは、同時代の工業化され近代化されたプラハに対しては否定的な態度を示し（「野蛮人たち」（Barbaren）ⁱⁱⁱ、「スミー・ホフのはずれで」（HinterSmichov）^{iv}）、当時すでに失われつつあった、長い伝統をにじませる古きプラハとボヘミアを賛美している。次の詩はプラハ城の中にある聖ファイト寺院を歌ったものである。

「聖ファイト大寺院のほとりで」 („Bei St. Veit“)^v

あの古い大寺院の前に立つのが好きだ。
あそこの風は、かびたような腐ったような匂いが
する。

そして、どの窓も、どの柱も、
いまなお、自分のなまりで話している。

豊かな渦巻き模様の建物がくつろいで座り、
ロココ風のエロチシズムが微笑んでいると思うと、
そのすぐ隣りではゴシック様式が
祈りの瘦せた両手を差し伸べている。

いま、私にはこの事態の意味が分かる。
それは古い時代の比喩なのだ。
こちらは大僧院長さま——そのかたわらに
太陽王のお后さま。

まず目にとまるのは、詩の冒頭で書き手が、大寺院の
前に立つのが「好きだ」とはっきりと態度表明をして
いることである。続く、この大寺院の周辺を吹く風の
「かびたような腐ったような匂い」もまた、「好き」で
あるということが分かる。「かびたような腐ったよう
な」という修飾語は一見否定的な表現であるが、大寺
院が体験してきた長い歴史を賞賛する肯定的な意味を
持つことは詩の内容から明らかである。

「どの窓も、どの柱も、/ いまなお、自分のなまり
で話している」という詩句は、様々な建築様式が混在
していることを表している。聖ファイト大寺院は、元
来はプシェミスル家のボヘミア侯聖ヴェンツェルが
926年に建設させた円形礼拝堂で、11世紀にロマネス
ク様式に改築された。その後、1344年、カルル4世に
よって大々的な改築が始められ、聖堂内陣は1344年か
ら1352年の間に、3つの部分からなるホールを持つ南
側の正面玄関は14世紀後半に、その上方にある飾り格
子付きの窓は19世紀に入ってから造られた。また、南
塔の上階は15世紀初頭、屋根は16世紀のものである。^{vi}

リルケは、このような大寺院の持つ長い歴史を、「ロ
ココ風のエロチシズムが微笑んでいる」、「ゴシック様
式が / 祈りの瘦せた両手を差し伸べている」、「大僧

院長さま」、「太陽王のお后さま」といった分かりやす
い擬人法を用いて、ユーモラスに表現している。これ
は明らかに、幅広いチェコ人読者を意識した手法であ
ろう。

「ポーフシュ王」のなかで、リルケは学生レーツェ
クに、チェコ人の芸術家たちは「民衆を聖なる遺産の
前に案内して、その古来の価値とか神聖さなどを新し
い明確な言葉で説き聞かせるなどということ」は「下
品すぎる」とみなして拒否している、と語らせている。
また、匂いという、五感に訴える表現も目を引く。聖
ファイト大寺院は、「ポーフシュ王」でも言及されるが、
主人公のポーフシュは学生レーツェクに大寺院の塔の
色（「永遠の老いた灰色」）について語る。「あの塔だ
けは明けても暮れても残り続けていつもちっとも変わ
らない。僕が言いたいのはあの色のことだけど、そう
でしょう？」とポーフシュは言う。

同時代のプラハ人ならば、このような街の匂いや色
彩——「かびたような腐ったような匂い」、「永遠の老
いた灰色」——に、即座に共感することができたであ
ろう。大寺院の歴史と古さ、分かりやすい擬人法、五
感に訴える表現が用いられ、チェコの民衆の感情の襲
にびたりと寄り添うことによって、リルケはチェコ人
読者に強く訴えかけることを意図しているのである。
一方、19世紀末に書かれたプラハ時代のリルケ作品を、
デカダンス文学とみなす立場もある。クラウディオ・
マグリスは、『オーストリア文学とハプスブルク神話』
において、世紀末のプラハを、ウィーン、ブダペスト
と並ぶデカダンスの中心とみなしている。「その雰囲
気のなかからそっと顔を覗かせたハプスブルク家の危
機が人々を不安に陥れる。古い塔や草木の生い茂る庭
園は、忘れがたく克服しがたい過去のしるし、そして
甘美だが強迫観念のようにつきまとうしるしであつ
た」^{vii}と、マグリスは述べる。

マグリスによれば、リルケの「初期の重要な詩集は、
オーストリアの危機に感応するバロメーターとも言う
べき作品」^{viii}であり、従って、彼の観点から見ると、
詩「聖ファイト大寺院のほとりで」における古さへの
愛情や一見退廃的な五感の表現も、ハプスブルク家の
危機が惹き起こす感覚であるということになるであろ
う。

確かに、ごく初期のリルケ作品は移ろいやすさを好んでテーマ化しており、デカダンス文学として読むことも可能であるが、ここでの古い塔への愛情や五感の表現は、危機によって惹き起こされる不安の表れではなく、チェコの人々に寄り添う<身振り>であると言えよう。

ここにリルケ自身の証言がある。1896年1月19日付けのチェコ人作家ヤロスラフ・ヴルフリツキー宛ての手紙のなかで、リルケは自著『家神への捧げもの』について次のように述べている。

あなたはこの詩集が意図することにもお気づきになったことでしょう。すなわち、闘いのどよめきのなかにささやかな平和の和音を響かせることです。清らかな洞窟の泉が、表ではなお荒れ狂う嵐のなかで木々が嘆きうめいているにもかかわらず、ひそやかに親しげにその甘いメルヒェンを囁くように。——そして、私があなたの民族とその芸術的営為に対して抱いている共感が、この詩集には表現されているはずですよ。^{ix}

詩集『家神への捧げもの』は、ドイツ人とチェコ人の争いという不協和音が鳴り続けるプラハにおいて、一瞬の協和音を創り出すため、リルケがドイツ人の側からチェコ人に対して送った、民族融和の文学的<身振り>なのである。

3. 「ボーフシュ王」 („König Bohusch“)

「ボーフシュ王」は、もう一つの短編「兄妹」 („Geschwister“) とともに、1897年に発表された『二つのプラハ物語』 („Zwei Prager Geschichte“) に収められている。執筆されたのは、リルケがミュンヘンに移った後であるが、プラハでの体験がもとになっている。

この作品は1893年にプラハ市内で起きた一件の殺人事件をもとに書かれた。殺されたのは、せむしの壁紙貼り職人ルドルフ・ムルヴァで、彼は、「オムラディナ」(青年)という、学生と工場労働者たちから成る民族主義者の非合法組織に、官憲側のスパイとして潜

入し、メンバーを挑発して、帝国の総督邸を爆破させようとしていた。ムルヴァの密告によって、官憲は計画の首謀者たちを逮捕したが、ムルヴァは他のメンバーにより復讐のため殺されたという。

リルケの「ボーフシュ王」は、プラハの<ナツィオナル・カフェー>に集まったチェコの芸術家たち、俳優ノリンスキー、批評家カラス、画家シレーデル、小説家パーテック、抒情詩人マハルらの、芸術談義の場面で始まる。この場に居合わせているのが、この短編の主人公であるせむしの小男ボーフシュと、学生レーツェクである。レーツェクはボーフシュとの会話の中で彼ら芸術家たちを、西欧文化の模倣に終始しているとして批判する。

「何もかもパリから直輸入さ——衣装も根性も、思想からインスピレーションまでだ。昨日までの子供が一夜明ければ若年寄、腹を突き出して満足顔だ。何もかもいっぺんに分かったわけさ。そしてそいつを手本に自分の芸術を創り出す。」^x

リルケは評論『あるプラハの芸術家』 („Ein Prager Künstler: Emil Orlik“) において、ドイツ・ボヘミアの芸術は「ジャーナリズムに相応のもの」になりさがってしまっている、という。そして、この状態を脱するためには、「自分自身へ立ち戻り、自己の芸術を促進し確固なものにすることができる唯一の友として、[...]この国土やその特質、その優美さにいっそう緊密に接触すること」^{xi}が不可欠である、と述べている。次のレーツェクの言葉は、チェコ人によるチェコの芸術の不在という問題を提起しており、このようなリルケの芸術論につながるものであると考えられる。

「いったい連中は何者だろう、チェコ人だろうか？ 連中の誰か一人でも考えてみたまえ。たとえばカラスはあちこちのドイツ系新聞にわれわれの芸術のことを書くね。ところでそのわれわれの芸術とは何だろう？ ひょっとすると歌だろうか？ ——まだひどく幼くて、健康で、やっと目覚めたばかりの民衆が歌えるような。それとも民衆の力と勇気を示す物語だろうか？ 自分たちの故郷を描く絵だ

ろうか? どうだろう? 何も出てきやしない。」^{xii}

チェコの芸術はチェコを、とりわけチェコの民衆を描くべきである、というレーツェクの考えを、ポーフシュもまた共有している。ポーフシュは、民衆はみじめだ、と言い、その原因はドイツ人であると言う。

「ドイツ人はどこにでもいるし、彼らを憎まなくちゃならんのだからね。ねえ、これは何のためだろう? 憎しみがみじめさを生むんだ。ドイツ人にはやりたい放題やらせるがいい。どうせ連中にはほくたちの国などわかりやしない、だからこそ連中にはほくたちの手からこの国を奪うことなど決してできやしない。」^{xiii}

レーツェクは民衆を「奴隷」と呼び、ポーフシュは「子供」、「相続権も不完全な子供」と呼ぶ。民衆という概念は「ポーフシュ王」において、さらには読者というレベルで『家神への捧げもの』においても、重要な位置を占めている。レーツェクは「民衆は目覚め始めた。自分たちが若くて健康で、まだためらいながらも新しい出発の血が血管に脈打つのを今はじめて感じている」^{xiv}と言うが、この言葉には二重の意味が込められている。リルケが民衆に抱いている共感と、民族主義の活動家レーツェクの、扇動者としての側面である。

せむしの小男ポーフシュは、自分の姿を恥じて様々な考えを人前で口に出すことを避けてきたのであるが、チェコ人の運命についてレーツェクと言葉を交わすうちに、これからは語ることにしよう、と決意するに至り、周囲にそれとわかるほどに変化していく。また、レーツェクは短編「兄妹」にも登場し、主人公レイザの兄は、チェコ系のプラハ大学に入学してレーツェクと出会い、彼の影響を受けて民族運動に関わるようになり、それがもとで亡くなったのである。ポーフシュもまたスパイと誤解されてレーツェクによって殺されてしまう。レーツェクは自己の信念のためならば犠牲もいとわない冷酷な人間として描かれている。

チェコの研究者チェルニーは著書『ライナー・マリア・リルケ、プラハ、ボヘミア、チェコ人』のなかで、レーツェクを「(『二つのプラハ物語』のなかで) 最も

芸術的に成功している登場人物、鋭い輪郭をもった登場人物、明確にしかし細部に至るまで観察され、完全であり、肉と血からなる唯一の人間、この国の息子」^{xv}である、と評する。そして「リルケは彼(レーツェク)を強い共感をもって描いている、それほどにレーツェクの郷土愛は彼にとって魅惑的なのだ」^{xvi}と述べる。チェコ人であるチェルニーの共感がレーツェクにあるのは明らかである。しかし、リルケにとってレーツェクの人物像はそれほど「魅惑的」だったであろうか。

確かに、レーツェクの熱っぽい語りには力があり、レーツェクにチェコを語らせるとき、リルケは感情移入をしていると思われる。それがレーツェクという人物に現実味を与えているのであろう。しかし、ここでリルケは再び、今度は感情移入という手法を用いて、チェコ人に対して民族融和の<身振り>を見せているのではないだろうか。

チェルニーは、同著において、1890年代初めのチェコ人社会の変化について次のように素描し、リルケがこの変化の過程を熟知していると指摘している。

とりわけ1890年代の初めに、チェコ人社会は、熱狂的なテンポで新たに生まれつつあった政治的・文化的綱領およびグループが脈動を始めながら、また若い世代の登場によって全般的にラディカル化しつつ、きわめて急速にいくつもの政治的・文化的党派に分化していった。^{xvii}

そしてその一方で、

大いなる追想の中に沈潜し、[...]民謡風の道徳的な純粹さの神話によって心を動かされた、古い、歴史的・感傷的なチェコ主義は、大急ぎで場所を明け渡さねばならなかった。^{xviii}

前者は青年チェコ党、後者は老年チェコ党を指しているであろう。そして、レーツェクが青年チェコ党の新しい急進的なチェコ・ナショナリズムを体現しているのに対して、ポーフシュは年齢こそレーツェクと同年代であるが、老年チェコ党の「古い、歴史的・感傷的な」チェコ・ナショナリズムを代表していると思わ

れる。

たとえばポーフシュは、冒頭の場面で、春について語る芸術家たちの言葉に耳を傾けながら、遠い思い出の中から、春の記憶を呼び起こす。

昔、子供の頃に自然のままのシャルカ溪谷の春を見たことがあるが、陽光に満ちたあの日の澄みきった遠いこだまは今でも彼の胸奥に響いていた。都会を離れ喧騒から遠く隔たった地こそ、春が生まれ住む故郷であり、そこでみる春はひたすら清らかな喜びにあふれていた。^{xix}

また、ポーフシュは『家神への捧げもの』でリルケが描き出したような、古き良きブラハについて語る。

「ぼくは母なるブラハを心臓の中まで知っている、心臓の中までね。[...]何ととってもフラチーンの丘の裾に広がるクラインザイテこそブラハの心臓部だからね。心臓にはいつも底知れぬ秘密があるものだが、実際この古びた家並みには秘密がいくらかでもひそんでいるのさ。[...]あの地区には古い礼拝堂がいくつもあって、イエズス会のものだけど、およそ珍しい品物が残されている。[...]おまけにこの古い礼拝堂から街中いたる所に地下道が通じている、おそらくウィーンまでもね。」^{xx}

ウィーン、すなわちオーストリア政府とのつながりを自明のものとして受け入れている点もまた、古いチェコ・ナショナリズムを表しており、それはポーフシュの出自からも見て取れる。彼の亡くなった父は、公爵家の守衛を勤めた人物であり、ポーフシュは幼少の頃、「金モールに飾られた濃紺色の大きな皮の外套を着て、襟も隠れんばかりに豊かでいかつい頬髯をはやし」、「大股に誇らしげな足取りでシュポルネル通りに面した公爵家の古い宮殿の、高いピカピカの表廊下を行ったり来たりしていた」^{xxi}父の姿を誇らしく思っていたのだ。

チェルニーの指摘に反して、リルケの共感にはポーフシュにあるように思われる。チェコ人が急進的になる一方で、ドイツ人の間にもまた汎ドイツ主義が拡大し

た時代、そうしたドイツ・ナショナリズムとはまったく無縁であったとはいえ、プラハの少数派支配階層のドイツ人であるリルケは、急進的なチェコ・ナショナリズムに共感することはできなかったのである。幼い頃から慣れ親しんだスラヴの風土への想いから、リルケはチェコ人とチェコ文化の独自性を重要視し、チェコ人のためにオーストリア政府の支配からの解放を願ったわけであるが、暴力や争いは望まなかったのである。

しかし、時代はリルケの望まなかった方向へと進んでいく。リルケはポーフシュの体現する古いチェコ・ナショナリズムが、今や新たなナショナリズムに取って代わろうとしていることを知っている。これまで胸に秘めていた様々な考えをこれからは表現しようと心に決めた矢先、ポーフシュはレーツェクによって殺されてしまう。

4. 結語

1893年9月から95年10月までの2年余りにわたって、ブラハは、ドイツ人とチェコ人の抗争による治安の悪化のため、戒厳令下に置かれていた。そのような状況下で書かれた詩集『家神への捧げ物』、また、その時期を舞台とする短編『ポーフシュ王』において、リルケは徹底してチェコ人よりの姿勢を示している。しかしながら、それらは、チェコ民族運動へのリルケの加担ではなく、コスモポリタンの精神に基づいた、二つの民族の融和を願うリルケの文学的<身振り>として読むことができる。『家神への捧げ物』においては、詩のレトリック——擬人法や五感による比喩——といった形で、また「ポーフシュ王」においてはレーツェクという登場人物への感情移入によって、チェコ人という特定の読者に強く訴えかける。リルケとチェコ・ナショナリズムとの関わりは、このような<身振り>において、政治性と非政治性の間を揺れ動いているのではないだろうか。

- ⁱ Rainer Maria Rilke: Sämtliche Werke. Erster Band, Frankfurt/M, 1955. S. 42.
- ⁱⁱ Hartmut Binder (Hrsg.) : Mit Rilke durch das alte Prag. Ein historischer Spaziergang mit zeitgenössischen Fotografien zu Rilkes >Larenopfer<. Frankfurt am Main und Leipzig, 1994. S. 225.
- ⁱⁱⁱ Rainer Maria Rilke: Sämtliche Werke. Erster Band, Frankfurt/M, 1955. S. 43.
- ^{iv} ebd. S. 46.
- ^v ebd. S. 11.
- ^{vi} Hartmut Binder (Hrsg.) : Mit Rilke durch das alte Prag. S.19.
- ^{vii} クラウディオ・マグリス『オーストリア文学とハプスブルク神話』、鈴木隆雄 / 藤井忠 / 村山雅人訳、水声社、260ページ
- ^{viii} 同上、262ページ
- ^{ix} Rainer Maria Rilke: Briefe zur Politik, hrsg. von Joachim W. Storck, Frankfurt/M, 1992. S. 9.
- ^x Rainer Maria Rilke: Sämtliche Werke. Vierter Band. Frankfurt/M,1961. S. 110.
- ^{xi} ebd. Fünfter Band. Frankfurt/M,1965. S. 471.
- ^{xii} ebd. Vierter Band. Frankfurt/M,1961. S. 110.
- ^{xiii} ebd. S. 116.
- ^{xiv} ebd. S. 111.
- ^{xv} Václav Černý: Rainer Maria Rilke, Prag, Böhmen und die Tschechen. Brno, 1966. S. 37f.
- ^{xvi} ebd. S. 38.
- ^{xvii} ebd. S.36f.
- ^{xviii} ebd. S. 37.
- ^{xix} Rainer Maria Rilke: Sämtliche Werke. Vierter Band. Frankfurt/M,1961. S. 104.
- ^{xx} ebd. S. 107f.
- ^{xxi} ebd. S. 105.

コアを活用した基本語の学習と指導における理論的枠組み

森本 俊 (常磐大学人間科学部)

Theoretical framework for core-based learning and teaching of English
basic verbs in the instructional context

Shun Morimoto (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

1 はじめに

近年の英語教育において、makeやgive, takeなどの動詞や、前置詞、形容詞、冠詞、句動詞といった基本語 (basic words) を使いこなす力 (基本語力) を身につけることの必要性が叫ばれている (Meara, 1995; Nation, 2001; Sinclair & Renouf, 1988; 田中, 2006)。田中 (2006) は基本語力を、語を「使い分けつつ、使い切る力」と定義し、それを身につけるためには、それぞれの語がもつ意味の構造 (語彙内構造: intra-lexical structure) と、語と語の関係性 (語彙間構造: inter-lexical structure) について注目することが必要であると述べている。

基本語は日常生活に関する話題から学術的な話題まで幅広く、高頻度で用いられており、英語の実用的な運用能力を身につける上で重要な役割を果たしている (Loewen & Ellis, 2004; Hazenbun & Hulstijn, 1996; Laufer, 1992)。そこで、Liu and Nation (1985) と Nation (2001) は、学習の初期段階において約3,000の高頻出単語を優先的に学習すべきであると主張している。Nation (2001: 16) は基本語の学習について、"[t]he high-frequency words of the language are clearly

so important that considerable time should be spent on them by teachers and learners" と述べ、基本語の学習に十分な時間をかけることの重要性を強調している。

基本語は日常生活で頻繁に用いられているため、その習得は一見すると容易であるかのように思われるが、多くの学習者にとっては困難であると報告されている (Bensoussan & Laufer, 1984; Laufer, 1997; Lennon, 1996; Shirai, 1995)。その主な要因として、用いられる頻度が高ければ高いほど、多義性 (polysemy) が大きくなるという性質が挙げられる (Ravin & Leacock, 2000)。例えば英和辞書でtakeを引くと、「取る、捕らえる、入れる、使用する、講じる…」といった一連の意味が提示されており、学習者は1つ1つの用例を、訳語を覚えることを通して学ぶこととなる。しかし、学習者にとってそれらの訳語の間にもどのような意味的関連性があるかを理解することは困難な場合が多く、その結果、基本語の意味は複雑で多岐にわたるという通念が学習者のみならず、教師の間でも形成される。しかし、ここで問わなければならないのは、仮に「取る」や「使用する」といったtakeの訳語を全

で覚えたとして、それがtakeの意味を理解したことになるかという点である。

基本語の意味世界をどのように捉え、記述するかというこの意味論上の問題に対し、近年精力的な研究が行われているのが、認知的スタンス (cognitive stance) に基づいた意味研究である (Herskovits, 1988; Lakoff, 1987; Langacker, 1987; Radden & Dirven, 2007; Taylor, 1995)。認知的スタンスとは一言で言えば、「言語表現は人々がどのように世界を知覚し、概念化しているのかを反映する」というものであり、そこから恣意的 (arbitrary) であるとされる言語表現にも、意味的動機づけ (semantic motivation) が存在し、説明を施すことが可能である (accountable) という命題が導出される。認知的スタンスに基づいた基本語の研究は、ここ30年を通して数多く行われてきており、様々なアプローチが提唱されてきた (Lakoff, 1987; Tyler & Evans, 2001)。その中でもコア (core meaning) やイメージ図式 (image-schema) といった概念の有用性に多くの研究者の関心が集まっており (Dewell, 1994; 田中, 1990, 2006)、英語教育・学習の分野でもその影響を受け、巷間にはイメージを活用した語彙学習の学習書や問題集などが溢れている。

これらの概念を活用した学習をCore-based learning (CBL) と呼ぶことができるが、その有効性を検証した先行研究として、Morimoto and Loewen (2007) が挙げられる。Morimoto and Loewenは、イメージ図式を活用した指導法 (image-schema-based instruction: ISBI) が基本動詞break及び前置詞overの習得にどの程度有効であるかを、対訳式の学習法 (translation-based instruction: TBI) と比較した。その結果、overについてISBIを受けた学習者の受容性判断テストにおけるスコアがTBIを受けた学習者の結果よりも有意に高いことが明らかになり、ISBIが基本語習得において一定の有効性を有するものであることが示唆された。

以上の先行研究をはじめとして、CBLは英語の基本語習得において一定の有効性をもつことが示されているが、依然その理論的及び実証的な研究は発展途上にある。CBL研究を進めるにあたり、コアやイメージ図式の活用が語彙習得プロセスのどの局面に対してどの

ような効果をもたらすのか、どの習熟度の学習者にとって有効であり、それはなぜなのかといった一連の問題を議論しなければならない。本稿では、以上の問題意識を踏まえ、第二言語語彙習得理論 (second language lexical acquisition) の枠組みの中にCBLを位置づけ、上記の問いに答えたい。そして、CBLを実際の指導において実践する際どのような点を考慮すべきかを議論する。最後に、CBLに関する研究における今後の課題と展望を述べたい。

2 CBLの基本的な考え方と実践

CBLを第二言語語彙習得論の視点から検証するのに先立ち、本節ではCBLにおいて用いられるコアやイメージ図式といった概念について議論し、CBLに基づいた指導の在り方について概観する。

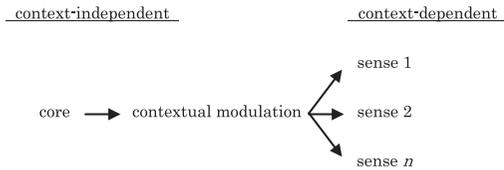
2-1 コアとコア図式

コアとは、多義語における「文脈から独立した (context-independent)、最大公約数的な意味」と定義することができる (田中, 1990)。Bolinger (1977: 19) は同様の概念に対し “a single overarching meaning” を、Jakobson (1971) は “common denominator” という表現を用いている。Ruhl (1989: 6) は、”[w]hat appears to be a number of separate senses, possibly highly different and unrelatable, can be better analyzed as a single general lexical meaning that can be variously “modulated” by a range of specific interpretations.” (下線筆者) と述べている。これらの考え方に共通しているのは、基本語の意味は複雑で多岐にわたるものではなく、単純で曖昧であるという命題であり、そこには共通の意味 (コア) が存在しているということである (Caramazza & Grober, 1976)。

基本語の意味世界を捉える上で重要となるのが、意味 (meaning) と語義 (sense) の区別である (田中, 1990)。田中は、文脈から独立したコア (意味) が文脈的調整 (contextual modulation) を経ることにより、文脈に依存した (context-dependent) 語義が立ち現われてくるというモデルを提案している (図1)。そして、コアを視覚的にイメージ化したものが

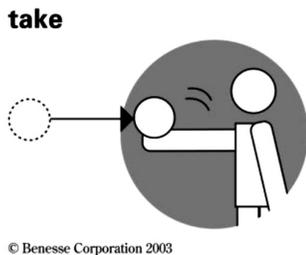
コア図式またはイメージ図式 (image-schema) である (Brugman, 1981; Lakoff, 1987)。

図1 コアと語義の関係 (田中, 1987: 32)



動詞takeには「取る、捕らえる、入れる、使用する、講じる…」といった一連の日本語が対応するが、これらは「自分のところに取り込む」というコアが様々な文脈の中で使われることによって派生する語義として捉えることができる。例えば、He took a pillという表現におけるtakeの意味は、後続する情報によって文脈的に調整され、and went to bedと続けば薬を「飲んだ」となり、to Tomと続けば、自分のところにとってトムに「渡した」、at the drugstore and got arrestedと続けば薬を「盗んだ」というように解釈される。対応する日本語は異なるものの、これらの用例の背後には、最大公約数的な意味として「自分のところに取り込む」というコアが存在しており、それは図2のようなコア図式で捉えることができる。

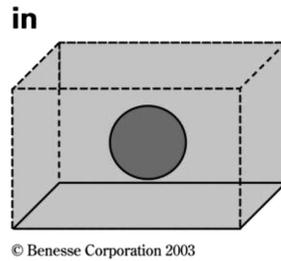
図2 takeのコア図式



また、認知的スタンスでは、イメージ図式に対して様々な認知的操作 (cognitive operations) が加わることによって意味世界が展開するという視点を探っ

ている。これには、図式の投射 (schema-projection) や、回転 (schema-rotation)、焦点化 (schema-highlighting)、融合 (schema-blending) といった操作が含まれる。例えば、前置詞inのコアは「空間内」であり、図3のようなコア図式で示すことができる。

図3 inのコア図式



The apple is in the box.では、2つの物の物理的空間における位置関係が示されているが、She is in love.という用例においては、コア図式が物理的な空間から心理的な空間 (psychological space) へと投射されている。また、We have a school festival in June. という用例では、時間的な空間 (temporal space) へと図式が投射されている。

以上のように、CBLではコアが文脈の調整を経て様々な語義が生まれ、コア図式に対して種々の認知的操作が加わることによって意味の世界がダイナミックに展開するという視点から基本語の意味を捉える。

2-2 CBLに基づいた基本語の指導

前節における理論的な枠組みを踏まえ、ここでCBLに基づいた基本語の指導について見ていきたい。CBLの実践については、河原 (2006) やMorimoto and Loewen (2007)、Sato (2015)、Terasawa (2007) において報告がなされている。研究者によってパリエーションが存在するものの、共通項としては次のような展開パターンを踏むことが多く見られる。

(1) 気づきを高める (awareness-raising) 活動を行う。

初めにコアを提示して用例を解釈していく演繹的なパターンや、様々な用例を学習者に提示し、それぞれの意味を確認し、共通のイメージを探させ

るといった帰納的なパターンが可能である。ここでの主眼は、学習者がかもつ「第一言語 (L1) = 第二言語 (L2)」式を理解を解体し、ターゲット語の意味世界の広がりについて気づきを高めることである。

(2) コアを提示し、用例を説明する。

コア及びコア図式を学習者に提示し、それぞれの用例においてコアがどのように活かされているのかを説明する。尚、speak, tell, talk, sayのように、意味的に類似した語群をセットで指導する場合は、コア同士を比較し、それぞれの違いを浮かび上がらせることを通し、ネットワーク型の知識を構築する。

(3) コアを意識したcomprehension及びproduction taskを行う。

コアを意識しながら、与えられた状況を描写する英文を作る活動や、ターゲット語が用いられた英文の意味を考えるとといった理解の活動を行う。

以上がCBLの基本的な流れであるが、どの程度の数の用例を提示するのか、授業においてどの程度の時間を費やすのかなどの変数が存在する。

3 第二言語語彙習得論からみたCBL

本節では、第二言語語彙習得理論の枠組みから、CBLの可能性について議論を行いたい。

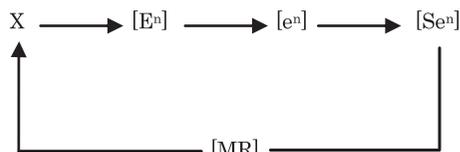
3-1 第二言語語彙習得モデル

第二言語の習得は、データ収集 (data-gathering) と規則形成 (rule-forming) の不断のプロセスである (Hatch, 1983)。これは換言すると、学習者は対象となる語の様々な用例に触れることを通し、その意味についての仮説を構築し (hypothesis-making)、それを検証していく (hypothesis-testing) という行為を繰り返すという漸次的な (incremental) プロセスである (Schmitt, 1998)。したがって、第二言語習得の過程を捉えるためには、学習者がどのように情報を処理し、それをどのように表象 (理解) しているのかという、information processingとmental representationの2つの側面を射程に入れることが重要となる。

第二言語語彙習得のモデルとして、田中 (1987、

1990)、田中他 (2005) は以下のような認知的学習モデルを提唱している (図4)。

図4 第二言語語彙習得における認知的学習モデル (田中他, 2005: 193)



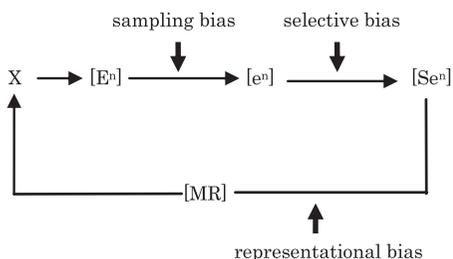
X = 学習項目; [Eⁿ] = population exemplars [用例の集合]; [eⁿ] = sample exemplars [用例のサンプル (提示された用例)]; [Seⁿ] = specific exemplars [実際に習得された項目]; [MR] = mental representation [Xの意味の心的表象 (理解の仕方)]

Xを動詞takeとした場合、それが用いられる全ての用例をpopulation exemplars (Eⁿ) と呼ぶ。Eⁿはあくまでも理論値であり、学習者が全てのEⁿに触れることは原理的に不可能である。したがって、学習者はその部分集合であるsample exemplars (eⁿ) に触れることになる。しかし、学習者は与えられた用例全てを習得するわけではなく、選択学習 (selective learning) を行う。学習者は与えられた一群の用例の中から自らのスキーマ (認知的枠組み) に合致する用例を選択的に採り入れ内在化し (assimilation)、それに合致しない用例はスキーマの調整 (accommodation) を引き起こすか、もしくは除外されるという過程を経る (Piaget, 1963)。この選択学習を経て学習者が習得した用例群がspecific exemplars (Seⁿ) である。このeⁿとSeⁿの区別は、第二言語習得論におけるinputとintakeの区別に対応し (Chaudron, 1985)、Seⁿはeⁿの部分集合となる。そしてSeⁿを基盤として学習者はtakeの意味についての心的表象 (mental representation) を構築する。

以上が認知的学習モデルによる第二言語の語彙の習得過程であるが、このモデルにおいては、3つのバイアスが不可避免的に生じることになる。それらは、Eⁿからeⁿにかけて起こるsampling bias、eⁿからSeⁿの間に生じるselective bias、そして学習者がターゲット語の意味の心的表象を構築する際に生じるrepresentational biasである。認知的学習モデルとこれらのバイアスと

の関係を示したのが図5である。

図5 認知的学習モデルとバイアスの関係
(田中他, 2005: 193をもとに作成)



sampling biasは、ターゲット語における全ての用例に触れることはできないという事実から不可避免的に生じ、selective biasは学習の過程に起こる選択学習によって引き起こされる。representational biasは、学習者によるターゲット語の意味の理解の仕方に影響を与えるバイアスであるが、その主たる要因は、第一言語のフィルター (L1 filter) である (Adjémian, 1983; Kellerman, 1979)。多くの第二言語学習者は語彙を学習する際、対応する訳語を通して学習するという方略を用いる (Cho, 2002; Hayashi, 2001; Nesi & Meara, 1994)。Tanaka and Abe (1985) は、これを search-translation-equivalent (STE) strategy と呼んでいる。第二言語学習者にとって第一言語の影響は避けることができないため (Ijaz, 1986)、第二言語の語彙習得過程を捉えるためには、第一言語の意味世界、第二言語の意味世界、そして学習者言語の意味世界という3つの視点を得ることが必要となる (図6)。

図6 学習者言語と第一及び第二言語の意味世界の関係
(Tanaka & Kawade, 1986: 9より)

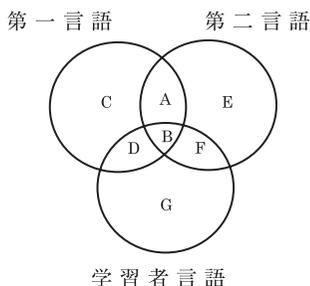


図6をもとに第二言語語彙習得を見ると、第一言語における訳語とターゲットとなる語の意味的可能性 (semantic potential) が重複する用例 (図中A・B) については、学習が促進される (正の転移: positive transfer)。例えば、breakを学習する際、日本語の「こわす」を用いることができる用例 (例: break a vase) を理解することは容易である。一方、第一言語と第二言語の意味の可能性にずれが生じる場合 (図中C・D・E・F) は、負の転移 (negative transfer) が起こり、学習が困難となる。日本語では「お腹をこわす」と言う表現があるが、これを文字通り直訳し、break one's stomachと言うことはできない。学習者がこのようなbreakの使い方をした場合 (図中D)、これを過剰汎化 (over-extension) と呼ぶ。一方、breakには、「馬を飼い馴らす」という意味でbreak a horseという用法があるが、日本語で「馬をこわす」とは通例言うことができない。このような領域 (図中E) を使いこなせないことを、過少汎化 (under-extension) と呼ぶ。以上の議論から、第二言語語彙習得とは、学習者がL1とL2の意味的可能性を意識しつつ、自らの語彙体系をL2にシフトさせていくプロセスとして理解することができる。

3-2 第二言語語彙習得理論からみたCBLの有効性

前節では、第二言語語彙習得理論の認知的学習モデルを概観し、習得の過程においてどのようなバイアスがにかかるのかという点について議論を行った。本節では以上の理論的枠組みの中にCBLを位置づけたい。

上述したように、認知的学習モデルでは、語彙習得のプロセスにおいて、3つのバイアスが不可避免的に生じる。したがって、第二言語の語彙習得を促進するためには、これらのバイアスの影響をどのように低減させるかという問題を解決しなければならない。結論を先に述べると、CBLを実践することにより原理的にそれは可能となる。

第一に、sampling biasについてであるが、CBLではコアを導出する際、できる限り多くの用例に触れることとなる。当然、一度の学習で全ての用例 (あるいは、ほとんどの用例) に触れることは原理的に不可能であるが、偏りの少ない一連の用例に触れることによ

り sampling biasを抑え、ターゲット語の意味世界の広がりについての気付きを高めることができる。また、コアとは文脈に依存した様々な用例の中核に存在する最大公約数的意味であるため、Eⁿに含まれる全ての用例において活かされているものである。したがって、どれだけ多くの用例をカバーするかという数の視点に加え、コアを理解することによってどのような用例に出会ったとしてもその意味を解釈することができる基盤を築くことが可能となる。

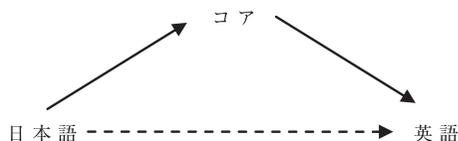
次に selective bias についてであるが、前節で述べた通り、与えられた一群の input が intake になるためには、それらが学習者のもつスキーマとの関連性が重要な意味を帯びる。CBLにより、たとえL1との対応関係に無い用例についても、コアの視点から意味を理解し、処理の可能性 (processability) を高めることができる。その結果、selective biasの低減を図ることが可能となる。

Ausbel (1968) は、機械的な学習 (rote learning) と有意義学習 (meaningful learning) を区別し、前者においては学習項目が学習者のもつ認知構造と関連なく保存されるのに対し、後者では認知構造との関連性において学習項目が内在化されるというプロセスを経ると述べている。この包摂理論 (subsumption theory) からCBLを見ると、コアを理解することで、一見意味的に関連性のない語義を処理し、ネットワーク化することが促進される。この考え方は、Hulstijn and Laufer (2001) における deep processing と通底

するものであり、学習項目の長期間の保持 (retention) を促すことに寄与する。

最後の representational bias については、CBLを通して search-translation-equivalent strategy に頼ることなく、コア図式とともにイメージとして語の意味世界を理解することが可能となる。換言すれば、L1 filter の影響を受けることなくターゲット語の意味を捉えることとなる (図7)。学習者はターゲット語と母語の意味が一対一対応しないことを理解し、コアを通して用例を処理することになるため、たとえその用例が第二言語特有の用法であったり、新奇なものであったりしても、それを処理することが可能となる。その結果、L1=L2式の理解の仕方から脱却を図ることができ、representational biasを低減させることに繋がる。

図7 日本語とコア、英語の関係



以上の議論から、第二言語語彙習得理論とCBLの関係は、表1のようにまとめることができる。

表1 語彙の習得過程とバイアス、CBLの関係

習得過程	バイアス	CBLとの関係
input	sampling bias	たとえサンプリング上のバイアスがあったとしても、コアを理解することで、その負の影響を抑えることができる。
intake	selective bias	コアを通して用例間の関連性を理解することができるため、有意義学習が起こることが期待される。
mental representation	representational bias	コアの理解により、日本語訳に依拠せず語の意味世界について理解することが可能となる。

3-3 CBLと学習者の習熟度の関係

前節での議論に加え、CBLの有効性を議論する上で考慮しなければならないのが、学習者の習熟度との関係である。結論から言えば、CBLは初学者のみならず、一定の学習経験を有する学習者にとっても有効となり得る。

初学者にとっては、CBLの考え方を初期段階から身につけることにより、語彙を学習する際、安易に日本語と英語を一対一対応することなく、その本質を掴む態度を身につけることができる。ターゲット語の様々な用例を網羅的に提示することはその段階では難しいため、まずはL1=L2という概念を崩し、処理可能な用例を提示することが必要となる。そして習熟度が上がるにつれ、カバーする用例の幅を段階的に広げていくという工夫が求められる。

一方、一定の学習経験を有する学習者にとっては、既に様々な用例にある程度触れているため、CBLを通してバラバラに学習していた知識をネットワーク化させ、その意味世界を再構築 (restructuring) することが可能となる (McLaughlin, 1990)。さらに、既存のスキーマに合致しない用例についても、排除することなく処理することが可能となる。

以上、第二言語語彙習得論の視座からCBLの有効性について議論を行った。その結果、以下のような結論を導き出すことができる。

- (1) CBLにより、語彙習得の過程に生じる種々のバイアスの影響を抑え、基本語の習得を促すことができる。
- (2) CBLにより、search-translation-equivalent strategy を通した「L1=L2」式の語彙学習法からの脱却を促すことができる。
- (3) CBLは、初学者から上級の学習者まで幅広い学習者にとって有効となり得る。

4 今後の課題と展望

本稿では、第二言語語彙習得論の視座からCBLの可能性について議論を行った。最後に、CBL研究における今後の課題と展望について述べたい。

第一に、語彙学習におけるnegative evidenceの存在である。第二言語の学習において、正しい用例(positive

evidence) を提示することの必要性は言うまでもないが、同時に言語規範から逸脱した用例 (negative evidence) に触れることの重要性を指摘する研究もある (White, 1991)。例えば、breakの場合、対象となるものの形状や機能が損なわれる状況であれば、仮にbreak a buildingやbreak the earthと表現することができると学習者が解釈する可能性がある。換言すれば、対象のbreakabilityについての理解がCBLを通してどの程度図られるかを明らかにする必要がある。そこで、breakの学習過程において敢えて非慣用的な例を学習者に提示することにより、breakの過剰汎化を防ぐことができる可能性がある。具体的には、非慣用的なものを含んだ一連の用例を提示し、その受容度について考えさせるといった活動の有効性についても検証すべきである。

また、語彙学習は漸次的なプロセスであり、一度の学習で全ての用例を網羅することは不可能である。したがって、どのような用例を学習のどのタイミングで提示するかという問題を議論しなければならない。例えば、英語を習い始めたばかりの中学1年生に動詞breakを導入する際、He broke the bad news to me. (彼は私に悪い知らせを伝えた) や、break a wild horse to the saddle (野生の馬を鞍に慣らす) といった用例を提示した場合、学習者の処理能力を越えることは明らかである。この考え方を敷衍すれば、<いつ><どの>のような用例を<どの程度>導入するかという問題に突き当たる。学習者の習熟度と用例の提示については、カリキュラムにおける語彙指導の項目において重要な位置を占めるため、今後更なる探究が必要である。

最後に、本稿ではCBLが学習の初期段階を含めた幅広い学習者に対して有効となり得る理論的枠組みを提供したが、その有効性について更なる実証的な研究を行い、検証する必要がある。量的研究に加えて、学習者がこのアプローチに対してどのような考えをもっているのかをインタビューなどを通して詳らかにする必要がある。また、現場の英語教員がどのような考えをもっているのかについても調査を行う必要があるだろう。

5 参考文献

- Adjémian, C. (1983). The transferability of lexical properties. In S. Gass & L. Selinker (Eds), *Language transfer in language learning* (pp. 250-268). Rowley, Mass: Newbury House.
- Ausbel, D. A. (1968). *Educational psychology: A cognitive view*. New York: Holt, Rinehart & Winston.
- Bensoussan, M., & Laufer, B. (1984). Lexical guessing in context in EFL reading comprehension. *Journal of Research in Reading*, 7, 15-32.
- Bolinger, D. (1977). *Meaning and form*. London: Longman.
- Brugman, C. M. (1981). *Story of over*. Unpublished MA thesis, University of California.
- Caramazza, A., & Grober, E. (1976). Polysemy and the structure of the subjective lexicon. In *Georgetown University Round Table on Language and Linguistics 1976*. Washington, D.C.: Georgetown University Press.
- Chaudron, C. (1985). Intake: On models and methods for discovering learners' processing of input. *Studies in Second Language Acquisition*, 7, 1-14.
- Cho, K. (2002). A cognitive linguistic approach to the acquisition of English prepositions. *JACET Bulletin*, 35, 63-78.
- Dewell, R. B. (1994). *Over* again: Image-schema transformation in semantic analysis. *Cognitive Linguistics*, 5(4), 351-380.
- Hatch, E. (1983). *Psycholinguistics: A second language perspective*. Rowley, Mass: Newbury House.
- Hayashi, M. (2001). The acquisition of the prepositions "In" and "On" by Japanese learners of *English*. *JACET Bulletin*, 33, 29-42.
- Hazenburger, S., & Hulstijn, J. (1996). Defining a minimal receptive second language vocabulary for non-native university students: An empirical investigation. *Applied Linguistics*, 17(2), 145-163.
- Herskovits, A. (1988). Spatial expressions and the plasticity of meaning. In B. Rudzka-Ostyn (Ed.), *Topics in cognitive linguistics*. Amsterdam: John Benjamins.
- Hulstijn, J. H., & Laufer, B. (2001). Some empirical evidence for the involvement load hypothesis in vocabulary acquisition. *Language Learning*, 51(3), 539-558.
- Ijaz, I. (1986). Linguistic determinants of lexical acquisition in a second language. *Language Learning*, 36, 401-451.
- Jakobson, R. (1971). *Selected writings: Word and language*. The Hague: Mouton.
- 河原清志 (2006). ECFをベースとした語彙指導研究. *ARCLE REVIEW*, 2, 31-41.
- Kellerman, E. (1979). Transfer and nontransfer: Where we are now. *Studies in Second Language Acquisition*, 1, 37-57.
- Lakoff, G. (1987). *Women, fire, and dangerous things: What categories reveal about the mind*. Chicago: University of Chicago Press.
- Langacker, R. (1987). *Foundation of cognitive grammar (Vols. I & II)*. Stanford: Stanford University Press.
- Laufer, B. (1992). Reading in a foreign language: How does L2 lexical knowledge interact with the reader's general academic ability. *Journal of Research in Reading*, 15, 95-103.
- Laufer, B. (1997). The lexical plight in second language reading. In J. Coady & T. Huckin (Eds.), *Second language vocabulary acquisition* (pp. 20-34). Cambridge: Cambridge University Press.
- Lennon, P. (1996). Getting 'easy' verbs wrong at the advanced level. *International Review of Applied Linguistics*, 34(1), 23-36.
- Liu, N., & Nation, I. S. P. (1985). Factors affecting guessing vocabulary in context. *RELC Journal*, 16, 33-42.
- Loewen, S., & Ellis, R. (2004). The relationship

- between English vocabulary knowledge and the academic success of second language university students. *New Zealand Studies in Applied Linguistics*, 10(1), 1-29.
- Meara, P. (1995). The importance of an early emphasis on L2 vocabulary. *The Language Teacher*, 19(2), 8-11.
- Morimoto, S. & Loewen, S. (2007). A comparison of the effects of image-schema-based instruction and translation-based instruction on the acquisition of L2 polysemous words. *Language Teaching Research*, 11(3), 343-372.
- Nation, I. S. P. (2001). *Teaching and learning vocabulary*. New York: Newbury House.
- Nesi, H., & Meara, P. (1994). Patterns of misinterpretation in the productive use of EFL dictionary definitions. *System*, 22(1), 1-15.
- Piaget, J. (1963). *The origin of intelligence in child*. New York: Norton.
- Radden, G., & Dirven, R. (2007). *Cognitive English grammar*. Amsterdam: John Benjamins.
- Ravin, Y., & Leacock, C. (2000). Polysemy: An overview. In Y. Ravin & C. Leacock (Eds.), *Polysemy: Theoretical and computational approaches*. Oxford: Oxford University Press.
- Ruhl, C. (1989). *On monosemy; A study in linguistic semantics*. Albany: State University of New York Press.
- Sato, M. (2015). Effectiveness of acquiring of basic verbs by using core schema-based instruction. *International Journal of Languages, Literature and Linguistics*, 1(1), 34-38.
- Schmitt, N. (1998). Tracking the incremental acquisition of second language vocabulary: A longitudinal study. *Language Learning*, 48(2), 281-317.
- Shirai, Y. (1995). The acquisition of the basic verb PUT by Japanese EFL learners: Prototype and transfer. *Gogaku Kyoiku Ronsou*, 12, 61-92.
- Sinclair, J., & A. Renouf (1988). A lexical syllabus for language learning. In R. Carter and M. McCarthy (Eds.), *Vocabulary and Language Teaching*. London: Newbury House.
- 田中茂範 1987.『基本動詞の意味論 コアとプロトタイプ』三友社
- 田中茂範 1990.『認知意味論 英語動詞の多義の構造』三友社
- 田中茂範・アレン玉井光江・根岸雅史・吉田研作 2005.『幼児から成人まで一貫した英語教育のための枠組み—ECF—』リーベル出版
- 田中茂範 2006. 英語における語彙力—イメージ学習の理論的背景と応用—. *Educational Development*, 2, 7-26.
- Tanaka, S., & Abe, H. (1985). Conditions on interlingual semantic transfer. In P. Larson, E. Judd & D. Messerschmitt (Eds.), *TESOL '84: A brave new world*: TESOL 1985.
- Tanaka, S., & Kawade, S. (1986). The role of the L1 filter in the selection of specific exemplars. *Ibaraki University Bulletin*, 18, 143-164.
- Taylor, J. R. (1995). *Linguistic categorization* (2nd ed.). Oxford: Oxford University Press.
- Terasawa, S. (2007). Focusing on verbs of perception. *ARCLE REVIEW* 2, 80-96.
- Tyler, A., & Evans, V. (2001). Reconsidering prepositional polysemy networks: The case of *over*. *Language*, 77(4), 724-765.
- White, L. (1991). Adverb placement in second language acquisition: some effects of positive and negative evidence in the classroom. *Second Language Research*, 7(2), 133-161.

17【訓読文】君子の道は四。丘未だ一をも能くせず。子に求むる所、以て父に事^{つか}うるは、未だ能くせざるなり。臣に求むる所、以て君に事うるは、未だ能くせざるなり。弟に求むる所、以て兄に事うるは、未だ能くせざるなり。朋友に求むる所、先に之れを施すは、未だ能くせざるなり。

《釈義》《忠恕》の目なり。即ち《人》を以て人を治むる¹⁶の意にして、《中》を用うるの事なり。《父子・君臣・兄弟・朋友》、《達道²⁰》の中、其の四を挙ぐるなり。

庸徳を之れ行い、庸言を之れ謹む。足らざる所有れば、敢えて勉めずんばあらず。余り有れば敢えて尽くさず。言は行いを顧み、行いは言を顧みる。君子胡ぞ慥慥爾ならざらん。

《釈義》《道》を知るは則ち之れを行ふ所以なり。故に上文の《道》を知るを繼ぐに、《道》を行ふの事を以てするなり。

○此に至りて始めて《庸》字を掲げて、以て上文の言う所は即ち是れ《庸》なるを明らかにするなり。《道は人に遠からず¹⁶》とは、即ち上文の《父子》以下四者の如きは、《天下の達道^{4, 20}》にして、《須臾も離るべからず²¹》、經常不易、知り易く従い易くして、《隠れたるを索め怪しきを行¹²》者に非ず。《庸》と為す所以なり。《徳》は毎に足らざるが、故に之れを行¹²に勉む。言は毎に余り有るが、故に之れを謹み敢えて尽くさず。《言行》相い顧みて、《言》は必ず《行》べく、《行》は必ず《言》べし。《慥慥》にして篤実なるは、皆な《中》を《守る》所以、《中》を《守る》は《仁》なり。

【訳注】

(一) 知り易く従い易く、「易経」繫辭上伝に「乾は易を以て知り、坤は簡を以て能くす。易なれば則ち知り易く、簡なれば則ち従い易し。知り易ければ則ち親しみ有り、従い易ければ則ち功有り。親しみ有れば則ち久しかるべく、功有れば則ち大いなるべし。久しかるべきは則ち賢人の徳、大いなるべきは則ち賢人の業なり」とあり、本義は「人の為す所、乾の易の如くなれば、則ち其の心明白にして人知り易く、坤の簡の如くなれば、則ち其の事要約にして人従い易し。知り易ければ則ち之れと心を同じくする者多し。故に親しみ有り。従い易け

れば則ち之れと力を協わす者衆し。故に功有り」とある。

17【現代語訳】君子の道は四つある。わたし丘はそのうちの一つすらまだできていない。自分の子にしてほしいことによつて父にお仕えることは、まだできていない。自分の臣下にしてほしいことによつて自分の君にお仕えることは、まだできていない。自分の弟に求めることによつて自分の兄にお仕えることは、まだできていない。自分が友達にしてほしいことをまず友達にすることは、まだできていない。

《釈義》《忠恕》の細目である。それはまさしく16節の《人》によつて人を治める《意》であり、《中》を用いる《事》である。《父子・君臣・兄弟・朋友》は《達道》の中の四つを挙げてゐる。

一定不変で容易に知り従える庸の徳を行い、庸の言葉を謹む。徳は常に不足しているので、懸命に行わなくてはならない。言葉は常に言い過ぎてしまうので、あえて言い尽くさない。言葉は行動に、行動は言葉に適っているのか、それぞれ顧み、言ったことは必ず行い、行ったことは必ず言う。このような君子がどうして篤実でないことがあるのか。

《釈義》《道》を知るのは《道》を実行するためである。そのため16節の《道》を知るに繼いで、《道》を実行することを述べている。

○この節に至つて、始めて《庸》の字を掲げ、前節で述べたことは《庸》であることを明らかにしている。前節《道は人の遠くにあるのではない》とは、本節《父子》以下四つの項目は、《天下の達道》であり、人から《少しも離れず》、一定不変で、容易に知り従えるものであり、《高遠なものを求め奇怪な行動をする》ものではないことである。それ故それが《庸》なのである。《徳》は常に不足しているので、懸命に行う。言葉は常に言い過ぎてしまうので、慎みあえて言い尽くさない。《言葉》と《行動》を相互に顧みて、《言ったこと》は必ず《行い》、《行い》は必ず《言う》。誠であり篤実なのは、すべて《中》を守るためであり、《中を守る》ことは《仁》のはたらきである。

ではない。人が道を行っているととしても、それが人情からかけ離れていれば、それは道ではない。詩には、柄を伐る、柄を伐る、その見本は遠くにはない、とある。斧の柄を持ち新たな斧の柄を木から切り取る際、見本となる斧の柄を横目で見ても、なお遠いとする。そのため、君子は道を実現した自分自身によって他人に道を実現させ、道を踏み外した行為を改めさせて止めるのである。この道を実現した自分によって人に道を実現させることが、すなわち忠恕であり、忠恕は道から遠い所にあるものではない。それは、自分自身に施してみても、してほしくないことは、人に施してはならないことなのだ。

《釈義》(これ以下は前章の意を繰り返して、「道を脩める」ことを述べる。この一節は、「道」を知ることである。「忠恕」は自分を他の物に及ぼすことである。それは、まさしく勿節の「自己を成し遂げるのは仁の徳であり、物を完成させるのは知の徳である。外と内とを合一にする道だ」)のことであり、内と外もまた7節でみた(両端)である。

○14節で見たように、「道」つまり「君子の道」である(中庸)は、「愚かな夫婦でも知り得て実行できることを端緒とする」。自分の心を他人に加える際、身近な自分を例に取り、「道」を実行させる。それがために(達道)とするのである。「遠く偏つたことを求め奇怪な行動をする」ような、人情から遠く離れているものは、「道」ではない。そのため詩を引用してこれを明らかにしたのである。この詩の意味は次の通り。削り出す斧の柄の長短の基準は、近く手に持つ斧の柄にある。しかし、それでもなお必ず横目でちらちらと見比べざるを得ない。それはまた近くにならないとするようなものである。《道》の場合は、斧の柄のように外に基準があるのではなく、直接はその人が備える《道》によって、その人の《道》を治めるのであり、もともと人が備えている《道》にこれこれの区別はない。ただ明德を明らかにし民を新たに、彼らにその邪僻を改めさせて止めるにすぎない。(人によって人を治める)とは、まさしく(忠恕)のことであり、他人と自分を等しくすることである。心の真ん中から発して、自分を推し及ぼして人を推しはかり、自分の心を他物に加える。そのため、自分がしてほしくないことは人にはやら

ない。他人に何を施すのかは、近くの自己の身にある。忠恕は(外と内とを合一にする)ことであって、「自己を成し遂げ、他物を完成させる」ことである。もし自分自身に備わっている《道》を推行拡充できれば、「外」と「内」、「自分」と「他物」、つまり「両端」を兼ねて完成させることができる。これが(中庸)の《道》である。そして「廣大(費)と精微(隠)、外と内、自分と他物という道の両端を極め致せば、「天地が正しく位置づけられ、万物が発育し、万人があるべき所で安心して暮らすようになる」のである。そのためこの節で「忠恕は道から遠い所にあるのではない」と言うのだ。《道》がこのようなだと知ることができるのは、「中を択ぶ」ためである。「中を択ぶ」とは「知」のはたらきである。

○考察する。「中を択ぶ」方法として、7節では「中を民に用う」と述べた。この節では「中を用いる」方法として、「人によって人を治め、改めれば止める」と述べている。それは「自分を他人に推し及ぼす」意味であり、このため「天下の達道となす」のである。ただ自分だけを善にして止めてしまうのではない。

17【原文】君子之道四。丘未能一焉。所求乎子以事父，未能也。所求乎臣以事君，未能也。所求乎弟以事兄，未能也。所求乎朋友先施之，未能也。

《釈義》忠恕之目。即以人治人之意、而用中之事也。父子君臣兄弟朋友、達道之中举其四矣。

庸德之行、庸言之謹。有所不足、不敢不勉。有餘不敢盡。言顧行、行顧言。君子胡不慥慥爾。

《釈義》知道則所以行之。故繼上文知道、以行道之事也。

○至此始揭庸字、以明上文所言即是庸也。道不遠人、即如上文父子以下四者、天下之達道、不可須臾離、經常不易、易知易從、而非索隱行怪者。所以爲庸也。德每不足、故勉於行之。言每有餘、故謹之不致盡。言行相顧、言必可行、行必可言。慥慥而篤實、皆所以守中、守中者仁也。

とみなし、知・勇を仁に包含させる。忠恕はこのような仁と同定されるが、その違いは「説論日札」一以貫之で「忠恕とは仁の方なり」と、忠恕は仁を実行するより具体的な手段とされ、さらに続けて、「忠は中心より発し、恕は人を視ること己の如くす。故に忠信を主として、恕以て終身之れを行うべしとす。孔門の教は理を説くを以て先と為さず。而して実行を以て務めと為す。之れに告ぐるに其の人の当に行うべき者を以てし、之れをして自ら仁に至るを得しむ。故に曾子は一貫に於いて仁と言わずして、忠恕と言う。忠恕なれば則ち仁に至るなり」と説く。『下学邇言』巻一、論学第一では、「忠と恕とは二なるも、而れども一以て之れを貫くと謂うは、蓋し忠と恕と合して則ち仁と為せばなり。夫子の道は仁のみ。忠恕は仁の分、仁は忠恕の合なり。其の致るは一なり。之れを貫く所以なり」と説き、夫子の道は、あくまでも仁であり、それを分けて言えは忠恕となるとする。さらに続けて「内に己を修めて外に人を治め、内外を合して之れを一にする者は仁なり。忠は則ち己の心より発して、至誠惻怛、自ら己む能わざることなり。恕とは則ち外に人を推して、博く施して衆を済い、邇きより遠きに及ぼすことなり。其の親愛の心の内より発して、外に見る者は、其の親を愛するより厚きは莫し。故に曰く、孝は徳の本なり」と説き、自注で「殷に三仁あり。君を愛し国を愛うの心を以て、而して天下の乱を坐視するに忍びず、自ら先王に靖んじ獻つる。…皆人人を愛すの誠、中心より発して其の物に及ぼすや大なり」と説く。忠は、己を修めて、人を愛し国を愛い、自分がやらねばならぬという至誠の思いが心の奥底から発せられ、自分で止められなくなることであり、恕とは自ら修めた道を徐々に近くの人から遠くの人へと及ぼし、最終的に博く民を救済することであり、この忠と恕とを総称して仁とみなしている。

(二) 譬えを近く其の身に在るに取りに「論語」雍也に「子貢曰く、如し博く民に施して能く衆を済うこと有らば何如。仁と謂うべきか。子曰く、何ぞ仁に事まらん。必ずや聖か。堯舜も其れ猶お諸を病めり。夫れ仁者は己立たんと欲して人を立て、己達せんと欲して人を達せしむ。能く近く譬えを取る。仁の方と謂うべきのみ」とある。14節【訳注】(七) 参照。

(三) 直に斯の人を以て斯の人を治め…章句では「君子は人を以て人を治む」を、「人を以て人を治むるが若きは、則ち人爲る所以の道、各おの当人の身に在り、初めより彼此の別無し。故に君子の人を治むるや、即ち其の人の道を以て、還りて其の人の身を治む」と説く。

(四) 徳を明らかにし、民を新たにし…「大学」冒頭に「大学の道は、明德を明らかにするに在り、民を親たにするに在り」とあり、章句には「明德は、人の天より得る所にして、虚靈にして不昧、

以て衆理を具えて万事に應ずる者なり。但だ気稟の拘うる所、人欲の蔽うる所と為れば、則ち時として昏きこと有り。然れども其の本体の明は、則ち未だ嘗て息まざる者有り。故に学者は当に其の発る所に因みて遂に之れを明らかにし、以て其の初に復るべきなり。新は、其の旧を革むるの謂いなり。言うところ、既に自ら其の明德を明らかにして、又た当に推して以て人に及ぼして、之れをして亦た以て其の旧染の汚れを去ること有らしむべきなり。…蓋し必ず其の以て夫の天理の極を尽くすこと有りて、一毫も人欲の私無きなり」とされる。衆理を備え万事に対応可能な明德を人は備えているが、気稟にとらわれ、人欲に蔽われているので、学者はその根本に立ちかえってこれを明らかにし、そしてそれを人々に及ぼし、気稟や人欲による汚れを取り去り旧を革め新たにするとする。會澤には「大学」に関する專著はないが、人欲を去ることについては35節で「先儒の(誠)を論ずると(之れを誠にする)とは、一私欲の有無を以て之れを断ずれば、則ち其の(之れを誠にする)所以の者は、其の善を長ずるに在らずして、其の悪を去るに在り。是れ其の扱ふ所は、則ち不善を扱ひて之れを去り、(善)を扱ひて之れを執るに非ざるなり。本文の謂う所の(善)を扱ふとは、則ち其の要は(学問思辨)に在り。…苟も能く(学問思辨)し以て(善)を明らかにし、(父子・君臣・夫婦・昆弟・朋友の交)より、(郊社禘嘗)(九經)等に至るまで、講究習熟し、以て実事に施すべくして、而る後に時に臨みて(禽く之れを行う)は、是れ所謂(金道を脩むる)者にして、其の善先に入りて、中に充実し、不善の事は、由りて入る莫し。即ち苟も仁に志せば、悪なる者無く、務めて其の悪を去らざるも、其の悪は自ずから消ゆ。蓋し是れ中庸の本旨なり。故に篇中に「も人欲の私等の字を下す者有る莫きなり」と論じる。学問によって、善を明らかにし、その善を育み成長させれば、悪は自ずと消えてなくなるとする。悪を去ることではなく、善を明らかにして育てることを強調する。また、會澤にとつて学問は最終的に政治であり、為政者のためのものであった。そのため、民の革新については、学問によつて自ら善や明德を明らかにした上で、民の汚れを取り去り、邪僻を改めるとするのである。

(五) 其の至れるに及んでは…15節【訳注】(三) 参照。

(六) 己を推して以て人に及ぼす…章句には「己の心を尽くすを思と為し、己を推し人に及ぼすを恕と為す」と説かれる。

16【現代語訳】先生は言われた。君子の道たる中庸は人から遠い所にあるの

○道者造端夫婦。加斯心於彼、取譬近在其身、人與我皆可。所以爲達道也。若其素隱行怪、不近人情者、則不可以爲道也。故引詩以明之。言所伐之柯、其長短之法、近在所執之柯。然猶未免邪視相度、則猶爲未近。若道則直以斯人治斯人、固無彼此之別。但明德新民、使之改其邪僻而止。以人治人者、即忠恕之事、人與我同耳。發於中心、推己以付人、加斯心於彼。故其所不欲、亦不施於人。施人之則、近在己身。忠恕則合外内、而成己成物。若能推行擴充、則外與内、己與物、兼兩端成之。是爲中庸之道。及其至、則可以察乎天地。故曰、達道不遠。能知道之如此、所以擇中。擇中者知也。

○按、前言擇中之方、則曰用中於民。至此將言用中之方、則曰、以人治人、改而止。其推己以及於人之意、所以爲天下之達道。非獨善其身而止也。

16 【訓読文】子曰く、道は人に遠からず。人の道を爲して人に遠きは、以て道と爲すべからず。詩に云わく、柯を伐り柯を伐る。其の則遠からず、と。柯を執りて以て柯を伐るに、⁶¹ 睨して之れを視るも、猶お以て遠しと爲す。故に君子は人を以て人を治め、改めて止む。忠恕は道を遠ること遠からず。諸⁶²を己に施して願わざれば、亦た人に施すこと勿⁶³れ。

《釈義》此れ以下、上文の意を反復し、《道を脩むる》の事を言う。此の一節は、乃ち《道》を知るの事なり。《忠恕》は己より物に及ぼす。即ち所謂《己を成すは仁なり、物を成すは知なり、外内を合するの道》にして、内と外とも亦た《両端》なり。

○《道》なる者は《端を夫婦に造す⁶⁴》。斯の心を彼れに加うるに、譬えを近くの其の身に在るに取り、人と我れと皆な行うべからしむ。《達道4・29》と爲す所以なり。其の《隠れたるを索め怪しきを行い⁶⁵》、人情に近からざる者の若きは、則ち《以て道と爲すべからざるなり》。故に詩を引き以て之れを明らかにす。言うところ、伐る所の柯の、其の長短の法は、近く執る所の柯に在り。然れども猶お未だ邪視して相い度るを免れざれば、則ち猶お未だ近からずと爲すがごとし。道の若きは則ち直に斯の人を以て斯の人を治め、固より彼此の別無し。但だ徳を明らかにし民を新たに⁶⁶し、之れをして其

の邪僻を改めしめて止むるのみ。《人を以て人を治む》とは、即ち《忠恕》の事にして、人と我れと同じくするのみ。中心より發して、己を推して以て人を付り、斯の心を彼れに加う。故に其の欲せざる所も、亦た人に施さず。人に施すの則は、近きの己の身に在り。《忠恕》は則ち《外内を合して、己を成し、物を成す》。若し能く推行擴充すれば、則ち《外》と《内》と、《己》と《物》と《両端》を兼ねて之れを成す。是れを《中庸》の《道》と爲す。《其の至れるに及んで⁶⁷》は、則ち以て《天地に察らかなる⁶⁸》べし。故に《道》を遠ること遠からず》と曰う。能く《道》の此の若きを知るは、《中を扱ぶ》所以なり。《中を扱ぶ》は《知》なり。

○按ずるに、前に《中を扱ぶ》の方を言うに、則ち《中を民に用う》と曰う。此れに至りて特に《中を用うる》の方を言わんとするに、則ち《人を以て人を治め、改むれば而ち止む》と曰う。其の己を推して以て人に及ぼすの意、《天下の達道》と爲す所以なり。独り其の身を善くして止むるに非ざるなり。

【訳注】

(一) 忠恕・會澤は「中庸」全篇を「己を成し、物を成し、外内を合す」ことが貫かれているとして解釈をする。それはまた忠恕とされ、彼にとって最重要視される概念のひとつであり、彼の学問の基礎に位置づけられるものである。「論語」には「參や、吾が道は一以て之れを貫く。……曾子曰く、夫子の道は忠恕のみ」と、曾子は、孔子の道は忠恕が貫かれているとす。會澤は『説論日札』巻一、一以貫之で「吾が道とは仁なり」とし、忠恕を仁と同定し、夫子の道を解釈する。したがって同巻一、道千乘之國で「仁とは、己を修め人を治むるの道なり」と述べるように、會澤にとって、仁も忠恕も、自ら道を修養し、民を治めることとされた。そのため4節で「君子の行いは仁のみ」と、君子の実践を仁に集約するのである。なお、29節に「仁の一字も知勇を説ぬ」とあり、仁一字で性の達徳である知・勇を包含していると考えられる。また、『下学適言』巻一、論学第一では「子思の如きは知・勇を以て三達徳と爲す。而して夫子も亦た曰く、知者は惑わず、仁者は愛えず、勇者は懼れず、と。是れ亦た三者を以て並び稱す。然るに、知は仁を知る所以、勇は仁を行う所以なれば、仁に非ざれば則ち知・勇も亦た未だ必ずしも美德と爲らざるなり」と説き、知・勇は仁を認識し実践するための徳

信は豚魚にまで及ぶなり」とあり、『説易日札』巻七、中孚には「本義、豚魚を以て止だ無知の物と為す、伝に、豚は躁、魚は冥、感じ難き者なり、と云うは、恐らくは巧に失せり。豚魚は無知と雖も而れども人の色を見て、便ち駭動し、之れを害する意無くんば則ち亦た安靜にして躁まじがず、是れ亦た自然にして相あひ孚するなり。象伝に謂う所の信豚魚に及ぶとは是なり」と説く。程伝には「孚信能く豚魚を感じしむれば、則ち至らざる無し。吉なる所以なり」とあり、朱子・程子を批判はしつつも、おおむね彼らに従う。中が孚であれば、その信は無知な豚や魚にまで及ぶとし、為政者が身を修め、誠となれば、その誠は民にも及ぶとする。

(三) 其の廣大精微の至り・14節では経文の「其の至れるに及ぶ」を「其の高遠なる者に至り」とし、道の精微で隠なるものとし、「夫婦の愚・不肖も与り知り、能く行うべき」を「卑近なる者」とし、道の広大で費なるものとした。本節の「其の至れるに及ぶ」については、「其の廣大精微の至り」と、道の両端である費と隠の至りとした。それを「天地に察らかな」状態、すなわち「中和を致して、天地位し、万物育す」状態とみなしている。道の両端の費と隠がひとつの端で、「中和を致す」状態がもうひとつの端とされた。14節【訳注】(一)(付箋)もあわせ参照。

15【現代語訳】詩には、鳶は天高く飛び、魚は淵に躍動する、とある。それは鳶や魚がそれぞれあるべき場所でありのままに生きていることを述べたものである。君子の道は、愚不肖の夫婦でも知り行えることを端緒とし、その極致を天地が正しく位置づけられ、万物が発育し、万人があるべき所で安心して暮らすこととするのだ。

《釈義》さらに、「両端」を重ねて述べ、16節「道は人に遠からず」以下の論を立ち上げている。

○詩の本来の意味は、思うに「鳶・魚」がゆつたりとしつつ、自ずと本来あるべき状態を得ていることによって、物がそれぞれ本来あるべき状態を得ていることを形容するものである。それは『易経』中孚の卦に「豚魚にまで信が及ぶ」とあるのとはほぼ同じで、為政者が道を修めて誠信になれば、その誠信は万物にまで及び、それぞれ本来あるべき状態を得ることを意味している。そのため子思はこの詩を引用して38節の「物の性を尽くす」こと、つまり自

らの性を尽くし、人・物の性を尽くさせることを述べたのである。(上下に察らるか)とは、4節の「天地が正しく位置づけられ万物があるべき所で性のままに育まれる」ことである。(端)は同じく7節に示される「両端」の(端)である。この意味は以下の通り。(君子の道)は、夫婦が知り行える所から始め、これを端緒として、その(廣大(費))(精微(隠))の極致が、(万物を発育させ)て、(天地に正しく位置づける)、つまり万人があるべき所で安心して暮らせるという(中和を致した)状態なのである。(鳶・魚)は、(夫婦の愚・不肖)よりも甚だ無知であるが、(飛び・躍る)はその(性)に導かれた行動であり、その(性)を尽くして、(天と淵)にそれぞれ(飛び・躍る)に至っている。(君子の道)である(中庸)は、夫婦でもできる性に導かれた行動を端緒とし、そして(人の性を尽くし)て、(天地が正しく位置づけられ、万物が発育される)という盛大な状態にまで至る。これもまた(鳶・魚)が(天・淵)に(飛び・躍る)ようなものである。そうすると(端を造す)と(其の至れる)も、また(道)の(両端)である。

○《費》(隠)以下、(ここに至るまでは)「道」の「両端」を述べて(中和を致す)の義を敷衍し、(道を脩める)ことは、(端を執って中を用いる)ことが標準だとしている。下文に至って、「道」を知ると(道)を行うとを分けて説くが、それも(道を脩める)ことである。

右は「道」の「両端」を論じて「中を挾ぶ」方法を明らかにしている。

四. 論禮之所由起

16【原文】子曰、道不遠人。人之爲道而遠人、不可以爲道。詩云、伐柯伐柯、其則不遠。執柯以伐柯、睨而視之、猶以爲遠。故君子以人治人、改而止。忠恕違道不遠。施諸己而不願、亦勿施於人。

《釈義》此以下反復上文之意、言脩道之事。此一節、乃知道之事。忠恕自己及物。即所謂成己仁也、成物知也、合外内之道、而内與外亦兩端也。

○詩之本旨、蓋以鳶魚從容自得、而形容物各得其所。猶中孚卦云豚魚信之類也。故子思引之、以言盡物之性。上下察者、謂天地位萬物育也。端即亦兩端之端。言君子之道、自夫婦之所知行、而作之頭緒、而其廣大精微之至、則發育萬物、察於天地也。鳶魚之無知、甚於夫婦之愚不肖。而飛躍者其性所能、能盡之性、以至飛躍天淵。而其造端於夫婦之所能、以盡人之性、至於天地位萬物育之盛、亦有如飛躍天淵者焉。而造端與其至者、亦兩端也。

○費隱以下至此、言道之兩端、以衍致中和之義、爲脩道者執端用中之準的。而至下文、方分說知道與行道、即脩道之事也。

右論道之兩端以明擇中之方

【校注】

(校一) 會澤家本は「頭緒」を「一端」と書き改めている。

15【訓読文】詩に云わく、鳶は飛んで天に戻り、魚は淵に躍る、と。其の上下に察らかなるを言うなり。君子の道は、端を夫婦に造す。其の至れるに及んでや、天地に察らかなり。

《釈義》又た《両端》を申し、以て下文の《道は人に遠からず》以下の論を起す。

○詩の本旨は、蓋し《鳶・魚》の從容として自ら得るを以てして、物の各々其の所得るを形容す。猶お中孚の卦に云う「豚魚信」の類のごときなり。故に子思之れを引き、以て《物の性を尽くす》を言う。《上下に察らかな》とは、《天地位し万物育す》を謂うなり。《端》は即ち亦た《両端》の《端》なり。言うころ《君子の道》は、夫婦の知り行う所自りして、之れが頭緒を作し、其の《廣大・精微》の至りは、則ち《万物を發育し》、《天地に察らかなり》。《鳶・魚》の無知は、《夫婦の愚不肖》よりも甚だし。而れども《飛び躍る》は其の《性》の能くする所にして、能く之れが《性》を尽くし、以て《天・淵》に《飛・躍》するに至る。而して其の《端》を夫婦の能くする所に造し、以て《人の性を尽くし》、《天地位し万物育す》の盛な

るに至るも、亦た《天・淵》に《飛・躍》するが如き者有り。而らば《端を造す》と《其の至れる》も、亦た《両端》なり。

○《費》《隱》以下、此に至るは、《道》の《両端》を言い、以て《中和を致す》の義を衍じ、《道を脩むる》は《端を執り中を用うる》を之れ準的と爲す。下文に至りて、方に《道》を知ると《道》を行つとを分けて説くは、即ち《道を脩むる》の事なり。

右《道》の《両端》を論じ、以て《中を択ぶ》の方を明らかにす。

【訳注】

(一) 詩の本旨は……詩は『詩経』大雅、旱麓。鄭賤では「箋に云う、鳶は鵞の類、鳥の貪悪なる者なり。飛びて天に至るは、悪人の遠くに去り民の害を為さざるに喩う。魚の淵中に跳躍するは、民の所得るを喜ぶに喩う」とし、『礼記』中庸、鄭注では「聖人の徳は、天に至れば、則ち鳶飛んで天に戻り、地に至れば魚は淵に躍る。是れ天地に著明なるなり」とし、詩本来の意味と、中庸中の詩の解釈が異なるとする。朱熹の『詩集伝』では「鳶は鵞の類、戻は至なり。李氏曰く、抱朴子に曰く、鳶の下に在るには力無く、上に至るに及んで、身を擡てて翅を直くするのみ、と。蓋し鳶の飛ぶは、全く力を用いず、亦た魚躍りて怡然として自得して、其の然る所以を知らざるが如きなり」とし、『中庸章句』では「子思、此の詩を引き以て化育の流行し、上下に昭著なるは、此の理の用に非ざるは莫きを明らかにす。所謂費なり。然れども其の然る所以の者は、則ち見聞の及ぶ所に非ず、所謂隠なり」とし、自らの詩の解釈をふまえて、万物が流行して自ずとあるべき所でそうなっていくのは理の作用であり、それを費とし、万物がそうなる原因を隠とする。會澤は詩を朱子的に解釈はするものの、「天地位し、万物育す」つまり天地万物があるべき所でそうなっていくことを理の作用とはみない。彼は『易』の中学をふまえて、君子自らが道を修得し誠になり、民に臨めばその誠は民にも通じ、民も誠になり、「天地位し、万物育す」状態になるとする。會澤の捉える「天地位し、万物育す」は、14節【訳注】(二)(七)で確認した「人を知り民を安んず」「博く民に施して能く衆を濟う」という統治の極致であった。為政者は学問をして、自らが誠になり、その上で、夫婦でも可能なことを端緒として、その極致を目指すとした。

(二) 豚魚信「易経」中学に「中学なれば、豚魚にまで吉。……象に曰く、……豚魚にまで吉とは、

の微なり」と、「隠」を道の微かな本体「費」を道の広いはたらきとして解釈した。

熱田家本がもとの文章であり、會澤家本の付箋がその修正であると思われるが、もとは道のはたらきの卑近なものを「費」とし、高遠なものを「隠」として解釈する。朱子的に言えれば、いずれも用である。修正されたものは、釈義4節の説と絡めて解釈し、「喜怒哀楽の未発」の状態を「隠」とし、「発して節に中る」から「中和を致して、天地位し万物育す」という既発の状態を「費」と捉える。より朱子的に解釈したと言える。會澤は、4節で、未発の間に、すでに中を得るための装置が備わっているため、発動して中を得ることができるとし、その装置が「知仁勇」という「性の徳」であり、それが「大本」「道の本」であると説いていた。すると、中を得るための原理的なものが「隠」であり、その中でも細小浅近なものは愚かな夫婦でも与かり知ることができ、「其の至れる」、すなわちその深奥なものは、聖人でも知り尽くせないとする。また、既発の状態である「費」は、その日常的なものには不肖な夫婦でも行いことができ、「其の至れる」、すなわち「中和を致して天地位し万物育す」こと、本節【訳注】(六・七)などによると、政治の究極の目的である民を救い安定させることは、聖人でもできるとしないうとする。「費」を知の段階、「隠」を行の段階とし、「其の至れる」についても、それぞれの段階で異なる解釈をする。この修正説は、この箇所での修正だけでは他の節の釈義と整合性に欠けてしまう。参考までにこの修正説による経文を訳出する。

愚かな夫婦でも、道が発動していない隠微なもの(隠)のうち、その細小浅近なものならば与り知ることができ、しかし、その深奥なものは聖人でさえもすべてを知り得ない。不肖な夫婦でも、「発して節に中る」という道の広範囲なはたらき(費)のうち、日常的なものならば行い得ることができる。しかし、中和が至った状態、すなわち万人が然るべき地位につき安心して暮らせるようにすることは、聖人でさえもできるとは言わない。……

14【現代語訳】愚かな夫婦でも卑近な道ならば与り知ることができ、しかし、高遠な道に至っては、聖人でさえも、知り得ないものがある。不肖な夫婦でも卑近な道ならば行い得る。しかし、高遠な道に至っては聖人でさえも行い得ないものがある。それは天地が至大であっても、なお人は天に暑すぎ寒すぎるなど憾みことを言うようなものだ。そのため、君子が道の費つまり広大なものを語ると、天下の広きものでも載せようがなく、道の隠つまり

精微なものを語ると天下の巧みであっても、さらに細かく分析することはできない。

《釈義》(両端)の意を重ね述べる。

○16節にあるように(道は人の遠くにあるものではない)ため、卑近な(道)ならば、(愚・不肖)であっても、(知り・行える)。そのため(道)を(廣大(費))とするのだ。しかし、高遠な(道)は、(聖人でさえも、知り得ず、行い得ないものがある)。それは、いかに(天地が大きく)とも、(人の憾みごと)から免れられないようなものであり、そのため(道)を(精微(隠))とするのだ。このように(道)は(廣大)、かつ(精微)なのだ。そのため、その(廣大)で(費)なものは、天下の広きものであっても、(載せることはできず)、(精微)細小で(隠)なものは、天下の巧みであっても、(さらに分析できない)というのだ。思うに(聖人云)、(天地云)とは、これを誉め讃える表現であり、事実には依拠して述べたものではない。やはり聖人でも實際、知らないものや、できないものがある。たとえば天の高さ・海の深さは、聖人でも必ずしも知っていると限らないし、「輪扁の輪」「易牙の味」などの匠の技は、聖人であっても必ずしもできるとは限らない。「孟子」に「堯舜のような知者でさえ、その知が物にあまねくゆきわたらなかつたのは、先に務めるべきことを怠りだからである。堯舜のような仁者でさえも、その愛があまねく人にゆきわたらなかつたのは、賢人に親しむことを急務としたからである」とあるのは、思うにこれを述べている。堯舜のような聖人でさえも「人を知り民を安定させるのは難しい」とし、「博く人々を救済することに悩んだ」とされるように、聖人でさえも自らできるとはしていない。(天地に憾みことを言う)とは朱子は「天地の生成が偏り、寒暑や災祥が正しさを失っている」と注をつけるが、それは正しい。

15【原文】詩云、鳶飛戾天、魚躍于淵。言其上下察也。君子之道、造端乎夫婦。及其至也、察乎天地。

《釈義》又申兩端、以起下文道不遠人以下之論。

するに偏からざるは、賢を親しむを急とすればなり」とあり、集註は「知者は固より知らざること無し。然れども常に當に務むべき所の者を以て急とすれば、則ち事治まらざること無くして、其の知為るや大なり。仁者は固より愛せざること無し。然れども常に賢を親しむに急なれば、則ち恩治からざる無くして、其の仁為るや博し」と説く。

(六) 人を知り民を安んずるは難く、『書経』皐陶謨には、「皐陶曰く、都あ、人を知るに在り、民を安んずるに在り。禹曰く、呼あ、咸な時の若きは、惟れ帝すら其れ之れを難しとす」と皐陶が政治の要点を「人を知ることと民を安んずること」とし、それに対して禹がそれは帝堯ですら困難としたことが述べられる。蔡沈集注に「人を知るは智の事なり。民を安んずるは仁の事なり。禹曰く呼あとは、歎きて未だ深く然りとせざるの辞なり。時は是なり。帝は堯を謂う。言うところ、既に人を知るに在り、又た民を安んずるに在り、二者を兼ねて挙ぐるも、帝堯と雖も亦た之れを能くし難しとす」とあり、『典謨述義』卷四には、それをふまえて「徳とは仁智のみ。智を迪むは則ち人を知るに在り。仁を迪むは則ち民を安んずるに在り。故に能く人を知り民を安んじ、然る後に徳迪み身修まる」とし、皐陶謨経文の「尤に厥の徳を迪めば、謨は明らかに御け諍う」をふまえて説く。またその経文に対して會澤は「此の章、皐陶、先に言を発するに、首に人君の己を修め、人を治むるの道を述べ、尤は至誠なり。迪は躬ら之れを踏み行い、之れを实事に施すなり」と、『中庸釈義』の主旨である「己を修め、人を治む」によって説いている。

(七) 博く施し衆を済うに病む、『論語』雍也篇に「子貢曰く、如し博く民に施して能く衆を済う者有らば、何如。仁と謂うべきか。子曰く、何ぞ仁に事まらん。必ずや聖か。堯舜すら其れ猶お諸を病む。其れ仁とは、己、立たんと欲して人を立て、己、達せんと欲して人を達せしむ。能く近く譽えを取る。仁の方と謂うべきのみ」とある。『説論日札』卷二、博施済衆では「博く施して衆を済うは、仁の極功なり。聖人之れを能くすも難も、而れども堯舜も亦た猶お其の難きに病む。蓋し『四表を光被し、上下に格り、黎民があ変わり時れ難らぐ』(堯典、(一)内は訳注者注、以下同じ)とは、博く施し衆を済うことなり。而して『人を知り民を安んずるは、惟れ帝すら之れを難しとす』(皐陶謨)故に又た曰く『己を脩め以て百姓を安んず、堯舜も其れ猶お諸を病む(憲問)』と、『之れを難し』とし『之れを病む』は、即ち君と為るの難きを知り(大禹謨に『后克厥の后たるを難しとす』とあり)、能く其の功を成す所以にして、堯舜の堯舜為る所以なり。然して人徒だ其の極功のみを言うは、則ち其の之れに至る

の方を求むるの至近至切なるを知るに如かず。恕は、仁を求むるの方にして、「仁は恕の成備なり」と説く。會澤は「中庸」の「聖人と雖も亦た知らず能くせざる所有り」を『書経』の「人を知り民を安んずるは、惟れ帝すら之れを難しとす」、『論語』の「博く施し衆を済うに病む」と同定し、「人を知り民を安んず」を「広く施し衆を済う」を仁の極功とし、それを政治の究極の目標とした。しかし、それはあくまでも目標であり、それに至るには「夫婦の愚・不肖も与り知り、能く行う」「己、立たんと欲して人を立て、己、達せんと欲して人を達す。能く近く譽えを取る」というようなより身近な事柄から始めるべきであり、それを知ることがより重要だとする。

(八) 覆載生成……正しきを得ず…章句の語。

(付箋)「喜怒哀楽の未だ発せざる」の、中有りて存する者、隠微を極むと雖も、其の細小浅近なる者は、愚者も亦た与り知るべし。其の深奥なるが若きの、曉者と雖も則ち聖人と雖も亦た尽くは知らざるは、(隠)と為す所以なり。(発して節に中る)、其の用は至広と雖も、其の日用の常に行う者は、不肖なる者も亦た能く行うべし。而れども其の(中和を致して、天地位し万物育す)者、聖人と雖も亦た之れを能くすと言わざるは、(費)と為す所以なり。其の(知り行う所)自り、以て(知らず・能くせざる所有る)に至るまで、大小尽く備わり、大なる者は、天下の広きも、能く之れを載する莫く、小なる者は天下の巧も、(喜怒哀楽がまだ発動せず)中にあるときは、とても隠微ではあるが、その細小浅近なものは、愚者であつても与り知ることが出来る。しかしその奥深いものは、曉者すなわち聖人であつても、すべてを知ることが出来ない。そのため(君子の道)を(隠)とするのだ。(発動して節に中る)という(達道)は、そのはたらきは限りなく広く、日々用い行っているもの、つまり(達道)の端緒は、不肖者であつても行うことができる。しかし、その(中和を極め致して、天地が正しく位置づけられ万物が成育する)という(達道)の極致は、聖人でさえできるとはいわない。そのため(君子の道)を(費(廣大))とするのだ。(君子の道)である(中庸)(達道)には夫婦が知り行えることから、聖人でさえも知り行えないことに至るまで、大小すべて備わっており、その大きなものは、天下のどんな広いものでも載せることはできず、小さなものは天下の巧であつても)。

朱子は章句一章で「喜怒哀楽未発」の状態である「大本」を「道の体」とし、「発して皆な節に中る」という「達道」を「道の用」とする。また、ここは「費は用の広きなり。隠は体

大精微如此。故其廣大而費者、天下之廣、莫能載之、精微細小而隱者、天下之巧、莫能破之。蓋聖人云天地云者、極贊之詞、非據實而言。然聖人亦實有所不知不能。如天之高海之深、則不必知焉。如輪扁之輪易牙之味、則不必能焉。孟子曰、堯舜之知而不徧物、急先務也。堯舜之仁而不徧愛人、急親賢也、蓋言此也。而如難知人安民、病博施濟衆、雖聖人亦不自以爲能之也。所憾於天地、則朱子註謂覆載生成之偏、寒暑災祥之不得其正之類是也。

【校注】

(校一) 會澤家本では「朱子註謂」は、「註」が後に挿入されており、熱田家本に「註」がない。(付箋) 會澤家本には以下の付箋がこの節の釋義「道不遠人、……天下之巧」を訂正するよう貼られている。「喜怒哀樂未發、有中而存者、雖極隱微、而其細小淺近者、愚者亦可與知。若其深奧雖曉者、則雖聖人亦不盡知、所以爲隱也。發而中節、其用雖至廣、而其日用常行者、不肖者亦可能行。而其致中和、天地位萬物育者、雖聖人亦不謂能之。所以爲費也。自其所知行、以至有所不知不能、大小盡備、II (文字か書き損じか判別不明) 大者、天下之廣、莫能載之。小者天下之巧」。

14 【訓読文】 夫婦の愚も、以て与り知るべし。其の至れるに及んでや、聖人と雖も亦た知らざる所有り。夫婦の不肖も、以て能く行ふべし。其の至れるに及んでや、聖人と雖も亦た能くせざる所有り。天地の大なるも、人猶お憊む所有るがごとし。故に君子大を語れば、天下も能く焉を載する莫し。小を語れば、天下も能く焉を破る莫し。

《釈義》(「両端」)の意を申す。

○《道は人に遠からざれ》¹⁶ば、其の卑近なる者は、《愚・不肖》も亦た《与り知り・能く行ふべし》。《費》と為す所以なり。而れども其の高遠なる者に至りては、則ち《聖人と雖も亦た知らず・能くせざる所有り》。猶お《天地の大なるも》、未だ《人の憾み有る》より免れざるがごとし。《隱》と為す所以なり。其の《廣大・精微》なること此の如し。故に其の《廣大》にして《費》なる者は、天下の広きも、《能く之れを載する莫く》、《精微》細小にし

て《隱》なる者は、天下の巧も、《能く之れを破る莫し》。蓋し《聖人》云、《天地》云とは、極めて之れを賛するの詞なるも、実に扼りて言うに非ず。然らば聖人も亦た実は《知らず・能くせざる所有り》。天の高さ・海の深さの如きは、則ち必ずしも焉を知らず。「輪扁の輪」「易牙の味」の如きは、則ち必ずしも焉を能くせず。『孟子』曰く「堯舜の知にして物に徧からざるは、先務を急にすればなり。堯舜の仁にして人を愛するに徧からざるは、賢を親しむを急とすればなり」とは、蓋し此れを言うなり。而して「人を知り民を安ずるは難く」、「博く施し衆を済うに病む」が如く、聖人と雖も亦た自ら以て之れを能くすと為さざるなり。天地に憾む所は、則ち朱子註して「覆載生成の偏り、寒暑災祥の其の正しきを得ず」と謂うの類は、是なり。

【訳注】

(一) 其の高遠なる者に至りては、會澤は釋文「其の至れる」を「其の高遠なる者」と解釈し、夫婦の愚不肖でも知り行えるものを卑近なもの、聖人でも知り得ず行い得ないものを道の高遠なものとみなす。鄭玄は「匹夫匹婦は愚のみなるも、亦た以て其の与り知る所有るべく、以て其の能く行ふ所の者有るべきなり。其の知行の極を以てすれば、聖人も此の如くなる能わざる有り」とする。朱子は「蓋し知るべく能くすべき者は、道中の一事にして、其の至れるに及んで聖人も知らず能わざるは、則ち全体を挙げて言う」と、愚不肖の夫婦でも知り行えることは道の一部であり、道の全体は聖人でも知り行い得ないと説く。なお、會澤は後に考えをあらためていると思われる。本節(付箋)参照。

(二) 廣大・精微・13節【訳注】(四) 参照。

(三) 輪扁の輪・輪扁は春秋時代の齊の人。輪を作る名人。『莊子』天道篇にあり。

(四) 易牙の味・古代の著名な料理人。『孟子』告子章句上に「口の味に於ける、同じく嗜むこと有るなり。易牙は先ず我が口の嗜む所を得たる者なり……」とあり。『戦国策』「左伝」にもあり。

(五) 孟子曰く……急とすればなり…『孟子』尽心上に「知者は知らざること無きなり。当に務むべきを之れ急と為す。仁者は愛せざること無きなり。賢を親しむを急にするを之れ務めと為す。堯舜の知にして物に徧からざるは、先務を急にすればなり。堯舜の仁にして人を愛

文に謂う「廣大を致して精微を尽くす」⁽⁴⁹⁾是れなり。「費」にして「隠」ならざるは、則ち徒らに事功に趨りて本無し。「隠」にして「費」ならざるは、則ち苟めに空論を玩びて用無し。其の弊は必ず「隠れたるを索め怪しきを行い」て、其の「中」を失うに至る。君子の所謂「達道」とは、則ち「費」と「隠」と「両端」を兼ねて并せ執る。「中」有りて其の間に存する所以なり。

【訳注】

(一) 費と隠・鄭玄・孔穎達は費を僞る、隠を隠れんとし、君子は道が悖っていれば隠れる、と説く。朱子は「費は用の広きなり。隠は体の微なり」と費が道の作用が広いこと、隠が道の本体でかすかなものとする。會澤も、費を廣大、隠を精微であり奥深く隠れているものとし、朱子的に解釈するが、隠を道の本体ととらえず、朱子的に言えば、道のはたらしの精微なものととらえる。費は愚不肖な夫婦でも知り行える中庸「達道」であって、隠は聖人であっても知り行うことが困難な中庸「達道」であり、いずれも知と行が伴うとされる。後、考えを更めていると思われる。14節(付箋)参照。

(二) 費とは……『説文解字』には「費、財用を散ずるなり。貝に从う、弗の声」とある。『中庸積義』『説論日札』などに見られる會澤の文字の説明は、多くの場合『説文解字』の「声」が「从」となる。

(三) 緇衣に云う……『礼記』緇衣に「子曰く、小人は水に溺れ、君子は口に溺れ、大人は民に溺る。皆な其の溺るる所に在るなり。……口は費やして煩わしく、出だし易くして悔い難く、以て人を溺らし易し」とあり、鄭注は「費は猶お惠のごときなり。言うころ、口は空言多く、且つ煩数なり。過言一たび出づれば、駟馬も及ぶ能わず、悔ゆるべからざるなり。口舌の覆う所、亦た溺るるが如し」とする。この「費は猶お惠のごときなり」は、『礼記』表記の「口患にして実至らざれば、怨留其の身に及ぶ」から導かれたものと考えられ、その鄭注は「善く言うも信無きは人の悪む所なり」とある。費はよく言うがその言葉に信がないこと、空言が多いこととされる。しかし、鄭注孔疏ともに散財の意味には捉えていない。これは『説文通訓定声』の費の項目に「費、財用を散ずるなり。……」に続いて、『礼記』緇衣が引かれることによると考えられる。

(四) 廣大を致して精微を尽くす…49節の釈義に「廣大を致すは、博く学び審らかに問うに在

り。故に大を語れば、天下能く載する莫し。精微を尽くすは、慎しみ思い明らかに辨ずるに在り。故に小を語れば天下能く破る莫きなり」と、36節「博く之れを学び……」と絡めて説き、
[学問によって「費」を、思辨によって「隠」を追求していくとする。]

13【現代語訳】君子の道である中庸は、廣大であり、かつ精微である。

『釈義』この一句は「道」の「両端」を述べている。「費」と「隠」とが「両端」であり、この両方を執ることが、まさしく「中を捉ふ」事である。

○「君子の道」は「中庸」を指す。それは4節で「発して皆な節に中る、之れを和と謂う」とされ、29節で「君臣・父子・夫婦・昆弟・朋友の交わり」とされた「達道」のことである。字書によると「費」は、貝に従い弗は声とされ、無駄に資財を散ずることとされる。無駄に散財できるほど「道」が廣大であることを言う。「礼記」緇衣の「口は費やして煩わしく」も、費を散財の意味に捉えている。また、「隠」とは微かで奥まっていることであり、精微であって何かが隠れているようなことをいう。「廣大(費)」と「精微(隠)」の二つの端が並存しているのは、まさしく49節の「廣大を致して精微を尽くす」ことである。「廣大」だけで「精微」でないのは、むやみに功績を挙げようとするだけで根本がない。「精微」だけで「廣大」でないのは、虚しく空論をもてあそんでいるだけで、実用的ではない。その弊害は必ず「遠く偏ったことを求めたり奇怪な行動をし」、その「中」を見失う事態に至ってしまう。君子の所謂「達道」とは、「廣大(費)」と「精微(隠)」という道の「両端」を、二つともに執ることである。そのため「中」がその間にあるのである。

14【原文】夫婦之愚、可以與知焉。及其至也、雖聖人亦有所不知焉。夫婦之不肖、可以能行焉。及其至也、雖聖人亦有所不能焉。天地之大也、人猶有所憾。故君子語大、天下莫能載焉。語小、天下莫能破焉。

『釈義』申「両端」之意。

○道不遠人、其卑近者、愚不肖亦可與知能行。所以爲費也。而至其高遠者、則雖聖人亦有所不知不能。猶天地之大而未免於人之有憾。所以爲隱也。其廣

會澤正志齋『中庸釋義』訳注稿（三）

松崎 哲之（常磐大学人間科学部）

Translation with the note on the Aizawa Seishisai's "Tyyuyou Syakugi" (3)

Tetsuyuki Matsuzaki (Faculty of Human Science, Tokiwa University)

凡例の訂正

一. 【原文】【校注】の本文についての漢字表記は原則的に正字を用い、その他【訓読】【訳注】【現代語訳】は常用漢字を用いる。ただし、現段階では、後の編集を考慮し、一般的なWindows機で表記可能な漢字を用いる。

なお、所蔵は正しくは、茨城県立歴史館です。お詫びして訂正致します。

三. 論道之兩端以明擇中之方

13 【原文】君子之道、費而隱。

【釈義】此一「句言道之兩端。費與隱即兩端、而執之即擇中之事也。」

○君子之道、指中庸而言。即所謂達道也。費者从弗从貝。枉散財用也。謂其廣大如有所費。縮衣云、口費而煩、亦取於散財之義也。隱者微奧也。謂精微如有所隱也。費與隱兩端竝存、即下文謂致廣大而盡精微是也。費而不隱、則徒趨事功而無本。隱而不費、則苟玩空論而無用。其弊必至索隱行怪而失其中矣。君子所謂達道者、則兼費與隱兩端并執。所以有中而存於其間也。

【校注】

（欄外）欄外に「口費而煩易出難悔」とあり。

13 【訓読文】君子の道は、費にして隱なり。

【釈義】此の「句は」道」の「兩端」を言う。「費」と「隱」とは即ち「兩端」にして、之れを執るは即ち「中を択ぶ」の事なり。

○「君子の道」は、「中庸」を指して言う。即ち所謂「達道」なり。「費」とは、弗に从い貝に从う。枉げて財用を散ずるなり。其の「廣大」なること費やす所有るが如きを謂う。縮衣に云う、「口は費やして煩しく」も、亦た財を散ずるの義に取るなり。「隱」とは微奥なり。「精微」にして隠るる所有るが如きを謂うなり。「費」と「隱」と「兩端」並び存するは、即ち下

郊と交流のあった寛政期の俳人であったことが確認できる。愛宕山の句碑群は茨城郡の近世俳諧文芸隆盛を物語る貴重な文化遺産である。

（註釈）

- 1 「小西似春考―変革期の一典型」加藤定彦（『俳諧の近世史』一九九八年 若草書房）
- 2 「芭蕉の『鹿島詣』の真蹟の行方」赤羽学（『芭蕉俳諧の精神拾遺』一九九一 清水弘文堂）
- 3 『青郊襲号記念集』（享和元年、二世青郊編）。同書は『関東俳諧叢書』第二十七卷常総編③（加藤定彦、外村展子編 二〇〇四年 青裳堂書店）に所収。
- 4 湖中号継承については、『幻窓湖中』（有馬徳 一九八三年 筑波書林）によった。
- 5 「暹月上人と水戸俳壇」（拙稿 二〇一五年 常磐大学人間科学部紀要『人間科学』第三十二卷 第二号）

- (2) 鶯や霞ヶ浦の声のさき
 (3) 田の水の中にも清き水かな
 (4) ややあつて鐘は濡れけり夏木立
 (5) 桜花神の手向けと咲きにけり
 青垣山のゆふとかかりて
 (6) 鶯の初音にこひる（脚かな）
 (7) 行けばゆくさきに（み）ける霞哉
 (8) （や）男ばかりのさくら狩り
 (9) 月夜までたもちて松の雪見かな
 (10) 涼しさや手に（）滝の音
 (11) 七夕や（）に居る雁かな
 (12) 袖かろき（）した駕更衣
 (13) 砂原や座して海見む夏の月
 (14) 木のもとに華（）さくや落椿
 (15) 何人ぞ橋に立ちたる（）
 安居 芳律○
 安居 亀齡○
 小原 菊尔○
 大江○
 安居 洞口○
 土浦 眠巻○
 上合 （脚）○
 安居 竹茂×
 小嶋 川村×
 飯田 青牛×
 大和田 水香×
 串引 釣魚×
 坂井町 馬仙×
 水府 青測×
- C 愛宕神社拝殿東側霊井の碑周辺句碑群
 （平成二十七年六月 二村調査）
 ① 田（水の中にも）清き水かな
 安居 亀齡
 （縦63種、横32種 中間六文字磨滅）○
 ② （）の浮く日南に月の柳哉
 生井沢 朱雀
 （縦55種、横30種 上部磨滅）×
 ③ 凧や峠にひゞく波の音
 池野辺 放流
 雲井から物のこぼる、衝哉
 石岡 寿親
 海苔干や下（）なき里の雨あがり
 不鮮明箇所有）×
 （縦55種、横53種
 ④ （や）有て鐘ハ漏けり夏木立
 小原 菊尔
 （縦49種、横30種 石碑上部欠損）○

- ⑤ 行けばゆく先にみにける霞哉
 土浦 眠巻
 （縦49、横33種）○
 ⑥ 着（も）ず（も）春の雨具かな
 野皆 青郊
 （縦104種、横23種 中間八文字磨滅）○
 ⑦ 梅咲や路地の掃除も夜（）物
 秋葉 松嶋
 （縦42種、横18種 難読）×
 ⑧ 鶯の初音にこびる柳かな
 安古 洞口
 （縦63種、横32種）○
 ⑨ （）やおとこ斗のさくら狩
 上合 闌月
 （縦48種、横27種 石碑上部欠損）○
 ⑩ 明て来る窓のひと夜やかさの秋
 故人 沾深
 （縦48種、横26種）×
 ⑪ 花雪ハ実にう（以下地中に埋没）
 （縦85種横13種 下部埋没、欠損か）×
- A、Cの調査を併記して疑問を抱くことは、全ての調査に共通して見られる句碑が三基しかないことである。愛宕神社社務所に尋ねたところ、これらの碑は愛宕神社の東隣にお守り等の授与所を増築した際、東に移動させたということである。青郊の句碑は中でも一番大きい、それでも青郊が飯綱神社脇に立てた芭蕉句碑の半分の高さである。A、Cそれぞれの調査においてしか確認できない句碑が十七基もあるのは驚きだが、移設が複数回あつて紛れてしまったのであろうか。今回私が初めて紹介する五基（②③⑦⑩⑪）は一見して新しく建てられたものではなく、他の句碑と同世代のものである。例えば、⑦の句碑の秋葉（茨城町秋葉）の松嶋は、『三百六十日々記』に度々登場する寛政期の俳人である。このような調査差異が生じたことから、近世当時には三十基以上の句碑が同地周辺に散在していたことが推察される。因みにAの倍情（吉影）、母銭（栗崎）、Bの青牛（飯田）、水香（大和田）、釣魚（串引）、Cの松嶋（秋葉）は『三百六十日々記』にもその名が見え、青

中と会う。湖中の挨拶吟があり、湖中の発句で連句を巻き、一晚を共に過ごす。翌日には別れたようだが、青郊は湖中の句を日記にメモしておらず、日記の内容も淡泊である。「三百六十日々記」に湖中が登場するのはこの二日間だけで、二世湖中と青郊との交流は薄かったようだ。これは湖中が武家を中心に交流をしていたからであろう。三世岡野湖中は寛政五年の時点ではまだ十八歳、俳諧を始めて二、三年の時期である。この頃はまだ、俳号を野雀または寥窓を名乗っていた。水戸俳壇において三世湖中が頭角を現すのは青郊没後のことである。

(5) 愛宕神社社務所前の句碑群について

青郊の句碑「着すもあらず着もせぬ春の雨具哉」は現在、愛宕神社社務所前に誰に気付かれることもなく佇んでいる。文字は磨滅して途中が読めないが、「野曾 青郊」の名は確認できる（写真参照）。ここでは、青郊句碑を含め十一基の句碑が確認できたが、碑陰に年代等が記されているものはない。また、磨滅、欠損して句碑かどうか確認できない同様の石が三つある。句碑はいずれも小さめの自然石に刻まれたもので文字の彫りは浅い。隣接する飯綱神社脇に青郊が建立した「夏来ても」芭蕉句碑と比べると誠に質素である。庶民層の俳諧熱を物語る慎ましやかな句碑群には心惹かれるものがある。この句碑群の先行調査には、A『岩間便覧』附録「愛宕神社案内記」（明治四十四年、松倉鶴雄著 常陽社）、B『岩間町史』第三章第三節（平成十四年岩間市史編さん委員会）がある。この二つの調査報告に、C二村調査（平成二十七年六月）を加え、ここに列挙する。

尚、便宜的にA〜C調査報告に通し番号を付し、A、B、C全てに共通する碑を◎、いずれか一つと共通する碑を○、他の調査報告で確認できない碑を×とした。

また、A「愛宕神社案内記」には誤記が見られるので、ふりがなの箇所を正した。B『岩間町史』は解説不能の□記号が多く見られるが、今回の調査によって補えた箇所はふりがなに記した。C今回の二村調査において、破損

磨滅、解説困難な文字は□で表記したが、A、Bから補えるものはふりがなの部分に記した。



愛宕神社 青郊句碑

A「愛宕神社案内記」(『岩間便覧』附録明治四十四年松倉鶴雄著)

- 1 田の水の中にも清き氷哉 亀齢◎
 - 2 豊さや踊りに留守の戸もさゝず (吉影) 倍情×
 - 3 度来ても只一つ葉の一つ哉 青郊(飯綱神社) 栗崎◎
 - 4 や、あつて鐘はもれけり夏木立 同◎
 - 5 着る気もあらず着もせぬ春の雨具哉 同◎
 - 6 奥深く蛙鳴けり春の雨 (栗崎) 母浅×
 - 7 鶯や霞浦を声のさき 芳律○
 - 8 女坂下りつ、見たり男へし 同×
 - 9 鳥居たつあたりで消えし焼野哉 李園×
 - 10 神立風のとや小春の和まはり 知雪×
 - 11 覆面も氷る愛宕の祭りかな 如雲×
 - 12 櫻花神の手向と咲にけり 大江○
- 青垣山のゆふとか、りて

B『岩間町史』第三章第三節(平成十四年岩間市史編さん委員会)

- (1) 着すもあらず着もせぬ春の雨具哉 野曾 青郊◎

える機会をいかに心待ちにしていたかがわかる。

青郊が水戸の神崎寺で遅月に会えたのは十八日の夕方であった。早速青郊は自身の発句を遅月に披露した。その中の一句、

哀霞夜半や仏の雲がくれ

青郊

について遅月は、上五の「哀霞」と下五の「雲がくれ」が内容的に重なるから「哀霞」を「月高き」と改めた方がよいとアドバイスした。遅月は青郊より三十一歳も若いですが、実力者の助言を書き留める青郊の謙虚な態度には心惹かれる。逆に遅月に高く評価された作品は遅月が脇を付けた次の句であろう。

山の氣に袂の湿る若葉哉

青郊

鹿子隠る、裏白の陰

遅月

しつとりとした格調のある発句に遅月の脇が調和している。

この時、遅月と共に平潟から同行した鈴木萩川、鈴木峯川、滑川萩川という三名の童子から青郊に対する挨拶の発句があり、青郊はそれぞれに脇句を付けて応じた。童子三人と七十五歳の青郊が俳諧によって交流する微笑ましい光景が目につかぶ。青郊は三年前(寛政二年)に平潟を訪れ、萩川とは旧知であったという。

神崎寺に青郊が滞在したのは四月十八日から二十日までで、その後水戸の文江宅に行くが、折しも遅月門人の洞月が平潟に帰る時であったため、饒別句を皆で贈った。洞月は小野弥太郎、平潟の商家。遅月を慕い平潟町に五輪塔「遅月上人分骨塚」を建立した人物である(海徳寺共同墓地に現存)。勿来の関跡に最初に建立された碑は源義家の歌碑だが、建立を企画したのは福田村の酒井素英と洞月である。寛政七年(一七九五)七月、洞月宅に程近い平潟港畔に「心佛塔」が建立された。地元平潟の人々が遅月の教えを慕って建立したものである。洞月は弘化二年(一八四五)三月五日没。

六月十五日、青郊は再び水戸の遅月宅を訪ねる。義仲寺に奉納する芭蕉百回忌追悼百韻を完成させるためである。青郊は遅月発句五句と俳諧歌一首を書き留めており、遅月に対する尊崇の念が窺える。翌十六日は「終日百回忌の奉句吟味有り。」とあり、遅月らと一日中百韻にかかりきりであった。遅

月発句から始まる「水戸百韻」の表六句が完成したのは六月二十一日である。

旅人よ実に百とせのしぐれ仏

遅月

枯野を今の世に忍ぶ草

青郊

翌二十二日は『三百六十日々記』の中で唯一記述のない日である。おそらく百韻の続きを付けるのに夢中で何も記せなかったのではないだろうか。青郊の水戸逗留は十日間にも及んだが、その間、遅月門人の阿部永志と両吟歌仙を巻くなど、百韻だけに十日間を費やしたわけではない。永志は肥前大村の人。通称阿部市兵衛。法名は幻如、字は照禪。郷土を出て名利を巡礼中、寛政二年陸奥塩釜に至り、遅月上人に会い教導を受けた。寛政三年(一七九二)五月二十五日、遅月に伴って塩釜を出立し、仙台、福島、郡山を経て磐城に訪れる。水戸での歌仙に多く参加しており、遅月によく伴った。寛政十年磐城湯本に定住、托鉢を積み重ねて湯本成田山の釈迦堂を再興した。また同地の杉苗植樹による産業開発にも貢献した。文化十三年(一八一六)十二月十九日没、六十三歳。二十一日には童子の萩川が雑髪して僧になる決意を知り、青郊は感涙している。『潮来集』(寛政五年 一草編)には次の句があり、剃髪当時の萩川が十四歳であったことがわかる。

佛のをしえにしたがはんと手づからもとより切し時

芦荻て涼しこゝろの水の月

常陸十四童 萩川

青郊は三年前に平潟で萩川に会ったと日記にあるが、その時はまだ萩川は十一歳である。この世代の三年間は別人のように心身が成長する時期であるから、立派になった姿に青郊も感無量だったことだろう。

永志、萩川らは遅月の教導によって僧侶になった。遅月は俳諧は勿論、仏門においても良き師であった。

以上、上半期における遅月との接点を挙げたが、『三百六十日々記』の随所から、青郊と遅月の良好な関係が浮き彫りになる。

(4)二世湖中と青郊

四月二十一日、神崎寺(遅月の草庵)を出立した青郊は、文江宅で二世湖

していたであろう。遅月は身分にこだわらない交流をしたため、農民層からの支持が絶大であった。

(3) 遅月と青郊

遅月は備中小田郡出身で、寛政期から水戸に来訪した俳僧である。多くの人々から上人（高德の僧侶）と呼ばれ、慕われた指導者である。野曾村の青郊が、上方から来た著名俳人の遅月に尊崇の念を抱くのは自然な流れであった。だが、意外にも両者の年齢は、寛政五年（一七九三）時点で遅月が四十四歳、青郊は七十五歳である。青郊は息子のような年齢の遅月に対して常に敬意を払っている。水戸市神崎寺に現存する「遅月上人分骨碑」（立原翠軒撰）によれば、遅月は身分、雅俗にこだわらず、多くの人と分け隔てなく接した（註5）。遅月と青郊もまた年齢差を越えて、俳諧によって心を通わせたのである。以下、両者の交流についてまとめてみよう。

寛政元年（一七八九）夏、遅月が初めて水戸に来訪した際、遅月と青郊は出会った。『青郊襲号記念集』には次の句と前書がある。

古人青郊（一世佐久間青郊）此道に於て名を東海に震ふ。余に会せし時齡已に古稀にして尚此道の奥を探らんとす。謂つべし其心高く志厚して今の青郊（二世）道に志の厚と又先人にゆづらずこたび一集を梓して句請ふに応ず

其あとの空を捨ざるひばりかな

遅月庵

寛政元年の時点で青郊は七十一歳であるから、「齡已に古稀にして」という記述と辻褃が合う。遅月はその後、磐城、相馬、松川（福島県）を通って陸前浜街道を北上して松島まで行き、寛政三年（一七九二）五月まで塩竈、松島に逗留する。それから『奥の細道』を逆向きに辿って飯坂、二本松（福島県）を通過し、本宮の宗匠塩田冥々と交流して、磐城に行く。寛政四年（一七九二）正月には鎌倉、金沢、品川を旅し、閏二月には平潟の草庵に入った。『三百六十日々記』によれば、遅月は寛政五年四月くらいまで平潟を拠点にしていたようだが、寛政五年四月六日、水戸の神崎寺に住むようにな

った。『三百六十日々記』はその経緯を知ることができる格好の資料である。寛政五年（一七九三）二月二日、平潟逗留中の遅月書簡を持参し、遅月門人布施其汀が、野曾村の青郊宅に訪れた。翌三日に其汀が平潟に帰る際、青郊は遅月への書簡を託している。そこには青郊の代表作、

着すもあらず着もせぬ春の雨具かな 青郊

が同封されていた。書簡に記されたこの青郊発句は笠間市愛宕山の愛宕神社境内に句碑が建立された。碑に閲しては本稿の(5)「愛宕神社社務所前の句碑群について」に後述する。遅月は青郊発句に脇を付け、遅月門人の遅沖、茂木が第三、四句目を続けた。この連句を同封した遅月の返信を、如毛が青郊宅に届けたのは二月十九日である。青郊は遅月からの書簡内容をわざわざ日記に筆写している（二月十九日参照）。この発句はもともと寛政五年の一月十一日に着想した青郊の自信作であった。一月二十七日、青郊が水戸滞在中に東川と巻いた両吟半歌仙でも、この句を立句に選んでいる。

着すもあらず着もせぬ春の雨具哉

青郊

あやなく薫る梅がえの月

東川（以下略）

「着ないわけでもないが着もしない」という表現は、新調の雨具を使い惜しんでいるのか、もしくは雨具を着なくても外出を楽しめる春のうららかさを詠んでいるのか、いずれにしても破調で詠み込んだ曖昧で微妙な心情がこの句の主眼となっている。寛政五年に刊行された『潮来集』（二草編）にも、「着すもあらず」の青郊発句が入集している。

四月六日、遅月上人が平潟から水戸の神崎寺に転居した。翌七日には水戸の文江が、青郊宛に遅月来訪を知らせる書簡を認めたようだが、その書簡が青郊のもとに届いたのは十六日である。青郊はこの間、書簡を首を長くして待っていたようで、十一日と十三日の日記に、遅月来訪予定日を気にかける記述を残している。十六日に待望の知らせを受け取った二日後、青郊は遅月に会うために水戸へ出立している。その際、青郊は自作の春季発句を十句ほど書き記し、遅月に見てもらおう準備をしている。このように自句をまとめて記録した箇所は、『三百六十日々記』全体の中でも少なく、青郊が遅月と会

存在が認められない萍左の言動は、とても信用できるものではない。人の悪口を日記に書かない青郊も、萍左の句に關しては、「此中の下手なるべし。」と評している(四月三日)。萍左の氏素性は不明で、旅のニセ宗匠だったようだ。

五月中旬から六月上旬にかけて、青郊は茨城郡の南部を巡っている。秋葉、足黒、鳥羽田、生井沢(いずれも茨城町)、吉影(小美玉市)、塔ヶ崎、串引(鉾田市)から須田(鹿島郡)まで、青郊の行動範囲であった。須田には常陸利根川から舟で渡った。青郊社中の中心は茨城郡の北部であり、野曾、栗崎、飯沼、下土師、奥谷、小幡(いずれも茨城町)に門人を擁していた。小川(小美玉市)にいた五世本間松江の名がこの辺りで出て来ないのは、青郊と松江の関係が疎遠であったためだろう。

青郊は月毎に吟じた句数の合計を月末に記録している。一月は千三百四十四吟、二月は百六十八吟、三月は千六百六十吟、四月は二百二十吟、五月は千二十一吟、六月は三百九十吟。上半期を合計すると四千八百余りの句を吟じている。これは発句の数だけではなく、社中で詠んだ連句の長句、短句を合計したものであろう。それらの長句、短句を捌き(宗匠)は全て目を通す必要がある。句会参加者の句を一直したり、周辺の門人達から送られた懐紙を添削したり、隠居後に主体的に行っているとはいえ、かなりの多忙さである。このように、俳諧を交流の具として活用することで、村内外の人々の意思疎通が円滑になり、協調性を育むことができたはずである。芭蕉の俳諧観として知られる一節に、「はいかいはなくてもあるべし。たゞ世情に和せず、人情通ぜざれば、人調わず。」(『三冊子』土芳著)という言葉がある。「俳諧はなくても生活できないわけではないが、世情に和せず、人情に通じなければ人と調和できない。」という意味であるが、茨城郡の俳壇を束ねた青郊は村人達の精神的な調和に、大きく寄与したといえる。

(2) 遅月、二世湖中との交流

茨城郡を舞台に精力的に活動した青郊は、地元の農民たちに俳諧を指導す

るだけの井の中の蛙ではなかった。『三百六十日々記』によれば、当時水戸俳壇の双璧と称される遅月、湖中との交流が確認できるのである。まずは水戸の俳諧を語る上で外せない遅月と湖中について紹介しておこう。

遅月は『俳諧水滸伝』の著者として知られる。備中小田郡笠岡(岡山県笠岡市)の富農に生まれ、十九歳の時に仏門に入る。俳諧は大坂の勝見二柳に学び、のち江戸に赴いて夏目成美(一茶の庇護者)らと交流する。寛政元年(二七八九)に水戸に訪れ、松島まで旅をした。東日本における留錫地は延方、水戸、常陸太田、高萩、平潟、磐城、宮城野、塩竈、松島等で、晩年は水戸、平潟、磐城を中心に多くの門人を得た。彰考館総裁立原翠軒、高野梧井(林十江の実父)らに庇護され、水戸の神崎寺、飯富龍光院、田野不動院、本七丁目等に逗留した。また、平潟にも寓居しており、門人小野洞月が建立した「遅月上人分骨碑」が平潟に現存する。磐城には遅月の愛弟子阿部水志らがいた。文化九年(一八一二)九月十五日、江戸住吉町(現人形町)大坂屋長四郎の家で没する。享年六十三歳。

湖中は三世まで継承された俳号である。芭蕉の一番弟子榎本其角から宗匠としての点印(「雪花」「芭蕉葉」「半面美人」の三種)を譲り受けた江戸座の深川湖十は、そのうちの一つである「半面美人」の点印を太田湖中に託した。其角の点印を託されたのが一世湖中の太田資胤である。資胤は棚倉藩主太田資晴の二男に生まれ、水戸藩家老太田資真の養子に入る。一世湖中が俳号と点印を水戸藩士近藤助五郎敬恵に譲ったのは天明二年(一七八二)十二月である。二世湖中の近藤は十七年間湖中号を用いたが、寛政十一年(二七九九)七月水戸藩士岡野重成庄八に号と点印を譲っている。三世湖中は幻想湖中と名乗り、芭蕉全集の濫觴、『俳諧一葉集』を編集したことで名高い人物である(註4)。このように、「湖中」号と「半面美人」の点印は水戸藩士によって継承されてきた。因みに『三百六十日々記』が記された寛政五年(一七九三)は、二世湖中の時期である。

青郊は湖中よりも断然遅月と親しかった。これは日記を一読すれば瞭然とするが、その根底には武家(湖中)と農家(青郊)という身分の相違が関係

一月七日、下土師（現茨城町）の吏実践宅で連句会が催された。前年から開催を計画していたようで、青郊を含めて十九名もの参加者が一堂に会している。この日は参加人数が多かったため、文台を二つに分けて、二グループで実施している。時間は、朝八つ半（午前三時頃）から夜四つ（二十二時頃）まで行われ、実に十九時間に及んでいた。会の雰囲気は、「初心を助て句を云しめみなく心よし。」とあり、初心者を丁寧に導いて、和やかなムードの中で実施された。参加者たちは皆で飲食等しながら長時間にわたる正月の句会を楽しんだことであろう。会が行われた下土師は青郊の住む野曾から二キロメートルほど南東にあり、主に農家の門人たちが集っている。この会が連句会であると確認できるのは、翌日、八日の記事に、「青郊発句の巻を二のヲまで続けた」ことが記されているからである。「二のヲ」は、連句の「二枚目の表」ということであり、五十韻もしくは百韻における三十六句目までの付句をいう。一月八日夕方、青郊は野曾村の自宅に帰るが、前日の句会参加者である柏舟から依頼された六巻の連句に引墨（批点、添削指導）をしている。さらに四日後の一月十二日には足黒村（現茨城町秋葉）から点取俳諧の懐紙が到着する。足黒村から届いた句数は四百句ほどで、青郊は一月二十四日、終日を費やして引墨をしている。また、一月二十六日には水戸で文江、青郊の両吟歌仙、翌日には青郊、東川両吟半歌仙を巻いている。

三月一日は好天で、青郊は飯沼、下土師（現茨城町）に行き、門人の稲花、采花、吏踐、南袴らの家を探ねるが、耕作日和のこの日、彼らは耕しに出ていて留守だった。青郊は隠居の身であるから気楽なものだが、門人たちは農家としての自分を全うした余暇に俳諧を嗜んでいた。それでも青郊の来訪は歓迎されていたようで、主人が不在であっても稲花の妻が青郊に餅を振る舞うなど手厚くもてなしている。

三月二十四日には青郊宅に二十五名が集い、俳諧千句を興行している。茨城郡の俳諧熱の高さは現代の想像を超えている。

青郊宅に訪れる来客も度々あった。三月九日には榛名山（群馬県伊勢崎市）から佐藤求馬の手代が訪れ、榛名山の芭蕉句碑建立について情報を得ている。

三月十一日には見廻りに来た吐洲の噂話で、近江義仲寺の当主が沂風から重厚に交代したことを知る。これは、芭蕉百回忌興行において社中の百韻を芭蕉の墓前に奉納する上で、とても重要な情報である。前当主の塩路沂風は紀伊国釜の真宗僧で、のち京都高山山に住む。安永九年（一七八〇）から義仲寺の住職を務め、粟津文庫（初の俳諧専門図書館）創設に尽力した。寛政十二年（一八〇〇）四月三十日没、四十九歳。新当主の井上重厚は京都生まれ、嵯峨の落柿舎を再興し、その後甲斐を旅して天明六年（一七八六）江戸に移住した。寛政四年（一七九二）、師蝶夢の勧めで義仲寺住職を継承し無名庵八世となる。寛政五年（一七九三）、芭蕉百回忌を義仲寺で執行したのは重厚であり、翌年には『祖翁百回忌』を刊行している。重厚は寛政十年頃に失明。文化元年（一八〇四）一月十八日没、六十七歳（六十九歳説もあり）。前年の寛政四年から重厚が義仲寺住職となったことで、百回忌奉納の窓口も重厚に交代していたのである。

三月十八日には芭蕉発句「夏来ても只一つ葉の一寸哉」における「一寸葉」の正体が医書によってわかったことを記している。「ひとつば」はシダ類ウラボシ科の常緑多年草。葉は長柄をもち一枚ずつ直立する。関東以南の暖地の乾燥した岩や樹に群生する。漢名は石草、飛刀劍。石の上に蔓延して葉がはえ、石の皮のように見えるので石草と名付けられた。夏の季語。神農本草經の小品に収載されている。過去には清熱、利尿、治淋、気管支炎、腎炎の薬として用いられた。石草根の粉末は止血薬としても利用される。先述した通り、この「一寸葉」の芭蕉句碑を、青郊は笠間の飯綱神社に建立している。

三月二十日には紀州の萍左なる行脚俳人が青郊宅を訪問する。萍左はかなりの曲者で、同じ関西出身の遅月上人について青郊が尋ねると遅月の悪口を言い、遅月の門人文江宛の書簡を青郊の目の前で捨てて「水戸には行くまい。」と声を荒げたという。青郊はこのような萍左の態度に、「如何なる人柄か覚束なし。」と困惑している。萍左はすでにかなりの高齢者であったのか、「私は遅月の師である勝見二柳（大坂、希因門人、享和三年没、八十一歳）を指導した。」と言ったそうだが、二柳は希因門であり、二柳系の俳書から全く

十八日 雨。二膳宅に籠つて昼過。二膳神崎へ行く。上人より書来て文江

宅へ戻り枕席に就く。

歌仙一、加榮両吟、歌仙一(二膳の娘久規、素光)

十九日 晴。蘭尔の句有り。狂歌有り。御宮へ行こうとして果さず。暑気

朝より熱す。聞鐘庵へ行き永志法師と会う。永志両吟歌仙 布川
の千川挨拶句を出す。

寝むるなら我は困て地追ん 鈴木芳吉 千川

蘭尔来て上人に謁する。予(青郊)も違う。

珍らしや蟬の声きく雨の後 小松青蔵 布川

聞鐘庵七ツに辞して二膳宅へ戻り風呂へ入。松声庵で夕餉。歌仙
一卷を催す。

二十日 晴。暑炎の如し。文指来て百韻の直しを写す。昼飯を食べて聞鐘

庵へ参る。京太郎の事を聞得た。七ツ時二膳宅へ戻り歌仙物する。

一卷は満尾。

二十一日 晴。今日風涼し。御宮へ下る。今朝聞鐘庵主秋川法体薙髪の願ひ。

此よし平濁へ知らせ大取込。御宮之人に料集めを頼む。七ツ前聞
鐘庵へ来る。芦苜ば涼し心の水の月 感涙して戯話する。

水戸百韻

旅人よ実にもとせのしぐれ仏 上人

枯野を今の世に忍ぶ草 青郊

冬菜つみ水汲もみな袴着て 文江

唐の大和の鳥の飼配り 永志

朝嵐玉の簾の音す也 文指

秋立ツ早き白雲の脚 坡長

(二十二日) なし

二十三日 曇涼。二曉愛宿へ訪れる。七ツ出り。二曉宅より起出た時に眼鏡

を置き忘れ、源蔵に書簡を認む。

二十四日 曇ども寒からず。小岩戸七巻、足黒懐紙二冊引墨す。菅原東蔵殿

へ書簡を書く。福田屋源助二呉々と頼む。

二十五日 晴。今日御宮へ帰相談。明日来たら眼鏡を持参くれるよう呉々た

のむ。鳳井今日下土師行の序でに吏踐、南棗、稲花等へ頼む。晩
に来てくれという。

二十六日 黄昏猶頻に降る。雨気を幸二葉鶏頭を栽替る。吏踐廻るべき懐紙
を書く。

二十七日 雨。夜中より止まず。鹿寫鳥居勸化なりとて怪しい夫婦の旅人村
に来る。

二十八日 晴。小岩戸へ訪。柳尾へ案内を頼もうとするが出府して留守。自
来へ頼み、門人一亀、竹哥、浦柳が来て半歌仙有あり。浦柳は窪

田氏。止宿。

二十九日 晴。西郷内へ寄る。自来、一亀が同道して半日遊ぶ。

半歌仙あり。七ツ時帰杖。夜腹痛に悩む。

三十日 晴。腹具合が悪いが夜より少しい。吉蔵は田中へ行く。自来の
話とは齟齬する。

メ三百九十句吟

三、『三百六十日々記』上半期考察

(一) 常陸茨城郡の俳諧活動

『三百六十日々記』上半期を通過して観取されることは、寛政期における
茨城郡俳壇の活況である。日記中の随所に連句開催記録が散見し、連句によ
る文化的交流が水戸藩領の農村地帯にも着実に根付いていたことがわかる。
連句(俳諧の連歌)は、複数の者が集って句を付け合いながら、長時間にわ
たって時間と空間を共有する。その過程において、参加者の連帯感や協調性
も育まれる。連句には様々な形式や式目があり、初心者を実践するためには、
熟練者による指導が必要となる。形式としては半歌仙(十八句)、歌仙(三十六
句)が、当時の主流であったが、青郊社中は五十韻、百韻、千句興行等にも
積極的に取り組んだ。その熱の入れようを日記の内容から紹介しよう。

四日 曇。朝より蒸す。八ツ時五十韻満尾。辞して四隣と足黒へ行く時

需催が故なし。此君宅へ行き宿る。

五日 晴。今朝此君夫婦が求にに応じて句を揮毫。莫指宅へ寄る。下土師

好里祭へ寄る。飯沼南栲へ寄るが留守。荷物が鳥羽田より届く。

九ツ半時帰庵。蘭尔の書簡を見る。

六日 晴。大暑。八ツ時雷雨頻りなり。木部の方へ雷落ちたか。

晴。田植に廻る。七日飯沼祇園会に稲花、鳳井を招くが今日田植

廻りゆえ参らず。星祝管む。

八日 八日朝少雨 晴 迅起出草をヌク。菅原東蔵萬石先生の書が来る。

五月九日発の日附。どこから来た手紙か、私が留守中だったので

尋ねた。四月十五日に出発して、五月九日まで和泉に留まると知

った。○琴峯師の発句を求められる。○源七紙帳綴る。

九日 晴。風薫。婆々眼を案じ泣く。心痛天落ち地覆が如し。

晴。取雇人無し。今日遊ぶ日なり。老らくは涼みにめてん夏の月

蚤避疊成る。

十日 終日連雨降。夜べ雷遠く鳴。

晴。夜べ雨ふり朝々さ々と逢ひふり四ツ時晴たが、雲がある。萬

十一日 石先生の文点を附して見る。○夜二入雨。

曇。雨ふらず。巨石は、「近江国への幸便（義仲寺へ奉納する芭

蕉百回忌追悼百韻のこと）は当月下旬か七月初旬か。」と言う。

百韻を届けた心が急かされる。水戸へ出す懐紙を認める。

十二日 晴。暑氣時節に应ず。明日水戸行のため稲荷境内、穀場所を掃除す。

晴。暑。水戸行。鳳井、稲花と柯声庵で冷麦饗す。遅月上人に拝

してしか／＼の事（芭蕉追悼百韻奉納の事）を願うことを悦ぶ。

此日上人と謁し膝下に終日談じる。

さみだれや去年のしをりの花の徴 遅月

おなじく小倉の山の峰の紅葉も
こゝろあらば枯葉も梅雨に色返せ（遅月）

新造宮ありて後もとの御階の橘の葉也と主人のひらきけ

るを拝して

橘の葉や千々をしのぶ竹 （遅月）

奈良の八重桜の葉をとり出たるに

葉ざくらや包むもその油煙紙（遅月）

から崎の松の葉を見て

松の葉を素する扇子の要哉 （遅月）

米粒ばかりなる石の欠をさゝやかなる炭火の上におけば

やがて蛙の形となりけれ。これをなん岩城の奥なる三に

ちの蛭石と云ふとて人の見せけるを見てよき侍る

身の後の灰もおそろし心なき

石だに焼ば蛭となる世ハ 遅月

七ツ時文江が帰るが、会未満附合最中のため別に句を立て半歌

仙を巻く。

十六日 晴。今日も朝より照る。朝間は冷やややか。九草店にて紙を調達し

聞鐘庵へ持参。去留師へ寄る。遅月上人の机下へ至り拝謁する。

百韻添削の後文指に書き与える。桜井の加菜婦人に行逢て脇。聞

鐘庵の宵の間の月を仰ぐと、並々ならぬ有様で、

人も老よ涼しき月をめぐる夜に 青郊

布川子へ 永志得佛□

急らずさらせ調ふ水ハ得し 禪淨房

千川子へ 撫子に恥るや老て二度の児

終日百回忌の奉句吟味有り。翌日は完成するだろうともくろみ、

今晚は退出。松戸庵へ戻る。加菜同行終宵物語枕席を並ぶ。

十七日 晴。朝より暑の兆し有り。○脇を案ずる。

旅人よ実にもとせのしぐれ仙 上人

枯野を今の世に思草（青郊）

乗船もできなそうて逗留を決める。

十八日

晴。生井沢(茨城町生井沢)へ行く。歩雪宅より采芹へ音信。養介とかまへたり。采芹が田より帰る頃合いを見計らう。采芹宅へ至り婚礼の御祝いを述べる。采芹小幡へ用に出る。宗碩老へ言伝遣わす。夜が更けたので泊まる。水香も同じく。山を見ル樂借らん五月晴

十九日

曇。朝須田へ帰り乗船待機。昼の鐘鳴る頃河岸を乗船して川を下る。吉影ハ荷物運送の中継地。当ヶ崎(銚田市塔ヶ崎)より浦へ出る。舟を串引(銚田市串挽)へ着ける。訪。水増すや芦雀茶へ鳴つたる。青楼廢して垣破の草青みたり。為水の旧宅を訪ね宿る。かんこ鳥ワレに憂からぬ儲哉

二十日

曇。清水主人自ら舟を漕ぎ当ヶ崎(塔ヶ崎)に送り為水宅へ入る。露名、雀寿訪れ四吟。小舟だす棹に尊のねばり哉。此句を発句に歌仙あり。鶴寿老人来訪。巻へ入る。夜、百回忌の巻為水付ける。兩吟を始める。

二十一日

晴。串引懐古の文を書く。箒の碎しに鳴か蜀魂。露石師挨拶。釣魚の母をいたむ。歌仙あり。君聞てはか山鳥杜宇

二十二日

晴。北風寒し。瓠菜庵定会。為水、露石、雀之、南波、青郊、再思。釣魚が参加。哀告て鳴や山鳥杜宇

二十三日

五十韻七ツに満尾。夜中浅川役人衆知笠招かれ歌仙を始める。快晴。今日は知笑の席。雀之、青峨来訪。青峨と串引へ行く約束をする。夜歌仙(為水、知笑、鶴寿、露石、青郊) 竹内氏に饗応される。

二十四日

雨。今朝歌仙興行。知笑宅へ行き昼飯。夕方巻満尾。今宵俳諧なく話して帰る。今夕も竹内食を賄う。

二十五日

雨。朦々として湿る。此程送りたる青峨の発句の脇を考える。知笑、為水宅へ訪問。串引行きをやめる。郭公今こそ八夜の明にけり 竹内宅へ集う。昼飯を食べ風呂に入る。川セミや何喰て動く

うもれ水

二十六日

朝露有て降らず。今日串引行きの準備。主人の要請で奉納の句を考える。神の為す露霜下ル木ノ実哉。郭公今こそ八夜の明にけり 卯波晴つ、五明渡て。五月の鐘波に塗て。乗船河岸へ着いて上る。八ツ時に各帰棹。我は止宿して百韻付合をする。

二十七日

露有。夜中より兩吟始める。翡翠や奮せて動くうもれ水 歌仙。昼鱸を食べる。巻満ず帰舟翌日へ延引。兩吟満尾の後三吟にて和漢を綴、未満のまま寝る。

二十八日

曇。串引を辞して当ヶ崎へ帰棹する。童へ二人で舟を漕ぎ渡る。雀寿老人一夜を送る。

串引兩吟

翡翠や奮せて動くうもれ水

青郊

二十九日

晴。上川の舟下らず今日の帰船なし。乗べき便もなし。為水へ頭陀を頼み置く。暑さに疲て憩う。折ふし釣魚追い付く。吉影倍情宅に入り止宿。

三十日

晴。昨日舟下り。今日婦村叶がたく難波。倍情亭興行。手少に佐ぬ棹や早苗取。種時し人は忘し早苗取。此句を贈る。夜三更にして満尾。仙枝来て加る。

当月凡千廿一吟 偶

六月

一日

朝曇て暑し。寿松等不動尊にて。氷室の日利釣の鑑拝けり 耕の牛日を吠る暑かな 入梅晴や繭□ル柴の青烟

二日

晴。朝より暑し。此地を辞して須田へ行く支度をする。須田へ来て水香と兩吟。

三日

晴少し曇。水香の求めにより奉納。木風ふるふ野馬見目も暑哉 馬来らず水香の送りで野鳥に着き、宿る。四隣来訪。

二十四日 発句評も来る。今日は閑暇発句評書終える。○雨頻りに降る。晴曇不明。昼より照る。千波為霜母七十の賀句短冊認包雨夕へ送る。

二十五日 晴。事よせて七くさ摘し鈴哉 『いセ物語』表紙繕う。鯉淵来訪。

二十六日 晴。成遂法印来訪。

二十七日 晴。付け落した作句を記す。

二十八日 太七に頼み芋米を遣わず。葬の前垣結ぶ。

二十九日 晴。霏ふかく五ツ時迄晴れず。四ツ時より風次第二吹きさる。

三十日 朝微雨。相馬様御帰りの由。宗碩老明日来訪の由。△麦秋や作場渡しの集メ糧 麦秋や作場渡しハ芥川

五月

一日 晴。意安老強飯を携来る。皆川宗碩病気見回りに来る予定だが待ちぼうけして終日疲れる。

二日 晴。宗碩老今日来訪。最早心配ないとの旨、昼飯給して帰す。四隣に書簡を出す。生井沢（茨城町生井沢）へ書簡を遣わす。七ツ過頃小沼利兵衛来訪。文章より発句来る。

三日 曇。雨は降らず。○青牛の求めに応じて小沼氏職の狂歌の詞書を認める。

四日 微雨。夕方雨止む。婆々心よとして発句を吟ずる。星壇鏝る。看もあへず袂に重アヤメ哉 麦秋や野渡し守の集メ糧

五日 快晴。星祀。武衛門三男弥三郎を連れて来訪。

六日 晴。蘭尔旅の厚し。也風伝兵衛利足持参證文と引替る。

七日 晴。文章より来書。ばセを句撰の分からぬ三句を尋ねる。菊の花さくや石屋の石の間 芭蕉 菊の（後）大根の外さになし（芭蕉） 佐て住め月（佐翁）が奈良茶寄（芭蕉） 九ツ時前村雨一通り、又晴れる。

八日 晴。婆々小原行の予定を目の痛みで中止。今日

九日 晴。小原行催す。夜更て帰る。

十日 晴。小原を出て犬塚へ行く。柳下と両吟。夜話す。

十一日 晴。自宅に帰杖。畠で鳳井に逢う。支度して下土師へ行く。吏踐宅で昼飯。奥ノ谷（現茨城町）へ行く途中一哥に逢う。追々連中来て百韻を付ける。

十二日 微雨。奥ノ谷を發する。会所の若い男を付て頭陀を持たる。秋葉へ着。まだ朝飯前である。松塙は甚の最中。莫指見廻る。四隣水戸留守。秋葉氏の叔男に夕餉に招かれる。和かに炊を古今やことし表（青郊）

十三日 句合ニ巻引墨一つは莫指勝ち。此君来訪。夜更て隱宅の寢席に就く。増山野鳥枕を並べて寝る。

十四日 雨。夜中からふりしきる。松塙のもとで朝餉、茶喫す。野曾に共に留り昼俵踏する。席上へ此家の本家の主人も来て俳句を聞く。四隣猶子に相見す。梅風と号す。寄持セ男や□の更衣○夕餉ハ子齡の許で食べて夜泊する。夕方大和屋へ行かけ秋葉氏本家秋葉寿橋老へ訪問。また其涼宅へ寄り三吟半歌仙。

十五日 晴。今日須田（鹿島郡波先町須田）へ行く。枝隣同行。又野鳥も須田へ同行を約束。今朝莫指、其涼来訪。撫子や河原に捨し種ハ

いッ 野鳥、子翠、蛾子を連れて水香宅へ着く。主人は串引（銚田市串引）へ行つて留守。爰に歩雪、連枝の二客来て待つ。主人は留守ながら文台を居えて俳句を並ぶ。

山賊の笠忘けり夏木五 水香

人も鹿の子も馴て奇ル岩 青郊（下略）

十六日 晴。鳥羽田野鳥の別号を考える。九ツ頃水香串引より戻る。一卷引墨。吉影（小美玉市吉影）連倍情、白圭、麦中参加。夜更蒲尾。

雨。昼過倍情、子来餞別す。別に一卷始める。

羽州大泉菅原案藏。此時四布句を贈。琴の音も東の聞止んで郭公 関の戸を開けど晴し郭公 犬塚書来る。遅月上人水戸着は六日の予定。

十四日 晴。萬石先生逗留、詩を書く。次郎兵衛川又へ行く。

十五日 晴。萬石先生へ書簡を書く。射雲来て下総行の話を書く。

十六日 晴。水戸の文江より七日出の書簡が今朝着く。太五郎、次郎兵衛等水戸行。遅月上人へ書を呈す。

十七日 晴。霽ハ立ながら雨降らず。暮雨下り次第に雨ぞ、ぎ止まず。大五郎ら今日帰らず。松が枝に藤の紫咲残り念仏申て死斗也

十八日 晴。遅月上人を訪問するために出發。春季の句を書き並べる。又や見ん曙さくら散風情 桜持跡先長き昼の鐘 郭公ニ声らかし跡まくら 山の氣に袂のしめる若葉哉 衣かへて青梅苦き句哉 客と我ど石に眠らんかんこ鳥 ともすれば卯花寒き山家哉 釈生死あはれ霞む夜半や仮の雲がくれ 実さぐらの仏生る、八日哉はツ午や藪に鼓のはツ音さく

行て丹下原に至り。鉄炮場に憩う。手枕に眠る時大五郎来て起す。次郎兵衛三四人を連れて来る。真壁紫峯梅麿より文通水府へ至り文江のもとへ行く。遅月上人の噂をする。上人は昨日下午町へ下りなされたよし。東川が言うには、「此時二三家の留守を預り、出席しがたく、漸く上人に謁すことができた。坡長、東水は留守で、後ほど出席するだろう。」と。別て神崎へ行く。途中見川五郎衛門に逢う。神崎笠原の遅月上人の仮の庵へ着く。上人はまだ帰錫せず。留守居の者と話す。

夕暮過て上人帰錫有り。発句を六句準備したうち涅槃の句に難有り。表露夜半や仏の雲がくれ 「五の字上下同じ心にや。『月高き』と有たし。」と言う。山の氣に袂の湿る若葉哉 夜に入り上人脇有り。鹿の児かくる、裏白の陰 平潟より童子三人付いて来る。此三人挨拶の吟有り。脇を付て謝す。

平潟住鈴木円吉 萩川 同 同伊勢松 峯川 他村 滑川吉蔵 萩川

萩川は平潟の名主の叔男で、二度逢った童である。三年前平潟行脚の時から知っている人である。今夕訪来、遅成軍司与次郎足袋や素光、為友親子。山の氣に袂の湿る若葉哉 (発句) 枝の蛙の朝虹を行 (脇) 音を入過し鶯の瘦 (脇) 何逢ふて飛登の蝙蝠 (脇) 鹿子隠る、裏白の陰 (脇 遅月)

十九日 晴。朝文江来訪。三つの付合を出し句数を考えずに付ける。瑞花来訪。福田屋与四郎、遅成、嘉光来る。夜、皆々帰村。金峯という僧 (与野ノ伊兵衛の弟) が俳諧を習いたいと加わる。洞月が平潟に帰る餞別句を一人二句詠む。神崎寺を出て為友へ立寄り文江宅で朝餞を喫する。洞月平潟へ帰る。文江宅で真壁の返書を認める。

二十一日 雨。金峯が昨日の礼を言いに来る。午後四隣、湖中が来訪。湖中挨拶の吟有り。脇を付け四隣が第三を付ける。犬塚へ到り、彼柳に寄り柳下宅を訪ねる。爰で夕飯。風呂に入る。跡より四隣来る。湖中也訪れ風呂へ入る。湖中の発句で巻有り。彼柳、柳下も入り六吟。更て柳下宅へ戻り宿る。四隣も同様。

二十二日 晴。夜更て臥したまま今朝寝過して起きる。本茶を喫して鶴の画へ讚を書く。是ハ予が所持の画と同画同讚。五題句合の懐紙を請取蛙声亭を出る。柳子 谷の花に馬の嘯が句哉 一句を湖中へ贈る。彼柳五句ノ吟を出して各脇を付ける。短冊所望有り書く。四隣を伴い帰庵する。昼餞を振る舞う。葉ひらも餉喰けり杜若

二十三日 微雨。犬塚句合点行。千波為霜母七十一の賀句を言来る。自分の

当三月中 凡千六百六十吟

野にて桜見せふぞ繪笠（芭蕉） 夜初更ミき帰る。女俳名古井。

四月

一日 曇。太五郎『大学』素読に来る。

二日 晴。○鶏の実否を糺す為源七を遣す。七ツ時（十六時頃）に夕立がひどく、雹も交じる。茶人の発句懐紙へ点を乞われ引墨を遣わす。

三日 晴。今朝伊兵衛来訪。次郎兵衛鶏を捕え来る。暮て柳下来訪、萍左の話をして発句を見せる。『百所詣』の書は秀逸。しかし萍左此中の下手であろう。

△花を出て暫白さあらし哉

柱さへ掛けれと思ふ暑哉

客僧よ宵に申や鹿の声

百回忌

空にふるはミよし野々桜岨岨の花

花七日七夜と月に籠ルかな

友恋し松嶋の月見るにつけ

象潟や霞の奥ハ翌の船

○秋たツや羽の綻し米の虫

○乱髪風情也けり勝負力

石山や月の上行杜宇

我喰し桃の実見よ老の秋

白芥子の散重るや蟻の上

只ことは鳴まじ和舟の浦千鳥

○菘ど大桶に張り舞扇

伏勢の初行合や杜宇

○散花に翌無キ雉の□行哉

開見た草にむすべる蝶の夢 萍左

四日 晴。大五郎、阿六水戸へ行く。此日七ツ半時伊三郎没す。

五日 雨。夜句案成る。杜宇一句。江戸行脚嵐庭来る。盲人也。此人萍左が身上を話す。嵐庭両吟未満で枕席就く。郭公二声近し跡枕青郊

六日 曇。夜べの巻に継いで考える。昼頃大五郎、よの水戸より帰る。飯田ばゞ来訪。

七日 晴。起て北斗祭する。飯田ばゞ帰る。主水辞するを留めて一巻物す。夜に終わる。夜雨洩鴉飼が宿やうす明り 此句を立てる。ミじか夜の夢路に長き百里哉 山寺は雲掃底や杜若 客とハれ老に眠らんかんこ鳥

八日 朝雨。句案誕生の実ざくら拝む□かな 再思実ざくらハ花の産める□哉

九日 晴。秋葉、足黒へまかる。莫指へ寄る。松嶋へ憩う。又采芹に出会て鶏の事を頼む。莫指、招我訪問。狂歌を付ける。たまれ露ミそ一もじをしる人よ俳諧わりな飯ハ喰ずや 今宵四ツ過ぎに満尾。七人の堀越池の曇哉

十日 晴。其涼狂歌の返事を持参。今時莫指、其涼へ寄る。百回忌加入は莫指、四隣、松嶋。

十一日 晴。今朝四隣に招かれる。また莫指宅へ寄る。今昼子拾百韻加入。小幡へ訪れ柳意の扉を音づれ面会する。柳所ら此宅に宿る。文江の書簡来る。上人此月来臨する予定を告げる。○白扇、文童の書

十二日 月）上人四月初旬ニハ飛錫有る予定。桜がり跡先達き昼のかわ晴。今朝久左衛門に頼み小幡へ遣して薬を得る。吐洲の妻出花より新茶一包を貰う。昼時皆川宗碩を見舞う。眼疾病のため。夕方鼓目女オクノヤ花蝶来る。

十三日 曇風吹後雨。今朝惣衛門を呼び密談する。昼頃往来の儒士来訪。

渡す。榛名山は俳諧が盛んで町中に芭蕉塚を新築するよし。山お
くハ万歳連し梅花(芭蕉)。「ばせを翁実録」一卷史踐へ貸す。

十日 飯沼へ行く。稲花宅は皆留守。東枝へ訪れ茶と飯を喫す。発
句を聞く。玉露宅へ行く。二時ばかり話す。玉露の桜の発句に脇
第三、四句迄綴る。黄昏に帰杖。稲花来訪。

十一日 曇。吐洲見廻に来る。木芽漬の土産と義仲寺の近況を聞く。沂風
師は今移転して、後住は重厚であると知る。摺物を送る。昼頃よ
り雨ふる。

十二日 晴。昼暖気。薺を蒔。

十三日 晴。今朝り花朝寝して起きる。千句の表吟統る所、南橋が鶏を携
来る。表より十句付ける。

十四日 雨。次郎兵衛が鶏肝を取に行く。笠を携えず傘をかりて戻る。

十五日 晴。稲荷職立つ。

十六日 晴。昨日迄に千句一吟百韻を吟ずる。飯沼川塙油絞屋にて鶏一羽
を貰つたと源七が告げる。十七日の夕取に遣わす予定。

十七日 晴。風少し暖気を含む。今夕鶏を捕える事を鳳井へ下知する。百
韻の裏表独吟する。

十八日 雨。「一つ葉」の不審晴れる。夏来て也只一ツ葉の一つ哉。箱
此句の弁知らず。人も知りがたし。医書を開くと、「石葦セキササヒトツ

山中ノ石ノ上ニ生ズ。長一尺余。毛アリ黄毛也。ヒロサ一寸ア
マリ。裏ニ毛アリ黄毛也。此草ハ深山ニアリ。人ノ声水音ノ響聞
ユル可ノ所ハ薬力ウスシ。」とある。

十九日 晴。昨日鶏胆来。昼時小幡宗碩老来訪。眼病半癒と聞く。宗碩に
頼みえび沢四沢の追善句贈る。

二十日 快晴。暖気催。表屋の種蒔大凡此日済む。昼時紀州行脚萍左と云
坊訪。一泊を許すが泊まらずに去る。萍左が言う「己ハ我俣夷也。」
と。句帳へ発句を乞われ書く。短尺を貰う。手づからに菊うへ替
て飯うまし 萍左 此人の力量は知らず。文童から水戸文江への

書簡を開封して見せると水戸へは行くまいと、手に取るとすぐに
反故にして捨てる。(萍左は)如何なる人柄か寛束ない。遅月上
人とは仲が良くないと言つて上人を譏る語詠が多い。昼飯を施し
小鶴へ遣わした。○湖のおもかげ老の臘月を与える。此人の話で
は遅月の師二柳庵三四は此人の門人だという。夕方巨石が発句を
案じに来くる。鳳井との半歌仙有り。

二十一日 晴。大屋源蔵今朝来訪。水戸への贈状三通を頼む。昼過頃東枝来
訪。鶏持参。千句の序を加筆する。玉露を交え歌仙一卷成る。黄
昏に帰る。

二十二日 曇。鶏を小幡へ遣わす。宗碩を訪ねるが留守。鶏は預けて置く。
今日千句の支度営む。夕方南橋来訪。

二十三日 晴。栗崎母銭来訪。句を見せられる。みよし野、山は桜を□母
銭、翌日の千句出席をす、め短冊一枚遣わす。玉露を訪ねたが水
府へ行つて留守。亭主と予と支度済ます。藪牛と宵に話す。

二十四日 晴。俳諧千句興行。朝、藪牛、青郊、東枝が集う。参加者は鳳井、
巨石、竹臥、羽白、文嘉、母銭、□号、稲花、芦角、南橋、史踐、
向阿、四隣、旦□、玉水、一哥、素成、巴水、柳下、一亀、自来、
柳尾、藪牛、青郊、東枝の二十五名。柳下は宿泊。

二十五日 晴。昨日の千句の巻数へ入らないように青郊の発句で一巻を催す。
又寸舎送り表にて一巻催。柳尾、自来も来て五吟二巻催す。七ツ
時(十六時頃)に柳尾帰杖。柳下同伴。

二十六日 雨。昼時史踐千句清書を持参。序を書かせる。

二十七日 晴。今朝ミき(青郊の孫娘)筑波へ発足。史踐昼過に帰る。

二十八日 曇。昼過より小雨。南橋来訪、更衣の発句を見せる。脇を付けて
歌仙を巻く。

二十九日 曇。朝母銭来訪。彼の伯父が没した追善句を乞われる。芭蕉翁の
桜の吟を東枝が文机へ書く。桜がり奇特や日々に五り六里 よし

- 二十日 晴。今日も摺かき染二巨石へ行く。点取が届く。五十韻一、歌仙六、短歌行一卷、発句十八句を点する。句案改めやくめ女ほし雛の智野、おくに酒の罌や桃の花 昼、鉄洲和尚が表屋へ来訪。
- 二十一日 晴。朝鉄洲和尚と喫茶して話す。去年文通織込やもミチが本の送機 月過て詞借夜半と成にけり 搗とのミ余所に聞しを更衣 行秋や四十母の眉のいり
- 二十二日 朝曇。鶯が囀る。今年鶯が多い様子。次郎兵衛が小原へ行く。句案若鮎や稲づまに散若ノ角
- 二十三日 晴。雨夕に懐紙を遣る。葉も取に行かせる。今夕は風呂へ入る。発句案 種時や祈る日の神西の神
- 二十四日 曇。飯沼太七来訪、稲花への書簡を渡す。昼時東枝来訪、千句の相談をする。成遂法印来訪。三月二十四日に木部村田口富作（東枝）宅で興行予定の俳諧十百韻について相談する。
- 二十五日 雨。朝より降る。御忌聖像を掲げ神酒を饌（そな）え発句を奉る（菅原道真の命日を追悼する）。
- 御忌 梅の雪さくらの霰手向ぐさ 青郊百拜
- 二十六日 曇。飯沼へ行く。東枝宅の千句会参加を小幡、下土師、足黒（いづれも現茨城町）の連中に催促する。
- 昼過より曇夜中降る。腰痛難渋、終日臥して苦悩が尋常でない。三十二吟千句の表四つまで詠む。
- 二十七日 小幡行。宗碩老に会う。○藪牛の隠宅に行く。夕方石碑開眼の供養へ招かれ新家へ行く。
- 二十八日 晴。天道大日念仏雷神において営む。宗碩を訪れ、句合の点引をする。
- 二十九日 晴。吉弥へ筆を伝。○観音堂に葉を取りに行く。
- 三十日 今朝作十鶏を携えて小幡へ行く。
- 当月凡（およそ）百六十八句
- 三月
- 一日 晴。飯沼、下土師に行く。四つ時（十時頃）稲花宅に行くが、耕作で留守。下飯沼へ行き、田面で稲花に逢う。発句千句のこと等を告げて別れる。采花宅へ寄るが采花も耕作で留守。家息へ扇を遣わす。次に吏践宅に行くが、耕作で留守、南河宅も留守。好隣宅へ行き休む。また、吏践へ寄ると吏践在宿して話す。此程江戸へ登って蘭尔に逢うということで文通を贈る。南栲へ寄るが、彼も耕作で留守のため書き置きを残す。七時半時（十六時頃）帰庵する。
- 晴。今朝嶋野与次衛門来訪。真井沼歩雪来訪。
- 句案案の花に曙かほる出村かな 陽炎に糊總□れる昼間哉
- 曇。星祭済む。昼過柳下が来訪し、句合持参。南鐮一片を受け取る。寸舎に発句を見せられ、海苔を恵まれる。歌仙一卷を営む。句合を点引。
- 曇。天道念仏。文嘉の発句で歌仙一卷を物す。
- 終日降る。風寒し。夜、伊三郎江戸より下る。句案そり梅の先に一もと桜哉 又や見ん現たくら此風情
- 晴。風寒く雲定まらず。迎鐘仏忌日供花捻香。
- 晴。雨洗へ銀を貸す。芹沢呼友が四隣を伴い来訪。呼友ハ長兎路（現笠間市長兎路）へ行く。四隣は留まり歌仙一卷満尾して帰る。
- 晴。寒し。下土師へ竹路を遣わす。今晚蕎麦喫す。吏践、鳳井桜の句成る。終宵大雨。
- 曇。星祭の檀かざりをする。吏践が製菓持参してきて語る。榛名山（群馬県高崎市）佐藤求馬殿の手代隠居へ来訪。使いへ摺物を

当月中

の落合玉露宅に行く。鶴寿老人来訪。翌日安居(茨城郡岩間町安居)へ行く約束をする。
千三百四十四吟

二月

一日 晴。朝、伝兵衛夫婦と竹臥の諍いについて話す。安居へ行き、岡本玄澄老の所へ立ち寄る。呂重宅へ行く。藪牛来訪。鳳井、藤七宅へ行く。

二日 曇。栄蔵来訪。三吟(藪牛、栄蔵、青郊)歌仙一卷。昼時小幡柳意と平潟の其汀布施本蔵来訪。遅月上人の書を受け取る。藪牛七十歳賀句「身樹條希の揃や梅の花 藪牛」を記録。

三日 晴。其汀が平潟へ帰る。遅月上人への書を預け、馬蹄夫婦、洞五へ連名の書を贈る。○玉露に依頼され前文を認める。千句序の清書等終日机に向かっていた。

四日 晴。鳥郷より点取が来る。先達而に続き、更に二巻よこした。吏踐が千句の稿を取りに来る。その間に五吟歌仙一卷成る。

五日 風強。太七を頼み、馬士として武衛門を送り出す。

六日 晴。暖気。稲荷幟を立て掃除する。星祭の檀鋸る。

七日 晴小雨。暖気夏の如し。此日初午。「はツかけや藪に鼓のはツ音きく」の句を表家の襖障子へ張る。川又柳如発句を持参して来訪。

八日 雨。夜から降りしきる。北風寒し。意安老よりそば切を貰う。

九日 雨。終日冴返り雨降る。句案月霞む夜半や仏の雲隠れ 風情者と山の名を問霞哉

十日 晴。雪後風寒し。次郎兵衛(青郊の子、佐久間家当主)水戸行。柏井忠次より薯蕷を貰う。

十一日 曇。犬塚書簡を川又へ送る。巨石母そば持参。

十二日 雨。昨日雨夕より発句合来る。今日点引。吏踐子来訪。

十三日 雨。翌日の民蔵追善に誘いの声がかかる。

十四日 雨。微雨晴す。朝、民蔵追善へ行く。靉峯樞真信士の祥忌、追福作善。去年散りし梅一もり蝶の音 雉子啼セ鳴ずば兩夜

十五日 晴。日見えて薄曇。稲荷幟を建てる。次郎兵衛飯田から戻る。曇。風少し寒し。花径の碑の発句揮毫を惣衛門に頼まれ、認める。若草や道ゆきある柴のいほ 花径

十六日 雨止まず。人別帳を書き初める。句案野を喰て馬八戻や夕霞馬場作太郎母より芋一舂を貰う。今夜夢多し。双 親を見る。曇。朝寒くて手凍える。句案風情して宿かし土のさくら哉 昼より雪。夜にやむ。杜継の苗賣山の桜哉

十七日 快晴。巨石の摺りかき染め指南に行く。如毛(平潟の人)が来訪し、遅月上人からの書簡を届けに来る。先達而遅月に送った春雨の発句に脇以下を遅月・遅沖・茂木が付けた表六句も書簡に在中。句案うへたて、宿かる寺や花ざくら

(以下青郊宛遅月書簡の写し)
水戸野曾の里 曾山老俳仙 遅月庵 印

貴報之御細書回読三五不能釈手来時眉二如梅 傾怡此事二ハ先々老妹御安静之一事消千憂外二説話無之。野僧無事是又御安慮可賜候。此度は如毛参り候故何事も不申上候。委細彼より御聞可被下候。

着ずもあらず着もせぬ春の雨具かな 青郊
梅より出てさくら見る旅 遅月

守なき閑は霞の鎖して 遅沖
声なき鶏のしのゝめを啼 茂木

菊の虫見ばやと起る有明に 月
しばしも椽の下冷るなり 沖

以下略
種時や日稜(稜)くらんとおもひ立 遅月
若鮎や流るゝ花に行違ふ 遅月

- 八日 夜四ツ（二十二時頃）に及ぶ。初心者を助け、皆で快く実施。この日、大地震、数刻揺れがあった。夜、ほとんどの者は帰る。宿泊者は柳下、桃花、青郊、東枝。
- 九日 晴。青郊発句の巻を「二のヲ」まで継続。青郊は稲花と共に帰り、七ツ時（十六時頃）帰庵。柏舟に依頼された六巻に引墨（句に墨を加え、批点、添削指導をすること）す。
- 十日 晴。飯田定吉の発句拜見、摺物を与える。
- 十一日 曇。雨ふらずして寒し。窄人作兵衛鋳入を助ける。
- 十二日 曇。昼時南栲来訪。俳諧有り（百韻）。四更（午前二時）の頃「看ずもあらず看もせぬ春の雨具哉」の句を着想する。
- 十三日 晴。栗崎江風来訪。吏踐来訪。前日の百韻が成る。足黒村（茨城町）の点取懐紙が届く。
- 十四日 曇。朝の間雪散って止む。巨石来訪。
- 十五日 雪。暁より紛紛と降る。この日千句の序が成る。夜中から句を案ずる。
- 青柳の陰や下り居の梳り（以下略） 青郊
夜舟漕跡しら波や朧月
江を抱し山の根崎や梅の花
野禿詞に八重垣作ル霞哉
看ずもあらず看もせぬ春の雨具哉
飛火野は後に消つ春の雲
- 十六日 曇。寒気返り、薄氷張る。朝、どんど火を焚く。羽黒山長円房来訪。昼時雨夕来訪。百韻を巻く。『平濁日記』を雨夕に貸す。
- 十七日 快晴。今朝羽黒山長円房を庵へ招き雨夕と共に麦飯を饗する。百韻の続きを巻く。両者去り、吏踐、越安来訪。萩谷誠十、海老沢祐吉、阿子挨拶吟あり。
- 晴。風寒し。南栲が薪一駄を石釜の進物としてくれる。お札に摺物を与える。
- 十八日 晴。朝風に恐怖しながら机に凭（もたれ）て休む。稲花来訪。摺物の揮毫をする。
- 十九日 晴。村の年礼に出る。
- 二十日 晴。水戸行を決める。水戸釜神町（現梅香二丁目）近藤九郎衛門に目葉をもらう。
- 二十一日 東川、東水、青門、桃舊、文指、二膳、文江と年礼を交わす。近藤九郎衛門はり花の眼病は危ういと診断するが、東川の紹介で糸町の桑原平重に診てもらうことにする。平重は「素人ながら醫學委しく眼を見る事も亦神の如し」という。り花を伴い鉄炮町（現五軒町）東川宅に憩う。
- 二十二日 晴。東川宅に桑原平重を招き、り花の眼を診て貰う。心配はないとの診断に安心し、歌仙一卷を巻く。東水宅に宿泊。
- 二十三日 晴。り花を東川に預け、御宮へ行く。
- 二十四日 秋葉足黒の点取を終日引墨する（句数約四百句）。水府文指の初夢発句「よろこびもつむ初夢や富士の雪」を記録。夜、莫指来訪。
- 二十五日 晴。松水庵定会に参加。素綾、青洲、東川、坡長、瑞花主人。青郊発句の巻落成。東川へ葉を頼み南鎌一片を渡す。
- 二十六日 雨。夜から止まず。文江と両吟歌仙。東川と両吟半歌仙。終日俳諧をする。文指、為友来訪。
- 朝の風此筋に梅あればこそ 文江
霞を分る旅の衣手 青郊（以下略）
- 二十七日 晴。文江宅から東川宅へ行く。東川と両吟半歌仙。御宮へ宿泊。
- 看ずもあらず看もせぬ春の雨具哉 青郊
あやなく薫る梅がえの月 東川（以下略）
- 二十八日 晴。東川から目葉を受け取る。おくのやから点取二巻、犬塚の句合が来る。翌日、木部（茨城町木部）の落合玉露宅訪問を計画。
- 二十九日 雨。摺物を鳳井（安居の人）に申し付け、仕上げにかかる。木部

建立は青郊が没する二ヶ月前のことであり、最晩年における芭蕉顕彰事業となった。



飯綱神社 芭蕉句碑

二、『三百六十日々記』——上半期編

『三百六十日々記』は、寛政五年一月一日から十二月十九日までのほぼ毎日の記録（六月二十二日のみ記載なし）を綴った佐久間青郊の自筆稿本である。全一冊、百丁。万人に見せるための記録ではないので、文字の大きさや丁寧さにはムラがあり、読みにくく細かい字で書かれた箇所も多くある。だが、この筆跡が青郊七十五歳のものであることを考えると、筆のふるえも少なくしつかりした手跡だといえる。資料の保存状態は良好とはいえず、汚損、虫食い等による解説不能部分もある。同書の全文を翻刻することは至難であり、これまでこの資料の全容が紹介されてこなかったことは無難な処置だったといえる。しかし、あえてその全容を通観することによって、判明することが数多くある。本章では寛政五年上半期（一月一日から六月三十日まで）の日記概要を紹介する。

凡例

- 本記録は佐久間青郊著『三百六十日々記』の記載内容をその日ごとに要約したものである。
- 人名、地名、作品を判別しやすくするため、人名をゴシック体、地名を太字明朝体、作品を行書体で表記した。
- 表記は現代現代仮名遣い、現代の表記法で記した。ただし、発句等作品の抄出部分は原本の歴史的仮名遣いのまま表記した。
- 汚損、虫食い、灼け等により解説不能部分は□で示した。
- 括弧内には補足として適宜私注を施した。

一月

- 一日 曇。昼過より雪。巨石来訪、『論語』を復す。
福寿草雪ふかしげや閑也（青郊歳旦吟）
- 二日 晴。竹臥来訪、摺物を認める。吏踐来訪。吏踐に稲花への書簡を託す。
- 三日 快晴。稲花来訪、板木を見て悦ぶ。栗与来訪、発句拝見、摺物を与える。昼頃小原弥次郎年始の札二来る。竹臥来訪、摺物の下書き完成。東枝来訪、発句、表八句を拝見。
- 四日 風寒し。母銭の発句拝見。神鳥天の戸開初日哉（母銭）はツ春や万歳祝ふ鶴の舞 御代官へ召される。
- 五日 晴。小原（笠間市小原）へ行く。加茂左隠宅にて馳走される。今宵泊り客多し。
- 六日 晴。下土師（茨城町下土師）へ行く。慈雲寺（下土師曹洞宗）住僧の発句拝見。吏踐宅に稲花が来て翌日の句会準備を扶助。懐紙等を調える。
- 七日 晴。吏踐宅で連句会。参加者は柳下、東枝、南栲、巨石、竹臥、文嘉、羽白、好隣、玉水、巴水、素成、莫指、其涼、招我、子吟、四隣、柏舟。文台を二つに分けて営む。朝八ツ半（三時頃）より

日はあり鐘のちさく聞ゆる 一草（以下略）

『潮来集』（寛政五年刊）では自準の「準」が「隼」とはなっているが、「松江」とはしていない。

長勝寺には昭和七年（一九三二）に俳文学者の勝峰晋風氏と書家の長谷川泰山氏によって、三ツ物句碑が建立されたが、こちらは天聖寺のものと同様に「松江、桃青、ソラ」となっている。勝峰氏は五世松江による文化十年刊『鹿島詣』を信用しようだが、小西似春の前号が自準であったという事実が確認される前の建碑である。芭蕉と一世本間松江の交流実態については、同時代の客観的資料から検討する必要があるだろう。

青郊のことから脱線してしまったが、『三百六十日々記』は秋瓜本『鹿島詣』出版から四十年以上後の記録であり、出版に関することを青郊は記していない。青郊の師であった一世秋瓜は安永三年（一七七四）十月二十二日に没しており、寛政期は二世秋瓜（鈴木氏、江戸の人）の時代である。青郊は寛政中頃から秋瓜歳旦帖に投句をしなくなっている（註3）。青郊は三世本間画江との交流はあったが、五世松江との関係は疎遠だったようだ。五世松江が三ツ物句碑を建立したのも、青郊が『三百六十日々記』を著したのも同じ寛政五年（一七九三）であるが、一年間の日記中には本間松江（玄琢）の名は一箇所も出てこない。松江は近郷の小川（小美玉市）におり、青郊は吉影などにも訪問していたにもかかわらず、松江については言及していない。芭蕉百回忌の年に自家宣伝の碑を建立した五世松江と、芭蕉追悼百韻を地元門人達と企てて芭蕉を追慕した青郊とは、相容れないものがあつたようだ。この頃の青郊は秋瓜一派とも距離を置き、備中から水戸に來た俳僧暹月上人と親しく交流していた。『三百六十日々記』には、暹月に関する記述、暹月作品の記録が散見する。また、芭蕉百回忌追悼百韻が暹月の指導の下、暹月の仲介によって近江の義仲寺に献上されたことも、日記により判明する。長い俳歴を経て、青郊が晩年に師事したのは三十歳以上も年下の暹月上人であった。

青郊が野曾村の名主を隠居した年齢は正確に特定できないが、遅くとも寛政二年（一七九〇）の時点では隠居している。「寛政二年野曾村五人組人別帳」

（佐久間誠氏所蔵）によれば、寛政二年（一七九〇）の時点で青郊は七十二歳であった。名主は息子次郎兵衛が務めている。人別帳の佐久間家の箇所は以下の通りである。

高拾三石六舛六合余

一竈 真言宗神宿村真照寺旦那

刀沓腰 脇差三腰 鉄炮沓挺 弓沓張

名主 次郎兵衛 年三十七歳

妻 年三十二歳

父 次郎左衛門 年七十二歳（青郊）

同人 妻 年六十三歳

姉 ちう 年四十二歳

娘 ミキ 年十四歳

倅 代五郎 年七歳

抱男 源七 年六十七歳

下男 鳳七 年四十沓歳

合九人 男五人 女四人 馬沓疋

家の持ち高は十三・六六石余り、家族は九人で刀、脇差、鉄炮、弓を所持している。佐久間家の位牌、墓碑には青郊の没年齢が記されていないが、没年月日は寛政七年（一七九五）六月二十七日であることがわかる。前掲した寛政二年人別帳の年齢から数えると、青郊の没年齢は七十七歳ということになる。戒名は洗竹庵松涼青郊居士。因みに「青郊」の俳号は、七回忌にあたる享和元年（一八〇一）、水戸の幽竹庵山芝が二世を継承している（『青郊襲号記念集』註3）。門人の中から襲名者が現れるほど、地元での青郊の存在は大きかったのである。

笠間市の飯綱神社境内に、

夏来てもたゞ一つ葉の一つかな 芭蕉

の句碑がある（縦210種、横53種、奥行18種、写真参照）。この碑は寛政七年（一七九五）四月に建立された。句の揮毫は青郊である。芭蕉句碑

三一石ヲ一刻、其唱和者ヲ不朽ニセント。之ニ因リテ乞フ余ニ記スルコトヲ、其由ヲ。其ノ意ニ有リテ、不レ可レカラレ、忤者ノ聊カ題シテ、二数言ヲ云フ。

寛政五年癸丑中秋望後一日 南陽原昌撰并書

原南陽は医学における五世松江の師で、書家でもある。医学の著書も多数あり、名医として知られる。五世松江の依頼により南陽は撰書を引き受けた。撰文によれば、芭蕉と一世松江は大垣で知り合い、俳諧、医学において互いに師弟として常陸南部(潮来)で親交したというが、芭蕉と許六の師弟関係(俳諧は芭蕉が、絵画は許六が互いの師であった関係)に似せたような内容である。本間家四世左右(道意)は阿部豊後侯に寵遇され、芭蕉真跡を左右に与えたという。この時の阿部豊後守は、年代的には阿部氏忍藩五代藩主阿部正允であろうか。正允は安永九年(一七八〇)十一月二十四日没、六十四歳。

この碑文は秋瓜本『鹿島詣』序文よりも少し詳しく芭蕉と松江が親交した様子について記されている。但し、この部分は「蓋(思うに)」で始まる推測の表現であるから、南陽が事実として確認しているわけではない。末尾の「其の意に忤ふべからざる者有りて」という表現をみても、五世松江の強い意向で碑文の撰を引き受けたことが伝わる。小西自準の句を「(本間) 松江」として明記したのは、管見ではこの碑が最初である。これは寛政二年(一七九〇)に杉風旧蔵「かしま紀行」(芭蕉自筆本の模刻)が平山梅人によって刊行されたことを強く意識したのであろう。五世松江はこれに対抗したためか、芭蕉百回忌記念として天聖寺に「自準〓松江」を宣伝するための三ツ物碑を建立した。

さらに五世松江は文化十年(一八一三)、『鹿島詣』を模刻出版しているが、天聖寺の石碑と同様、「主人」の部分を「松江」と改めて出版し、世に認知させようとしている。同書の跋文は江戸の夏目成美が引き受けたが、「自準に宿すと題して、蘂ほす宿のわび寝をよるこび申されしは、板久の里の医家本間道悦、俳号松江といひし人にて、自準はその別号なり。」と書かせている。秋瓜、南陽、成美は著名人であったから、本間家の宣伝に利用された感がある。宝暦二年版『鹿島詣』を出版した秋瓜の意図は、芭蕉の真跡を広く世間に

公表することにあつた。結果として秋瓜の文責は免れないだろうが、原南陽や夏目成美と同様、秋瓜がこの捏造に積極的に加担したとは思われない。

化政期俳壇を代表する小林一茶もまた、本間家伝承を信頼していた著名人の一人である。一茶は文化十四年(一八一七)五月二十三日、当時小川町(現小美玉市小川)に移っていた五世本間松江(玄琢)宅に訪問し、芭蕉が使用したといわれる「翁椀」と、芭蕉の書を目の当たりにして感動している。

けふといふけふ、久しくねがひける本間の家を訪ひてばせを翁の書
かずかずに目を覚しけるが、其外に又手にふれ給ひし一品有
したはしやむかししのぶの翁椀

文化十四年五月廿二日也けり しなの、一茶

一茶は本間家の噂を江戸の成美から聞いていたのであろう。成美は『随齋諸話』(文政二年刊)に「ばせを昔常陸國本間氏に寄宿して医を学ぶ。」と記し、物部道意と芭蕉が本間道悦宛に記した医術相伝起請文の内容を掲載している。本間家に伝わる「翁椀」については五世松江から日向の真彦に「椀が与えられたことが『随齋諸話』にあり、成美宅を訪問した真彦から直接見せてもらった翁椀を「はなはだ古雅なる器なれば左に図す」と述べて形状、絵柄、寸法を図示している。これら起請文と翁椀の真贋はわからないが、一茶や成美は子孫の主張を信用していた。

寛政五年(一七九三)、陸奥南部出身の行脚俳人も覺庵一草が、『潮来集』を出版した。同書は一草が常陸国潮来に逗留した折の記念集である。同書刊行の契機となった「旅人とわが名よばれん初時雨」の芭蕉句碑は、潮来市潮来の長勝寺(臨濟宗)に現存しており、寛政元年(一七八九)十月十二日に一草が建立した。『潮来集』には先述の三ツ物に、一草が四句目を付けて、潮来の俳人関沢知識、休保、可文、五粒がそれに続く歌仙が入集する。

帰路に自準を訪ふとありし鹿島紀行の言葉を聞きて

朧せよ蘂ほす宿の友雀 自準

秋を込たるくねのさし杉 桃青

月見んと汐ひき登る船留て 曾良

青郊の功績が目目されなくなつてしまつた理由は、序文の前半の内容が目

立つてしまつたからであろう。芭蕉は禅の師である仏頂和尚に会うため、鹿島に往來することが数年あり、鹿島詣の帰路、潮来の医師本間松江（自準）宅に逗留したという内容である。これは最初の『鹿島詣』刊本の序文として

長年信頼されてきたが、本間松江と自準を同一人物化した記述は、本間家による捏造であつたことを加藤定彦氏が看破した（註1）。氏の研究成果により、『鹿島詣』の卷末に登場する自準は当時行徳にいた小西似春の後号であり、潮来て医業を営んだ本間松江とは別人であることが判明したのである。つまり、芭蕉が鹿島詣において帰路に立ち寄つた自準は、潮来の本間松江宅ではなく、行徳の小西自準（似春）宅であつたことになる。だが、本間松江が芭蕉と無関係だつたわけではなく、『続虚栗』（貞享四年 其角編）に松江の句が見られる。尚、同書には自準の句も入集し、芭蕉が鹿島に來た年と同じ貞享四年の刊本に、自準と松江の句がそれぞれ別人として掲載されて

いた事實は、当時本間自準という俳人が存在しなかつたことを示唆する。現在、秋瓜本『鹿島詣』は芭蕉真蹟ではなく写しであるという見解が有力で、その主張は首肯に値すると思う（註1）。

秋瓜本『鹿島詣』のもう一つの問題点は巻尾に「貞享丁卯仲秋末五日」とあるが、この「末五日」は加筆である可能性が高いことだ（註2）。これは、芭蕉が鹿島詣の帰路、潮来到八月二十五日まで逗留して『鹿島詣』を執筆したと認知させるための加筆であると考えられる。

本間家は初代松江（道悦）二世の友五（道因）が芭蕉の門人であつた。三世の画江（道仙）は佐久間柳居門で、秋瓜本『鹿島詣』の原本を秋瓜に譲つた人物である。秋瓜本『鹿島詣』の原本は、本間家二世友五か誰かによって筆写され、三世画江の頃に巻尾に「末五日」という加筆が施されたのかも知れない。

結果的に秋瓜が記した序文は、「本間松江自準」という捏造を宣伝してしまつたわけだが、所蔵者でもあつた本間画江の主張に、秋瓜は疑念を差し挟まなかつたのであろう。画江との交渉にあつた青郊もまた同様な立場だ

つたと思われる。

本間家四世左右（道意）は中川乙由門で、芭蕉真蹟の蒐集家だつた。左右に才能を見込まれ、養子となつた五世松江（玄琢）は文化元年（一八〇四）稽医館を建てるなど地元の医学振興に尽力した。一方で、五世松江は「本間松江自準」という自家宣伝を仕立て上げる努力を惜しまなかつた。

芭蕉百回忌の寛政五年（一七九三）八月十六日、五世松江は、三ツ物句碑を建立している。この碑は『鹿島詣』巻尾にある自準、桃青、曾良による三ツ物と同じ三句を刻んでいるが、秋瓜本『鹿島詣』で「主人」と記されていた部分が「松江」と改められている。

帰路自準に宿す

晴せよわらほす宿の友すゞめ

松江（主人）

あきをこめたるくねの指杉

桃青（客）

月見んと汐引のぼる船とめて

ソラ

同碑は小美玉市小川の天聖寺共同墓地に現存する。大きさは高さ一四七種、幅二九三種、奥行き二一五種。裏面には水戸藩医の原南陽によって撰文が刻まれている。以下に全文を紹介しよう。返り点、送り仮名、ふり仮名は私注。

有^レ二世^ニ誹諧歌^一蓋^シ國風之變^ニ猶^ホ詩之近體絶句^一。則^チ是^レ一體^ニテ^レ其^ノ來^{タル}也^久シク^ス之^ヲ。自^リ芭蕉翁^{ナル}者^一タビ^テ出^テ天下^ノ之道^トスル^ニ誹諧^ヲ一者^折衷^シ於^レ翁^ヲ而^シ世^ノ尊^ニ信^{スル}翁^ヲ者^一不^レ特^ニ誹諧^者流風^一得^レバ^ニ其^ノ筆跡^{寸紙}一則^レ寶^{スル}ル^トレ^之如^シ尺璧^一。余^ノ門人^{本間}玄琢^家ハ多^ク藏^シ芭蕉翁真跡^ヲ。蓋^シ其^ノ祖先^{松江}ハ嘗^テア仕^ヘ戸田侯^ニ於^テ濃^大垣^ニ一^ト與^ニ蕉翁^一相識^レ受^ケ其^ノ道^ヲ於^レ翁^{ヨリ}後^ニ棄^レ官^業トシ^テ刀圭^一ト^シ居^常南^ノ翁^ノ東遊^{スル}也^主トシ^テ本間^ノ家^ヲ一旦^ツ學^ビ醫^ヲ於^レ松江^ニ互^ノ道^ヲ相師^トナリ^友情^交リ^甚密^{ナリ}。其^ノ所^ニ唱^和スル^一及^ビ手^寫本^之屬^一大^イ富^ム。玄琢^ノ先人^{左右}叟^亦好^ミ其^ノ道^頗一^名アリ^ニ于^世ニ。阿部^豊後^侯聞^キ之^ヲ召見^シ寵^遇甚^厚。乃^チ進^呈芭蕉^{真蹟}數幅^一。今^尚所^傳禁^方之^盟約^并唱^和ノ卷冊^{若干}ト云^フ。玄琢^常恐^ル二^年月^之久^ク子孫^倘不^レ能^ハ守^ル焉^{。為}レバ^ニ有力^者所^ト奪^フ則^チ合^浦之^珠不^レ再^還一^也。仍^チ欲^ス下^立テ



佐久間青郊 著 『三百六十日々記』表紙

一、野曾村の長老佐久間青郊
『三百六十日々記』の著者佐久間青郊は、茨城郡野曾村（現茨城町野曾）の名主隠居である。青郊は俳号で、本名は佐久間次郎兵衛政隆。幼名与十郎、又幸五郎。官途名忠三郎。退隠名は次郎左衛門。佐久間家は代々野曾村の名主を務める名家である。

青郊の俳歴はおよそ五十年ほどである。二十代の延享年間（一七四四～一七四七）から、松籟庵秋瓜に師事している。一世秋瓜は古川氏、佐久間柳居門、水戸の人、安永三年（一七七四）十月二十二日没。延享四年（一七四七）刊『俳諧帰る日』（秋瓜編）に常陸連中の一員として次の句が入集する。

滝の糸を中から染て柳哉

青郊

寛延元年（一七四八）刊『星な、くさ』（秋瓜編）にも常陸連中として次の句が見える。

綴とは虫の嘘なり野の錦

青郊

松籟庵秋瓜といえば、宝暦二年（一七五二）、芭蕉著「鹿島詣」を模刻して、『鹿島詣』を最初に出版したことで知られている。だが、この秋瓜本『鹿島詣』出版を実現させた功労者が佐久間青郊であったことは、時代とともに忘れ去られてしまった。以下、『鹿島詣』の秋瓜序文を引用する。

祖翁の鹿島記行は自準が家に伝て常陸国潮来邑にありける。準は本問氏にして医をよくす。最風雅を好て正風を信ず。翁のかしま往来し給ふ事年あり。その根本寺と云へる禪院に仏頂和尚の閑居しておはしけるに参禅して勤給ふ。和尚は翁の禪師なりとぞ。其帰るさは準にやどりて或は医を問ひ将嘯吟して倦く時はすみやかに武の草庵に戻られけるよしを語伝へたり。準没して三代其孫を画江と云ふ。医業を継て俳諧は柳居士の門にあそぶ。予十とせばかり先ならん、其あたり遵行せし頃初て此真蹟を拝してよりひたすらに乞へども江曾て許さざりければ年月を過ぬ。只明暮に付て其事をのみ申やりぬるに、ある日其あたり近き青郊と云ふもの来て告て曰、「江今医学に魂を入れて寢食漸忘るゝに似たり。此ほど『證治準繩』といへる書を尋て是に切なる事を聞けり。今此書をもて是に易へば真跡やすかるべし。」と云へるに心驚て此ことを書林東門子にさゝやくに、日あらずして持来る。忽是を荷ふて三十余里を馳て郊と共に八月望月江が家に到る。江嗟嘆して許諾す。年来の積鬱爰に解て謹て拝受し侍りぬ。是を秘して礦中の玉ならんも本意なしと頻にす、められて則模写して梓行に及ぶ。

秋瓜序文後半部分（便宜的に太字にした）によれば、秋瓜が切望していた「鹿島詣」の芭蕉真蹟を入手する手段として、所蔵者の本問画江が欲していた医学書『證治準繩』を手に入れ、それと交換することを提案している。交渉上手な青郊の機転により秋瓜本『鹿島詣』が世に出された。青郊はその立役者として紹介されており、出版実現の裏話として興味深い。秋瓜本『鹿島詣』の付録には次の青郊作品が掲載されている。

名月や背戸にも敲く引板の音

青郊

芭蕉百回忌と常陸茨城郡の俳諧（上） — 佐久間青郊著『三百六十日々記』を通じて —

二村 博（常磐大学人間科学部）

Basho hundred death anniversary and Ibaraki Prefecture,
Ibaraki-machi Haiku (first part)

Hiroshi Nimura (*Faculty of Human Science, Tokiwa University*)

この論文は、江戸時代に茨城県茨城町の俳人佐久間青郊が、芭蕉百回忌の年に記した日記の解説を通じて、当時の茨城郡における俳諧文化について考察したものである。今回は全二編のうちの上半期編で、1月から6月までの日記の内容について取り上げている。

This paper, the Haiku poet SakumaSeikou of Ibaraki Prefecture, Ibaraki-machi, in the Edo era, through the decoding of the diary that describes a year of Basho hundred death anniversary, is one that was discussed haiku culture in Ibaraki County at the time. This time in the first part of the full-edition, we have discussed the contents of the diary of January to June.

はじめに

寛政五年（一七九三）は芭蕉百回忌にあたる。命日の十月十二日には、全国で芭蕉追悼行事が盛大に行われた。これを契機に俳諧の派閥止揚ムードが海内に広がり、文化文政期には更に俳諧の諸派交流が浸透していく。芭蕉の墓所義仲寺（現滋賀県大津市）では、宝暦十三年（一七六三）の芭蕉七十回忌以来、毎年欠かさず追悼の時雨会を催し、記念集『しぐれ会』を刊行した。芭蕉復興運動は年を追うごとに普及し、八十回忌、九十回忌を経て、芭蕉百回忌を迎える頃には、俳諧を嗜む日本全国の人々に高揚感、連帯感が広まっていた。寛政五年は当時の俳人たちにとって特別な年であり、俳諧史における一つの節目である。

常陸国野曾村（現茨城町野曾）の俳人佐久間青郊は、寛政五年元日から十二月十九日まで毎日欠かさず日記をつけていた（六月二十二日を除く）。『三百六十日々記』と表題された本資料は、銚田市の田崎稔氏が所蔵している。『旭村の歴史』通史編第四章宗教と文化（平成十年 旭村教育委員会）に一部内容が紹介されているが、執筆者である矢口圭二氏より所蔵者についてご教示を賜り、原本を拝見する機会を得た。実際に『三百六十日々記』を紐解いてみると、簡素な中本書型の一冊ではあるが、やや傷みの進んだ冊子には、細々とした文字がびつしりと綴られている。文字数は合計五万三千字以上あり、原稿用紙約百三十枚分である。内容は毎日の気候、俳諧に関する記録、村内外のこと、作品メモ、難読語、難語の記録などが混在しているが、その中でも俳諧に関する記述が最も多い。

本稿では、この俳諧日記ともいえる『三百六十日々記』を、上半期（一月～六月）、下半期（七月～十二月）の上下二期に分けて記述内容をまとめ、その概要を紹介する。内容が膨大なため今回は上半期のみを扱い、下半期に関しては次号に掲載する予定である。

また、青郊が活動した常陸茨城郡の俳諧、当時の水戸俳壇の指導者である遅月上人、岡野湖中との関わり、日記の執筆年にあたる芭蕉百回忌の興行について若干の考察を加える。

執筆者一覧 (掲載順)

石川勝博	人間科学部	准教授
申紅仙	人間科学部	准教授
千手正治	人間科学部	准教授
富田信穂	人間科学部	教授
二村博	人間科学部	助教
水嶋陽子	人間科学部	准教授
石田喜美	横浜国立大学教育人間科学部	准教授
関敦央	心理臨床センター	統括
寺島哲平	人間科学部	専任講師
市川宏子	人間科学部	非常勤講師
森本俊	人間科学部	助教
松崎哲之	人間科学部	准教授

編集委員

柏谷 亘正 庄司 一郎 永野 勇二
中村 泰之 長谷川幸一 平野 哲也

常磐大学人間科学部紀要 人間科学 第33巻 第1号

2015年9月30日 発行
非売品

編集兼発行人 常磐大学人間科学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1
代表者 三澤 進 電話 029-232-2511 (代)

印刷・製本 山三印刷株式会社

HUMAN SCIENCE

(Faculty of Human Science, Tokiwa University)

Vol.33, No.1

September 2015

CONTENTS

Articles

A study on the relation between teacher-student communication, active class attitude and motivation to learn active learning class in college freshmen education M.Ishikawa 1

A survey on university students' part-time job and accident risk :
From Hiyari-Hatto(incident) and injury experiences SHIN.H 13

The Current Situations of One-Stop Support for Crime Victims in Japan and the United States – Examples of One-Stop Support Centres in the Tokyo Metropolitan Area and California – M.Sennzu, N.Tomita 23

Basho hundred death anniversary and Ibaraki Prefecture, Ibaraki-machi Haiku (first part) H.Nimura 118 (一)

Demographical Study of Stem Family Households in Rural Japan : A case study of Satomi village in Ibaraki Prefecture of Japan Y.Mizushima 37

Research Note

Applying gamification to utilize campus and academic resources : Design and practice of campus orientation programs K.Ishida, A.Seki, T.Terashima 49

Rilkes „Larenopfer“ und „König Bohusch“ als Geste des Frieden
——Beziehung von Rilke und dem tschechischen Nationalismus——
..... H.Ichikawa 65

Theoretical framework for core-based learning and teaching of English basic verbs in the instructional context S.Morimoto 73

Translation with the note

Translation with the note on the Aizawa Seishisai's "Tyuuyou Syakugi" (3)
..... T. Matshuzaki 94 (二十五)

Edited by Editorial Committee

Faculty of Human Science, Tokiwa University

Mito Ibaraki 310-8585 Japan